

県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重

# みえ県民カウ ビジョン

三重県

# 「幸福実感日本一」への挑戦 新しい三重を一緒に 創っていきましょう！

「幸福とは、行為の結果であり、誰かが与えてくれるものではない。」というアリストテレスの言葉があります。待っているだけでは幸福はやって来ません。自分のため、あるいは誰かのために、自らが行動を起こすことで、幸福を実感することができるのではないのでしょうか。自立し、行動すること、すなわち、アクティブ・シチズンであることが幸福実感への第一歩であると考えます。

今、私たちの社会には、大きな枠組みの変化が起こっています。大規模な自然災害の頻発、人口減少社会と超高齢社会の本格的な到来や世界経済のグローバル化による影響など、時代の分水嶺れいとも言うべき転換期を迎えています。このような厳しい現実を前に、安易にバラ色の未来を描くことはできません。まさに、県民の皆さん一人ひとりが自ら行動し、ともに支えあうことによってこそ、新しい三重を創造することができるのではないのでしょうか。

私は、分水嶺れいの先にある社会、新しい三重は、行政が主体的に担うものではなく、県民の皆さんと一緒に創りあげていくものだと考えています。それを「県民力による『協創』の三重づくり」と名付け、県民の皆さん一人ひとりの力を結集し、新しい三重を創っていくべきという強い思いを込めて「みえ県民力ビジョン」を策定しました。

県民の皆さん、力を合わせて「『幸福実感日本一』の三重」を創っていきましょう。

平成 24 年 4 月

三重県知事 鈴木 英敬



## 「みえ県民カビジョン」とは

「みえ県民カビジョン」は、長期的な視点から、三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示す、平成 24 (2012) 年度からのおおむね 10 年先を見据えた県の戦略計画です。社会経済情勢の変化に対応し、県民の皆さんと力を合わせて新しい三重づくりをめざそうとするものです。

また、「みえ県民カビジョン」を着実に推進するための取組内容をまとめた、平成 24 (2012) 年度から 4 年間の中期の戦略として、「みえ県民カビジョン・行動計画」を同時に策定しました。

本冊子は、「みえ県民カビジョン」と「みえ県民カビジョン・行動計画」で構成しています。



# みえ県民カ ビジョン

## 目次

### 第1編 基本理念

#### 県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重 …………… 5

- 第1章 私たちの置かれている状況 ～パラダイムの転換～ …… 6
- 第2章 三重の持つ力と課題 …………… 8
- 第3章 県民力による「協創」の三重づくりへ …………… 11
- 第4章 新しい豊かさモデル～「幸福実感日本一」の三重 …………… 15

### 第2編 基本理念を実現するための県政の展開 …………… 17

#### 第1章 県政運営の基本姿勢 …………… 18

- 第1節 県民との「協創」の取組を進めるために …………… 18
- 第2節 県民に成果を届けるために …………… 19
- 第3節 県民の信頼をより高めるために …………… 20

#### 第2章 政策展開の基本方向と政策 …………… 21

- 第1節 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～ 22
- 第2節 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～ …… 24
- 第3節 「拓く」～強<sup>ひら</sup>みを生かした経済の躍動を実感できるために～ 26

### 参考資料 時代潮流と現状認識 …………… 29



みえ県民カビジョン

第1編

**基本理念**

県民力でめざす  
「幸福実感日本一」  
の三重

# 私たちの 置かれている状況 ～パラダイム<sup>注)1</sup>の転換～

私たちの社会には、大きな枠組みの変化が起こっており、日本は明治維新、第二次世界大戦の終戦に次ぐ「第三の分水嶺<sup>れい注)2</sup>」ともいべき大きな転換期を迎えています。

平成 23 (2011) 年3月に発生した東日本大震災、9月に発生した紀伊半島大水害<sup>注)3</sup>により、私たちは自然の脅威を見せつけられました。東日本大震災では、強大な津波等により死者・行方不明者は2万人にも及び、被災地への直接的な被害額は、約 16.9 兆円にのぼりました。原子力発電所の事故を併発し、放射性物質による汚染が拡大して、多くの住民が避難を余儀なくされています。



紀伊半島大水害(県熊野庁舎周辺)

私たちは、このような大災害に直面し、命の尊さ、家族や地域との絆の重要性を再認識しました。

私たちには、災害は必ず起こるものとして意識し、行政の力や堤防などの施設に頼りすぎることなく、互いに助け合うとともに、一人ひとりが備えに当たることが求められています。

また、原子力発電所の事故の影響で、エネルギー政策の根本的な見直しを迫られるとともに、資源には限りのあることをあらためて認識させられました。地球規模の環境問題への対応が、持続可能な発展を続けるための国際的な課題となってきましたが、地球温暖化を防止するための方策についても見直しを求められています。

国の推計によれば、日本の人口は、減少局面にあるとみられています。今後、私たちは、人口減少社会の本格的な到来と向き合うこととなります。人口の減少と並行した少子高齢化の一段の進行は、地域コミュニティや経済、産業など、私たちの社会のあらゆる面に大きな影響を及ぼす懸念があります。現在の社会保障制度をはじめ、人口が増加することを前提に作られた仕組みを見直すなど、人口減少と超高齢社会に的確に対応していくことが必要です。

# 実感「日本一」の三重

平成 20 (2008) 年に、リーマンショック<sup>注)4</sup> に端を発する世界同時不況に見舞われ、また、東日本大震災後には、欧米諸国の財政・経済の先行きの不透明さが、過去最高水準の円高を引き起こしています。日本の経済や産業は、国内だけではなく海外の情勢に大きな影響を受けるようになっており、もはや世界市場の一部となっていることを認識する必要があります。グローバル競争への対応を一段と進め、知識集約型産業への転換を図ることと併せて、危機に強い地域循環型の産業を育成するなど、強じんて多様な産業構造に変えていくことが求められます。

行政の面においても、こうしたパラダイムの転換を十分に認識し、政策を柔軟に見直していくことが求められます。現金給付によるセーフティネットのように全国一律の仕組みと、地域の多様性を重視し、その自主性に委ねる仕組みの整理が必要です。

国および地方の債務残高<sup>注)5</sup> は 1,000 兆円を超え、将来の世代、私たちの子や孫の世代への負担を考えたとき、もはや放置できない状態にあります。加えて、東日本大震災からの復興に多大の経費を要することなどから、財政面で厳しい制約があるとの前提に立って、真に行政が取り組むべきものへ転換することについて、合意形成を図っていくことが必要です。

このような厳しい現実を前に、私たちは安易にバラ色の未来を描くことはできません。現実を直視した上で、私たちが自ら行動することで社会を変革し、転換期に対応していくことが求められています。

注) 1 パラダイム：ある時代や分野において支配的規範となる「物の見方やとらえ方」のこと。

注) 2 分水嶺：異なる水系の境界線をさす地理用語。ここでは時代の転換点の意味で用いています。

注) 3 紀伊半島大水害：平成 23 (2011) 年9月に発生した台風 12 号に伴う豪雨による大災害について、その貴重な教訓を次代に継承するため、三重県・奈良県・和歌山県において統一的な名称として用いることとしたもの。県内では、死者2名、行方不明者1名、1,227 棟にのぼる家屋損壊、道路・河川堤防等の公共施設の損傷など、甚大な被害が発生しました。〔平成 24 年1月 21 日現在〕

注) 4 リーマンショック：平成 20 (2008) 年9月に米国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズの破綻が世界的な金融危機の引き金となったことをさした表現。

注) 5 国および地方の債務残高：ここでは、経済の実態把握および国際比較に資するため、世界共通の基準 (SNA) に基づき、一般政府 (中央政府、地方政府および社会保障基金) の金融負債残高を体系的に集計した数値である一般政府総債務 (内閣府経済社会総合研究所) を用いています。



## 大規模な地震から 生きるために！

三重県では東日本大震災を受け、「地震から命を守る」を最も優先すべきテーマとし、「備えるとともに、まず逃げる」ことを基本方針に、緊急かつ集中的に取り組むべき対策を定めた「三重県緊急地震対策行動計画」を全国に先駆けて策定しています。自分の命を守るのは自分です。生きるために備えましょう。



# 三重の持つ力 と課題

## 第2章

私たちは、このような転換期において、三重が持つ力や課題を十分に認識した上で、新しい三重づくりに取り組んでいく必要があります。

名古屋、大阪の両大都市圏にまたがる三重は、東西文化の交わるところに位置し、南北に長く多彩な県土、豊かな自然の恵みを有しています。縦横に発達した街道交通の要衝として県内各地がにぎわい、人、情報、文化等の交流の場が形成され、それぞれの地に住む人びとが先人から受け継いだ自然、歴史、文化等を育んでいる、多様性に満ちた地域です。

一方、県北部と県南部とでは、地理的・経済的な要因等を背景として、さまざまな面で格差が生じており、こうした地域間格差の解消が求められています。

三重は、古くから幾たびも大規模な自然災害に見舞われながら、これを克服してきました。

江戸時代末期の嘉永7(1854)年に発生した伊賀上野地震をはじめとして、昭和19(1944)年の東南海地震、昭和21(1946)年の南海地震、あるいは昭和34(1959)年の伊勢湾台風などにより、大きな被害を受けてきました。

このような大規模な自然災害に見舞われるたび、私たちの先人は、力を合わせて、地域の復旧・復興に取り組み、災害から得た教訓を次代へ伝えてきました。

近年、大規模地震および津波の発生、台風の大型化等が懸念され、局地的大雨が頻発する中、こうした自然災害への対策を講じていくことが喫緊の課題となっています。

三重は、政治、経済の分野のほか、文化やスポーツの分野でも、世界的に著名な人物を輩出してきました。

近年では、三重出身の選手がオリンピックやパラリンピックで金メダルを獲得するなど、アスリートの活躍は私たちに夢と感動を与えています。

一方で、全国学力・学習状況調査の結果などから、三重の小・中学生の学力、体力の向上や、国際的に通用する人材の育成など、次代を担う人づくりの重要性が増しています。また、県民の皆さんに活力を与え、地域の一体感を醸成する上で、スポーツの持つ力に注目が集まっています。

江戸時代から木綿の産地であった伊勢平野は、戦前から紡績産業の一大集積地でしたが、高度経済成長期に、石油化学コンビナートの整備や企業誘致によって、ものづくりの拠点として発展し、その後も、戦略的な企業誘致に積極的に取り組んだ結果、2000年代半ばには半導体や液晶関連産業などの大規模投資が相次ぎました。県経済は好調に推移し、1人あたり県民所得が平成19(2007)年には全国で5番目になりました。



四日市コンビナート

しかし、平成20(2008)年秋に発生した世界同時不況の影響により、一転して同年の1人あたり県民所得は全国一の下落率となりました。雇用においても、平成21(2009)年6月の有効求人倍率は過去最低の0.40倍にまで低下しました。

三重には、素材・部材産業から加工組立産業に至る生産・研究施設の集積や高い技術力で全国や世界に高いシェアを誇る中小企業が多く存在することから、このような強みを生かすことで、県内産業の競争力を高め、強じんな構造にしていくことが重要です。

また、三重は、恵まれた自然環境を背景にして、おいしい食べ物に恵まれており、伊勢エビ、アワビなどの海産物や松阪牛などのブランド産品を生産しています。

一方で、農林水産業の就業者数は、平成2(1990)年の6万7千人から平成17(2005)年には4万5千人へと3割以上減少するとともに高齢化が進行しており、担い手問題が一段と深刻化しています。



## 三重の日本一

三重には、全国シェア1位の工業製品や農産物などが数多くあります。主なものだけでも以下のとおりです。

- ・ 錠、かぎの出荷金額日本一(平成21年)
- ・ なばな(主として葉茎を食するもの)の収穫量日本一(平成20年)
- ・ ケーブルテレビインターネット世帯普及率日本一(平成23年)
- ・ 河川平均水質ランキング日本一(宮川・平成22年)
- ・ 日本一短い地名、駅名「津」

三重県ホームページ「みえ DataBox」より



さらに、三重は、「おかげ参り」など古くから国内の人びとを集めた伊勢をはじめ、魅力ある観光地と多くの観光資源を有しています。20年に一度、遷宮に向けた諸行事が行われる伊勢志摩地域や「熊野古道」が世界遺産登録された東紀州地域など、独自の魅力を有する地域がたくさんあり、また、全国的にも有名な複合レジャー施設等も存在しています。

広域的な交流・連携や経済活動を支える高速道路網の整備が進められ、平成18(2006)年には紀勢自動車道の一部が、平成20(2008)年には新名神高速道路が開通したことなどにより、県内への観光入込客数は順調に増加してきました。

東日本大震災や紀伊半島大水害などの影響から観光入込客数の減少が懸念されますが、遷宮以降も観光産業が県内経済をけん引する産業として発展するように取組を進める必要があります。

このように三重は、さまざまな力を持った魅力に満ちた地域です。地域の持つ力、三重の力を再認識し、さらにその力を伸ばしていくとともに、国内外に認められるように情報発信していくことで、大きな時代の転換期において私たちが直面する課題を克服できるのではないのでしょうか。



おはらい町(伊勢市)

## 第3章

# 県民力による「協創」 の三重づくりへ

私たちは、パラダイム転換を伴う時代の分水嶺<sup>れい</sup>に立ち、将来に対する不安や閉塞感を抱いています。ここで立ち止まっていたら、私たちに明るい未来はありません。分水嶺<sup>れい</sup>の先にある社会、新しい三重を創造するために、勇気と気概を持って、スタートを切る必要があります。

## 安全・安心への備え

新たな世界に向かって存分に自分の能力を発揮するためには、命と暮らしの安全・安心を確保することが前提になります。

東日本大震災や紀伊半島大水害などの災害で明らかになったように、自然災害から命を守るためには、技術を過信してはならず、また、他人任せにすることはできません。私たちは、自分たちの命は自分たちで守る、という意識を持った上で、歴史の中で育まれてきた先人の知恵や周りの人びとの力を借りながら、あるいはまた、周りの人びとへ自分の力を提供しながら、力を合わせて取り組むことが求められています。

また、私たちの人生には、さまざまなリスク、不安要素があります。病気や事故、犯罪、老後の生活など、人それぞれの不安を抱えており、自分たちの能力を発揮するために、その不安をなくしていくことが求められます。特に、人口減少と超高齢社会を迎え、かつてのような高度経済成長は見込めない中で、命と暮らしの安全・安心を支える仕組みについて、世代を問わず私たち自身のこととして考え、国にも働きかけて、将来にわたって持続可能なものとなるようにしていくことが必要です。



消防団の訓練（三重県消防操法大会）

## 今ある力の発揮と新しい力の開拓

私たちには、新しい三重を創るために、今ある力を最大限発揮することが求められています。

第2章で見たように、三重はさまざまな資源に恵まれた魅力ある地域です。

こうした恵まれた資源や人びとの知恵や能力など、今ある力を再認識し、生かしていくことが必要です。また、私たち自身が気づいていない資源を発掘し、新たな力を開拓していくことも大切です。価値あるものを創り出すだけでなく、積極的に国内外へ発信し、さらにその価値を理解してもらう必要があります。



海女小屋体験

私たちは、このように今ある力を発揮し、新しい力を開拓することで、「すこいやんか!」と思えるような地域の魅力や価値を見だし、磨き上げ、日本をリードしていく役割を果たしていくことができるようになります。このことは、視点を変えれば、新しい三重づくりの中で、私たち一人ひとりが、いきいきと活動することができる社会ということができます。

## 自立し、行動する 県民（アクティブ・シチズン<sup>注）6</sup>）へ

安全・安心を脅かすものに備え、今ある力を発揮し、新しい力を開拓することによって、新しい三重を創るために、私たち一人ひとりが力を注いでいくことが必要です。

しかし、一人ひとりの力には限界があります。さまざまな事情により社会で十分に力を発揮できない人たちや社会的に弱い立場に置かれた人たちもいます。こうした人びとが社会の一員として多様な人びととつながりを持ち、共に生きることのできる社会に変えていく必要があります。

私たちは、誰もが自分の夢や希望を持ち、その思いを実現するために生きています。夢や希望を持って人生を主体的によくしていこうとする力や、住んでいる地域をよくしていこうとする力を発揮できたときに、私たちの人生は輝きます。



緑化活動

私たちは自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）でありたいと思います。

「自立し、行動する」とは、一人で生きることではなく、自らの判断と責任のもとで、公共心を持って社会の一員として生きていくことです。地域社会や企業などの一員として、進んで責任を果たしていくことです。

身の回りの家族や地域の絆を大切なものにとらえ、その中で自分にできることに取り組んでいきます。私たち一人ひとりが夢の実現に向け、希望を持って生きていくことができるように、私たちがみんなで支え合うことにより、さまざまな課題に取り組んでいく必要があります。

私たちは、人生のさまざまな局面で、家族として、ご近所や同じ地域に住む者として、性別や年齢などにとらわれず、県民としてのいろいろな力を発揮し、助け合い、支え合っています。

三重には、全国に先駆けて、県民がそれぞれの役割分担のもとに協働し、「公」を担ってきた実績<sup>注)7</sup>があります。その積み重ねを生かし、さらに深化させ、私たちそれぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することによって、新しい三重を創ることができると考えます。



## 幸福度に関する注目 が高まっています

平成23年11月9日に、法政大学大学院政策創造研究科の坂本光司教授研究室が発表した「47都道府県の幸福度に関する研究成果<sup>\*</sup>」によると、1位が福井、2位が富山、3位が石川…と続く中、三重は9位でした。その他にも各種研究機関等により幸福度の研究が進められています！

<sup>\*</sup>研究成果は、「生活・家族」「労働・企業」「安全・安心」「医療・健康」の4つの部門から、地域住民の幸福度を端的に示していると思われる40の指標を抽出・加工し、総合的に評価・分析されています。

注)6 アクティブ・シチズン：社会における自らの役割と責任を自覚し、積極的に社会に参画する住民をあらわす言葉です。アメリカ合衆国の第35代大統領であるJ.F.ケネディが、大統領就任演説の中で、「祖国があなたに何をしてくれるのかを尋ねてはなりません。あなたが祖国のために何ができるかを考えて欲しい。」とアクティブ・シチズンである必要性を訴えた言葉が有名です。

注)7 「公」を担ってきた実績：三重県では、平成10(1998)年に、全国に先駆けて「みえパートナーシップ宣言」を行い、いち早く県民と行政との協働に取り組んできました。



## 県民力による「協創」の三重づくり

私たちが創りあげようとする新しい三重は、次の三つのことがイメージされる社会です。

まずは、さまざまな生活のリスクに対して、社会全体で備える仕組みが整い、住み慣れた地域で安心して暮らせることです。このことがあって、私たちは自らの夢や希望の実現に向けて行動することができます。

次に、私たち一人ひとりが、人生のステージに応じて、自らの未来を切り拓くために必要な能力を身につけ、個性や能力を発揮して自由に生き方を選択し、地域の中で活動できることです。

最後に、三重という地域が強みを生かして発展し、私たちの生活や地域の活力を支える産業が活発であり、働きがいのある仕事に就くことができることです。

私たちは、それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していくことを「協創」と呼び、みんなで力を合わせて新しい三重を創る「県民力による『協創』の三重づくり」を進めていきたいと考えます。



### 「協創」について

私たちは、これまで個人、企業、地域の団体といったさまざまな立場で、行政との役割分担のもと、「公」の領域を共に担う「協働」を進めてきました。

さまざまな分野で「協働」が進められてきましたが、行政が主導した活動の「場」と役割分担のもとに参画することにとどまっている場合も少なくなく、私たちそれぞれの主体的な活動には至っていないものもあります。

これからは、これまで実践を重ね、蓄積してきた「協働」の現場での経験と課題をもとに、私たちが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していく段階に進んでいく必要があるとの思いから「協創」という言葉を使用しています。

# 第4章 新しい豊かさ モデル

## ～「幸福実感日本」の三重

私たちは自立し、行動する県民として、「協創」により新しい三重をみんなで創っていきます。新しい三重づくりは、私たち一人ひとりにとってどのような意味を持つのでしょうか。

### 幸福の考え方の変化

私たちは、どんな時代にあっても幸福でありたいと願っています。人は、社会との関わりの中で、自らの求めるもの、こうあって欲しいという思いが満たされたとき、幸福を感じることができます。求めるものは、時代背景により変化するため、私たちの幸福観も変わっていきます。

戦後の長い間、私たちはモノを所有すること、つまり、物質的な豊かさに幸福を感じ、それは日本経済が大きく成長していく中で満たされてきました。

その後、「物の豊かさから心の豊かさへ」といわれたように、私たちの価値観は変化し、多様化しました。また、いわゆるバブル経済崩壊後、右肩上がりの成長が望めなくなった社会経済情勢の変化の中で、人びとの幸福に対する考え方も変化していきました。

物質的な豊かさだけでは得られない幸福とは何か、私たちは試行錯誤してきたと言えるでしょう。そのような中で発生した東日本大震災は、一人ひとりの生き方や社会のあり方についても、根本からの見直しを迫るものとなりました。



## 幸福を実感するために

一人ひとりの価値観、考え方により、求める幸福の形、内容はさまざまです。しかし、幸福とは自分の夢や希望を持ち、その実現に向けて行動し、自らの生き方に価値を見いだすことで得られるものであり、身近な人や社会とのつながりの中で、自分の存在が認められることによって実感できるものだと、私たちは考えます。

私たち一人ひとりが幸福を実感するために必要なことは、

- ・自らと家族や仲間の、命と暮らしの安全の確保に最善を尽くした上で、
- ・個性や能力を発揮して自由に生き方を選択し、自らの夢や希望に向かって挑戦を続け（失敗をすれば再挑戦をし）、
- ・自分の住む地域やふるさとに誇りを持ち、社会に貢献し人の役に立つ喜びを感じ、
- ・いきいきと働き、生活の豊かさを実感する

ことではないでしょうか。

一人ひとりがこうして夢や希望の実現に向けて行動するためには、個人を支える社会の側に、失敗しても何度でも挑戦し続けられるような仕組みが確保されていること、全ての人が社会に参画できるよう必要な支援が得られること、仲間や地域のために主体的に行動しようとする人びとをお互いに支え合う仕組みが整っていることが必要です。

## 新しい豊かさモデル ～「幸福実感日本」の三重をめざして

私たちは、新しい三重づくりを、安全・安心を齎かすものに備え、今ある力の発揮と新しい力の開拓によって可能となるものと位置づけ、県民力による「協創」で行うことを提案しました。

こうした三重づくりに、私たちが自立し行動する主体として、自分自身の人生をデザインし、それぞれの立場で参画すること、そのこと自体で幸福を実感することができると思います。

新しい豊かさとは、自ら力を発揮する機会を見だし、主体的に社会づくりに関わることで、すなわち、**アクティブ・シチズン**として活動することによって得られるものではないでしょうか。そして、私たちのこのような生き方こそが、時代の分水嶺<sup>わい</sup>の先の新しいモデルになると考えます。

私たちみんなで力を合わせ、県民力を結集して、「日本一、幸福が実感できる」と胸を張ることができる新しい三重、すなわち「**県民力でめざす『幸福実感日本』の三重**」を創っていきましょう。



みえ県民カビジョン

## 第2編

基本理念を  
実現するための  
県政の展開

# 第2編 基本理念を実現するための

## 第1章 県政運営の基本姿勢

第1編で示された基本理念の実現に向けて、県民の皆さんが主体となって新しい三重づくりが進むように、県政を運営していきます。県民の皆さんとしっかり「協創」の取組を進めることができ、幸福実感が高まるように、県政運営の基本姿勢やあり方を変えます。

### 第1節 県民との「協創」の取組を進めるために

これからの県政は、県民の皆さんを、サービスの受け手（顧客）としてとらえるのと同じ重みで、新しい三重づくりの主体としてとらえます。県民一人ひとりが社会の担い手として参画し、活動でき、その上で成果を生み出せるように、事業を展開していく必要があります。

#### 社会への参画をサポートします

県民一人ひとりが自らの意欲と能力に応じて、積極的に社会に参画することができるよう、自立し行動する県民となるための支援を行います（県民力養成支援）。

さまざまな事情から社会で十分に力を発揮できないでいる県民の皆さんも、自分らしく生き、社会で活動することができるよう、社会全体で支え、全ての県民の皆さんとの「協創」の取組を進めることをめざします。

#### 絆づくりをサポートします

県民の皆さんがさまざまなつながり、絆のもとに、社会で活動することが広がるよう、仲間と一緒に社会をよくする取組への支援を行います（県民力拡大支援）。

企業や団体の行う社会貢献活動、NPOや社会起業家による取組など、さまざまな主体の行う「公」を担う活動を結びつけ、活動の輪を広げていきます。



#### 活躍できる場を増やします

県民の皆さんが主体として活躍できる場が増えるよう、これまで県が主導してきた場を開放していくなど、県の事業のあり方を見直します（県民力発揮支援）。

参画のモチベーションが高まり、持続的な活動につながるよう、県民の皆さんと一緒に取り組んだ事業の成果についても共有する取組を進めます。

## 第2節 県民に成果を届けるために

県政は、県民の皆さんのニーズに的確かつ迅速に応えた上で、その成果が実感されるものにならなければなりません。県民の皆さんへの成果を第一に考え、より高めていくため、課題が発生している現場の実態を把握するとともに、課題に応じて最も適した行政主体がその役割を担えるよう、市町、他府県、国との関係を変えていきます。

### 現場重視で事業を進めます

県政のさまざまな課題は、県民の皆さんの生活の現場に存在します。県民の皆さんに最も身近な自治体である市町や県民の皆さんとの直接対話の機会などを通じて、より現場に近いところでのニーズ把握に努めます。また、課題ごとに、どんな関係者（ステークホルダー）がいるのかを的確に把握し、県の内部だけでなく、関係する県民の皆さんと協議しながら、事業を進めていきます。

県が取り組んだ事業の成果については、積極的に情報発信し、より多くの県民の皆さんに知っていただくとともに、それに対するご意見を受け止め、より成果を上げることのできる事業へと改善していきます。

### 市町との連携を強化します

住民に最も身近な自治体である市町との連携をより強化していきます。

市町が地域の実情に応じて、より適切な行政サービスを提供することができるよう、県から市町への権限移譲を進めるとともに、県に必要とされる専門性を高めるなどして、市町の実情に応じた支援を行います。

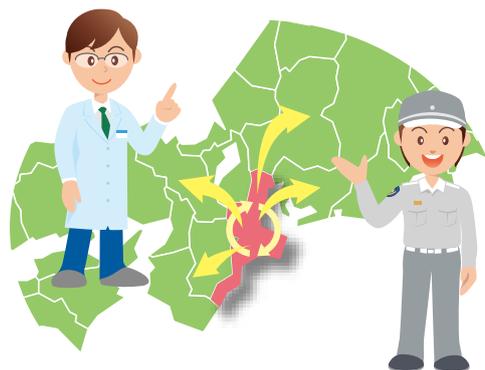
また、市町の区域を越える課題について、県としての役割を果たすために関係市町と連携して、調整役を担ったり、連携の核となるなどの取組を進めます。

なお、地理的・経済的に不利な条件にある地域の多い県南部については、若者をはじめあらゆる世代の住民が住み続けることができるよう、市町と連携して活性化に取り組みます。

### 県域を越える広域行政を進めます

県境を越えて広域化する経済活動や県民生活の実態などをふまえ、他府県との交流・連携を進めます。とりわけ、防災、観光、医療など県民の皆さんにとって、よりよい成果を得る上で有効な分野においては、広域的な防災訓練の実施や観光ルートの提案、ドクターヘリの共同運航などに積極的に取り組みます。

また、無料職業紹介、相談業務など国の事業のうち、県が行うことで県民の皆さんによりよいサービスを提供することができるものについては、既存の役割分担にこだわらず、事務・権限の移譲を積極的に求めていきます。



## 第3節 県民の信頼をより高めるために

県政に対する信頼をより高め、自立し行動する県民の皆さんと共に新しい三重を創っていくために、県もまた、自立した地域経営を実現する必要があります。

### 職員力の向上を進めます

県民の皆さんとの信頼関係を高め、「協創」の取組を進めるには、職員のさらなる意欲と能力の向上が求められます。職員一人ひとりが、県民の皆さんと共感できる感性、リスクを素早く察知する感性を持ち、自ら発信し、行動できるように、職員力の向上に向けた人づくりを進めます。



### 持続可能な財政運営に努めます

社会情勢の変化に対応し、県民の皆さんのニーズにあった事業を展開するため、徹底した無駄の排除と、「選択と集中」による戦略的な取組の推進を図ります。また、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政基盤の確立に向けた取組を進めます。

### 県政運営の仕組みを見直します

県政を着実に推進するため、県政運営の仕組みについて、時代の変化に適応しているか、また、県民の皆さんに成果を届けられるものになっているかなどの観点から不断の改善に取り組みます。



三重県庁

# 政策展開の 基本方向と政策

基本理念の実現に向けて、次のとおり＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）を定めるとともに、その下に16の＜政策＞を位置づけて、県政を推進していきます。

## I 「守る」

～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

- 1 危機管理  
～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～
- 2 命を守る  
～健康な暮らしと安心できる医療体制～
- 3 暮らしを守る  
～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～
- 4 共生の福祉社会  
～地域の中で誰もが共に支え合う社会～
- 5 環境を守る持続可能な社会  
～自然を大切にし、環境への負荷が少ない社会～

## II 「創る」

～人と地域の夢や希望を実感できるために～

- 1 人権の尊重と多様性を認め合う社会  
～一人ひとりが尊重され、  
誰もが参画できる社会～
- 2 教育の充実  
～一人ひとりの個性と能力を育む教育～
- 3 子どもの育ちと子育て  
～子どもが豊かに育つことができる社会～
- 4 スポーツの推進  
～夢と感動を育む社会～
- 5 地域との連携  
～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～
- 6 文化と学び  
～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～

## III 「拓く」

～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

- 1 農林水産業  
～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～
- 2 強じんて多様な産業  
～地域に活力と雇用を生み出す産業構造への転換～
- 3 雇用の確保  
～誰もが働ける社会～
- 4 世界に開かれた三重  
～観光産業の振興と国際戦略の展開～
- 5 安心と活力を生み出す基盤  
～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～

# 第1節



第2編

第2章

第1節 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

# I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

豊かな自然環境の中で、人と人、人と地域、人と自然のつながりを大切にし、命と暮らしの安全・安心が実感できる三重をめざします。

県民の皆さんが「公」を担う主体として持てる力を発揮し、**アクティブ・シチズン**として活動するためには、まず、日常生活における不安が解消され、安全で安心な生活が確保されていることが必要です。

地域における県民の皆さんの自主的な活動や、さまざまな主体が力を合わせ、**「協創」**の取組を進めることにより、命と暮らしの安全・安心が確保された社会を実現することは、**「幸福実感日本一」の三重**を創るための重要な柱の一つです。

政策

## I-1 危機管理

～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～

県民の皆さんの命や生活に甚大な影響を及ぼす事象の発生に備える危機管理の観点から、災害は必ず起こることを前提に、地震・津波や風水害などの防災対策に取り組むとともに、食の安全・安心を確保し、感染症や食中毒の発生・拡大を防止する取組を進めます。

特に、防災対策については、「減災」の考え方を重視し、「自助」「共助」を軸とした県民力による地域防災力の向上と、それを支える施設整備や体制づくりなど、「公助」の取組を進めます。

## I-2 命を守る

～健康な暮らしと安心できる医療体制～

県内の全ての地域において、県民の皆さんが必要とする医療サービスを受けることができ、生涯にわたって健康な暮らしを続けることができるよう、県民の皆さんの命を守るという視点から、医師の不足・偏在の解消など地域医療体制の整備に取り組むとともに、死亡原因の第1位であるがんに関する対策や県民の皆さんのこころと身体の健康づくりの取組を進めます。

特に、救急医療等を中心的に担う若手医師の確保・育成のため、医師のキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりに取り組みます。

## I-3 暮らしを守る

～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～

犯罪、交通事故、消費者トラブル、薬物の乱用など、日常生活の中で遭遇する可能性のあるさまざまなリスクに対して、県民の皆さんの暮らしを守るという視点から、県民の皆さんや地域、行政等の関係機関が一体となって備えることのできる社会づくりを進めます。

## I-4 共生の福祉社会

～地域の中で誰もが共に支え合う社会～

高齢者や障がい者、生活に困窮する人が、住み慣れた地域で必要な福祉サービス等を利用しながら自立し社会参画できる仕組みや、地域活動に関わるさまざまな主体が協力し、ライフステージに応じた質の高い福祉サービス等を維持できる仕組みづくりを推進します。

特に、障がい者施策については、障がい者が自らの決定・選択により、社会のあらゆる分野の活動に参画できるよう、社会全体で支える取組を進めます。

## I-5 環境を守る持続可能な社会

～自然を大切にし、環境への負荷が少ない社会～

県民の皆さんの自主的な活動やさまざまな主体が連携した取組により、温室効果ガスの排出抑制や、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等を推進するとともに、野生動物の保護・管理や、里地・里山・里海などの自然環境の保全を進めます。



## 第2節



# Ⅱ

# 「創る」

人と地域の夢や希望を実感できるために

一人ひとりが個人として尊重され、個性や能力を発揮して夢や希望の実現に挑戦でき、生きがいと地域の活力を実感できる三重をめざします。

県民力による「協創」の三重づくりを担うのは、人です。人は社会の成長を支え、豊かさを生み出しています。人と人、人と地域が結びつき、力を合わせ、活動の輪を大きく広げていくことで、夢や希望を実感できる豊かな社会が生まれます。

社会を支える人づくりや人びとの活動の場づくりは、活力ある地域の源泉であり、「幸福実感日本一」の三重を創るための重要な柱の一つです。

### 政策

## Ⅱ-1 人権の尊重と多様性を認め合う社会

～一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会～

性別や年齢、障がいの有無、国籍などにとらわれず、県民一人ひとりが個人として尊重され、誰もが互いに支え合いながら社会におけるさまざまな活動に参加できるよう、県民意識の醸成や仕組みづくりを推進します。

これからの社会において重視される多様性を認め合うという視点から、男女共同参画や多文化共生などの取組を進めます。

## Ⅱ-2 教育の充実

～一人ひとりの個性と能力を育む教育～

全ての子どもたちが一人ひとりの個性に応じて能力を伸ばし、学力と社会への参画力、豊かな心を身につけるとともに、自立する力や共に生きる力を育むことができるよう、県民総参加による教育の取組を進めます。

これからの社会の担い手である子どもたちへの教育は最重要課題であることから、<政策>として位置づけ、学力の向上、地域に開かれた学校づくり、特別支援教育の充実、学校における防災教育・防災対策の推進に取り組めます。



## Ⅱ-3 子どもの育ちと子育て

～子どもが豊かに育つことができる社会～

子どもが豊かに育つよう、家庭、地域、学校、企業、行政など、子どもに関わる全ての人びとが、子どもの目線に立ち、成長段階に応じた支援に連携して取り組むとともに、安心して子どもを生み育てられる子育て支援策の推進等を図ります。

「三重県子ども条例」の制定をふまえて、子どもが豊かに育つことのできる地域社会の実現に向けた取組を<政策>として位置づけ、子どもの育ちを支える家庭・地域づくり、子育て支援策の推進、児童虐待の防止と社会的養護の推進に取り組めます。

## Ⅱ-4 スポーツの推進

～夢と感動を育む社会～

スポーツをとおして、人びとに夢と感動を与え、県民の皆さんの一体感の醸成につなげるとともに、人と人、地域と地域との絆づくりを進め、活力に満ちた三重を創っていくため、<政策>として位置づけ、学校や地域におけるスポーツや競技スポーツの推進に取り組めます。

特に、本県における国民体育大会の開催を視野に入れ、競技力の向上に向けた取組を進めます。

## Ⅱ-5 地域との連携

～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～

地域住民、企業、NPO、県・市町等のさまざまな主体が結びつき、みんなで力を合わせて、特色ある地域資源の磨き上げや、新しい地域資源の開拓等に取り組み、個性豊かで活力ある持続可能な地域づくりを進めます。

特に、若者の人口流出、過疎化・高齢化の進んでいる南部地域の活性化に取り組めます。

## Ⅱ-6 文化と学び

～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～

新県立博物館や県立図書館などの「文化と知的探求の拠点<sup>注)8</sup>」を活用することで、魅力ある学びの場や文化・芸術にふれる機会の充実を図り、県民の皆さんが生涯にわたって学び続けられる社会づくりを進めます。

注)8 文化と知的探求の拠点：県立の図書館や博物館、美術館、文化会館など、モノや情報という形で知識や知恵などが集積し、専門性が高く、文化との接点を有し、知的探求を支援する拠点としての性格が強い文化・生涯学習施設のこと。

## 第3節



# Ⅲ 「拓<sup>ひら</sup>く」

強みを生かした経済の躍動を実感できるために

地域の資源や特性を生かし、新しい産業構造を拓くことにより、多様な就業機会に恵まれた経済の躍動を実感できる三重をめざします。

働いて収入を得るなど経済的な安定は、人びとの生活に豊かさをもたらす土台であり、自立し、行動する県民の皆さんの活動を支えることにつながります。県民の皆さんの生活や地域の活力を支えるのは産業であり、三重の産業が国内外に向けて、力強く展開されることで、経済の躍動が生まれ、多様な就業機会が創出されます。地域の資源や特性を生かした産業を磨き上げ、経済成長と就業機会を生み出していくことは、「幸福実感日本一」の三重を創るための重要な柱の一つです。

### 政策

## Ⅲ-1 農林水産業

～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～

生産・流通体制の整備や意欲ある経営体の育成・確保などに取り組むとともに、新商品の開発基盤の構築や販路の拡大などを推進することにより、「もうかる農林水産業」への転換をめざします。

特に、本県の「食」の魅力等を生かした「みえフードイノベーション<sup>注9)</sup>」の創出に取り組めます。

## Ⅲ-2 強じんて多様な産業

～地域に活力と雇用を生み出す産業構造への転換～

三重の強みを生かして、新しい時代を担う産業や成長産業を中心とした強じんて多様な産業構造をつくとともに、中小企業や地域資源を活用した多様なビジネス創出への支援などを総合的に行うことで、地域経済の活性化と地域の活力の向上を図り、多様な就業機会の創出をめざします。

特に、成長が期待される環境・エネルギー関連産業の自立的な集積に向けた取組を進めます。

## Ⅲ-3 雇用の確保

～誰もが働ける社会～

働く意欲のある人が、自己の能力や適性に応じて働くことができるよう、地域の実情に応じたさまざまな雇用支援や職業能力の開発を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現など、誰もが働き続けることができる環境づくりを促進します。

特に、産業振興と連携した人材育成や就労支援と若年者の安定した就労に向けた重点的な支援に取り組みます。

## Ⅲ-4 世界に開かれた三重

～観光産業の振興と国際戦略の展開～

グローバル化に対応し、国際競争の中で存在感のある三重を確立するための取組を<政策>として位置づけ、三重が誇る魅力や強みを国内外へ発信することや観光産業の振興による誘客促進、県内企業の海外販路拡大の支援などを進めます。

## Ⅲ-5 安心と活力を生み出す基盤

～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～

道路や港湾などの交流・連携基盤の整備を計画的に進めるとともに、都市基盤の整備やゆとりある住まいづくり、安定した水資源の確保や土地の計画的利用に取り組むことで、県民の皆さんの利便性や安定した生活の確保、国内外との交流・連携活動や地域の経済活動の活性化をめざします。

特に、県民の皆さんの命と地域を支える基盤としての幹線道路等の整備を進めます。

注) 9 みえフードイノベーション：農林水産資源を活用し、生産者や食品産業事業者、ものづくり企業等の多様な業種や、大学、研究機関、市町、県などの産学官のさまざまな主体の知恵や技術を結集し融合することで、地域が抱える課題を解決し、新たな商品やサービスを革新的に生み出す仕組みのこと。







# 参考資料

## 時代潮流と現状認識

## 1 世界の中の日本

### 直近の20年間に生じた変化

- 日本は、1980年代に国民1人あたりGDPが世界第二位となり、経済的な豊かさを達成するとともに、先進諸国の中でも格差の少ない社会を実現したといわれました。しかし、1990年代になると、終身雇用や年功序列など日本型経営に揺らぎがみられはじめ、近年では正規労働者と非正規労働者の二極化が進んでいます。とりわけ、若い世代では、ニート<sup>注1</sup>やフリーター<sup>注2</sup>、ワーキングプア<sup>注3</sup>の存在が社会問題になり、格差や貧困が拡大しつつあるといわれています。
- 急速な少子高齢化の進行や、先行き不透明な社会経済情勢を背景にして、将来に対する不安感や閉塞感が広がっています。中高年男性を中心とした自殺者の増加や高齢者の孤独死、児童虐待などが社会問題化するに至っています。
- 大きな地震が発生するとともに、世界的な異常気象のもと局地的大雨等が頻発し、自然災害に対する私たちの不安は増大しています。また、食の安全性や地域医療に対する不安も増しているほか、殺人や強盗などの凶悪犯罪も後を絶ちません。
- 経済の面においては、グローバル化が一層進みつつあります。情報通信技術の革新により情報は瞬時に世界中に広がり、世界経済はボーダレス化しています。一方で、投機的資金により不安定化する世界金融など、これまでにはなかった新たなリスクも生じています。
- 産業の面においては、サービス産業が拡大するなど産業構造の転換が進んでいます。中国など新興工業国の発展により、これまで日本が得意としてきた先端工業分野における市場シェアも奪われつつある中、次の成長産業が見いだせていない状況です。中小企業においても、グローバル化の波の中、新興工業国との厳しい競争に直面しています。



紀伊半島大水害の救助活動

注1 ニート：(Not in Education, Employment or Training, NEET) とは、教育、労働、職業訓練のいずれにも参加していない状態をさした造語。日本では、15歳から34歳の若年無業者をさすことが多い。

注2 フリーター：正社員以外の就労形態（アルバイトやパートタイマーなど）で生計を立てている人をさす言葉。

注3 ワーキングプア：明確な定義はないが、ここでは正社員として、あるいは正社員並みにフルタイムで働いても生活の維持が困難な就労者の社会層の意味で用いている。

- 教育の面においては、家庭や地域の教育力の低下が社会全体の問題として取り上げられるようになるとともに、「OECD生徒の学習到達度調査 (PISA)<sup>注)4)</sup>」等の結果から、日本の子どもたちの学力レベルの低下が指摘されています。

- 環境の面においては、平成4 (1992) 年の持続可能な開発を掲げた地球サミットを契機に、開発重視から環境と開発の調和へと世界でも価値観が大きく転換しました。日本では、「エコ」という言葉に象徴されるように、CO<sub>2</sub>の削減など地球環境問題が産業面での課題であるだけでなく、家庭生活でも身近な課題となっています。また、平成22 (2010) 年に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) を契機に生物多様性の保全に対する関心も高まりをみせています。



COP10 での記念植樹 (菟野町)

- 地域社会においては、近所づきあいが疎遠になるなど、コミュニティのつながりが薄くなっているといわれています。近年では、「無縁社会」ともいわれるような社会的な孤立が指摘され、ひきこもりなどが社会問題となる一方で、インターネットを通じた新しいつながり方が生まれています。
- 行政に目を転じると、高度経済成長期以降、国土の均衡ある発展と地方の雇用創出を目的に国が進めてきた公共事業を通じた地方への再分配政策は、財政的な制約もあって、その役割は小さくなっています。
- 地方のことは地方で決めるとの考え方のもと、地方分権改革が一定程度進むとともに、平成の大合併の結果、市町村数が大幅に減少しました。しかし、その一方で、地方の役割に見合った財源配分がなされていないという課題が残されています。
- 近年の国政の混迷によって、国の政治・行政に対する国民の信頼は大きく損なわれています。こうした中で、国および地方の債務残高は 1,000 兆円を超え、財政の硬直化と将来の負担増が懸念される状況となっています。

注)4 OECD生徒の学習到達度調査 (PISA) : OECD (経済協力開発機構) の参加国が共同して国際的に実施している 15 歳児を対象とする学習到達度調査のこと。

## 本格的な人口減少社会へ

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、日本の総人口は、長期の人口減少過程に入り、平成 42 (2030) 年には、平成 22 (2010) 年人口の約 91%である1億 1,662 万人まで人口減少が進むと推計されています。
- 人口減少が進み、生産年齢人口も減少することから、産業の生産力低下につながるものが懸念されているほか、経済・財政面では消費の低迷、税収減などにつながるおそれも指摘されています。
- 世帯構成は、単独世帯が3割を超え、世帯種別では最も多くなっています。両親と子ども二人という標準世帯の割合は減少しており、今後も高齢化が進む中、高齢者単独世帯が増加すると予測されています。
- 合計特殊出生率<sup>注)5</sup>は 1.39 (平成 22 年) と近年、若干の回復傾向を示しつつも、晩婚化、非婚化が進む中で、依然、少子化傾向が続いています。
- 人口減少や少子高齢化が進み、今後、税収減や社会保障関係費の増加が見込まれる中、戦後を支えてきた社会保障制度などの再構築が避けられません。

## 2 東日本大震災をふまえての現状認識

- 平成 23 (2011) 年3月に発生した東日本大震災に直面し、私たちは改めて自然への畏敬の念を抱くとともに、自然と共生していくことの大切さや命の重さを実感しました。



ボランティアによる支援活動

- 想定を超える大津波が防波堤等乗り越え、人家や市街地を飲み込む映像を目の当たりにして、自然の巨大な力に対する人の技術の無力さを痛感しました。
- 災害という危機に直面することで、人と人が共に生きることや絆の重要性を再認識しました。世代を超えて、社会に関わり、地域に貢献し、共に助け合うことの意義も改めて見いだしました。
- 国内外の供給網 (サプライチェーン) が寸断され、物流や部品供給が途絶えるなど経済活動に大きな影響が出ました。企業間の水平分業<sup>注)6</sup>は効率的である反面、災害によって分業

注)5 合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数のこと。

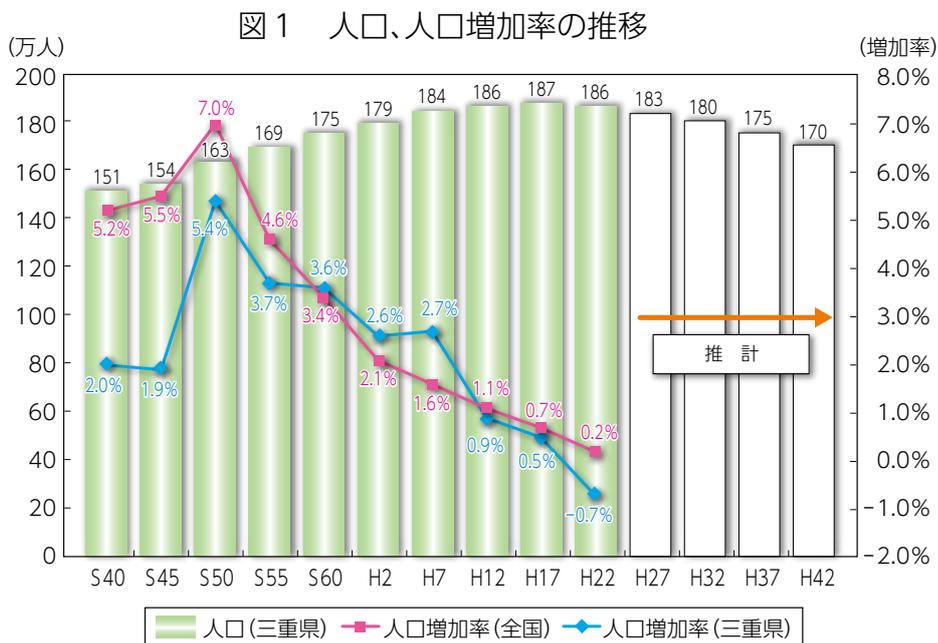
注)6 水平分業：企業が製品の開発・製造の各段階で外部に発注して製品化すること。

が成り立たなくなるという弱点があることがわかりました。被災しても全国や世界から復旧を切望されるような独自技術を持つことが大切である一方で、地域内で循環するような産業構造を構築することも必要です。

- 原子力発電所の事故によって、エネルギー需給の仕組みを見直す大きな岐路に立たされています。再生可能エネルギーの導入促進のみならず、私たちのライフスタイルにも変化が求められています。
- 大震災を経て、私たち住民に最も身近な市町村の役割の重要性を再認識するとともに、行政域を越えた広域連携の重要性が明らかとなりました。復旧・復興の過程では、国と一体になった対策が必要とされるとともに、都道府県が広域的、専門的な観点から市町村の取組を支援していくことが求められています。
- 行政が持つ経営資源には限りがある中で、大震災の復旧・復興と、今後の自然災害に備えた防災力の強化に集中投資が必要なることから、その他の分野における予算の確保が従来以上に厳しくなる見通しとなっています。

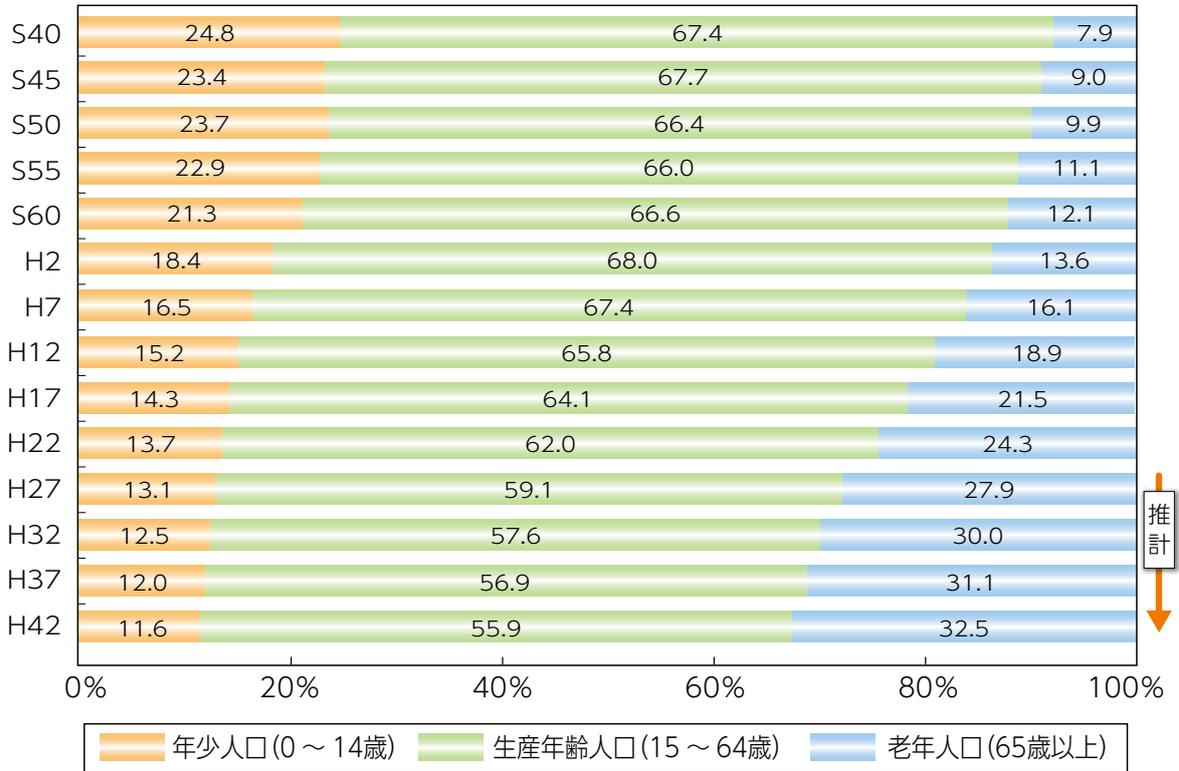
### 3 三重の現状と課題

国勢調査に基づく三重の人口は、平成 17 (2005) 年の 186 万 6,963 人をピークに減少局面に入り、平成 22 (2010) 年の人口は、185 万 4,724 人となっています。今後、三重の人口は減少を続け、平成 42 (2030) 年には、平成 22 (2010) 年人口の約 90%である 170 万人程度まで減少することが予測されています。(図1)



[出典:総務省「平成 22 年国勢調査」、平成 27 年以降は県の独自推計]

図2 年齢3区分別人口の推移



[出典：総務省「平成22年国勢調査」、平成27年以降は県の独自推計]

○ 三重の人口を年齢3区分別に見ると、少子高齢化の進行により、年少人口（0～14歳）および生産年齢人口（15～64歳）の割合が低下し、老年人口（65歳以上）の割合が増加してきており、平成42（2030）年には、県内の高齢化率（65歳以上の人口の割合）は約32.5%まで増加することが予測されています。（図2）

とりわけ、県南部の市町においては少子高齢化が進んでいる状況です。（表1）

表1 市町別年齢3区分別人口

	総数	平成22年 人口（割合）					
		0～14歳		15～64歳		65歳以上	
三重県	1,854,724	253,174	13.7%	1,142,275	62.0%	447,103	24.3%
津市	285,746	37,466	13.2%	175,473	62.0%	69,937	24.7%
四日市市	307,766	44,026	14.4%	196,593	64.2%	65,609	21.4%
伊勢市	130,271	16,967	13.1%	78,666	60.8%	33,681	26.0%
松阪市	168,017	22,749	13.6%	103,016	61.6%	41,525	24.8%
桑名市	140,290	20,392	14.7%	88,084	63.6%	29,981	21.7%
鈴鹿市	199,293	30,510	15.5%	127,780	64.9%	38,500	19.6%
名張市	80,284	10,560	13.2%	51,424	64.2%	18,066	22.6%
尾鷲市	20,033	2,168	10.8%	10,645	53.2%	7,201	36.0%
亀山市	51,023	7,311	14.4%	32,400	63.9%	10,957	21.6%
鳥羽市	21,435	2,468	11.5%	12,541	58.6%	6,374	29.8%
熊野市	19,662	2,078	10.6%	10,301	52.5%	7,252	36.9%
いなべ市	45,684	6,345	13.9%	29,043	63.6%	10,282	22.5%
志摩市	54,694	6,212	11.4%	30,835	56.4%	17,588	32.2%
伊賀市	97,207	12,164	12.5%	58,146	59.9%	26,733	27.5%
木曽岬町	6,855	797	11.6%	4,466	65.1%	1,592	23.2%
東員町	25,661	3,373	13.2%	16,946	66.2%	5,289	20.7%
菰野町	39,978	6,123	15.4%	24,553	61.8%	9,051	22.8%
朝日町	9,626	2,025	21.1%	5,801	60.5%	1,757	18.3%
川越町	14,003	2,312	16.7%	9,035	65.3%	2,487	18.0%
多気町	15,438	1,935	12.6%	8,961	58.5%	4,417	28.8%
明和町	22,833	3,307	14.5%	13,829	60.6%	5,668	24.9%
大台町	10,416	1,170	11.2%	5,552	53.3%	3,689	35.4%
玉城町	15,297	2,444	16.0%	9,367	61.3%	3,475	22.7%
度会町	8,692	1,166	13.4%	5,160	59.4%	2,365	27.2%
大紀町	9,846	943	9.6%	4,947	50.4%	3,930	40.0%
南伊勢町	14,791	1,300	8.8%	7,101	48.0%	6,387	43.2%
紀北町	18,611	1,984	10.7%	9,779	52.7%	6,781	36.6%
御浜町	9,376	1,252	13.4%	4,974	53.1%	3,150	33.6%
紀宝町	11,896	1,627	13.7%	6,857	57.8%	3,379	28.5%

[出典：総務省「平成22年国勢調査」]

※総数には年齢不詳人口を含んでいます。

このため、3区分別人口の合計とは一致しません。

- 県南部は、地理的・経済的に不利な条件にある地域が多く、とりわけ、中山間地域においては、集落機能の維持が困難になる集落が増加しています。(図3、図4)

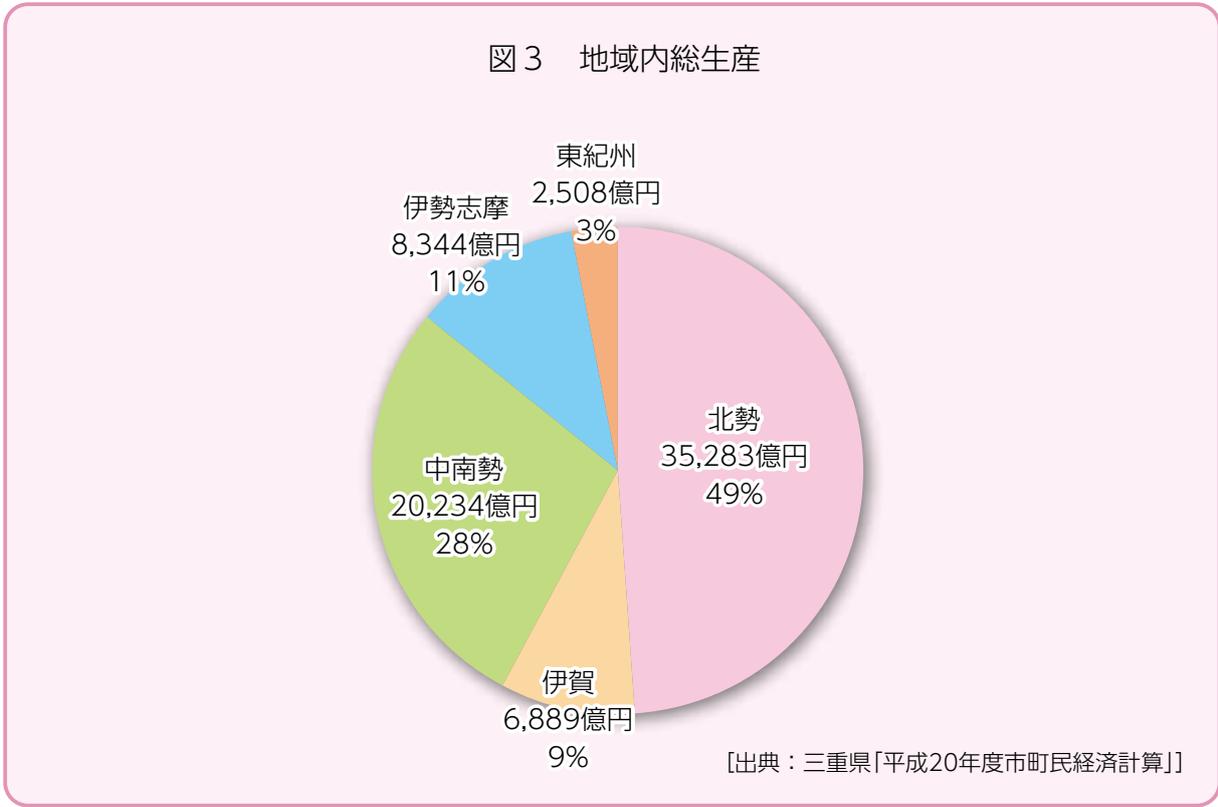
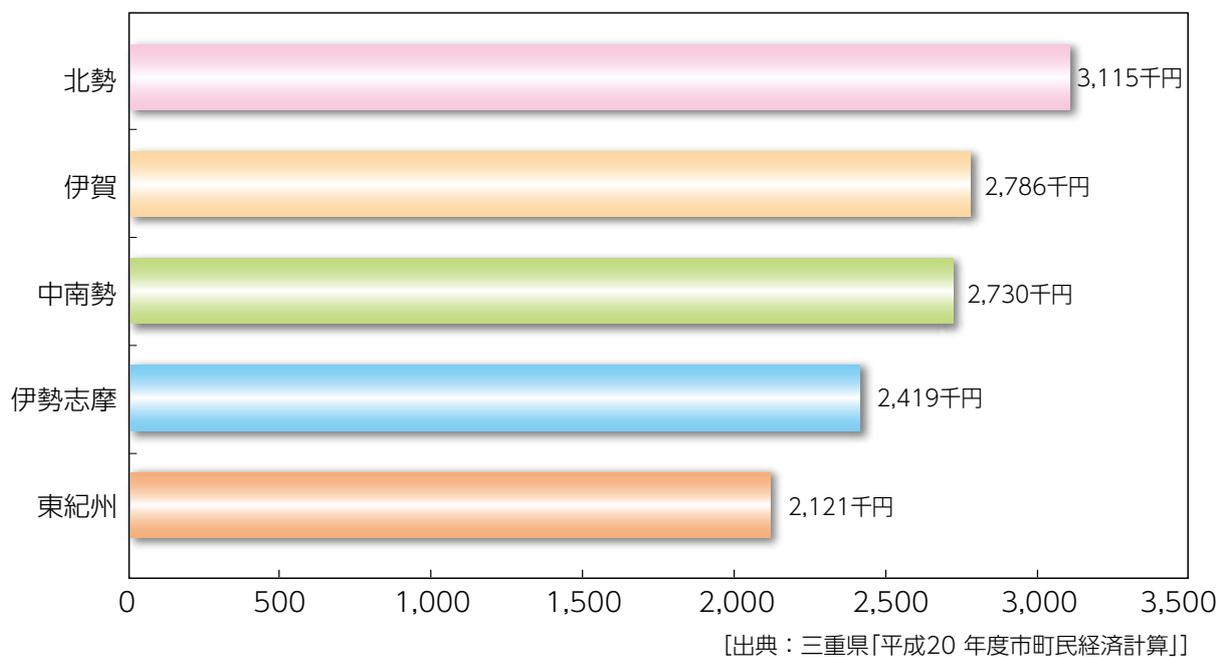


図4 1人あたり市町民所得



- 世帯の状況を見ると、単独世帯が増加傾向となっており、平成 22 (2010) 年に一般世帯構成の約 27%を占めるに至っています。とりわけ、65 歳以上の高齢者単独世帯は、平成 22(2010) 年に6万世帯を超え、平成 42 (2030) 年には約8万世帯と一般世帯の約 12%を占める見込みとなっています。

暮らしの面においては、総じて私たちの暮らしを取り巻く不安が高まっています。

- 東海、東南海、南海の3地震が連動する大規模地震および津波の発生が懸念されています。リアス式海岸が続く県南部は言うに及ばず、伊勢湾台風 (昭和 34 年) の前後に整備された堤防の多い伊勢湾沿岸部にとって、地震、津波への対策を講じていくことは喫緊の課題となっています。
- 平成 23 (2011) 年の台風 12 号による紀伊半島大水害は、県内に、死者2名、行方不明者1名、1,227 棟にのぼる家屋損壊、道路・河川堤防等の公共施設の損傷など、甚大な被害をもたらしました (平成 24 年1月 21 日現在)。近年、台風の大型化等が懸念され、局地的大雨が頻発しており、土砂災害、洪水など風水害からの被害を軽減するための対策の重要性が高まっています。
- 菓子や米などの食品偽装問題が明らかになり、食の安全への信頼が揺らぎました。食の分野でも進むグローバル化がリスクを増大させており、事業者側の安全管理と行政のチェック体制が課題となっています。そのため、県では、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」を制定するとともに、食の安全を確保するための啓発や監視指導體制の強化に取り組みました。
- 平成 21 (2009) 年の新型インフルエンザの発生に伴い、行政からの情報提供のあり方が問われ、高病原性鳥インフルエンザ<sup>注)7</sup>の発生も含め、感染症への不安が高まっています。
- 医師等の不足・偏在や救急医療体制など地域医療への不安も高まる中、私たち県民の中からも、地域の医療のあり方を考え、適正な受診行動を行うなどして、地域全体で医師や看護師を支え、地域医療を守っていこうという動きが生じています。

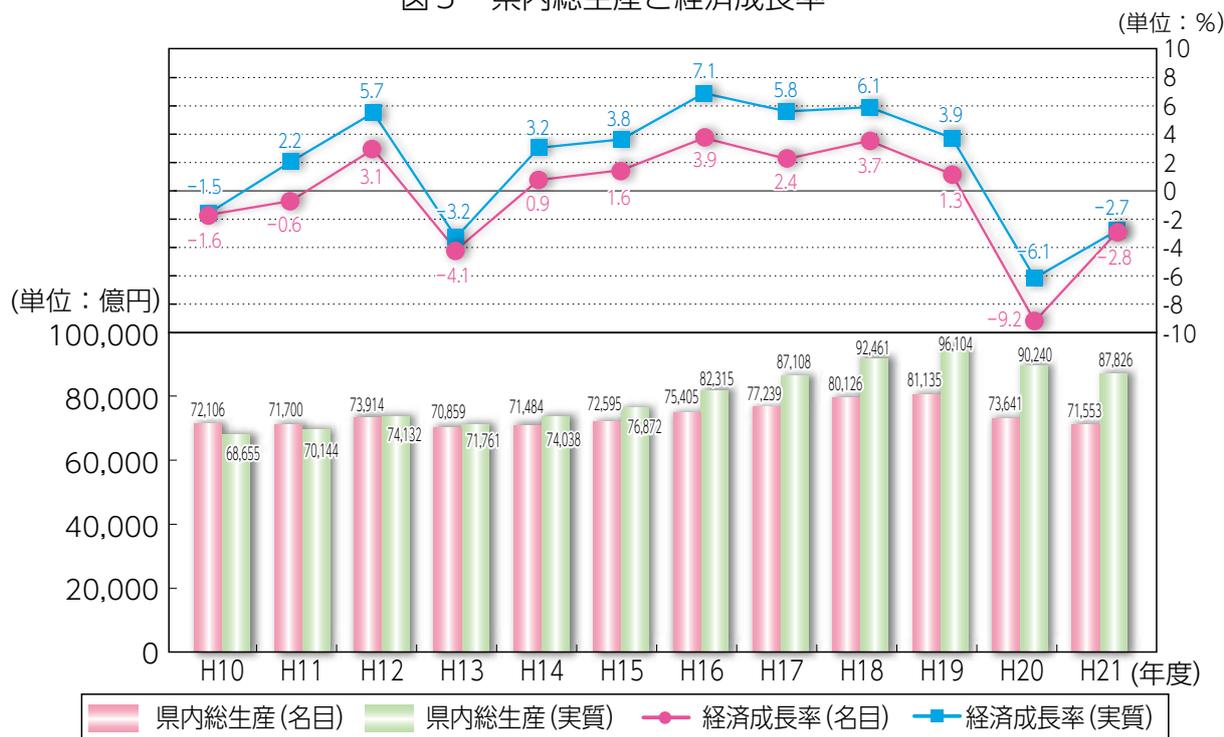
注)7 高病原性鳥インフルエンザ：鳥インフルエンザのうち、感染した鳥が死亡し、全身症状などの特に強い病原性を引き起こすタイプをさす。

- 核家族化や地域の絆の希薄化などを背景に、子育てに悩みや不安を抱える保護者が増えており、児童虐待等に関する相談も年々増加しています。その中で平成 22 (2010) 年、県内でも重篤な児童虐待事件が発生しました。このため、県では児童相談所の機能の充実や市町との連携強化などに取り組んでいます。
- 凶悪犯罪が依然として後を絶ちません。また、交通事故の発生状況 (人口 10 万人あたり死者数) は、平成 22 (2010) 年の全国ワースト 2 位から平成 23 (2011) 年には、全国ワースト 16 位と大きく減少したものの、引き続き交通事故をなくすための取組が必要です。さらに、産業廃棄物の大規模な不法投棄も問題になっています。
- スポーツの面では、平成 21 (2009) 年には、世界新体操選手権三重県大会が開催されたほか、F1 日本グランプリの鈴鹿市での開催が再開されるなど世界的に注目されるイベントが相次いでいます。また、三重出身の選手がオリンピックやパラリンピックで金メダルを獲得するなど県民の皆さんに夢と感動を与える明るい話題が続いています。

産業や経済の面においては、世界経済の影響を強く受けています。

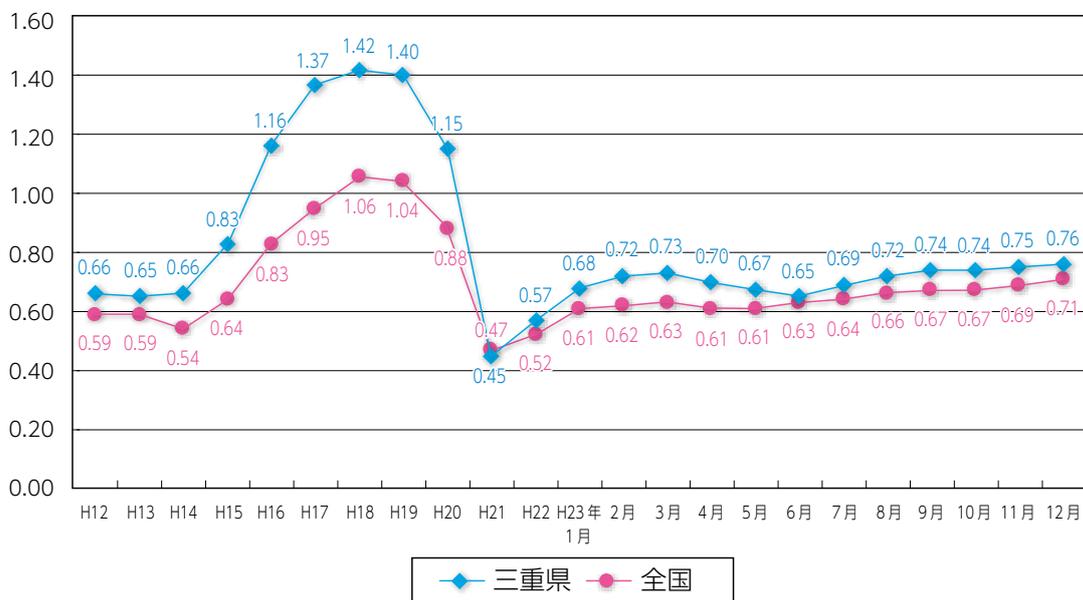
- 三重は名古屋、大阪の両大都市圏にまたがるなど地理的条件に恵まれるとともに、行政においても、バレー構想など戦略的な企業誘致に積極的に取り組んできました。その結果、2000 年代半ばに半導体や液晶関連など製造業の大規模投資が相次ぎ、県経済は好調に推移し、1 人あたり県民所得が平成 19 (2007) 年に全国で 5 番目になりました。しかし、平成 20 (2008) 年秋に発生した世界同時不況の影響により、県内の経済成長は急激に悪化し、1 人あたり県民所得は全国一の下落率となりました。(図 5)  
雇用の面では、平成 21 (2009) 年 6 月の有効求人倍率は過去最低の 0.40 倍にまで低下し、その後、緩やかな回復基調にあるものの、依然、厳しい状況が続いています。(図 6)
- 三重には、高い技術力で全国や世界に高いシェアを誇る中小企業が多く存在します。このような中小企業の振興を図っていくことが県内産業の競争力を高め、強じんな構造にしておくために重要です。

図5 県内総生産と経済成長率



[出典：三重県「平成21年度三重県民経済計算結果」]

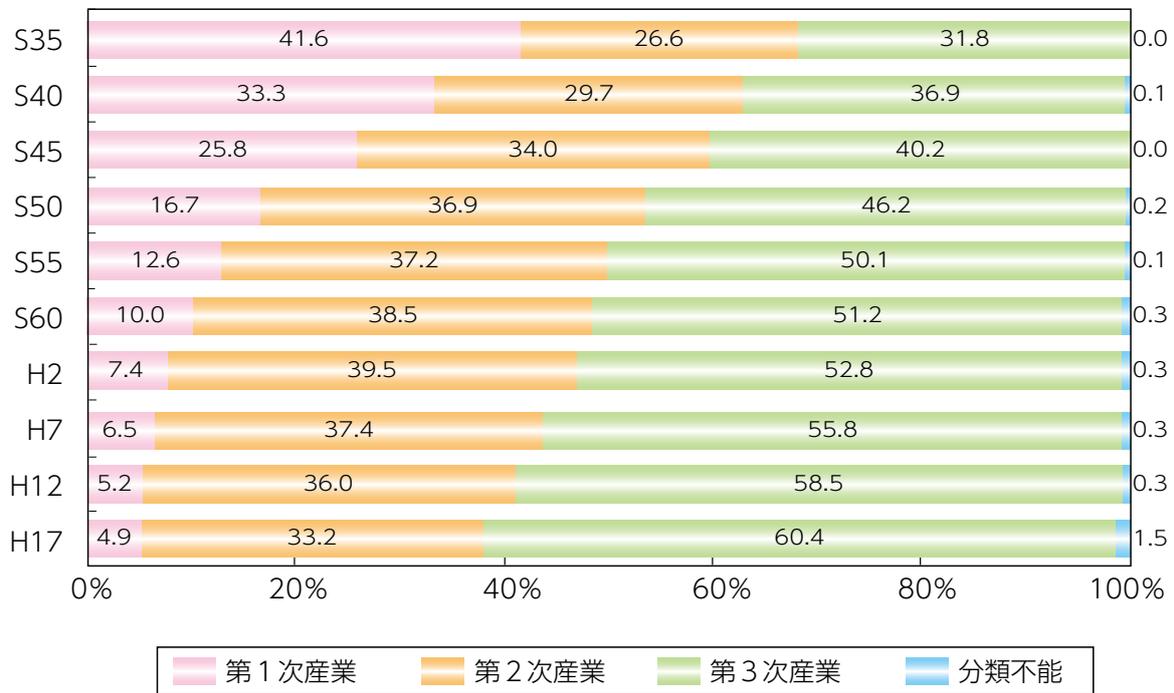
図6 有効求人倍率の推移(季節調整値)



[出典：厚生労働省「一般職業紹介状況」]

- 産業構造の転換が進むに伴い、産業別従事者の割合にも変化が生じています。公共事業の減少で建設業従事者が減少する一方で、福祉分野の従事者は増加しています。農林水産業においては、就業者数が平成2(1990)年の6万7千人から平成17(2005)年には4万5千人へと3割以上減少するとともに高齢化が進行しており、担い手問題が一段と深刻化しています。

図7 産業別の就業割合



[出典：総務省「平成17年国勢調査」]

- 平成 25 (2013) 年に予定されている第 62 回神宮式年遷宮に向けた諸行事が行われている伊勢志摩地域や集客交流が進んだ東紀州地域をはじめとして、三重の観光地としての魅力は増えています。県内には、全国的にも有名な遊園地やテーマパーク等の施設も存在しており、三重の観光レクリエーション入込客数は、増加傾向にあります。
- 東紀州地域においては、平成 16 (2004) 年に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録されたほか、熊野古道センター (平成 19 年) や里創人熊野倶楽部 (平成 21 年) <sup>リゾートくまのくらぶ</sup> などの中核施設がオープンし、紀勢自動車道が延伸したことなどにより、東紀州地域への来訪者数は順調に伸びてきましたが、平成 23 (2011) 年の紀伊半島大水害の影響で激減しました。
- 交通インフラの面では、平成 6 (1994) 年に関西国際空港、平成 17 (2005) 年には中部国際空港が開港し、世界や全国をつなぐ交通の基盤づくりが進みました。
- また、平成 18 (2006) 年には紀勢自動車道の一部が、平成 20 (2008) 年には新名神高速道路が開通するなど、県内の幹線道路の整備が進められ、中部圏・近畿圏をつなぐ産業、文化、観光面での交流・連携の拡大が図られています。

- 行政の面においては、三重県の県債残高（一般会計ベース）は、1990年代半ばと2000年代後半に急増し、約1兆1,853億円（平成22年度末一般会計ベース）となっています。また、平成22(2010)年度の最終補正予算後の、歳出の総額は6,804億円（普通会計ベース）で、ほぼ半分の3,359億円を人件費や公債費などの義務的経費が占めています。今後の財政状況はさらに厳しくなり、政策的な経費に充てることのできる予算額は大幅に減少すると予測されます。
- 県内では合併により69市町村が29市町に再編されました。財政基盤が強化される一方で、行政サービスのきめ細かさが低下したとの声も、新市町中心部から離れた周辺地域の住民からは聞かれます。また、合併後も県南部を中心に財政基盤の弱い小規模の市町が存在しています。このような中で、県と市町との行政間での役割分担が改めて問われる状況にあります。
- 県政に関わる分野では、平成10(1998)年、全国に先駆けて「みえパートナーシップ宣言」を行い、いち早く県民と行政との協働に取り組むとともに、地域資源を生かした地域づくりに取り組んできました。

このように、三重を取り巻く環境が大きく変化していますが、三重の強みを伸ばすとともに、私たちを取り巻く不安や不満の要因を克服していくことで、幸福を実感し、「すごいやんか!」と思える三重を創り出すことができると考えています。





# みえ県民カ ビジョン

行動計画

# みえ県民カ ビジョン

## 行動計画

### 目次

<b>第1編 政策体系</b> .....	<b>45</b>
第1章 政策体系とは .....	46
第2章 施策の概要 .....	48
第1節 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	52
第2節 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～	98
第3節 「拓く」 <sup>ひら</sup> ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～	142
<b>第2編 選択・集中プログラム</b> .....	<b>193</b>
第1章 緊急課題解決プロジェクト .....	195
第2章 新しい豊かさ協創プロジェクト .....	237
第3章 南部地域活性化プログラム .....	259
<b>第3編 計画の推進</b> .....	<b>265</b>
第1章 行政運営の取組 .....	266
第1節 施策の推進を支えるために .....	266
第2節 民主的かつ公正中立な行政運営（行政委員会）	284
第2章 計画の進行管理 .....	288
第1節 基本的な考え方 .....	288
第2節 県民の幸福実感の把握 .....	290
第3節 行政経営資源の見通し .....	292
<b>参考資料</b> .....	<b>297</b>
1 県議会、市町、有識者、県民の皆さんからの意見反映	298
2 個別計画一覧 .....	302
3 数値目標一覧 .....	310



第1編  
政策体系

# 第1編

# 政策体系

## 第1章 政策体系とは

政策体系は、「みえ県民力ビジョン」で示す基本理念を実現するために、県が行う取組を目的と手段の関係で整理したものです。

＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）のもとに、＜政策＞－＜施策＞－＜基本事業＞－＜事務事業＞の階層で、県の取組等を網羅し、体系的に整理しています。

「みえ県民力ビジョン」でお示した＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）および＜政策＞に加え、この「行動計画」では＜施策＞の内容を、構成する＜基本事業＞とあわせてお示ししています。

＜施策＞には、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標（「県民指標」）と、県（行政）が取り組んだことの効果がわかる指標（「県の活動指標」）を設定しています。

＜施策＞は、数値目標の達成状況や＜基本事業＞の取組状況等を総合的に判断して、＜施策＞を担当する副部長または次長が評価を行い、毎年度「成果レポート」として取りまとめ、＜施策＞の成果と改善方向を公表します。

### 施策の指標の考え方

＜施策＞の進行管理を的確に行うとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況をお示しするため、「県民指標」、「県の活動指標」について、それぞれの性質をふまえた実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標としています。

## ■ 県民指標

「県民指標」は、各<施策>のこの計画における目標（「平成27年度末での到達目標」）をふまえ、当該<施策>において、さまざまな主体の取組によって得られる最終的な成果を、県民の皆さんの立場からあらわそうとしたものです。

<施策>の進行管理において、基本的な指標として活用します。

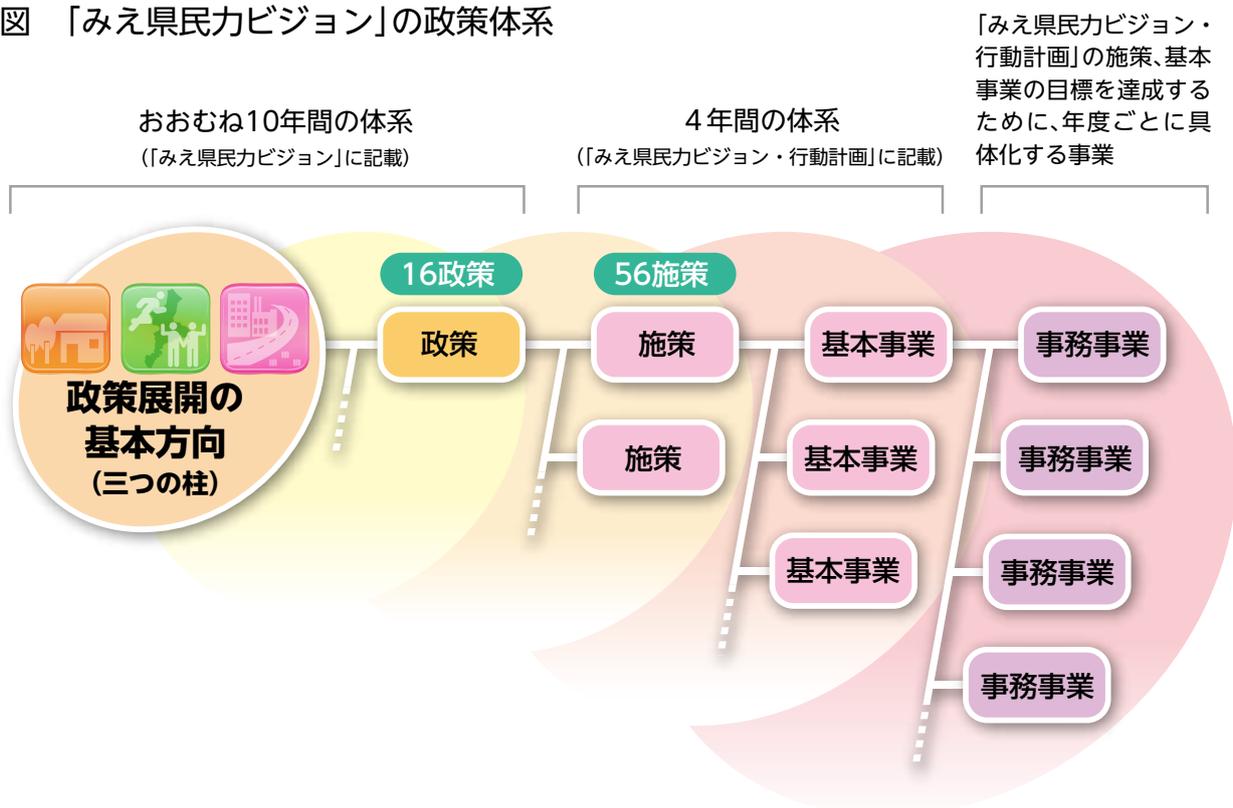
## ■ 県の活動指標

「県の活動指標」は、各<施策>の目標を達成するために、県が<施策>を構成する<基本事業>として取り組んだことの直接的な事業効果をあらわす指標です。

<施策>は複数の<基本事業>から成り立っていますので、<基本事業>の効果が相まって<施策>の成果につながります。このため、<施策>の進行管理において、「県民指標」を補足する指標として用います。

なお、「県民指標」として県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標に適切なものがない場合には、県（行政）が主体として取り組んだことの結果がわかる指標を設定しています。

図 「みえ県民カビジョン」の政策体系



## 第2章 施策の概要

この章では、56の<施策>について、記載しています。記載にあたっては、<政策展開の基本方向>（三つの柱）ごとに節を分けた上で、16の<政策>順にまとめています。



### I 「守る」

～命と暮らしの  
安全・安心を  
実感できるために～



### II 「創る」

～人と地域の夢や  
希望を実感  
できるために～



### III 「拓く」

～強みを生かした  
経済の躍動を  
実感できるために～



## ● 政策体系一覧



### I 「守る」

～命と暮らしの安全・安心を  
実感できるために～

I-1 危機管理 ～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～	111	防災・減災対策の推進	54
	112	治山・治水・海岸保全の推進	58
	113	食の安全・安心の確保	60
	114	感染症の予防と体制の整備	62
	I-2 命を守る ～健康な暮らしと安心できる医療体制～		
I-2 命を守る ～健康な暮らしと安心できる医療体制～	121	医師確保と医療体制の整備	64
	122	がん対策の推進	66
	123	こころと身体健康対策の推進	68
I-3 暮らしを守る ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～	131	犯罪に強いまちづくり	70
	132	交通安全のまちづくり	72
	133	消費生活の安全の確保	74
	134	薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	76
I-4 共生の福祉社会 ～地域の中で誰もが共に支え合う社会～	141	介護基盤整備などの高齢者福祉の充実	78
	142	障がい者の自立と共生	80
	143	支え合いの福祉社会づくり	84
I-5 環境を守る持続可能な社会 ～自然を大切に、環境への負荷が少ない社会～	151	地球温暖化対策の推進	88
	152	廃棄物総合対策の推進	90
	153	自然環境の保全と活用	92
	154	大気・水環境の保全	94



## II

## 「創る」

～人と地域の夢や希望を  
実感できるために～

II-1 人権の尊重と多様性を認め合う社会 ～一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会～	211	人権が尊重される社会づくり……………	100
	212	男女共同参画の社会づくり……………	102
	213	多文化共生社会づくり……………	104
	214	NPOの参画による「協創」の社会づくり	106

II-2 教育の充実 ～一人ひとりの個性と能力を育む教育～	221	学力の向上……………	108
	222	地域に開かれた学校づくり……………	110
	223	特別支援教育の充実……………	112
	224	学校における防災教育・防災対策の推進	114

II-3 子どもの育ちと子育て ～子どもが豊かに育つことができる社会～	231	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	116
	232	子育て支援策の推進……………	118
	233	児童虐待の防止と社会的養護の推進…	120

II-4 スポーツの推進 ～夢と感動を育む社会～	241	学校スポーツと地域スポーツの推進…	122
	242	競技スポーツの推進……………	124

II-5 地域との連携 ～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～	251	南部地域の活性化……………	126
	252	東紀州地域の活性化……………	128
	253	「美し国おこし・三重」の新たな推進…	130
	254	農山漁村の振興……………	132
	255	市町との連携による地域活性化……………	136

II-6 文化と学び ～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～	261	文化の振興……………	138
	262	生涯学習の振興……………	140



## III

## 「拓く」

～強みを生かした経済の躍動を  
実感できるために～

III-1 農林水産業 ～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～	311	農林水産業のイノベーションの促進…	144
	312	農業の振興……………	148
	313	林業の振興と森林づくり……………	152
	314	水産業の振興……………	156

III-2 強じんて多様な産業 ～地域に活力と雇用を生み出す産業構造への転換～	321	三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進	158
	322	ものづくり三重の推進……………	160
	323	地域の価値と魅力を生かした産業の振興	162
	324	中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興	164
	325	新しいエネルギー社会の構築……………	166

III-3 雇用の確保 ～誰もが働ける社会～	331	雇用への支援と職業能力開発……………	170
	332	働き続けることができる環境づくり…	174

III-4 世界に開かれた三重 ～観光産業の振興と国際戦略の展開～	341	三重県営業本部の展開……………	176
	342	観光産業の振興……………	178
	343	国際戦略の推進……………	180

III-5 安心と活力を生み出す基盤 ～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～	351	道路網・港湾整備の推進……………	182
	352	公共交通網の整備……………	184
	353	快適な住まいまちづくり……………	186
	354	水資源の確保と土地の計画的な利用…	190

※ 行政運営の取組については、第3編第1章をご覧ください。

# ●施策の各ページの見方



↑ 施策の番号と名称を記載しています。



県民の  
皆さんと  
めざす姿

← 県民の皆さんとめざす、おおむね 10 年後の長期的な目標を記載しています。

現状  
と課題

← この施策に取り組むにあたって、これまでの取組をふまえて現在の状況や解決しなければならない課題を記載しています。

変革  
の視点

← めざす姿と現状との間のギャップや課題を解消するため、「みえ県民力ビジョン」の基本理念をふまえ、これまでの取組から何をどのように変えていくのかを記載しています。

取組  
方向

← 変革の視点をふまえ、到達目標を実現するために、県がこの施策で 4 年間に取り組むことを記載しています。

政策体系におけるこの施策の位置づけ(施策が属する政策)を示しています。↓

政策 I-1 ○○○

主担当部局：○○○○○

この施策を担当する部局名を記載しています。↑

### 平成27年度末での到達目標

← 施策の行動計画期間内(4年後)の目標を記載しています。



目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
← 県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標を示しています。	← 現在(最新の実績)の数値を示しています。 <sup>注)1</sup>	← 平成27年度における目標値を示しています。 <sup>注)2</sup>	← この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。 <sup>注)3</sup>

### 主な取組内容 (基本事業)

□□□□□ ← この施策を構成する基本事業の番号と名称を記載しています。

○○○○○ ← この基本事業を担当する部課名を記載しています。

○○○○○○○○○○○○○○○○  
↑ この基本事業の具体的な取組を記載しています。

### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
← 県が取り組んだことの効果がわかる指標を示しています。	← 現在(最新の実績)の数値を示しています。 <sup>注)1</sup>	← 平成27年度における目標値を示しています。 <sup>注)2</sup>	← この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。 <sup>注)3</sup>

注)1 現時点で、平成23年度の現状値の把握が困難な指標について、把握可能な最新年度の数値を用いた場合は「(○○年度)」と記載しています。

注)2 平成27年度の実績結果を評価する時点(平成28年5月頃を予定)で、平成27年度実績の把握が困難な指標については、把握可能な最新年度の実績により評価することとし、評価に用いる対象年度について「(○○年度)」と記載しています。

注)3 目標項目の選定理由や目標値の設定理由については、行動計画参考資料3数値目標一覧(P.310)をご覧ください。



# I 「守る」

命と暮らしの安全・安心を実感できるために

## 政策 I-1

### 危機管理

～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～

- |       |     |               |
|-------|-----|---------------|
| ..... | 111 | 防災・減災対策の推進    |
| ..... | 112 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| ..... | 113 | 食の安全・安心の確保    |
| ..... | 114 | 感染症の予防と体制の整備  |

## 政策 I-2

### 命を守る

～健康な暮らしと安心できる医療体制～

- |       |     |               |
|-------|-----|---------------|
| ..... | 121 | 医師確保と医療体制の整備  |
| ..... | 122 | がん対策の推進       |
| ..... | 123 | こころと身体健康対策の推進 |

## 政策 I-3

### 暮らしを守る

～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～

- |       |     |                      |
|-------|-----|----------------------|
| ..... | 131 | 犯罪に強いまちづくり           |
| ..... | 132 | 交通安全のまちづくり           |
| ..... | 133 | 消費生活の安全の確保           |
| ..... | 134 | 薬物乱用防止等と<br>医薬品の安全確保 |

政策  
I-4

## 共生の福祉社会

～地域の中で誰もが共に支え合う社会～

- |       |    |     |                       |
|-------|----|-----|-----------------------|
| ..... | 施策 | 141 | 介護基盤整備などの<br>高齢者福祉の充実 |
| ..... |    | 142 | 障がい者の自立と共生            |
| ..... |    | 143 | 支え合いの福祉社会づくり          |

政策  
I-5

## 環境を守る持続可能な社会

～自然を大切にし、環境への負荷が少ない社会～

- |       |    |     |            |
|-------|----|-----|------------|
| ..... | 施策 | 151 | 地球温暖化対策の推進 |
| ..... |    | 152 | 廃棄物総合対策の推進 |
| ..... |    | 153 | 自然環境の保全と活用 |
| ..... |    | 154 | 大気・水環境の保全  |

# 防災・減災対策の推進



県民の皆さんや県、市町および防災関係機関などのさまざまな主体が、自然災害の厳しさを共有し、防災・減災に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、「協創」の取組が進み、災害に強い社会が形成されています。

## 現状と課題

- 東日本大震災では、国内観測史上最高のマグニチュード9.0が観測され、想定をはるかに超える巨大津波により、多くの尊い命が奪われました。本県においても、東海・東南海・南海地震の発生による甚大な被害が想定されており、地震・津波対策を早急に見直し、県自らの災害対応力を強化していくことが求められています。
- 紀伊半島を中心に記録的な大雨をもたらした紀伊半島大水害は、本県に甚大な被害を及ぼしました。このような広域に被害を及ぼす台風や近年増加傾向にある局地的大雨等による風水害を未然に防ぐための総合的な対策を充実・強化し、計画的に推進していく必要があります。
- 防災に関する支援・受援に関する広域連携の重要性が高まるとともに、県は広域的、専門的な観点から市町が行う防災・減災対策の取組を支援していくことが求められています。
- 東日本大震災を契機に防災に関する意識が高まる一方で、実際の具体的な対策をとる行動には結びついていない現状にあります。県は、「自助」「共助」の活動を促進し、地域防災力の向上をめざしていく必要があります。

## 変革の視点

「災害は必ず起こる」を前提に、自らの身の安全は自ら守る「自助」および自らの地域は皆で守る「共助」の重要性を県民の皆さんと共有し、防災・減災対策をこれまで以上に実効性のあるものにしていく必要があります。県は、県民の皆さんの命を守ることを最優先に広域的な災害に対する対応力の向上を図るとともに、市町の防災力強化に向けた取組を支援し、総合的な防災・減災対策を推進します。

## 取組方向

- 緊急かつ集中的に取り組むべき津波避難対策や耐震化対策等を「三重県緊急地震対策行動計画」に基づき、早急に実施します。また、「三重県新地震対策行動計画(仮称)」を新たに策定するとともに、「三重県地域防災計画」の見直しや「三重風水害等対策アクションプログラム」の検証等を行い、自然災害全般に対する総合的な防災・減災対策を計画的に推進します。
- 市町や防災関係機関と連携した災害対策の体制の充実を図り、防災に向けた広域的な連携を促進するとともに、災害時における医療体制の整備や人員・物資などの交通(輸送)の確保、住宅の耐震化促進に向けた取組を進めます。
- 地域防災の核となる人材の育成や防災教育を推進するとともに、防災意識の向上を図り、実際の行動に結びつけるための取組を進めます。また、企業防災の取組を支援するとともに、これまで以上に男女共同参画の視点を取り入れ、災害に強い地域づくりを進めます。
- 消防の広域化、広域運用に資する取組を支援するとともに、産業保安に関する事故を未然に防止するための取組を推進します。

## 平成27年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった課題や問題点をふまえた防災計画が策定されるとともに、「自助」「共助」「公助」による防災・減災対策が行われ、災害を最小限に抑える体制づくりが進んでいます。また、防災教育が充実し、人材が育成され、県民の皆さんの自主的な防災活動が進み、地域の災害対応力が強化されています。



津波避難訓練



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
率先して防災活動に参加する県民の割合	38.1% (22年度)	50.0%	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

#### 11101

#### 新たな防災・減災対策の計画的な推進

(主担当：防災対策部防災企画・地域支援課)

「三重県新地震対策行動計画(仮称)」の策定や地域防災計画の見直し等を行い、新たな防災・減災対策を総合的かつ計画的に推進します。

新地震対策行動計画(仮称)の進捗率

—

100%

新地震対策行動計画(仮称)の主要な行動項目の進捗率

#### 11102

#### 災害対応力の充実・強化

(主担当：防災対策部災害対策課)

災害対策本部の機能強化や防災拠点施設の見直し、実践的な実動訓練の実施などにより、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を整備し、災害対応力の充実・強化を図ります。

県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数

5回

8回

総合防災訓練・防災拠点訓練・図上訓練など、県・市町、防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数

#### 11103

#### 「協創」による地域防災力の向上

(主担当：防災対策部防災企画・地域支援課)

防災に関する正しい知識を共有するとともに、地域ぐるみの防災対策を推進し、地域防災力の向上を図ります。

自主防災組織の実践的な訓練実施率

23.1%

50.0%

図上訓練や津波避難訓練、避難所運営訓練などの実践的な訓練を実施した自主防災組織の県内全組織数に対する割合

# 施策 111

## 主な取組内容 (基本事業)

## 県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標			目標項目の説明
	目標項目	現状値	目標値	
<b>11104</b> <b>迅速な対応に向けた防災情報の共有化</b> (主担当：防災対策部防災対策総務課) 防災情報の共有化を推進し、災害発生時に迅速かつ的確に活用できるようにします。	県防災情報メール配信サービスの登録者数	24,000人 (22年度)	50,000人	県の「防災みえ.jp」メール配信サービスの登録者数
<b>11105</b> <b>災害医療体制の整備</b> (主担当：健康福祉部医療対策局地域医療推進課) 災害拠点病院等の耐震化、災害医療を支える人材育成などの取組を進め、災害時の医療提供体制の確保を図ります。	災害拠点病院等の耐震化率	54.3% (22年度)	82.9%	県内の災害拠点病院および二次救急医療機関において、全ての建物の耐震性が確保されている割合
<b>11106</b> <b>安全な建築物の確保</b> (主担当：県土整備部住宅課) 住宅の耐震化に向けた取組を支援し、地震などの災害に対する建築物の安全性の確保を図ります。	耐震基準を満たした住宅の割合	80.9% (22年度)	90.0%	「現行の建築基準法の構造規定に適合した住宅」と「既存不適格住宅を耐震化した住宅」の合計の住宅総数に占める割合
<b>11107</b> <b>緊急輸送ルートへの整備</b> (主担当：県土整備部道路建設課) 緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を進め、非常事態に対応した交通(輸送)の確保を図ります。	緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良率	91.2%	94.5%	第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路(91路線)の改良率
<b>11108</b> <b>消防力向上への支援</b> (主担当：防災対策部消防・保安課) 消防機関、消防関係団体に係る活動を支援し、消防職員・消防団員による迅速かつ的確な予防活動および消防活動の促進を図ります。	消防設備等の充足率	83.0% (22年度)	84.0%	総務省消防庁の基準に基づいて市町が算定した消防設備および消防水利の整備目標数に対する現有数の割合
<b>11109</b> <b>高圧ガス等の保安の確保</b> (主担当：防災対策部消防・保安課) 高圧ガス等を取り扱う事業者に対して、保安検査、立入検査等を実施し、適正な保安の確保を図ります。	高圧ガス等施設における事故発生防止率	99.6% (22年度)	100%	許認可をしている高圧ガス等施設において、事故が防止された施設の割合

## シリーズ・コラム①

## 私たち、みんなで創ったビジョンです！

「みえ県民力ビジョン」の策定にあたっては、県民の皆さんはもちろん、県内の企業や団体、大学生や高校生、三重県議会、市町、若手県職員など、多くの方々から、新しい三重づくりに向けた、たくさんのご意見やご提案をお寄せいただきました。心よりお礼申し上げます。



シリーズ・コラムとして全10回にわたり、パブリック・コメントに寄せられたご意見や、大学生との意見交換の様子、県の若手職員によるワークショップでの提案など、「みえ県民力ビジョン」策定にあたって進めてきた、さまざまな取組をご紹介します。

NEXT

次回コラムでは、多くの皆さんから広くご意見をいただいた、「パブリック・コメント」に寄せられたご意見・ご提案をご紹介します。

83 ページへ  
どうぞ

# 治山・治水・海岸保全の



土砂災害、洪水、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

## 現状と課題

- 局地的な集中豪雨による土砂災害や山地災害、中小河川での浸水被害の発生や、台風の大型化による高潮被害の懸念など、自然災害に対する県民の皆さんの不安は依然として高い一方、県内の河川や海岸の堤防整備などハード対策の水準は依然として低く、効率的・効果的な整備が求められています。
- 東海・東南海・南海地震が連動する大規模な地震発生が想定されていることから、海拔が低い地域などにおける堤防基礎地盤の液状化対策や河口部の水門の耐震対策などにより、地震や津波に対し、海岸保全施設や河川施設等の機能を確保することが求められています。
- 堤防などのハード対策のみによる防災には限界があることから、人的被害の軽減を図るため、ソフト対策のさらなる充実が求められています。
- これまで整備し老朽化してきている治山・治水・海岸保全施設や土砂堆積により機能が低下している河川について、適正な維持管理が求められています。

## 変革の視点

東日本大震災で明らかとなった地震・津波対策や、県内で甚大な被害をもたらした平成 16(2004)年、23(2011)年の土砂災害・風水害対策に係る課題をふまえ、災害防止のための施設整備や維持管理を進めるとともに、効果の早期発現の観点からの被害軽減に向けたソフト対策の充実・強化、地震・津波に対する新たな取組を進めます。

## 取組方向

- 県民の皆さんの生命、財産を守る河川・海岸堤防や治山・砂防施設の整備などのハード対策については、緊急に必要となるものに重点化、効率化を図り、早期に効果を発現させます。
- 大規模な地震・津波による被害を軽減するため、堤防や水門・排水機場等の補強や耐震化、避難に資する防潮扉の動力化等を進めます。
- 自然災害から住民の生命を守ることを最優先とし、的確な避難に資するソフト対策として、水位計、潮位計、ライブカメラ等の設置や浸水想定区域図の作成を行うとともに、市町と連携して土砂災害警戒区域の指定等の取組を進めます。
- これまで整備してきた施設が十分に機能を発揮できるように、老朽化した施設の修繕や河川の堆積土砂の撤去など適切な維持管理を行います。

## 平成27年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための対策に着実に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
自然災害への対策が講じられている人家数	232,200戸 (22年度)	237,100戸	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

	目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明	
<b>11201 洪水防止対策の推進</b> (主担当：県土整備部河川・砂防課) 洪水、高潮、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、河川堤防等の整備、堆積土砂の撤去、水位計の設置等に取り組めます。	河川整備延長	462.4km (22年度)	464.3km	整備を行った県管理河川延長	
	<b>11202 土砂災害対策の推進</b> (主担当：県土整備部河川・砂防課) 土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、砂防施設の整備、土砂災害警戒区域の指定等に取り組めます。	土砂災害保全戸数	17,719戸 (22年度)	18,260戸	施設整備により土砂災害から守られている人家戸数
		<b>11203 海岸保全対策の推進</b> (主担当：県土整備部港湾・海岸課) 高潮、波浪、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、海岸堤防の整備、防潮扉の動力化等に取り組めます。	海岸整備延長	281.7km (22年度)	288.4km
	<b>11204 治山対策の推進</b> (主担当：農林水産部治山林道課) 山崩れや土石流等の山地災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、治山施設の整備に取り組めます。		山地災害保全集落数	1,487集落 (22年度)	1,571集落

# 食の安全・安心の確保



農水産物の生産や食品の製造・加工から流通・消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られ、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。さらに、高病原性鳥インフルエンザ<sup>注1</sup>等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備されています。

## 現状と課題

- 消費者の食の安全・安心への関心が高い中、食品衛生対策を総合的に推進しているものの、食中毒は依然として発生しているため、食品事業者の自主衛生管理の促進や消費者への啓発などの対策のほか、食の安全・安心について県民の皆さんを含め幅広い分野の方々と連携して取り組む必要があります。
- 原子力発電所事故に起因する放射性物質による農水産物への影響をはじめ、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫<sup>注2</sup>などの食に関するさまざまな問題が発生しています。
- 食の安全・安心に対する消費者の関心が高まり、農薬、動物用医薬品、飼料、肥料等の適正使用管理が必要です。

## 変革の視点

ハサップ H A C C P 手法<sup>注3</sup>を用いた「三重県食品の自主衛生管理認定制度」により、食品製造業に加え飲食店営業も対象としてこれまで以上に幅広い食品関連事業者等の自主的な取組を促進します。また、家畜伝染病の未然防止や、まん延に備えた危機管理体制を構築するため、強化された飼養衛生管理基準の遵守を全農家に徹底します。

## 取組方向

- ハサップ H A C C P 手法を用いた「三重県食品の自主衛生管理認定制度」により、幅広い食品関連事業者等の自主的な取組を促進します。また、食品等の生産から販売に至る各段階で、食中毒の発生頻度等をふまえて、危害発生リスクが高いと考えられる施設の重点監視・指導および検査を実施します。
- 食の安全・安心への消費者、事業者および生産者の相互理解を深めるため、食の安全性に関する情報を公開し、意見交換の場を充実します。
- 県内に流通する食品の安全・安心を確保するため、引き続き残留農薬、残留抗菌性物質、放射性物質等の総合的な検査を実施するとともに、分析技術等の向上に努めます。
- 高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病に係る監視指導體制を強化するとともに、農水産物の生産工程管理および衛生管理の推進、農薬・肥料等生産資材の適正な流通・使用指導を進めます。

## 平成27年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工から消費に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全で安心して食べられる食品が供給されています。また、食に関する危機管理体制の整備が進められています。



目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
食品検査における適合率	100% (22年度)	100%	食品検査の対象食品のうち、「食品衛生法」の規格基準および「農薬取締法」の使用基準等に適合している食品と、不適合であったが適合するように改善した食品の割合

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 11301

#### 食品の安全・安心の確保

(主担当：健康福祉部食品安全課)

食品の製造から消費に至る一貫した監視指導体制や食品事業者の自主管理体制を整備し、食品の安全・安心の確保を図ります。

### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
自主衛生管理(HACCP手法)導入取組施設数	147 施設 (22年度)	172 施設	食品の製造・加工工程にHACCPの考え方に基づいた自主衛生管理システムを導入した食品製造施設数
高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率	100% (22年度)	100%	「家畜伝染病予防法」において発生予防やまん延防止等を図ることとされている家畜伝染病について、県内で発生した場合の初動防疫での沈静化成功率

#### 11302

#### 農水産物の安全・安心の確保

(主担当：農林水産部農産物安全課)

家畜伝染病等の監視指導体制を強化するとともに、生産工程管理および衛生管理を推進し、農水産物の安全・安心の確保を図ります。

注1 高病原性鳥インフルエンザ：鳥インフルエンザのうち、感染した鳥が死亡し、全身症状などの特に強い病原性を引き起こすタイプをさす。  
 注2 口蹄疫(こうていえき)：牛や豚など、偶蹄(ぐうてい)類の家畜にのみ感染するウイルス性の伝染病で、伝染力が強いいため特定家畜伝染病に指定されている。  
 注3 HACCP(ハサップ)手法：製造工程の各段階で発生する可能性のある危害を予測・分析し、衛生管理上重要なポイント(加熱工程等)を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法。

# 感染症の予防と体制の



県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、社会機能が維持できています。

## 現状と課題

- これまでは、感染症の発生を早期に探知する仕組みが整備されておらず、関係機関間での迅速な情報共有も進んでいなかったことから、感染症の予防および拡大防止のために、より迅速かつ的確な感染症対策の取組が必要となっています。
- 近年、インターネット情報が氾濫していることから、これまで以上に感染症に対する正しい知識や情報を的確に提供するとともに、感染予防の啓発を進めていく必要があります。
- 新たな感染症の発生や腸管出血性大腸菌O157などによる集団発生が危惧されていることから、迅速かつ的確な予防対策を講じることが出来る人材の確保が必要となっています。
- エイズ(AIDS)等の感染拡大防止には、早期発見、早期治療が重要とされていますが、検診受診者数は減少傾向にあることから、県民の皆さんが積極的に検査を受けられるよう啓発していく必要があります。

## 変革の視点

感染症対策をさらに推進するためには、発生の兆しを早期探知し情報共有していくことが重要であり、医療機関、保育所、学校等の関係機関とのネットワーク構築に取り組めます。また、新たな感染症への対応を迅速かつ的確に行うことができる、より高い専門知識を持った人材の育成に取り組み、その感染症情報化コーディネーター等が中心になって、よりわかりやすい情報を関係機関に速やかに提供して、感染症の予防対策を進めていきます。

## 取組方向

- 医療機関、保育所、学校等が感染症情報システムを活用し、各施設において感染予防対策を推進できるよう支援します。
- 感染症情報システムに基づく情報を公開することにより、県民一人ひとりが感染状況を把握し、感染予防対策がとれるよう支援します。
- 高い専門知識を持った感染症情報化コーディネーターを育成し、コーディネーター等が医療機関、保育所、学校等の関係機関と連携して、感染症予防に関する普及啓発を実施するとともに、腸管出血性大腸菌O157などによる感染症の集団発生防止に努めます。
- 感染拡大防止のために、早期発見が重要であるエイズ(AIDS)等については、県民の皆さんが積極的に検査を受けられるよう啓発するとともに、人権に配慮した相談・無料検査を実施します。

## 平成27年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識を高めるとともに、感染症の発生の兆しを早期探知できる新たな感染症情報システムが、全ての医療機関、保育所、学校等で活用されることにより、関係機関や保護者等が、地域の発生状況を監視して、発生時には速やかに感染拡大防止対策がとられています。



### 県民指標

#### 目標項目

感染症の集団発  
生事例数

#### 現状値

2件  
(22年度)

#### 目標値

0件

#### 目標項目の説明

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一、二、三類感染症の県内における集団発生の事例数

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 11401

#### 感染症予防普及啓発の推進

(主担当：健康福祉部薬務感染症対策課)

感染症予防に向けた啓発や発生に関する情報提供を行うことで、県民一人ひとりが感染症に対する正しい理解を深め、感染症の拡大防止につながります。

#### 11402

#### 感染症危機管理体制の整備

(主担当：健康福祉部薬務感染症対策課)

感染症情報化コーディネーターを中心に、迅速かつ的確に原因究明を行い、効果的な予防対策を実施することで、感染症の拡大から県民の皆さんを守ります。

#### 11403

#### 感染症対策のための相談・検査の推進

(主担当：健康福祉部薬務感染症対策課)

エイズ(AIDS)等に関する相談・検査を推進し、これらの感染症のまん延を防止します。

### 県の活動指標

#### 目標項目

#### 現状値

#### 目標値

#### 目標項目の説明

感染症情報システムを活用している施設の割合

—

100%

全ての保育所、幼稚園、小中学校、高等学校および各種専修学校のうち、感染症情報システムを活用している施設の割合

感染症情報化コーディネーター数(累計)

—

100人

県が育成した感染症情報化コーディネーター数

HIV抗体検査件数

993件  
(22年度)

1,100件

保健所においてHIV(エイズ(AIDS))の原因となるウイルス抗体検査を行った件数

# 医師確保と医療体制の



県内の全ての地域において、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと併せて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心できる質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

## 現状と課題

- 医師や看護師等の不足・偏在などにより、地域における二次救急の輪番制の維持が困難な状況となっており、地域医療に従事する医師等の育成と定着促進や医療機関の機能分担・機能連携を進めるとともに、救急医療を安定的に確保するための対策を行う必要があります。
- 「かかりつけ医」を持たないことなどから安易に救急車を利用することが多く、県民一人ひとりの地域医療に対する理解の促進と適切な受診行動が求められています。
- 安全・安心な医療を確保するため、医療に関する相談に適切に対応するとともに、医療機関の情報提供を進める必要があります。
- 医師や看護師等の不足などにより、一部の県立病院において、役割・機能が十分に発揮できていない状況にあることから、県立病院改革を着実に進める必要があります。
- 市町国民健康保険は、医療費が高い高齢者や低所得者などの被保険者が多く、小規模保険者もあり、財政基盤が不安定になりやすいことから、広域化に向けた環境整備や後期高齢者医療制度も含めた財政支援の拡充など、制度の見直しが求められています。

## 変革の視点

これまでの行政・医療機関が主体となった取組に加え、県民の皆さん自らが、地域医療に対する理解を深め、一人ひとりができることに取り組むことにより、地域の医療を守る行動等につなげていくとともに、医師や看護師等の医療従事者にとっても魅力のある医療機関や医療体制づくりを進めていきます。

## 取組方向

- 医師の不足・偏在の解消に向けて、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みを構築することなどにより、特に若手医師の確保・定着に重点的に取り組むなど、医師や看護師等の医療従事者の確保対策を積極的に進めます。
- 救急医療体制を確保するため、ドクターヘリの運航や二次救急医療機関への支援など、市町等と連携して、初期、二次および三次救急医療体制を整備・充実します。
- 医療機関のさらなる機能分担・機能連携を推進するとともに、県民一人ひとりができることに取り組めるよう、企業、関係団体等と連携して啓発活動を進めます。
- 医療相談窓口における相談対応や医療機関への立入検査等を継続的に実施するとともに、医療機関の基本情報などを提供します。
- 県立病院においては、良質で満足度の高い医療を提供できるよう、県立病院改革を着実に進め、適切な経営計画に基づく健全な病院経営を行います。また、県立志摩病院の指定管理者に対し適切な管理監督を行います。
- 市町国民健康保険について、「三重県国民健康保険広域化等支援方針」に基づき、市町に対して県単位の広域化に向けた支援等を行うとともに、後期高齢者医療制度についても、三重県後期高齢者医療広域連合に対して財政支援等を行います。

## 平成27年度末での到達目標

減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保に向けた仕組みを構築することなどにより、医師の不足・偏在解消に向けた取組や、看護職員の確保に向けた取組が進むなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の整備が進んでいます。



### 県民指標

**目標項目**  
人口10万人あたりの  
病院勤務医師数

**現状値**  
118.6人  
(22年度)

**目標値**  
124.0人  
(26年度)

**目標項目の説明**  
人口10万人あたりの県内病院に勤務する常勤医師数

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
<b>12101 医療分野の人材確保</b> (主担当：健康福祉部医療対策局地域医療推進課) 医療機関における人材の確保や地域偏在等の解消等に努めます。また、医師や看護師等の医療従事者にとっても、魅力のある医療機関や医療体制づくりを進めます。	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数  県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	167人  637人 (22年度)	217人  665人	県内の臨床研修病院等で後期臨床研修を受けている医師数  県内看護師養成施設卒業者のうち、県内の医療機関等に就業した看護師数
<b>12102 救急・へき地等の医療の確保</b> (主担当：健康福祉部医療対策局地域医療推進課) 医療を必要とする人が場所や時間を問わず適切な医療を受けられる環境を整備します。また、県民の皆さんの地域医療に対する理解を深め、地域の医療を守る行動等につなげていけるよう取り組みます。	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	460 機関 (22年度)	585 機関	県の救急医療情報システムに参加し、時間外診療を行っている医療機関数
<b>12103 医療の質の向上</b> (主担当：健康福祉部医療対策局医療企画課) 医療の安全確保や医療に関する情報提供、相談体制の充実を図ります。	医療相談件数	689 件 (22年度)	741 件	三重県医療安全支援センターにおける相談件数
<b>12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供</b> (主担当：病院事業庁県立病院課) 医療を必要とする人に対して、県立病院の役割に沿った良質で満足度の高い医療を提供します。	県立病院患者満足度	78.0% (22年度)	80.0%	県立病院の患者を対象に実施するアンケートにおいて「自分の親しい友人や家族が病気になったとき、この病院を推薦する」と回答する患者の割合
<b>12105 適正な医療保険制度の確保</b> (主担当：健康福祉部地域福祉国保課) 国民健康保険制度および後期高齢者医療制度が安定的に運営されるよう支援します。	市町が運営する国民健康保険の財政健全化率	27.6% (22年度)	69.0% (26年度)	市町が運営する国民健康保険のうち、一般会計からの赤字補てんがない市町の割合

# がん対策の推進



がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

## 現状と課題

- がんは県内における死亡原因の第1位で、県内のがんによる死者は年間5千人を超え、過去10年間で約2割増加しています。そのため、生活習慣の改善などによる予防や、がん検診による早期発見に対する県民の皆さんの意識の向上を図ることが必要です。
- がん医療に係る施設や設備、人材の充実を図るとともに、関係機関による医療連携体制の強化が必要です。
- がん患者およびその家族の不安、悩みを軽減するため、相談体制や情報提供の充実が必要です。
- 科学的な根拠に基づくがん対策を実施するためには、県内におけるがん罹患状況等の正確な把握が必要です。

## 変革の視点

がんの中でも、検診による死亡減少効果が高いとされる乳がん、子宮頸がん、大腸がんについて重点的に検診受診率の向上を図るとともに、がんの発症予防が可能な肝臓がんの肝炎段階での早期治療を推進します。

## 取組方向

- 検診効果の高い乳がん、子宮頸がん、大腸がんを重点としたがん検診受診率向上が図られるよう、県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等との連携により、県民の皆さんが、がん検診の重要性に対する理解を深める取組を実施します。また、肝臓がん予防のため、発症の原因となるウイルス性肝炎の早期治療に向けた取組を拡充します。
- がん治療の充実を図るため、がん診療連携拠点病院をはじめとするがん治療に携わる医療機関の施設、設備、人材の充実を支援するとともに、切れ目のない医療連携体制の充実を図ります。
- がん患者の療養生活の質の向上のため、医療機関が行う手術、放射線治療および化学療法を効果的に組み合わせた治療や緩和ケアの実施を支援します。また、がん患者とその家族のための相談体制・情報提供の充実を図ります。
- がん対策を効果的に推進するため、地域がん登録により得られた罹患率、生存率等のデータを活用し、科学的な根拠に基づく取組を進めます。

## 平成27年度末での到達目標

県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等が連携してがん対策に取り組むことにより、がんに対する意識やがん検診受診率および検診精度の向上が見られ、がんの予防・早期発見が進んでいます。また、がんに対する医療体制や、がん患者とその家族に対する相談支援体制などを強化することにより、がん患者の療養生活の質が向上しています。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	77.4人 (22年)	66.0人以下 (26年)	国が策定したがん対策推進基本計画の主目標の一つであり、がんによる75歳未満の死亡状況について、年齢構成の異なる地域間の死亡状況が比較できるように年齢構成を調整した県の人口10万人あたりの死亡者数

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 12201

#### がん予防・早期発見の推進

(主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課)

県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等と連携し、がん検診の重要性に対する普及啓発や、肝臓がん予防のためのウイルス性肝炎の早期治療などがんの予防・早期発見の取組を推進します。

### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
がん検診受診率 (乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 14.0%	乳がん 35.0%	乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率
	子宮頸がん 19.0%	子宮頸がん 35.0%	
	大腸がん 18.2% (21年度)	大腸がん 35.0% (26年度)	

#### 12202

#### がん治療・予後対策の推進

(主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課)

がん治療を行う医療機関の施設、設備、人材の充実や緩和ケアの実施などを支援することにより、がんに対する適切な治療を推進するとともに、がん患者とその家族のための相談体制・情報提供の充実を図ります。

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数	436人 (22年度)	1,050人	厚生労働省の示す開催指針に基づく緩和ケア研修を修了した医師数
--------------------------	----------------	--------	--------------------------------

# こころと身体 の健康対策



健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、県民一人ひとりに、適正な生活習慣が身につくことにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気の時にも、適切な治療や支援を受けています。

## 現状と課題

- 糖尿病や高血圧症、歯周病などの生活習慣病に依然として多くの県民の皆さんが罹患していることから、日常における健康づくりから病気の予防、早期発見に対する県民の皆さんの意識の向上を図るとともに、関係機関による医療連携体制や予後に係る取組の強化が必要です。
- 本県の自殺者数は毎年 400 人前後と高い水準で推移しています。自殺は、失業、多重債務等の社会的要因や健康などの個人的な属性が複雑に関係し、うつ病などを発症しているケースが多いことから、総合的なうつ・自殺対策を進める必要があります。
- 難病患者が年々増えていることや平成 21 (2009) 年に臓器移植法が改正されたことなどに伴い、難病患者等に対する医療費助成や骨髄バンク・臓器移植の普及啓発などについて、引き続き推進していくことが必要です。

## 変革の視点

依然として多くの県民の皆さんが罹患している生活習慣病やうつ病などのこころの病気を防ぐために、ライフステージに応じた効果的な健康対策を推進します。

## 取組方向

- 運動・食事・禁煙・口腔ケアなど個人の適正な生活習慣の定着を支援するため、県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等と連携して地域全体で県民の皆さんの健康づくりを進めます。
- 新たな法律の制定など、歯科口腔保健を取り巻く環境の変化をふまえた取組を進めます。
- うつ・自殺などこころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、家庭、職場、地域などの絆を生かして、うつなどこころの悩みを持つ人を相談につなげる取組や関係機関・団体による自殺対策ネットワークの構築を行います。
- 特定健康診査の受診率向上などの取組を進めることで、病気の予防・早期発見につなげるとともに、生活習慣病患者にとって、安心して療養できる体制の整備を進めます。
- 難病患者等への療養支援や生活支援を行うとともに、骨髄バンクや臓器移植についての普及啓発や臓器提供体制整備の推進に取り組みます。

## 平成27年度末での到達目標

地域の実情に応じて、県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等が連携してこころと身体の健康づくりに取り組むことにより、自殺者数の減少や特定健康診査受診率の向上、歯科疾患の改善がみられ、県民一人ひとりの健康の増進と生活習慣の改善が進んでいます。また、生活習慣病患者や難病患者等に対する切れ目のない医療連携体制の充実や医療費助成などにより、安心して療養できる体制の整備が進んでいます。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
健康寿命	男 77.1 歳 女 80.4 歳 (22 年)	男 78.1 歳 女 81.5 歳 (26 年)	国が定めた国民健康づくり運動「健康日本 21」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

#### 12301

#### 健康づくり活動の推進

(主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課)

県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等と連携して、運動・食事・禁煙・口腔ケアなど、個人の適正な生活習慣が定着するための活動を支援し、県民一人ひとりの生活習慣の改善を推進します。

8020 運動推進員数

260 人  
(22 年度)

330 人

80歳で20本以上自分の歯を残すことにより、生涯にわたり自分の歯でものを噛むことをめざす8020運動の推進員数

#### 12302

#### こころの健康づくりの推進

(主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課)

県民一人ひとりのこころの健康を保ち、健やかに生活できるよう、自殺対策情報センターを核として相談等に係る人材の育成や関係機関・団体による自殺対策ネットワークの構築などのうつ・自殺対策を推進します。

自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数

2 地域  
(22 年度)

9 地域

自殺対策の推進のために、各地域(保健所単位)でネットワーク組織を設置している地域数(県全体で9地域)

#### 12303

#### 生活習慣病・難病対策の推進

(主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課)

ライフステージに応じた生活習慣病対策を進めることで、重症化予防につなげます。また、難病患者等への適切な医療提供・療養支援を推進します。

特定健康診査受診率

40.2%  
(21 年度)

55.0%  
(26 年度)

三重県保険者協議会に所属する医療保険者が行う特定健康診査(生活習慣病に関する健康診査)の受診率

# 犯罪に強いまちづくり



地域社会における絆と人びとの高い規範意識が相まって、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

## 現状と課題

- これまで地域の安全を確保するため、犯罪の検挙と抑止に取り組んできた結果、県内の刑法犯認知件数は、平成 14 (2002) 年をピークに減少傾向にあるものの、県民に強い不安を与える凶悪犯罪・侵入犯罪、県民の身近で発生する街頭犯罪、暴力団等による組織犯罪等は、依然として後を絶たず、県民の皆さんの不安を解消するには至っておりません。
- このような現状において、刑法犯認知件数の減少傾向を定着させ、県民の皆さんが「安全・安心」を実感できる地域社会を実現するため、自主防犯活動に対する支援等地域と一体となった犯罪抑止活動や凶悪犯罪、街頭犯罪等に対する検挙活動を一層推進する必要があります。

## 変革の視点

これまでの自主防犯活動に対する支援に加え、新たに次代を担う若者の自主防犯活動等への参画を促進するなど、その裾野を拡大し、地域における絆を再構築するとともに、規範意識の向上を図り、犯罪に強いまちづくりを推進します。

## 取組方向

- 犯罪に強いまちづくりを推進するため、犯罪の被害に遭いにくい生活環境の確保、子どもや女性の安全の確保、自主防犯活動団体のさらなる活性化などに取り組めます。
- 犯罪の徹底検挙と抑止のため、初動捜査活動の強化、科学捜査活動の高度化などを図るほか、各種法令による指導・警告等の活動を推進します。
- 暴力団等による組織犯罪に対処するため、暴力団排除条例を活用した社会全体での暴力団排除に取り組むほか、違法行為の取締り、薬物・銃器の根絶など、総合的な対策を推進します。
- 社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成するため、「命の大切さを学ぶ教室」を開催するほか、幅広く広報・啓発活動を実施します。
- 警察活動を支える基盤を強化するため、交番・駐在所等の施設や各種捜査支援システムなどの整備を図ります。

## 平成 27 年度末での到達目標

県民に強い不安を与える凶悪犯罪や県民の身近で発生する街頭犯罪等が、地域と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動等により減少しています。また、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運が高まっています。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
刑法犯認知件数	22,215 件	21,000 件以下	刑法犯(道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上(重)過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く)について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標			
	目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
<b>13101</b> <b>みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進</b> (主担当：警察本部生活安全部) 警察、自治体、地域住民、ボランティア団体などが連携した犯罪抑止活動等により、県民の身近で発生する犯罪を減少させます。	街頭犯罪等の認知件数	3,641 件	3,200 件以下	街頭犯罪等(空き巣、忍込み、自動車盗、車上狙い、ひったくり、路上強盗、強姦、強制わいせつ、略取誘拐)について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数
<b>13102</b> <b>犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化</b> (主担当：警察本部刑事部) 検挙その他の各種対策の強化により、県民が強い不安を感じる凶悪犯罪・侵入犯罪をはじめとする各種犯罪を減少させます。	凶悪犯の検挙率  主な侵入犯罪の検挙人員	71.6%  194 人	80.0%  210 人	凶悪犯(殺人、強盗、放火、強姦)について、1年間に認知した件数に対する検挙した件数の割合  主な侵入犯罪(侵入強盗、侵入窃盗、住居侵入)について、1年間に検挙した人数
<b>13103</b> <b>組織犯罪対策の推進</b> (主担当：警察本部刑事部) 検挙その他の各種対策の強化により、暴力団等の組織を背景に敢行される犯罪を減少させます。	暴力団検挙人員	250 人	280 人	暴力団構成員等を1年間に検挙した人数
<b>13104</b> <b>犯罪被害者等支援対策の充実</b> (主担当：警察本部警務部) 犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族等を社会全体で支援する機運を高めます。	犯罪被害者等支援の理解者数	1,726 人 (22年度)	3,500 人	「命の大切さを学ぶ教室」の受講者(中学生・高校生・大学生)に対するアンケート調査において、犯罪被害者等に対する支援の重要性について理解を深めた旨回答した人数
<b>13105</b> <b>県民の安全を守る活動基盤の整備</b> (主担当：警察本部警務部) 交番・駐在所等の活動拠点や各種捜査支援システムなど、警察活動を支える基盤の整備を図ります。	交番・駐在所施設の充実度	36.3% (22年度)	42.8%	交番・駐在所のうち、相談室および来訪者用トイレが設置された施設の占める割合

# 交通安全のまちづくり



県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」という意識を持って行動することで、交通事故が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

## 現状と課題

- 県内の交通事故による死者数および負傷者数は長期的に見た場合には減少傾向にありますが、年間約 14,000 人(1日あたり約 40 人)の方が死傷しており、県民の皆さんが安全に安心して暮らしていくには未だ厳しい情勢にあることから、交通安全対策の強化が求められています。
- 少子高齢社会の進展に伴い、高齢者が当事者となる交通事故が増加傾向にあるほか、次代を担う子どもを交通事故から守ることは社会的要請であることから、子どもや高齢者等の交通事故抑止対策の推進が課題となっています。
- 交通事故総数や負傷者数の減少に向けて、交通安全意識や交通マナーの向上のための教育・啓発や交通安全施設の整備、交通指導取締りなど、ソフト・ハード両面から交通安全対策を一層強力に推進することが求められています。

## 変革の視点

子どもや高齢者に重点を置いた交通安全教育・啓発など、地域の主体的な交通安全活動を進めるとともに、死亡事故の抑止に向けた取締り等を行います。

## 取組方向

- 県民一人ひとりが交通安全について互いに注意を呼びかけあい、「地域の安全は地域で確保する」という意識が醸成されるよう、さまざまな主体と連携し、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動を推進します。
- 子どもや高齢者が、安全で安心して生活できる交通環境の実現に向けた交通安全対策を推進するとともに、地域や職域で交通安全活動に取り組む指導者を育成することにより地域の主体的な交通安全活動を支援します。
- 信号機の新設・改良、歩道や照明灯の整備、交差点改良等を計画的に推進するとともに、飲酒運転や信号無視等の悪質・危険な違反、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用の徹底に重点を置いた取締りや啓発活動を推進します。

## 平成27年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。



目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
交通事故死者数	95人	75人以下	交通事故発生から24時間以内の死者数

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 13201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進

(主担当：環境生活部交通安全・消費生活課)

県民一人ひとりが交通安全意識等を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践ができるよう、地域の実情に応じた交通安全教育を推進します。

#### 13202 安全で快適な交通環境の整備

(主担当：警察本部交通部)

歩行者や運転者が安全で快適に通行できるよう、信号機をはじめとした交通安全施設を整備します。

#### 13203 交通秩序の維持

(主担当：警察本部交通部)

安全で快適な交通社会の形成に向け、交通指導取締り、捜査活動等を推進します。

### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
交通事故死傷者数	13,908人	11,800人以下	交通事故による死者数と負傷者数の合計
信号機の整備箇所数(累計)	3,091か所 (22年度)	3,250か所	新設道路の交差点、子どもや高齢者、障がい者等の交通弱者の利用が多い道路および交通事故多発箇所等、緊急性・必要性の高い交差点等における信号機の整備箇所数
シートベルトの着用率	95.9%	98.0%	一般道路における運転者のシートベルト着用率

# 消費生活の安全の確保



事業者から安全で安心な商品やサービスが提供されるとともに、消費者団体、地域住民、事業者団体、教育機関、市町等のさまざまな主体の連携により、消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、県民一人ひとりが消費生活に関する正しい知識や情報を得て、自主的かつ合理的な消費活動を行っています。

## 現状と課題

- 商取引が多様化・複雑化し、消費者と事業者との間において情報量の差が大きくなっていることから、新たな消費者トラブルが発生し、高齢者の被害が増加しています。このため、消費者トラブルの未然防止および解決のための支援が求められています。
- 消費者庁の設置、消費者安全法の施行により、国や県、市町が役割分担し、一体となって消費者行政に取り組んでいくため、市町の消費生活相談窓口をさらに充実することが必要です。
- 安全で安心できる消費生活を守るためには、消費者団体、事業者団体、市町等と連携し、幅広く啓発活動を行う必要があります。また、事業者自らの消費者の信頼を確保する取組を促進することが課題となっています。

## 変革の視点

消費者団体、事業者団体、教育機関、市町等さまざまな主体と連携することにより、身近なところでの消費者啓発や情報提供、相談体制を充実させるとともに、地域で支え合う意識を醸成し、消費者トラブルの未然防止や、県民の皆さんの自主的解決の支援に取り組みます。

## 取組方向

- さまざまな主体が参画するネットワークの拡大を進め、連携して啓発活動を行うことにより、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。特に、高齢者の被害を防止するため、市町や消費者団体等による地域での啓発活動を促進します。
- 県消費生活センターは、県内の消費者行政の中核センターとして、消費者事故等に関する情報集約や情報提供、専門的な相談対応を行うとともに、市町の消費生活相談員等の人材育成や広域的連携による相談体制充実への助言等を行います。
- 悪質な商取引について、市町や警察、近隣府県、関係団体等と連携して事業者指導を行うとともに、ネットワークを活用して事業者団体の自主行動基準策定への働きかけを行うなど、取引の適正化を図ります。

## 平成27年度末での到達目標

身近なところで、さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、地域で支え合う意識が高まることにより、消費者トラブルの予防や解決など県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
消費生活情報を県民が利用している件数	53,833件 (22年度)	56,000件	消費生活に関する講座、研修会、情報提供事業の情報を利用している件数

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 13301

#### 消費者の自立のための支援

(主担当：環境生活部交通安全・消費生活課)

県民一人ひとりが、自主的かつ合理的な消費活動を行うため、消費者団体、事業者団体、教育機関、市町等と連携・協働し、正しい知識、情報を得る機会を充実します。

#### 13302

#### 消費者被害の防止・救済

(主担当：環境生活部交通安全・消費生活課)

相談体制を充実し、県民の皆さんが自主的に事業者との消費者トラブルを回避し、または解決することができるよう支援を行います。

### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合	96.4% (22年度)	100%	県が実施する「出前講座」等が「役に立つ」と回答した受講者の割合
消費生活相談の解決につながる助言を行った割合	96.7% (22年度)	100%	消費生活相談のうち、消費者トラブルの解決につながる助言や、仲介による解決を行った割合

# 薬物乱用防止等と医薬品



さまざまな主体との連携により、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組んでいます。また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保された社会が構築されています。

## 現状と課題

- 薬物事犯の検挙者数は減少しておらず、大麻や合成麻薬の若年層による乱用も懸念されており、幅広い分野の方々と連携して薬物乱用防止に取り組んでいくことが必要です。
- 平成 21 (2009) 年度に一般用医薬品のリスクに応じた分類とそれに伴う医薬品販売時の情報提供の強化などを盛り込んだ新たな医薬品販売制度が導入されました。それに加えて県民の皆さんの医薬品等に対する関心が高まっていることから、事業者による製造から販売までの適正な品質確保や県民の皆さんへの医薬品等に関する情報提供がなお一層求められています。
- 動物に関する苦情や相談件数は毎年 10,000 件以上とここ数年減少しておらず、減少に向けて関係団体と連携して動物愛護精神の高揚に向けた啓発活動に取り組むことが必要です。

## 変革の視点

民間団体、学校、市町等と連携して薬物乱用防止活動を推進することで、県民一人ひとりの薬物乱用を許さない意識の醸成を図るほか、協力団体等の拡大などに取り組むとともに動物愛護管理業務を推進するため、動物愛護管理センターの機能の充実等に取り組めます。

## 取組方向

- 薬物乱用防止に向けて民間団体、学校、市町等と連携して、また協力団体をさらに拡大するなどにより、地域の実情に応じた薬物乱用防止活動を行うとともに引き続き再乱用防止対策や麻薬等を取り扱う施設の監視指導などに取り組めます。
- 医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導等を実施するとともに、県民の皆さんに対して医薬品等の副作用や服用方法などに関する正しい知識の情報提供を進めます。
- 県内に流通する医薬品等の安全を確保するため、引き続き医薬品成分試験等の試験検査を実施するとともに、分析技術等の向上に努めます。
- 犬や猫の譲渡事業や動物愛護教室の開催など、関係団体等と連携した動物愛護精神の高揚に向けた広報・啓発のほか、動物による危害発生防止に取り組めます。

# の安全確保

## 平成27年度末での到達目標

多くの関係機関等と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する意識が向上しています。また、医薬品や医療機器などの製造から販売に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全な医薬品等が供給されています。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
薬物乱用防止講習会の参加者数(累計)	145,197人 (22年度)	395,200人	県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標			目標項目の説明
	目標項目	現状値	目標値	
<b>13401 薬物乱用防止対策の推進</b> (主担当：健康福祉部薬務感染症対策課) 民間団体、学校、市町等の関係機関が連携して、薬物乱用防止に関する啓発活動、取締りおよび再乱用防止に取り組み、県民の皆さんの薬物乱用を防止します。	薬物乱用防止事業の協力者数	2,839人 (22年度)	3,194人	県と連携して薬物乱用防止に関する啓発活動などを推進する協力者数
<b>13402 医薬品等の安全な製造・供給の確保</b> (主担当：健康福祉部薬務感染症対策課) 医薬品製造業者等に対する監視指導を行うとともに、県民の皆さんに対して医薬品等の正しい情報を提供します。	医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合	0% (22年度)	0%	医薬品等の検査件数に対する承認規格等に適合していない医薬品等の割合
<b>13403 生活衛生営業の衛生水準の確保</b> (主担当：健康福祉部食品安全課) 関係機関と連携して自主衛生管理の導入を進め、理・美容所、公衆浴場などの生活衛生営業者の衛生水準の向上を図ります。	生活衛生営業施設における健康被害発生件数	0件 (22年度)	0件	生活衛生営業施設における感染症による健康被害の件数
<b>13404 人と動物との共生環境づくり</b> (主担当：健康福祉部食品安全課) 動物愛護や適正な管理に係る効果的な取組を推進するとともに、民間団体等との連携体制を確立し、動物による危害発生防止に取り組みます。	犬・猫の引取り数	3,799頭 (22年度)	3,285頭 以下	やむを得ず飼養できなくなって保健所へ引き取られた犬・猫および飼い主不明として保健所に持ち込まれた犬・猫の頭数

# 介護基盤整備などの高齢者



利用者のニーズに応じて介護サービス等が継続的に提供され、地域住民等による地域における見守りなどが行われることで、高齢者が地域で自立し、安心して暮らせるとともに、生きがいを持って「支え合いの地域社会」の担い手として活動しています。

## 現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、介護が必要な高齢者の増加が見込まれています。
- 介護基盤の整備については、市町と連携して進めているところですが、施設サービスへのニーズが高いことから、特別養護老人ホームの入所待機者は依然として多数となっています。また、介護サービスを支える人材の育成や資質向上が必要となっています。
- 今後ますます増加する認知症高齢者への対応として、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援が必要であるとともに、地域における支援体制の整備が必要です。
- 地域における支え合いの絆が希薄化してきていることから、元気な高齢者が地域社会における支え合いの担い手となることが期待されています。

## 変革の視点

介護基盤の整備については、これまで特別養護老人ホームの整備数を目標にしてきましたが、今後は、施設サービスを必要とする入所待機者の解消を目標とし、市町と連携して整備を進めます。

また、高齢者の地域活動への支援については、これまで老人クラブなどの活動を中心に実施してきましたが、今後は広く高齢者が行う地域貢献活動等を支援することにより、元気な高齢者が地域で活躍できる場づくりを進めます。

## 取組方向

- 介護度が重度で在宅生活をしている特別養護老人ホームの入所待機者の解消をめざし、市町と連携して、特別養護老人ホームをはじめとする介護基盤の整備を進めるとともに、介護従事者の人材育成、資質向上を図ります。
- 地域包括ケア<sup>注1</sup>を推進するため、地域包括支援センター<sup>注2</sup>の機能強化に努めます。
- 認知症の人やその家族に対する支援体制を整備するため、「多くの人々が認知症を正しく知る」ための啓発や、予防から医療、見守り、相談などの総合的な取組を関係者と連携して進めます。
- 元気な高齢者が地域社会における支え合いの担い手として活躍できるよう、地域貢献活動に取り組む老人クラブをはじめとする高齢者団体への支援など、高齢者の社会参加に向けた取組を推進します。

## 平成27年度末での到達目標

施設への入所申込を行っている高齢者が多い中、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者のための介護基盤の整備が進むとともに、地域包括ケアの取組や認知症対策の実施により、高齢者や認知症の人が安心して暮らせる環境整備が進んでいます。

また、高齢者が生きがいを持って地域貢献活動などを行っています。

# 福祉の充実



## 県民指標

### 目標項目

介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数

### 現状値

2,240人  
(22年度)

### 目標値

0人

### 目標項目の説明

県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者数

## 主な取組内容 (基本事業)

### 14101 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上

(主担当：健康福祉部長寿介護課)

介護保険事業の安定的な運営を支援するとともに、質の高いサービスが提供されるよう介護従事者の人材育成、資質向上を図ります。

### 14102 介護基盤の整備促進

(主担当：健康福祉部長寿介護課)

施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を支援します。

### 14103 在宅生活支援体制の充実

(主担当：健康福祉部長寿介護課)

地域包括ケアを推進するため、地域包括支援センターの機能強化に努めるとともに、総合的な認知症対策を進めます。

### 14104 高齢者の社会参加環境づくり

(主担当：健康福祉部長寿介護課)

老人クラブ活動の支援などを通じて、高齢者が地域社会における支え合いの担い手として活躍できるよう支援します。

## 県の活動指標

### 目標項目

### 現状値

### 目標値

### 目標項目の説明

主任ケアマネジャー登録数

566人

846人

ケアマネジャーに対する指導的役割等を担う主任ケアマネジャー登録数

特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計)

12,985床  
(22年度)

16,497床

特別養護老人ホーム(広域型：定員30人以上)および介護老人保健施設の整備定員数

認知症サポーター数(累計)

49,385人  
(22年度)

80,000人  
(26年度)

認知症の人や家族を見守り、支援する認知症サポーター数

地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数

724人  
(22年度)

930人

高齢者が地域社会を担う一員として行う取組を支援する「長寿社会活動・地域交流推進事業」研修会の参加者数

注)1 地域包括ケア：高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援。

注)2 地域包括支援センター：高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止などさまざまな問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを担う地域包括ケアの中核機関。各市町または市町から委託された社会福祉法人等が設置運営を行う。

# 障がい者の自立と共生



障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、地域において自立した生活を営み、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

## 現状と課題

- 障がい者が地域で自立した生活をしていくためには、グループホームやケアホーム等の居住の場や、日中活動の場の確保が求められていますが、現状では十分に確保できておらず、引き続き整備を続ける必要があります。
- 工賃倍増や職場実習等に取り組んできましたが、福祉的就労における工賃は依然として低く、現行の枠組みでは限界があるため、就労の場の確保や多様な働き方の選択肢が提供される必要があります。
- 障害者制度改革に向けた動きの中で、多様なサービスが提供可能となりましたが、個々の障がい者のニーズに対応したサービスの組み合わせや地域での利用可能なサービスの選択など、個人の課題にきめ細かく対応できる相談体制の充実が必要です。
- 精神障がいのある人への支援に関しては、特に長期入院者の社会的入院を解消するため、地域で生活できるための仕組みづくり等が求められています。
- 障がい者への情報保障<sup>注1</sup>や社会参加の機会が十分ではなく、地域で自分らしく生活できない障がい者が少なくないため、障がい者が安心して社会参加できる環境整備が必要です。

## 変革の視点

障害者制度改革の流れをふまえ、新たな「社会モデル<sup>注2</sup>」の視点に立ち、障がい者が、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できるよう、県民の皆さんと共に、社会全体で支える取組を進めます。また、幼年期から老年期に至るまでの生涯を通じた障がい者の地域生活支援を途切れなく行うため、福祉、医療、教育、労働など、さまざまな分野との連携を強化して、総合的な施策の推進を図ります。

## 取組方向

- 障がい者の暮らしの場を確保するため、グループホームやケアホームを整備するとともに、日中活動の場を確保するための施設整備を推進します。
- これまでの就労に向けた支援に加え、共同受注窓口<sup>注3</sup>の運営や社会的事業所<sup>注4</sup>の設置の支援など、多様な働き方を見据えた事業を展開します。
- 障害保健福祉圏域ごとの総合相談支援センター<sup>注5</sup>を充実し、障がい児療育、就業生活支援、地域移行などに係る支援を行うとともに、県内全域を対象に、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がいおよび重症心身障がい等の障がいに関する広域・専門的な相談支援を実施します。
- 精神障がいのある人が、地域生活へ移行し、継続して生活できるよう、アウトリーチ（訪問支援）<sup>注6</sup>の一層の強化のほか、精神科救急システム体制の整備などを進めます。
- 障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図るとともに、全国大会や国際大会で活躍できるアスリートを育てられる環境づくりを進めます。
- 障がいの特性に応じた情報コミュニケーションに係る支援と社会参加のための環境整備を進めます。

## 平成27年度末での到達目標

障がい者のハード・ソフト両面での居住の場や日中活動の場を整備するとともに、一般就労に加え、新たな働き方を見据えた取組を進めることにより、地域で自立した生活をしている障がい者が増えています。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数(累計)	1,064人 (22年度)	1,476人	グループホーム、ケアホームおよび福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活している障がい者数

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

#### 14201 障がい者福祉サービスの基盤整備の推進

(主担当：健康福祉部障がい福祉課)

障がい者が地域で自立して暮らすことのできるよう、日中活動の場やグループホーム等の整備など、サービス基盤の整備を進めます。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	4,438人 (22年度)	5,438人	日中活動系の障害福祉サービス(生活介護、就労移行支援、就労継続支援等)を利用している障がい者数

#### 14202 障がい者福祉サービスの充実

(主担当：健康福祉部障がい福祉課)

障がい者一人ひとりのニーズに応じた支援や、自立・就労に向けた支援など、生活全般にわたる障がい者福祉サービスの提供を行います。

雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数	50人 (22年度)	75人	障がい者就労安心事業、知的障がい者就労スキルアップ講座、県の機関における職場実習事業等を通じて、雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数
----------------------	---------------	-----	----------------------------------------------------------------------

#### 14203 障がい者の相談支援体制の整備

(主担当：健康福祉部障がい福祉課)

障がい者のニーズにきめ細かく対応できる相談支援体制の充実を図ります。

総合相談支援センターへの登録者数	4,650人 (22年度)	5,750人	障害保健福祉圏域ごとに設置した総合相談支援センターに支援を希望して登録した障がい者数
------------------	------------------	--------	--------------------------------------------

# 施策 142

## 主な取組内容 (基本事業)

**14204  
精神障がい者の保健医療の確保**  
(主担当：健康福祉部障がい福祉課)  
休日・夜間における精神科救急医療体制を整備するなど、精神障がい者やその家族が安心して暮らせる体制づくりを進めます。

**14205  
障がい者の社会参加環境づくり**  
(主担当：健康福祉部障がい福祉課)  
障がい者のスポーツ・文化活動への参加機会の充実、情報コミュニケーションに係る支援など社会参加のための環境整備を進めます。

## 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
社会的入院から地域移行した精神障がい者数(累計)	316人 (22年度)	560人	病状安定後も、退院後の受け皿がないことなどから社会的入院となっている精神障がい者のうち、「精神障害者地域移行支援事業」により退院した精神障がい者数
県障がい者スポーツ大会参加者数	1,373人 (22年度)	1,600人	県が主催する障がい者スポーツ大会への参加者数

- 注)1 情報保障：音声や文字・映像で情報を取得することが困難な障がい者に対し、社会生活を行う上で必要な情報を障がい者の求める方法で情報提供すること。
- 注)2 社会モデル：障害は個人の能力障害、機能障害に起因するものではなく、社会の障壁によって作り出されるものであるという考え方(社会の障壁には道路・建物などの物理的なものだけでなく、情報や文化、法律や制度、さらには市民意識上の障壁等も含まれている)で、障害者制度改革のベースとなっている国連障害者権利条約の基本的な考え方。これに対して、個人に起因するという従来の概念を「医学モデル」という。
- 注)3 共同受注窓口：授産施設等の福祉就労事業所で働く障がい者の工賃引き上げを図るため、共同して受注、品質管理等を行う仕組み。
- 注)4 社会的事業所：障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や授産施設等における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。
- 注)5 総合相談支援センター：県内9つの障害保健福祉圏域ごとに設置した相談支援機関。障がい種別を問わないワンストップでのサービス提供を基本としている。県、市町が社会福祉法人等へ委託して事業を実施している。
- 注)6 アウトリーチ(訪問支援)：入院という形に頼らず地域で生活することを前提として、在宅精神障がい者等の生活を、保健・医療・福祉の多職種チームによる訪問を中心とした活動により支援していくこと。

## シリーズ・コラム②

## パブリック・コメントをありがとうございます！

「みえ県民力ビジョン」の策定にあたって、「県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針」(パブリックコメント制度)に基づき、ビジョンの中間案および最終案に対して、県民の皆さんからご意見やご提案をいただきました。



基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」に対するご意見だけでなく、「県職員もアクティブ・シチズンであってほしい」、「職員間で失敗を共有し、同じ失敗を繰り返さないよう努力してほしい」といったご意見もいただきました。

県職員も一人の県民として、率先してアクティブ・シチズンとなれるよう、意識改革を進めていきます。

NEXT

次回コラムでは、次代を担う大学生から広くご意見をいただいた、「すこいやんかトーク大学編」の様子をご紹介します。

87 ページへ  
どうぞ

# 支え合いの福祉社会づくり



地域住民による支え合いの体制づくりが進み、福祉分野における必要な人材が確保されることで、高齢者や障がい者、生活困窮者などが、その人の状況に応じて、必要な福祉サービス等を利用し、誰もが安心して暮らせる地域社会が構築されています。

## 現状と課題

- 地域における絆の希薄化等により、これまで以上に、高齢者や障がい者、生活困窮者などのうち福祉的支援を必要とする人びとを、社会全体で支え合う体制づくりが必要です。
- 高齢化の進展に伴い、福祉サービスを提供する法人等や利用者が増加する中、福祉・介護人材の安定的な確保と資質の向上や、効率的、効果的な指導監査の実施による社会福祉法人等の適正な運営を確保することが必要です。
- ユニバーサルデザインの考え方の浸透に向けた取組が十分に進んでいないため、ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、学校、地域の団体、企業等が連携してユニバーサルデザインの意識づくりに取り組む必要があります。
- 依然として厳しい雇用経済情勢等を背景に、生活困窮者が増加しており、生活の保障と自立に向けた支援が求められています。
- 戦傷病者や戦没者遺族への支援については、対象者の高齢化に伴い、よりきめ細かな配慮が必要です。

## 変革の視点

高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、従来の日常生活への支援に加えて、成年後見制度などの権利擁護の取組を強化します。

また、新たに、歩行の困難な方が車いす使用者用駐車区画等を利用しやすくなるようパーキングパーミット制度<sup>注1</sup>を導入するとともに、さまざまな主体をつなぐネットワークづくりを進めることにより、ユニバーサルデザインの意識づくりに取り組みます。

## 取組方向

- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員やボランティア等の活動を支援し、住民が互いに支え合う地域社会づくりを推進するとともに、高齢者等が地域で安心して暮らせるよう権利擁護の取組を進めます。
- 福祉人材センターや教育機関等関係機関と連携し、福祉・介護人材の確保・養成を図るとともに、運営に課題のある社会福祉法人等を優先的に指導監査を行います。
- さまざまな主体と連携して、パーキングパーミット制度の定着に向けた普及啓発活動や学校での出前授業など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めるとともに、さまざまな主体をつなぐネットワークが構築されるよう働きかけます。
- 生活困窮に陥った方への適切な生活保護の実施と、被保護者の経済的自立や社会生活の自立に向けた支援を進めます。
- 戦傷病者や戦没者遺族に対して、よりきめ細かな支援を行います。

## 平成27年度末での到達目標

地域住民がボランティアに参加するなど、地域福祉活動が活発化するとともに、福祉・介護人材の確保・養成等を進めることにより、地域の高齢者や障がい者、生活困窮者などのうち福祉的支援を必要とする人びとに対し、質の高い福祉サービスの提供や利用のための支援が行われています。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
福祉サービス利用援助を活用する人数	936人 (22年度)	1,450人	三重県地域福祉権利擁護センターが実施する福祉サービス利用援助事業の契約人数

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

#### 14301

#### 地域福祉活動と権利擁護の推進

(主担当：健康福祉部地域福祉国保課)

民生委員・児童委員やボランティアの活動を支援し、地域住民による地域福祉活動を推進するとともに、高齢者や障がい者の権利擁護を図ることで必要な福祉サービスを利用しながら地域で生活できるよう支援します。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
民生委員・児童委員活動件数	552,213件 (22年度)	562,000件	福祉サービスを必要とする人の立場に立って相談・支援を行う民生委員・児童委員の年間活動件数
介護関係職の求人充足率	27.4% (22年度)	40.0%	県内の介護関係職に係る求人の充足数を年間の新規求人数で除した割合
適正な運営を行っている社会福祉法人の割合	78.0% (22年度)	80.5%	社会福祉法人に対して原則として年1回実施する指導監査において適正と認められた法人の割合

#### 14302

#### 福祉分野の人材確保・養成

(主担当：健康福祉部地域福祉国保課)

新たな人材の確保や求人と求職のマッチング支援、研修等を通じた資質の向上と定着支援などの取組を進めます。

#### 14303

#### 福祉サービスの適正な確保

(主担当：健康福祉部福祉監査課)

社会福祉法人や介護保険事業者等が法令等を遵守した健全な運営を行うよう、効率的、効果的な監査を実施することにより、利用者への適切なサービスの提供を確保します。

# 施策 143

## 主な取組内容 (基本事業)

## 県の活動指標

### 14304 ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進

(主担当：健康福祉部健康福祉総務課)

さまざまな主体によるネットワークづくりを推進し、これらの主体が中心となったユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
------	-----	-----	---------

さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数

30件  
(22年度)

120件

ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、学校、地域の団体、企業等が連携してユニバーサルデザインの課題に取り組んだ事例数

### 14305 生活困窮者の生活保障と自立支援

(主担当：健康福祉部地域福祉国保課)

失業等のため生活に困窮する方に対して貸付を行うなどの生活支援を実施するとともに、生活保護の適切な実施と生活保護受給者の自立支援を進めます。

生活困窮者等の就労・増収達成率

41.9%  
(22年度)

50.0%  
(26年度)

就労支援プログラムを活用した生活保護受給者のうち、就労または増収を達成した者の割合

### 14306 戦傷病者等の支援

(主担当：健康福祉部地域福祉国保課)

戦争犠牲者への慰霊を行うとともに、戦没者遺族や戦傷病者に必要な支援を行います。

戦傷病者等の支援事業への参加者数

1,145人  
(22年度)

1,145人

戦傷病者や戦没者遺族のための各種支援事業への参加者数

注)1 パーキングパーミット制度：身体に障がいのある方や妊産婦の方などで、歩行が困難な方に対して利用証を交付することにより、車いす使用者用駐車区画等を利用しやすくし、外出を支援することを目的とした制度。

## シリーズ・コラム③

## 大学生と知事の意見交換！ その1

「みえ県民カビジョン」には、次代を担う若い人たちからの意見も反映させています。

そのひとつが、「みえの現場・すごいやんかトーク大学編」です。地域活動などに取り組む県内の学生の皆さんと知事が直接、意見交換を行いました。



皇學館大学を皮切りに、三重県立看護大学、鈴鹿国際大学、高田短期大学、近畿大学工業高等専門学校、鈴鹿医療科学大学、四日市大学、四日市看護医療大学、三重大学で開催しました。延べ104名の学生が参加し、日頃の自分たちの生活や活動を通じて課題に思うことや、10年後「こんな三重になったらすごいやんか！」という具体的な意見をたくさんいただきました！

NEXT

次回コラムでは、「すごいやんかトーク大学編」での学生の皆さんからの声をご紹介します。

97ページへ  
どうぞ

# 地球温暖化対策の推進



低炭素社会の実現に向けた県民一人ひとりの日常生活や事業者の事業活動における温室効果ガス排出削減の取組によって、温室効果ガス排出量の削減が進んでいます。

## 現状と課題

- 三重県域における平成 20(2008)年度の温室効果ガスの排出量は、基準年度(平成 2(1990)年度)に比べると 9.7%増(森林吸収量を含む)と大きく増加しています。排出量の内訳を二酸化炭素で見ると、産業部門が 59%、運輸部門が 15%と排出量の大部分を占める一方、伸び率(対 1990 年度比)では、民生業務部門(オフィス、店舗等)が 68%、民生家庭部門が 20%と大きな伸びを示しています。
- 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災とそれに伴う原発事故により、エネルギー問題が大きくクローズアップされる中、電力を中心に県民の皆さん、事業者とも省エネが大きな課題となっています。
- 地球温暖化対策については、省エネ等の取組の効果が見えにくいため、意識の高まりが必ずしも行動につながっていない状況にあります。
- 温室効果ガスの排出削減は、各主体において取り組まれています。個々の取組にとどまっておらず、地域などでの一体的な取組が求められています。

## 変革の視点

さまざまな主体の個々の取組に加え、まちづくりの観点から、地域の特性を生かして、各主体が一体となって取り組むことで、より効果的な温室効果ガスの排出削減をめざします。

## 取組方向

- 「三重県新エネルギービジョン」をふまえ策定した「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス排出削減の取組を推進していきます。
- 今後、エネルギー問題等も含めた総合的な観点から地球温暖化対策を進めていく必要があります。そのための条例の制定を検討していきます。
- 大規模事業者に対しては、地球温暖化対策計画書制度の改善等により、自主的な取組を促進していきます。
- 中小事業者に対しては、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-E M S)の普及拡大を図り、環境経営の促進を通じて温室効果ガスの排出削減につなげていきます。
- 県民の皆さんに対しては、地球温暖化防止活動推進員が行う普及啓発活動を通じて、家庭での節電取組や省エネ家電の導入、リフォーム等による効果を「見える化」することにより、意識の高まりを行動につなげていきます。
- 地域の特性を生かしながら、県民の皆さん、事業者、行政等が役割を分担し、地域が一体となって電気自動車等を活用するなど低炭素社会をふまえたまちづくりを進めることにより、温室効果ガスの排出削減を進めます。
- 三重県環境学習情報センターを拠点に環境教育を推進していきます。

## 平成27年度末での到達目標

意識を行動に移すきっかけを提供することにより、ライフスタイルの転換が進み、省エネ等の温室効果ガス排出削減の取組が浸透しています。事業者においても環境経営が促進され、事業活動の中で、温室効果ガス排出削減の取組が広がっています。

また、県民の皆さん、事業者が一体となった地域ぐるみでの取組が活発化しています。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
温室効果ガス排出量の基準年度比(森林吸収量を含む)	+ 9.7% (20年度)	+ 1.5%以下 (25年度)	三重県域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度(平成2(1990)年度)比。なお、「三重県地球温暖化対策実行計画」では、平成32(2020)年度の目標値は基準年度比で、-10%としています。

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

**15101**  
温室効果ガス排出削減の取組推進  
(主担当：環境生活部地球温暖化対策課)  
「三重県地球温暖化対策実行計画」を着実に推進し、温室効果ガスの排出削減を進めます。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	0% (22年度)	+ 2.4%以下 (26年度)	「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく地球温暖化対策計画書の対象事業者の温室効果ガス排出量の平成22(2010)年度に対する増減比率

**15102**  
環境経営の促進  
(主担当：環境生活部地球温暖化対策課)  
事業者の環境マネジメントシステムの普及拡大を図り、環境負荷の低減を促進します。

三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)認証事業所数(累計)	217件 (22年度)	420件	三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)認証事業所数
-------------------------------------------	----------------	------	---------------------------------------

**15103**  
環境行動の促進  
(主担当：環境生活部地球温暖化対策課)  
県民の皆さんのライフスタイルの変革を促進し、温室効果ガスの排出削減を進めます。

環境活動参加者数	4,010人 (22年度)	6,000人	環境行動を促進するために地球温暖化防止活動推進センターが地球温暖化防止活動推進員等により、実施する講座等への参加者数
----------	------------------	--------	------------------------------------------------------------

**15104**  
環境教育の推進  
(主担当：環境生活部地球温暖化対策課)  
子どもたちを中心に環境教育を行い、地球温暖化防止等の環境行動の定着を図ります。

環境教育参加者数	28,557人 (22年度)	29,000人	環境教育を推進するために環境学習情報センターが行う講座やイベント等の環境教育に参加した人数
----------	-------------------	---------	-----------------------------------------------

# 廃棄物総合対策の推進



私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用が進み、環境への負荷が最小限に抑えられ、また、再使用・再生利用ができない廃棄物が適正に処理されている循環型社会の構築が進んでいます。

## 現状と課題

- 住民、事業者、行政などさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組によって、ごみの総排出量は減少していますが、一般廃棄物の約3割（重量ベース）を占める生ごみの資源化は、一部地域での実施にとどまっていることから、県民の皆さんへの普及啓発も含め、その取組が一層促進されることが課題となっています。また、東海・東南海・南海地震など、今後発生が予想される大災害による災害廃棄物の円滑な処理が求められています。
- 産業廃棄物の3Rについては、排出事業者等に対して指導・啓発を行ってきましたが、再生利用率が全国平均に比べて低い状況にあります。また、産業廃棄物の適正処理を一層進めるため、排出事業者責任の徹底や廃棄物処理業者の優良化が求められています。
- 不法投棄事案の件数は減少傾向にあるものの、依然として行為者不明な事案が後を絶たず、手口も悪質・巧妙化しています。また、過去の不適正処理事案による生活環境保全上の支障等（人の健康または生活環境に係る被害が生じている、またはそのおそれがある状態）の除去が求められています。

## 変革の視点

市民団体による小学生への環境教育・環境学習を充実するなど、「もったいない」という環境意識を高めます。また、地域自らによる監視の目を加えることで、不法投棄を許さない社会づくりを進めるとともに、リスクコミュニケーションのもとでの不適正な処理事案の迅速な是正により地域住民の安全・安心を確保します。

## 取組方向

- 「もったいない」を基本とした環境意識を高揚するための普及啓発を行うとともに、食品由来の廃棄物の地域資源としての活用を図るため、市町域を越えた取組を進めるなど、市町の特性をふまえ、地域の住民やNPO、事業者等の連携のもとでのごみゼロ社会づくりを促進します。また、災害時の廃棄物処理体制の一層の充実・強化を図ることで、県民の皆さんの安全・安心な暮らしを守ります。RDF焼却・発電事業については、安全で安定した運転を確保し、一般廃棄物の適正処理がなされるよう努めます。
- 排出事業者に対する3R促進を含めた管理計画の策定指導、発生抑制等に対する支援、リサイクル製品の普及促進や産業廃棄物系バイオマスのリサイクルに向けた取組により、産業廃棄物の3Rと適正処理を進めます。また、電子マニフェストの普及や優良産業廃棄物処理事業者の育成・活用により排出事業者が一層処理責任を果たすことによって、県民の皆さんの廃棄物処理に関する安心感を高めます。
- 産業廃棄物の処理に対する監視指導を強化するとともに、地域住民による自主的な監視活動を促進して幅広い監視の目を光らせるとともに、過去の不適正処理事案について、地元等とのリスクコミュニケーションを行いながら、計画的かつ迅速な是正により、県民の皆さんの安全・安心を高めます。

## 平成27年度末での到達目標

従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の皆さんの環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物(生ごみ等)の循環利用を図ることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案が迅速に是正されてきています。



目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
廃棄物の最終処分量	367千トン (22年度)	306千トン 以下 (26年度)	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

#### 15201

#### ごみゼロ社会づくりの推進

(主担当：環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課)  
ごみゼロ社会の実現に向けて市町と連携して生ごみ等の資源化を進めるとともに、今後、大規模な災害が発生した場合に災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう関係機関との連携を充実していきます。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	964 g/人・日 (22年度)	913 g/人・日 以下 (26年度)	一般廃棄物年間排出量を人口および365日で除した数値

#### 15202

#### 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進

(主担当：環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課)  
産業廃棄物の適正処理に関する体制整備を進めるとともに、排出事業者における再生利用への取組を促進します。

産業廃棄物の再生利用率	38.8% (22年度)	42.2% (26年度)	産業廃棄物の排出量に対する再生利用量(排出事業者および処理業者で再生利用された量)の割合
-------------	-----------------	-----------------	----------------------------------------------

#### 15203

#### 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進

(主担当：環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課)  
産業廃棄物の過去の不適正処理事案の是正を進めるとともに、さまざまな主体との連携および監視体制の強化により不法投棄の早期発見・未然防止や不適正処理の是正を進めます。

産業廃棄物の不法投棄総量	462トン (22年度)	370トン 以下	新たに発見された産業廃棄物の不法投棄の総量
--------------	-----------------	-------------	-----------------------

# 自然環境の保全と活用



県民生活や事業活動の中で自然環境への配慮が浸透し、生物多様性をはじめとする自然環境を県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんと自然とのふれあいや野生鳥獣との共存が進み、自然資源の持続可能な活用により自然からの恩恵が享受されています。

## 現状と課題

- 里地・里山が利用されなくなったことや干潟の減少などにより、生物多様性などの自然環境の質が低下していることから、希少野生動植物種をはじめとする自然環境の現状を明らかにして、みんなで保全する活動を行い、希薄になりつつある人と自然とのつながりを再生していくことが求められています。
- 野生鳥獣による農林水産業等への被害や、希少植物の食害が社会問題となっており、増えすぎた野生鳥獣を適正な生息密度に誘導することが求められています。
- 優れた自然景観や希少野生動植物の生息環境などを保全するため、開発などに伴う負荷の低減が求められています。
- 近年のアウトドアブームや、エコツーリズム<sup>※1</sup>の広がりに対応した、利用しやすく安全な自然公園施設等の整備や効果的な情報発信が求められています。また、自然歩道等の自然の中の施設について、利用者と共に管理を行う仕組みも求められています。

## 変革の視点

農林水産業等への被害の大きい野生鳥獣の保護管理のあり方を見直し、捕獲に係る制限緩和などにより適正な生息密度に誘導します。また、生物多様性の調査や計画策定を専門家や県民の皆さんと共に行うことで、さまざまな主体の自発的な自然を守る行動を促進して、自然との共生を進めます。

## 取組方向

- 県民の皆さんの参加を得て、県内の希少野生動植物の現状把握を行い「三重県レッドデータブック<sup>※2</sup>」を更新します。また、専門知識や必要な情報の提供などを行い、NPO等が行う希少野生動植物の保全活動、里地・里山・里海や河川などにおける自然環境保全活動を支援します。
- 身近な自然環境や生物の多様性から、私たちが享受している恩恵や、その利用を持続可能なものとするための必要性について普及啓発を行います。
- 農林産物被害の大きいニホンジカやイノシシ、ニホンザルについて、捕獲頭数の制限緩和などにより捕獲を促進し、適正な生息密度への誘導と被害の軽減を進めます。
- 自然公園や三重県自然環境保全地域等を適正に管理し、優れた自然の保全や生態系の維持回復を進めます。
- 県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、自然公園施設の整備や利用者にわかりやすい情報発信、自然環境に配慮した河川や海岸等の整備・保全を進めます。

## 平成27年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全の方向性の明確化や、保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPOによる生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らすとともに、増えすぎた野生鳥獣の生息密度が減少し、適正な状態で管理されています。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
生物多様性の保全活動実施箇所	34 箇所	74 箇所	絶滅のおそれのある野生動植物種の保護活動および里地里山の保全活動の実施箇所数の合計

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 15301

#### 生物多様性保全の推進

(主担当：農林水産部みどり共生推進課)

県内の希少野生動植物の現状を明らかにして情報発信するとともに、さまざまな主体による生息環境の保全活動等を促進します。

### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
ニホンジカの推定生息頭数	51,800 頭 (22 年度)	10,000 頭	県内に生息するニホンジカの推定生息頭数
自然環境の新たな保全面積(累計)	-	163ha	新たに「自然公園特別地域」、「自然環境保全地域特別地区」に指定された面積および新たに「里地里山保全活動計画 <sup>注3)</sup> 」の認定を受けた面積の合計
自然とのふれあいの場の満足度	80.1% (22 年度)	85.0%	自然公園内の園地など人と自然のふれあいの場の整備状況に関する利用者の満足度

#### 15302

#### 自然環境の維持・回復

(主担当：農林水産部みどり共生推進課)

事業活動等による自然環境への影響を軽減して優れた自然の保全を図るとともに、生態系の維持回復を進めます。

#### 15303

#### 自然とのふれあいの促進

(主担当：農林水産部みどり共生推進課)

利用しやすい施設整備や情報発信により、県民の皆さんが自然とふれあう機会の提供を進めるとともに満足度の向上を図ります。

注1 エコツーリズム：地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことをめざしていく仕組み。

注2 レッドデータブック：絶滅のおそれのある野生動植物の種をリストアップし、現状および保護対策をまとめた報告書。

注3 里地里山保全活動計画：三重県自然環境保全条例に基づく里地里山における自然環境の保全活動に関する計画で知事が認定するもの。

# 大気・水環境の保全



自動車排出ガスや生活排水など身近な暮らしの環境問題に対する意識が高まり、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全に積極的に取り組んでいます。

また、大気や河川、海域の環境基準が達成され、県民の皆さんが良好な大気・水環境のもとで健康的な生活を営んでいます。

## 現状と課題

- 県内の大気環境は、おおむね良好な状態に保たれていますが、二酸化窒素に関しては、NO<sub>x</sub>・PM法<sup>注1</sup> 対策地域の一部で、自動車排出ガスによる影響が大きく、大気環境基準を達成していません。
- 健康に影響を与える光化学スモッグ<sup>注2</sup> は、その濃度上昇に備えるための予報<sup>注3</sup> が、毎年、発令されています。
- 河川の水質は、近年環境基準(BOD<sup>注4</sup>)の達成率が90%以上で推移しており改善傾向にあります。一方、海域の水質については、伊勢湾において赤潮や貧酸素水塊が発生するなど、環境基準(COD<sup>注5</sup>)の達成率は50%前後で推移しており、水質汚濁の主な要因となっている工場・事業場排水や生活排水について、さらなる汚濁負荷の削減による水質改善が求められています。
- 海岸域では、河川を經由して流入したごみが多量に漂着しており、砂浜等の景観の悪化が課題となっているほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。こうした課題の解決に向けて、県民の皆さん、民間団体、企業等による、森・川・海のつながりを意識した流域圏でのネットワークづくりや、環境保全活動の拡大・活性化が求められています。

## 変革の視点

良好な大気環境、美しい川や海は、地域で守るという意識の醸成を図ることにより、県民の皆さんや民間団体等による大気保全や水質改善などの主体的な環境活動とその連携を促し、大気や水質の環境保全につなげていきます。また、生活排水処理施設については、事業ごとの実施という観点を超えて、一体的に、地域の実情をふまえた適切な手法で整備を進めるとともに、単独処理浄化槽からの転換を促進します。

## 取組方向

- NO<sub>x</sub>・PM法対策地域については、平成32(2020)年度に大気環境基準を達成するため、NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画に基づき、事業者や関係団体の協力を得ながら、大気環境への負荷が少ない自動車への転換を促進するとともに、流入車対策等を実施します。
- 光化学スモッグによる被害の未然防止のため、予報等の情報伝達を速やかに行うとともに、工場等における排出ガス対策を実施します。
- 伊勢湾の水質改善に向け、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(第7次)に基づき、工場・事業場等からの汚濁負荷を一層削減します。
- 生活排水対策については、浄化槽、下水道、集落排水施設等の効率的・効果的な整備が求められていることから、地域の実情に応じた適切な手法による整備とするほか、浄化槽では単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換および市町村設置型浄化槽の整備を特に促進します。
- 伊勢湾の海底に堆積した底泥の調査結果をふまえ、大学等研究機関と連携することにより、貧酸素水塊の対策に向けた調査・研究を推進します。
- 海岸漂着物対策については、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等の協力体制を構築し、美しい海岸を保全していきます。また、愛知県や岐阜県など、伊勢湾流域圏での発生抑制対策が求められることから、関係機関等との連携を進めます。

## 平成27年度末での到達目標

県民や事業者の皆さんによる、自動車排出ガスによる局地的な大気汚染の解消への取組が進み、大気環境測定地点における大気環境基準が達成されるとともに、生活排水処理アクションプログラムの目標の達成等により、河川や海域における水質が維持または改善しています。

また、地域において森・川・海のつながりを意識しながら、さまざまな主体による連携した取組が活発に行われるようになっていきます。



伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦  
(津市香良洲海岸)



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	93.9% (22年度)	97.0%	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

15401

#### 大気・水環境への負荷の削減

(主担当：環境生活部大気・水環境課)

コンプライアンスの徹底とともに、立入検査等により工場・事業場の環境意識を高めることにより、工場・事業場からの環境負荷の削減を進めます。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
大気・水質の排出基準適合率	98.3% (22年度)	100%	工場・事業場への立入検査において、大気中へ排出されるばい煙等および公共用水域へ排出される排水(いずれもダイオキシン類含む)が大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の排出基準に適合している割合

15402

#### 自動車環境対策の推進

(主担当：環境生活部大気・水環境課)

流入車対策等を進めるとともに、大気環境への負荷が少ない自動車の比率を高めます。

NOx・PM法対策地域内の大気環境基準達成率	93.3% (22年度)	100%	NOx・PM法対策地域内の大気環境測定地点における二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準を達成した地点の割合
------------------------	-----------------	------	---------------------------------------------------------

15403

#### 生活排水対策の推進

(主担当：環境生活部大気・水環境課)

浄化槽、下水道、集落排水施設等の生活排水処理施設の整備率を高めます。

生活排水処理施設の整備率	78.0% (22年度)	82.8% (26年度)	浄化槽、下水道、集落排水施設等の生活排水処理施設により生活排水の処理が可能な人口の割合
--------------	-----------------	-----------------	---------------------------------------------

# 施策 154

## 主な取組内容 (基本事業)

### 15404

#### 伊勢湾の再生

(主担当：環境生活部大気・水環境課)

海岸漂着物の発生抑制および回収の広域的な取組である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を3県1市の連携により実施するなど、さまざまな主体による森・川・海における環境保全活動の活性化を進めます。

### 15405

#### 環境保全のための調査研究の推進

(主担当：環境生活部大気・水環境課)

土壌汚染の由来推定や大気中の微小粒子状物質発生源推定など、環境調査研究の成果等を公表し、大気環境および水環境の保全に役立てます。

## 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
水環境の保全活動に参加した県民の数	18,776人 (22年度)	26,500人	「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数
調査研究成果件数	3件	4件	大気環境および水環境の保全や改善に貢献する調査研究成果を公表したテーマ数

- 注)1 NOx・PM法：「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」のこと。自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)による大気汚染を防止し、国民の健康を保護するため、平成4(1992)年に定められた。県内では、平成13(2001)年12月に四日市市、桑名市(旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町が窒素酸化物対策地域・粒子状物質対策地域に指定された。
- 注)2 光化学スモッグ：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、それにより生成する有害物質等が空中に滞留し、白くもやがかかったような状態になること。
- 注)3 予報：光化学スモッグ予報。予報発令地域内では、健康被害防止のため、屋外の激しい運動を避け、また、協力工場は注意報発令に向けた燃料削減の準備等の体制をとることが求められている。
- 注)4 BOD：生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を微生物によって分解させたときに消費される酸素の量。
- 注)5 COD：化学的酸素要求量。海域の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を化学薬品(酸化剤)によって分解させたときに消費される酸素の量。

## シリーズ・コラム ④

## 大学生と知事との意見交換！ その2

「みえの現場・すこいやんかトーク大学編」での学生の皆さんからの声を紹介します！

### Q 自分の活動の中で、将来不安に思うことはありますか？

- ・商店街の空洞化や地方の少子高齢化。地域のつながりや伝統や祭といった文化がなくなってしまうそう。(皇学館大・男性)
- ・三重県は車がないと生活に困ること。(三重大・男性)
- ・献血活動を一般の方に広める機会が少ない。県単位で協力を呼びかける組織が必要。(県立看護大・女性)



### Q あなたは、どんな時に幸せを感じますか？

- ・自分が誰かの役に立ったとき、周りの人が幸せになったとき。(高田短大・女性)
- ・誰かに支えてもらったとき。  
今度は支える側になりたいと感じた。(高田短大・男性)
- ・将来、この道に進みたいということが明確になったとき。  
(皇学館大・女性)
- ・絆やつながりの強さを感じたとき。(鈴鹿医療科学大・男性)



### Q 将来の夢は何ですか？また、どんな自分になりたいですか？

- ・自分だけでなく、周りの子どもや若い人も良くなるようなことをやりたい。(鈴鹿国際大・女性)
- ・周りの人にとってプラスの存在になりたい。(鈴鹿国際大・女性)
- ・小さい子どもたちがものづくりに興味を持てるようなおもちゃを製造したい。(近大高専・男性)
- ・障がい者にやさしい車、震災のときでも安全な車の開発がしたい。(近大高専・男性)
- ・地元で最初の女性放射線技師になりたい。(鈴鹿医療科学大・女性)



#### 知事のコメント

いつまでに何をするという目標を持つことが大切です。また、価値観の異なる人と交流する機会をたくさん持って、多くのことを得てほしいですね。

NEXT

次回コラムでは、若い世代のニーズをお聞きするため実施した「高校生アンケート」についてご紹介します。

135ページへ  
どうぞ



# Ⅱ 創る

人と地域の夢や希望を実感できるために

## 政策 Ⅱ-1

### 人権の尊重と多様性を認め合う社会

～一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会～

- ..... 211 人権が尊重される社会づくり
- ..... 212 男女共同参画の社会づくり
- ..... 213 多文化共生社会づくり
- ..... 214 NPOの参画による「協創」の社会づくり

## 政策 Ⅱ-2

### 教育の充実

～一人ひとりの個性と能力を育む教育～

- ..... 221 学力の向上
- ..... 222 地域に開かれた学校づくり
- ..... 223 特別支援教育の充実
- ..... 224 学校における防災教育・防災対策の推進

## 政策 Ⅱ-3

### 子どもの育ちと子育て

～子どもが豊かに育つことができる社会～

- ..... 231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり
- ..... 232 子育て支援策の推進
- ..... 233 児童虐待の防止と社会的養護の推進

政策  
II-4

## スポーツの推進

～夢と感動を育む社会～

施策

241 学校スポーツと地域スポーツの  
推進

242 競技スポーツの推進

政策  
II-5

## 地域との連携

～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～

施策

251 南部地域の活性化

252 東紀州地域の活性化

253 「美し国おこし・三重」の  
新たな推進

254 農山漁村の振興

255 市町との連携による地域活性化

政策  
II-6

## 文化と学び

～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～

施策

261 文化の振興

262 生涯学習の振興

# 人権が尊重される社会づくり



さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会になっています。

## 現状と課題

- 人びとの人権意識は高まりつつありますが、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。
- 人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根付いて、全ての地域において人権文化が醸成されていくことが必要です。
- 県民一人ひとりが、人権問題について単に知識を習得するだけでなく、自らの問題としてとらえ、社会の一員として解決に向けて主体的に行動していけるよう、人権意識を高揚させていく必要があります。
- 人権相談の内容が多様化・複雑化してきていることから、相談機関にはさらなる専門性が求められるとともに、相談機関相互をつないでいく体制づくりが必要です。

## 変革の視点

これまでの人権課題に加え、インターネット社会における人権問題など新たな課題に対して、県民の皆さんが自らの問題ととらえ、主体的に取り組んでいけるよう支援するとともに、解決に向けて共に取組を進めます。

## 取組方向

- 県民の皆さんの人権意識を把握し、人権尊重の視点に立った行政を総合的に推進するとともに、さまざまな主体の活動を支援するなど、人権が尊重されるまちづくりを推進します。
- 多様な手段や機会を活用して人権啓発活動を推進するとともに、人権教育については、各実施主体との有機的な連携・協力関係のもと、人権感覚あふれる学校づくり・人権尊重の地域づくりを進め、自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動する力を育みます。
- 人権相談について、さまざまな相談機関が主体的に関わり、持続的な活動が行えるように、ネットワークの構築や相談員の資質向上に向けた支援を行います。
- インターネット上の差別的な書き込みや人権侵害に対応していくネットモニタリング活動が、地域で自発的に展開されるよう、活動の核となる人材の育成等に取り組めます。
- こうした取組を効果的に連携させ、同和問題をはじめとした女性、子ども、障がい者、高齢者、外国人等の人権に関する課題の解決に向けて取り組んでいきます。

## 平成 27 年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ったまちづくりに主体的に取り組んでいます。

また、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。

 <b>県民指標</b>	<b>目標項目</b> 人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	<b>現状値</b> 24.9%	<b>目標値</b> 33.0%	<b>目標項目の説明</b> e-モニターおよび啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合
-----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------	---------------------	---------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

<b>主な取組内容</b> (基本事業)	<b>県の活動指標</b>			
	<b>目標項目</b>	<b>現状値</b>	<b>目標値</b>	<b>目標項目の説明</b>
<b>21101</b> <b>人権が尊重されるまちづくりの推進</b> (主担当：環境生活部人権課) 住民組織、NPO・団体、企業など、地域のさまざまな主体が、人権の視点をベース(基礎)にしてまちづくりを進めていけるよう、地域における主体的な取組を支援します。	地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数	836人 (22年度)	1,040人	講師・助言者派遣等の県の支援を受け、地域において開催される「人権が尊重されるまちづくり」研修会等の参加者数
<b>21102</b> <b>人権啓発の推進</b> (主担当：環境生活部人権課) 県民の皆さんに対して、電波等のメディアの活用や人権ポスターの募集等の参加型啓発、誰もが参加できる啓発イベントの開催など、さまざまな工夫を凝らした人権啓発を実施し、人権意識の高揚を図ります。	人権イベント・講座等の参加者数	38,931人 (22年度)	41,000人	人権尊重社会の実現のため、県が開催する人権啓発イベント・講座等への参加者数
<b>21103</b> <b>人権教育の推進</b> (主担当：教育委員会人権教育課) 教育活動全体を通じて、人権教育が総合的・系統的に推進されるよう、子どもたちの発達段階に応じたカリキュラムの作成等の支援を行い、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。	人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合	39.0% (22年度)	70.0%	子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムや全ての教育活動を有機的につなぐカリキュラムなど、総合的な人権教育の全体計画を作成している公立小中学校および県立学校の割合
<b>21104</b> <b>人権擁護の推進</b> (主担当：環境生活部人権課) 差別や人権侵害等を受けた人が、迅速で的確な相談支援を受けられるよう、相談機関への支援を行います。また、インターネット上の人権問題への対応に向けて、人材育成等の支援を行います。	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者数	994人	1,200人	人権に関わる相談員の資質向上を目的として開催する研修会の受講者数

# 男女共同参画の社会づくり



県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参加し、共に責任を担っています。

## 現状と課題

- 労働力人口<sup>注1</sup>が減少する中で社会が成長し豊かさを維持していくためには、男女が性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮できる社会を築いていくことが、極めて重要です。
- 政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んできましたが、参画状況は未だ不十分です。また、固定的な性別役割分担意識が未だ根強く残っているなどの状況にあることから、男女共同参画意識の一層の普及・啓発が必要です。
- 地域や働く場における男女共同参画の進捗は十分ではなく、市町等と連携して一層の働きかけや支援を行っていく必要があります。
- ドメスティック・バイオレンス(DV)<sup>注2</sup>の相談件数が増加傾向にあることなどから、DV防止のための啓発や被害者支援の一層の推進が求められています。

## 変革の視点

男女共同参画についての県民の皆さんの理解を一層深めるとともに、県民一人ひとりが性別に関わらず能力を発揮して、人と人、人と地域などの多様なつながりの中で積極的に社会に参画できるよう、仕事と生活の調和などの環境整備を進めます。

## 取組方向

- 県民の皆さんや関係機関と連携しながら政策・方針決定の場への女性の参画を一層進めるとともに、就労をはじめとした女性の社会参画に対する支援を進めます。
- 三重県男女共同参画センターによる学習機会の提供や多様なメディアを活用した啓発等を通じて、男女共同参画意識の一層の普及を進めます。
- 企業等における男女の均等な機会と待遇の確保やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向け、働き方の見直しや育児・介護休業制度の普及などを促進します。また、地域活動における男女共同参画が進むよう、市町等と連携して地域での取組への働きかけや支援を行います。
- DVによる被害の防止対策については、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、特に若年層に対する啓発を強化するとともに被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を進めます。
- 県の事業において、男女共同参画の視点を取り入れた展開を図ることができるよう全庁的に取り組めます。また、市町において、男女共同参画の取組が進むよう支援します。

## 平成27年度末での到達目標

男女共同参画意識の普及が進み、行政や企業、各種団体等において男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展しています。



県民指標

目標項目

社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合

現状値

13.9%

目標値

18.0%

目標項目の説明

e-モニターによるアンケートにおいて、「社会全体で男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、「平等である」と回答した人の割合

主な取組内容  
(基本事業)

県の活動指標

21201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明	
	(主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課) 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し責任を担う社会づくりを進めるため、県の審議会等における女性の登用などに取り組みます。また、市町や企業等にも女性の登用などを働きかけます。	県・市町の審議会等における女性委員の登用率	24.7%	28.7%	地方自治法(第202条の3)に基づき県および市町が設置する審議会等における女性委員の総委員数に対する割合
21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	(主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課) 三重県男女共同参画センターにおけるさまざまな講座やフォーラムの開催、情報誌の発行などを通じ、男女共同参画意識の一層の浸透を図ります。	男女共同参画フォーラムの男性参加率	23.5%	45.0%	三重県男女共同参画センターが開催する男女共同参画フォーラムの参加者のうち男性参加者の割合
21203 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進	(主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課) 男女共同参画を進めている企業等の優良事例の紹介や、女性の就労のための情報提供・相談などに取り組み、働く場や家庭生活、地域活動における男女共同参画を推進します。	女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合	21.3% (22年度)	27.0%	女性の管理職への登用や職域拡大等のポジティブアクションに取り組んでいる企業等の割合
21204 性別に基づく暴力等への取組	(主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課) DVを許さないという意識の浸透を図るとともに、相談や被害者の保護・支援体制の充実を図ります。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数	12か所	24か所	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、県、市町および関係機関が、街頭での一斉啓発を含む多様な啓発を行った箇所数

注1 労働力人口：15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者(就業はしていないが、求職活動をしており、仕事があればすぐ就くことができる者)を合わせた人口をいう。

注2 ドメスティック・バイオレンス(DV)：配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者からの身体に対する暴力等をいう。

# 多文化共生社会づくり



NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の一員として安心して快適に暮らしています。

## 現状と課題

- 三重県の外国人登録者数は、46,817人(平成22年末)と県人口の約2.5%を占め、外国人比率は全国第3位となっています。外国人住民は、地域の経済を支える大きな力となっているものの、言葉の壁や文化の違いなどから地域でのコミュニケーションが十分に図られず、外国人住民の地域社会への参画が進んでいません。
- 外国人児童生徒が、地域社会の一員として共に生活していくために必要とされる日本語で学ぶ力を十分に身につけているとはいえない状況にあります。
- 近年の経済環境の悪化に伴い、不安定な雇用形態にある外国人労働者の解雇、雇い止めが増加しました。外国人住民は定住化傾向にあることから、職を失うことにより教育、住居、医療等さまざまな生活面での問題が顕在化しています。



外国人住民は、これまで支援が必要とされる立場とされてきましたが、これからは、地域社会の一員として、その能力が十分に発揮できるよう環境を整備していく必要があり、さまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりの実現をめざします。

## 取組方向

- 外国人住民のコミュニケーション能力の向上や人材育成、多言語での情報提供などにさまざまな主体と連携して取り組みます。
- これまで構築したNPO、経済団体、市町等とのネットワークを拡充し、外国人住民の抱える日常生活におけるさまざまな課題の解決に向けた取組を推進し、外国人住民が地域社会へ参画しやすい環境づくりを進めます。

## 平成27年度末での到達目標

外国人住民が抱える教育、就労などの生活課題の解決に向け、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、それぞれが役割、取組方向を理解して、外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを進めています。

### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
多文化共生に取り組む団体数	141 団体 (22 年度)	200 団体	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体・企業および国際交流団体の数

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 21301 外国人住民との円滑なコミュニケーション支援

(主担当：環境生活部多文化共生課)

日本語指導ボランティアの育成や活用、やさしい日本語の普及、映像を活用した多言語での情報提供等にNPO、経済団体、市町等と連携して取り組みます。

#### 21302 外国人住民の地域社会参画支援

(主担当：環境生活部多文化共生課)

地域社会の一員となる外国人児童生徒への就学支援や学習支援を充実するとともに、多言語相談窓口の設置、医療・災害等のサポート体制の充実や多文化共生の啓発などに取り組み、外国人住民の地域社会への参画を進めます。

### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
日本語指導ボランティア数	641 人 (22 年度)	700 人	県内の日本語教室で外国人に日本語を教えるボランティア数
セミナー、ボランティア研修等参加者数	256 人 (22 年度)	500 人	多文化共生に関するセミナー、防災・医療等ボランティア研修への参加者数

# NPOの参画による「協創」の



県民一人ひとりが、自らを社会づくりの担い手であると認識し、NPO(ボランティア団体・市民活動団体等)に対する理解を深め、さまざまな手段によりNPO活動に参画するとともに、NPOは社会づくりの主要な担い手として自立した活動を展開し、さまざまな主体と力を合わせ、地域の諸課題に取り組んでいます。

## 現状と課題

- NPO法人数は増加しているものの、NPOの活動を支える社会の仕組みが整備されておらず、収入規模が年間500万円以下の法人が半数以上を占めるなど、NPO法人の活動基盤の脆弱さが課題となっています。
- NPOがさまざまな分野で社会づくりに取り組んでいるという認識は広がっているものの、NPOの活動内容などの情報が浸透しておらず、県民の皆さんや企業等のNPO活動に対する理解が十分に進んでいません。
- NPOと行政、企業などのさまざまな主体が、互いの強みを生かし、力を合わせて社会づくりを進めていくことについて、必要性の認識は広がっているものの、支える仕組みや基盤が十分ではなく、実践は進んでいません。

## 変革の視点

社会づくりの主要な担い手であるNPOが、自らの力を十分に発揮し、自発的・自立的に地域課題に取り組めるよう環境を整備します。

## 取組方向

- 県民の皆さんが社会参画に対する意識を高めるとともに、NPOに対する理解を深め、さまざまな手段で参画できる仕組みを整備します。また、NPOの中間支援機能を強化し、NPOがより活発に活動を展開できる環境整備を図ります。
- NPOとさまざまな主体が、力を合わせて社会づくりを進めることの必要性を共有し、さまざまな分野で取組を推進する仕組みを整備します。

## 平成27年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPOの活動に必要な資源(資金、人材、情報など)が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。

また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、互いに力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合	9.5%	20.0%	e-モニターによるアンケートにおいて、NPO・ボランティア・市民活動への参加状況について、「参加している」と答えた人の割合

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

#### 21401

#### 県民の社会参画活動への支援

(主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課)  
県民の皆さんや企業等が、寄付やボランティアなどによりNPOの活動に参画・支援しやすい仕組みを整備します。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
NPO法人に対する寄付金総額	124,761千円 (21年)	200,000千円 (26年)	NPO法人の実績報告書に記載されている寄付金の総額

#### 21402

#### NPOが活発に活動できる環境の充実

(主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課)  
活動基盤の整備や情報発信への支援などNPOの中間支援機能の強化に取り組みます。また、災害時にNPOが各分野で支援活動を展開できる環境を整備します。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
認定NPO法人数	1法人	30法人	県内の特定非営利活動法人のうち、その運営組織および事業活動が適正であり、公益の増進に資するものとして、認定を受けた特定非営利活動法人(認定NPO法人)の数

#### 21403

#### NPOとさまざまな主体との「協創」の推進

(主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課)  
NPOと企業等とのパートナーシップの促進など「協創」の取組を充実していきます。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
NPOと県の連携・協働事業数	51事業 (22年度)	75事業	NPOと県が連携・協働して取り組んだ事業数

# 学力の向上



さまざまな主体による教育への取組が進む中で、子どもたちに自ら課題を解決する力、他者と共に学び高め合う力が育まれています。

## 現状と課題

- 子どもたちの学力低下が課題となっており、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、その知識・技能を生かす力を育み、学習意欲を高めることが求められています。
- 雇用の多様化・流動化が進む中、子どもたちが社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度を身につける必要があります。
- 多くの経験豊かな教職員の退職が見込まれるとともに、職場の中で互いの力を磨こうとする「育てる文化」が薄れつつあり、教職員全体の資質向上が重要な課題となっています。
- 子どもたちのいじめや暴力行為等が依然としてみられることから、専門家の活用や関係機関等との連携を一層図る必要があります。

## 変革の視点

子どもたちの学力低下が課題となっている中、学習意欲の向上と学習習慣の確立を図り、主体的に社会に参画する力を身につける必要があります。このため、子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、学校・家庭・地域が連携しながら、子どもたちの主体的な学びの向上に向けた取組を県民総参加で進めます。

## 取組方向

- 各市町教育委員会と連携して全ての公立小中学校で全国学力・学習状況調査の実施・活用を促進し、教育指導の改善を継続的に行うとともに、きめ細かく行き届いた少人数教育を推進するなど、子どもたちの学力の定着・向上を図ります。さらに、学力や学習状況に関する情報を家庭、地域と共有し、子どもたちの学習意欲を引き出す環境づくりを進めます。県立高等学校では学力の定着・向上を図るとともに、各学校の特色や専門性を生かした、より高度で発展的な教育の充実に取り組みます。
- 子どもたちが社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度を身につけられるよう、各公立学校がキャリア教育の拡充に取り組みます。
- 教職員の授業力を高めるために、授業の改善を重視し、教職員一人ひとりに応じた研修を充実するとともに、学校では授業研究を中心とした校内研修体制の確立に取り組みます。
- いじめ、暴力行為等の問題行動に対して、専門家の活用や各関係機関との連携・協力を進め、安心して学べる学級・学校づくりを推進します。
- 私立学校において教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育が一層拡充されるよう努めます。

## 平成27年度末での到達目標

学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの学力向上を図ることで一人ひとりが主体的に学習に取り組み、社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度・知識を身につけるとともに、安心して学習できる環境の中で、充実した学校生活をおくっています。

 <b>県民指標</b>	<b>目標項目</b> 学校に満足している子どもたちの割合	<b>現状値</b> 78.7%	<b>目標値</b> 85.0%	<b>目標項目の説明</b> 県内の公立小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生の子どもたちを対象とする「学校生活についてのアンケート(授業内容の理解、相談や質問ができる雰囲気、学校生活の安心感、目的意識の有無の4項目)」の平均値から算出した、学校に満足している割合
--------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------	---------------------	---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<b>主な取組内容 (基本事業)</b>	<b>県の活動指標</b>			
	<b>目標項目</b>	<b>現状値</b>	<b>目標値</b>	<b>目標項目の説明</b>
<b>22101</b> <b>子どもたちの学力の定着と向上</b> (主担当：教育委員会小中学校教育課) 全国学力・学習状況調査の実施・活用を促進し、授業方法等の工夫改善を継続的に進めるとともに、家庭・地域と連携して子どもたちの学ぶ意欲を高め、学力の定着と向上を図ります。	授業内容を理解している子どもたちの割合	81.2%	85.0%	県内の公立小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生で学校の授業内容が「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した子どもたちの割合
<b>22102</b> <b>社会に参画する力の育成</b> (主担当：教育委員会高校教育課) キャリア教育・職業教育等を推進し、生徒が自立して主体的に社会に参画する力を育成します。	新規高等学校卒業者が、就職した県内企業に、1年後定着している割合	84.4% (22年度)	92.0% (26年度)	高等学校卒業者が、就職した県内企業に1年後就業している割合(100-県内企業に就職した高等学校卒業者の1年後の進路不適用による離職率)
<b>22103</b> <b>教職員の資質の向上</b> (主担当：教育委員会研修企画・支援課) 教職員の授業力向上に向けた研修を実施し、実践的な指導力を高める取組を進めます。	研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合	85.0% (22年度)	100%	教育委員会研修担当が主催・支援する実践的な研修のアンケートにおいて、「研修内容を自らの実践に活用できる」と回答した教職員の割合
<b>22104</b> <b>学びを支える環境づくりの推進</b> (主担当：教育委員会生徒指導課) 子どもたちの規範意識や社会性を育む取組を充実するとともに、教育相談体制の充実を図るなど、安心して学べる環境づくりを進めます。	1,000人あたりの暴力行為発生件数	3.5件 (22年度)	3.0件 以下	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)における本県の公立小中高等学校での暴力行為の児童生徒1,000人あたりの発生件数
<b>22105</b> <b>私学教育の振興</b> (主担当：環境生活部私学課) 経常的経費等への補助などにより、特色ある学校づくりおよび健全な学校経営を支援します。	特色化教育実施事例数	80件 (22年度)	100件	私立中学校・高等学校における特色化教育の実施事例数

# 地域に開かれた学校づくり



子どもたちの学びと育ちを支えるため、家庭や地域と連携した開かれた学校づくりが進み、学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組む社会が形成されています。

## 現状と課題

- 少子化・高齢化をはじめ、国際化や情報化など、急速に進む社会構造の変化に適応していくためには、学校の組織力を強化し、教育活動の質を高めていくことが必要です。
- 人びとの価値観が多様化し、学校に求められている役割や期待が変化してきている中、学校が地域の活力向上の核としての役割を担っていくため、家庭や地域との連携を深めていくことが求められています。
- 学校教育の充実に向け、地域の教育力の活用が求められる中、地域住民等とのパートナーシップを強化し、その知識や技能を積極的に取り入れるための体制づくりを進める必要があります。
- 子どもたちが、郷土の未来と国際社会における自己の生き方を考え、これからの社会をたくましく生き抜くために、郷土愛や郷土への誇りを育むことが求められています。



社会全体で子どもたちを育てるという視点を重視し、学校・家庭・地域が一体となって課題を共有した上で、保護者や住民等による学校運営や教育活動への積極的な参画を進めます。

## 取組方向

- 地域とともにある学校づくりの基盤として、学校経営品質向上活動の充実を図り、学校の組織力を高めます。
- コミュニティ・スクールや学校関係者評価の導入を図り、保護者や住民等の学校運営や教育活動への参画を促進し、地域との結びつきを深めます。
- 地域住民等の知識や技能を活用した学習支援等、地域による学校支援の体制づくりを促進します。
- 三重の良さを実感できる教材や文化財等の地域資源を活用した郷土教育を、学校と地域が連携して推進することにより、子どもたちの郷土を愛する心を育むとともに、誇りと自信を持って三重の良さを発信できる人づくりを進めます。

## 平成27年度末での到達目標

それぞれの地域において、開かれた学校づくりの取組が進められ、家庭や地域と連携した学校運営や教育活動が展開されています。



南が丘「ふれあいまつり」(津市)



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
学校関係者評価やコミュニティ・スクールなどに取り組んでいる学校の割合	78.1% (22年度)	100%	学校関係者評価やコミュニティ・スクールなど、保護者や住民等が学校運営や教育活動へ参画する仕組みを取り入れている学校の割合

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 22201 地域とともにある学校づくりの推進

(主担当：教育委員会高校教育課)

公立学校において、学校経営品質向上活動を基盤とし、コミュニティ・スクールや学校関係者評価をとおして特色ある開かれた学校づくりを進めます。

#### 22202 地域で支える教育活動の推進

(主担当：教育委員会小中学校教育課)

地域住民等による学習等の支援や、教材「三重の文化」、郷土の文化財等を活用した郷土教育を、学校と地域が連携して進めます。

### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
学校関係者評価により学校運営や教育活動への保護者や住民等の参画を進めている県立学校の割合	—	100%	学校関係者評価委員会の評価結果をもとに、学校運営や教育活動への保護者や地域住民等の参画を進めている県立学校の割合
教材「三重の文化」を活用した中学校の割合	—	100%	子どもたちが郷土三重について主体的に学習を進めるための教材「三重の文化」を授業等で活用している公立中学校の割合

# 特別支援教育の充実



障がいに対する理解が進み、子どもたちが、障がいの有無に関わらず、互いに尊重し合う感性を、幼少時から育むことができる教育環境が形成されています。

## 現状と課題

- 障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた、就学前から卒業までの一貫した途切れのない支援体制の整備が求められています。
- 小中学校および高等学校において、発達障がいのある子どもたちが増加し、より専門的な支援が求められています。特に、高等学校における特別支援教育に係る校内体制づくりの充実が喫緊の課題となっています。
- 就労を希望する生徒の障がい特性と実習受入先の職種とのマッチングが十分でない等の課題があり、キャリア教育の一層の充実が求められています。
- 特別な支援を必要とする子どもたちの増加、障がいの多様化、重度・重複化の傾向にあり、特別支援学校の施設の狭あい化、スクールバスの過密化と長時間乗車等が課題となっています。

## 変革の視点

子どもたちの発達段階や生活年齢に応じて、交流および共同学習、職場体験実習等の社会との結びつきを重視した体験学習を進めることで、自立と社会参加に結びつく力を育みます。

また、ライフステージに応じて関係機関と連携し、地域や保護者と協力することで、途切れのない一貫した支援を進めます。

## 取組方向

- 就学前から卒業までの一貫した支援体制づくりを推進するために、医療・保健・福祉・労働等関係機関との積極的な連携のもと、特別な支援を必要とする子どもたちに係る情報の円滑な引継ぎを進め、効果的な支援ができる学校体制づくりに取り組みます。
- 就労・自立など卒業後の充実した社会生活に向けて、子どもたちの特性を生かした特色ある特別支援学校の教育課程の編成を進め、学校全体で取り組む組織的・系統的なキャリア教育を推進します。
- 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」に基づき、特別支援学校の整備を着実に推進します。

## 平成27年度末での到達目標

障がいのある子どもたちの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導と支援の充実を図ることで、子どもたちが安心して学習できる環境の中で、自立と社会参加に向けて必要な力を育んでいます。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県立特別支援学校高等部卒業生の進学および就労率	25.4% (22年度)	30.0%	県立特別支援学校高等部卒業生に占める進学および一般企業就労者の割合

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

#### 22301

#### 特別支援教育の推進

(主担当：教育委員会特別支援教育課)

円滑に支援情報の引継ぎを行うため、「パーソナルカルテ<sup>注1)</sup>」の作成を進めるとともに、特別支援学校のセンター的機能や外部の専門家等を積極的に活用し、相談・支援体制を充実します。

個別の教育支援計画を作成している県立高等学校の割合

39.7%  
(22年度)

100%

県立高等学校の中で、生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うための個別の教育支援計画を作成している学校の割合

#### 22302

#### 就労の実現

(主担当：教育委員会特別支援教育課)

職種と本人の適性のマッチングの促進、職業に関するコース制の導入等により、就労を希望する生徒の就労を実現する取組を積極的に進めます。

県立特別支援学校で職業に係るコース制を導入している学校数

2校

8校

知的障がい教育部門を設置している県立特別支援学校を中心に、職業に係るコース制を導入している学校数

#### 22303

#### 学習環境の整備

(主担当：教育委員会特別支援教育課)

特別支援学校の子どもたちの受け入れに必要な施設設備等の整備を進め、障がいのある子どもたちが、安心して学校生活がおくれる環境づくりを進めます。

暫定校舎の教室数

18教室

0教室

県立特別支援学校の暫定校舎にある教室数

注1) パーソナルカルテ：「個別の就学支援ファイル」「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等を一つにまとめた情報引継ぎツール。

# 学校における防災教育



子どもたちが、災害対応能力を身につけるとともに、大規模地震や津波、風水害などの自然災害への対策が十分に行われた、安全で安心して学習できる環境が形成されています。

## 現状と課題

- 東海・東南海・南海地震等の大規模地震や津波、風水害などの自然災害から、子どもたちの命を守るため、防災教育・防災対策を一層充実させることが求められています。
- 学校は、子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であり、また、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、大規模地震の発生に備え、安全で安心な施設づくりが求められています。



東日本大震災では、想定を超える津波の発生等により、これまでの学校の防災教育・防災対策の根本的な見直しが必要となりました。そのため、津波からの避難や地域との連携など防災教育を充実するとともに、学校が地域や関係機関等と連携して、的確な対策を迅速に推進します。

## 取組方向

- 大規模地震や津波、風水害などの自然災害に備え、子どもたちの命を守るため、発達段階に応じ、防災ノートの活用等による防災教育を推進するとともに、学校防災のリーダーとなる教職員を養成します。また、防災機器の整備など学校の防災機能を強化します。
- 大規模地震に備え、子どもたちの安全の確保に向けて、学校の建物に加え、非構造部材の耐震化などの防災対策を強化します。

# 防災対策の推進

政策 II-2 教育の充実

主担当部局：教育委員会

## 平成27年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった学校防災の課題をふまえた防災教育・防災対策が行われ、子どもたちが安全で安心して学習できる環境の中で学校生活をおくっています。



防災ノート



### 県民指標

#### 目標項目

地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合

#### 現状値

—

#### 目標値

100%

#### 目標項目の説明

自主防災組織や地域住民等と連携した避難訓練等を実施している学校の割合

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 22401 防災教育の推進

(主担当：教育委員会教育総務課)

防災ノート等を活用した体験型防災学習により防災教育を充実するとともに、学校防災のリーダーとなる教職員の養成や防災機能の強化を進めます。

### 県の活動指標

#### 目標項目

防災ノート等を活用した防災教育を実施している学校の割合

#### 現状値

—

#### 目標値

100%

#### 目標項目の説明

公立小中学校および県立学校において、防災ノート等の学習教材を活用し防災教育を実施している学校の割合

学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合

—

100%

公立小中学校および県立学校において、学校防災のリーダーとなる教職員が中核となり、学校の防災教育、防災対策に取り組んでいる学校の割合

#### 22402 防災対策の推進

(主担当：教育委員会学校施設課)

耐震性が確保されていない学校の建物の耐震化を実施するとともに、外壁、天井材などの非構造部材の耐震対策など防災対策を強化します。

県立学校の非構造部材の耐震対策実施率

—

100%

県立学校の非構造部材の耐震点検結果に基づいて対策を講じた件数の割合

# 子どもの育ちを支える家庭・



子ども自身の持つ力を育み伸ばそうとする「子どもの育ちを支える視点」が社会全体で共有され、子どもを見守り、豊かに育てることのできる家庭・地域づくりが進んでいます。

## 現状と課題

- 子どもが豊かに育つことのできる地域社会の実現をめざす「三重県子ども条例」に規定する県の取組を総合的に行う必要があります。
- 家庭の養育力の低下がいわれている中、子どもの育ちにおける家庭の役割の大切さが再認識されています。家族の絆を強め、その力が十分に発揮できるよう、適切な情報の提供、子どもの育ちについて考える機会の充実などに取り組む必要があります。
- 地域において、人と人とのつながりが希薄化し、子どもがさまざまな人とふれあう機会も減少しています。地域の大人が子どもの育ちを理解し、支えるといった実践を通じて、子どもが育つ環境を作っていくことが求められています。
- 有害情報の氾濫、インターネット被害の増大など、子どもの健全育成に係る問題について、社会全体で知識やスキル、情報を共有し、その防止に取り組むことが必要です。

## 変革の視点

これまで地域の企業、団体などさまざまな主体に働きかけ、連携して子どもの育ちの支援を進めてきましたが、今後は「三重県子ども条例」を推進する中で連携の拡充を図るとともに、各主体の自発的、主体的な活動が展開されるよう取り組みます。

## 取組方向

- 「三重県子ども条例」について、県民の皆さんの理解を促進するとともに、条例に基づく県の取組に係る評価などを行います。また、県政の各分野で子どもの視点を取り入れた事業展開が図られるよう全庁的に取組を進めます。
- 親や家族の役割について学ぶ機会や情報の提供を行うとともに、親子のふれあいの機会を充実します。また、地域で子どもの育ちを見守り支える取組が進むよう「みえの子育ちサポーター」を養成するとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」などさまざまな主体の参画により、子どもの支援活動が活発に展開されるよう取組を進めます。
- 子どもを有害な環境から保護するため、関係事業者の自主的な取組や協力を得て「三重県青少年健全育成条例」の適正な運用を図ります。

## 平成27年度末での到達目標

「三重県子ども条例」の普及啓発、条例に基づく取組の推進などを通じて、大人が子どもの育ちや子育てについての理解を深めるとともに相互に連携し、子どもへの体験・交流機会の提供、有害環境からの保護などに自発的に取り組んでいます。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
「三重県子ども条例」の認知度	35.0%	100%	「三重県子ども条例」を知っている県民の割合

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

#### 23101

#### 子ども条例の普及と推進

(主担当:健康福祉部子ども・家庭局子どもの育ち推進課)

「三重県子ども条例」の普及啓発を図るとともに、県政の各分野の施策への子どもの声を反映する取組や子どもに関連する施策の評価など条例に基づいた取組を全庁的に進めます。

キッズ・モニター  
活用事業数

6事業  
(22年度)

10事業

県政の各分野で、子どもの声を反映するため、キッズ・モニター(小学校4年生から高校3年生が対象のモニター制度)を活用した事業数

#### 23102

#### 家庭力・地域力の向上支援

(主担当:健康福祉部子ども・家庭局子どもの育ち推進課)

家族の絆を深めるために、親子がお互いを思いやるきっかけを提供するとともに、企業、団体等さまざまな主体と連携し、家族の絆が深まるようなフェスティバルの開催や企業が行う従業員の家族の絆を深めるための「家庭の日」等の取組の促進等を通じ、子どもの育ちを見守り支える取組を進めます。

「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数(累計)

776会員  
(22年度)

1,500会員

子どもや子育て家庭を応援するためにさまざまな取組を進める「みえ次世代育成応援ネットワーク」を構成する企業や団体等の会員数

#### 23103

#### 子どもの保護対策の推進

(主担当:健康福祉部子ども・家庭局子どもの育ち推進課)

「三重県青少年健全育成条例」に基づき、関係機関と連携して子どもを有害環境から保護する取組を進めるとともに、立入調査を実施します。なお、新規店に対しては重点的に取り組みます。

子どもの利用の多い店舗のうち青少年健全育成協力店の割合

90.0%

100%

「三重県青少年健全育成条例」に基づく立入対象店舗の中で、子どもの利用の多い店舗のうち、青少年健全育成協力店として登録している店舗の割合

# 子育て支援策の推進



子育てサービスを提供するさまざまな主体と共に、子育て支援策を進めることにより安心して子どもを生み育てられる環境が整っています。

## 現状と課題

- 保育サービスへのニーズが増加、多様化しており、保育所の待機児童の解消や特別保育の実施および放課後児童対策について、地域の実情に応じ市町に対する支援を行う必要があります。また、国において検討されている「子ども・子育て新システム<sup>※1</sup>」については、市町と連携し、適切に対応していく必要があります。
- 母子保健に対するニーズが多様化・複雑化しているため、安心して妊娠・出産できる母子保健サービスの充実と経済的な支援、地域における相談体制の整備等が求められています。
- ひとり親家庭が増加傾向にあり、継続的に自立に向けた支援に取り組む必要があります。また、子育て家庭に対する経済的な負担を軽減する必要があります。
- 肢体不自由児や発達障がい児およびその家族に対する適切な医療・福祉サービスの提供が求められています。

## 変革の視点

子育て支援施策について、これまで県は、市町を支援するという視点で行ってききましたが、今後は地域の自主性や自立性の高まりに応じて、より専門性の高い分野や市町間の広域調整への支援に重点を移行していきます。また、供給側の論理ではなく、子育て支援サービスについて、今後は必要な人に必要なサービスを届けるための関係団体の主体的な活動が促進されるよう支援します。

## 取組方向

- 多様な保育ニーズに的確に応じられるように、特別保育等に係る実態調査分析結果をふまえ、関係者自らが検討に加わりながら、市町と連携し、地域の実情に応じた特別保育等の実施や放課後児童対策の支援を行います。
- 不妊に対する経済的支援および相談体制の強化に取り組めます。
- ひとり親家庭等の自立支援や経済的支援に取り組むとともに、情報交換会の開催など、関係団体の主体的な活動が促進されるよう支援します。また、子どもに必要な医療を安心して受けさせられるよう環境整備に取り組めます。
- 子どもの心身の発達支援体制の強化をめざして、県立草の実りハビリテーションセンターおよび県立小児心療センターあすなろ学園の一体的整備を進めます。

## 平成27年度末での到達目標

保育サービス、母子保健対策等が、地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して妊娠・出産・子育てのできる体制整備が進んでいます。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
低年齢児(0～2歳) 保育所利用児童数	11,962人	12,950人	入所待機となりがちな低年齢児(0～2歳)の保育所利用児童数

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

#### 23201

#### 保育・放課後児童対策等の充実

(主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課)

待機児童の解消のため、保育所の整備を支援するとともに、地域の実情に応じた特別保育や低年齢児保育を支援します。

また、市町が実施する放課後児童対策を支援するとともに、障がい児の受け入れや、小規模放課後児童クラブに対する支援を行います。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
------	-----	-----	---------

病児・病後児保育所の実施地域数(広域利用含む)	15地域 (22年度)	20地域	病気または回復期にある児童を一時的に保育できる施設が確保されている地域数
-------------------------	----------------	------	--------------------------------------

#### 23202

#### 母子保健対策の推進

(主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課)

母子保健サービスを促進するため、市町の取組を支援するとともに、不妊に悩む夫婦に対する経済的支援および相談体制の強化に取り組めます。

三重県不妊専門相談センターへの相談件数	158件 (22年度)	220件	三重県不妊専門相談センターで不妊に悩む夫婦やその家族からの相談に対応した件数
---------------------	----------------	------	----------------------------------------

#### 23203

#### ひとり親家庭等の自立の支援

(主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課)

ひとり親家庭の自立を促進するため、経済的支援や生活支援、さらに関係団体が行う情報交換会の開催などの取組を支援します。

また、県立草の夷リハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなろ学園の一体的整備を進めます。

ひとり親家庭情報交換会参加者数(累計)	36人	1,000人	ひとり親家庭の親同士の話し合いや情報交換の場に参加した人数
---------------------	-----	--------	-------------------------------

注1 子ども・子育て新システム：子どもの育ち・子育てが家庭を社会全体で支えるため、市町村が現在の子ども・子育て支援策のサービス主体となるよう再編成し、制度・財源・給付について、包括的・一元的なものとするのが検討されている国の制度案。

# 児童虐待の防止と社会的



児童虐待相談が増加傾向にある中で、地域社会全体で未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことにより、児童虐待から子どもが守られています。また、社会的養護を必要とする児童に対する適切な支援が行われています。

## 現状と課題

- 児童虐待に係る相談件数が増加し、その内容も複雑化しているため、児童相談所の対応力ならびに市町等と連携した取組の強化が必要です。
- 児童虐待防止に地域社会全体で取り組んでいくために、県民の皆さんに対するより一層の啓発が必要です。
- 児童虐待を未然に防止するため、思春期から命の大切さや家族観を醸成するとともに、安心して妊娠・出産ができる支援体制の整備が求められています。
- 虐待を受けた児童が増加する中、児童養護施設などに入所している社会的養護を必要とする児童には、家庭的な環境の中でのきめ細かなケアが求められています。



児童虐待を未然に防止する観点から、特に若年層に対する取組を強化します。また、社会的養護を必要とする児童に対する家庭的ケアをこれまで以上に推進するために、関係者・団体が一丸となって取り組みます。

## 取組方向

- 平成 23(2011)年度における児童虐待防止に関する市町支援のあり方検討をふまえ、児童相談所の法的対応力の強化、市町に対する的確な技術的支援と連携強化に取り組むとともに、児童虐待防止のための啓発に取り組めます。
- 医療、保健、教育等関係団体が主体的に連携し、児童虐待の要因となりうる若年層の望まない妊娠をなくす取組や乳児期特有の育児不安を解消する取組を支援します。
- 三重県における社会的養護のあり方を検討し、児童養護施設等における小規模グループケアや里親委託等家庭的ケアを促進するとともに、要保護児童の自立や家庭復帰を支援します。

# 養護の推進

## 平成27年度末での到達目標

市町等と連携した児童虐待相談への適切な対応や、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進んでいます。

また、児童養護施設などに入所している児童等に対する家庭的ケアの環境整備が進んでいます。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
児童虐待通告に対する48時間以内の安全確認の実施率	100% (22年度)	100%	児童虐待通告を受けて、48時間以内に安全確認を実施した割合

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

#### 23301

#### 児童虐待対応力の強化

(主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課)  
児童虐待を防止するため、児童相談所職員の法的対応力や市町職員の相談対応力等の能力向上を図るとともに、市町に応じた支援を行い、迅速・的確な連携を図ることにより、三重県全体の児童虐待対応力を強化します。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数	—	29件	県が平成23年度に実施した市町支援のあり方検討で判明した問題点・課題に対し、市町と共に、児童相談の対応力向上のために取り組んだ件数

#### 23302

#### 児童虐待の未然防止の推進

(主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課)  
児童虐待の未然防止のため、関係団体と連携して思春期特有の悩みを相談できる仲間づくりに取り組むとともに、若年層の妊娠・出産期を含めた早期からの相談・支援体制の充実を図ります。

思春期ピアサポーター養成者数(累計)	—	120人	思春期ピアサポーター(思春期特有の悩みを相談できる仲間)を養成した数
--------------------	---	------	------------------------------------

#### 23303

#### 社会的養護が必要な児童への支援

(主担当：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課)  
三重県における社会的養護のあり方を検討し、児童養護施設等の小規模グループケアや里親への委託等により、家庭的ケアを促進するとともに、入所児童に対する学習支援や退所児童の身元保証等の家族再生・自立支援に取り組めます。

要保護児童に対する家庭的ケアの実施率	34.0% (22年度)	43.0%	要保護児童(児童養護施設等入所児童および里親等委託児童)のうち、家庭的ケア(乳児院、児童養護施設での小規模グループケアおよび里親・ファミリーホーム委託)を受けている児童の割合
--------------------	-----------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------------

# 学校スポーツと地域スポーツ



子どもたちが、学校や地域で主体的に運動やスポーツに取り組み、いきいきと活動しています。

県民の皆さんが、スポーツを「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりをとおして、健康で生きがいのある生活を営むとともに、人と人、地域と地域との絆づくりが進み、地域に活力が生まれています。

## 現状と課題

- 日常生活や遊びの中で体を動かす機会が減少し、子どもたちの体力が依然として低い状況にあることから、子どもたちが運動する機会を拡充するとともに、運動の楽しさや喜びを味わえる体育の授業づくりが必要です。
- 県民の皆さんがスポーツに気軽に取り組むことができるように、指導者の養成やスポーツをする機会の確保など、地域におけるスポーツの環境づくりを進める必要があります。
- 総合型地域スポーツクラブ<sup>注1</sup>の中には、指導者の不足や活動場所の確保に苦慮するなど課題を抱えているクラブがあり、安定した運営に向けた支援が求められています。

## 変革の視点

平成 30(2018)年の全国高等学校総合体育大会や、平成 33(2021)年の国民体育大会ならびに全国障害者スポーツ大会など大規模大会の開催に向けて、さまざまな主体と共に、県民の皆さんのスポーツへの関心を高めていきます。

また、スポーツが経済の発展に寄与するなど、スポーツの多面的な効果も視野に入れ、さまざまな主体と連携・協働しながら地域スポーツを推進することによって、地域を活性化します。

## 取組方向

- 地域のスポーツ指導者を活用しながら、子どもたちが運動する機会を拡充することによって、子どもたちの体力の向上を図ります。
- 子どもたちが運動に親しもうとする意欲が向上するよう、仲間と関わり合いながら運動の楽しさや喜びを味わえる魅力ある体育をめざして、授業の工夫改善を一層推進します。
- 県民の皆さんが気軽にスポーツに親しむことができるよう、「みえ広域スポーツセンター<sup>注2</sup>」を中心に、総合型地域スポーツクラブへの適切な助言を行うとともに、地域のスポーツ指導者を育成し、総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツの充実を図ります。
- スポーツを地域経済の発展等につなげる市町の取組を支援するとともに、県民の皆さんが広くスポーツを支える仕組みづくりを進めることにより、地域の活性化を図ります。

## 平成27年度末での到達目標

学校スポーツが充実することによって、子どもたちが運動に親しむ習慣を身につけ、体力が向上しています。

また、地域に総合型地域スポーツクラブが定着することによって、より多くの方がスポーツに取り組むようになっていきます。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	53.7%	60.0%	e-モニターを活用した調査において、1週間に1回以上、運動やスポーツ(ウォーキング、ランニング、水泳、テニス、バレーボールなど)を実施している県民(成人)の割合

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 24101

#### 学校スポーツの充実

(主担当：教育委員会保健体育課)

運動の楽しさや喜びを味わえる魅力ある授業づくりを進めるとともに、子どもたちの運動する機会を拡充することによって、体力の向上を図ります。

### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
------	-----	-----	---------

新体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合

71.9%

80.0%

新体力テストのテスト項目(握力、50m走など8テスト項目)について、それぞれの測定結果を得点に換算し、合計点の高い「A」から合計点の低い「E」までの5段階に判定される総合評価において「A」・「B」・「C」と判定される子どもたちの割合

#### 24102

#### 地域スポーツの活性化

(主担当：地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課)

総合型地域スポーツクラブの定着を図ることによって、県民の誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるとともに、スポーツを地域経済の発展等につなげる市町の取組を支援することによって、地域の活性化を図ります。

総合型地域スポーツクラブの会員数

24,216人  
(22年度)

25,500人

地域の人たちが主体的に運営する総合型地域スポーツクラブに会員登録している人の数

注1 総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで、誰でも気軽に多種目のスポーツを楽しむことができるよう、地域の人たちが主体的に運営するスポーツクラブ。

注2 みえ広域スポーツセンター：総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツを推進するため、三重県営鈴鹿スポーツガーデン内に置いた県の機能。

# 競技スポーツの推進



オリンピックなどの国際大会や全国規模の大会における本県出身選手の活躍をとおして、県民の皆さんが、夢、感動、勇気を得るとともに、郷土を愛する意識や一体感が醸成されています。

ジュニア競技者が発掘・育成され、三重生まれ、三重育ちのアスリートが国内外の大会で活躍しています。

## 現状と課題

- 本県の競技スポーツ水準は、これまでに世界で活躍するトップアスリートを輩出している一方で、他県と比較して低位の状況にあると考えられます。
- 本県の競技スポーツ水準の向上を図るためには、県内のトップアスリートの強化、ジュニア競技者の発掘・育成や幅広い知識と高い技術力を有する指導者の確保・養成等が必要です。
- 県営スポーツ施設の多くが老朽化していること、また、県民の皆さんがプロスポーツを見て楽しむための環境が整っていないこと、さらに、国民体育大会等の開催が見込まれることから、施設の計画的な整備が求められています。

## 変革の視点

平成 33(2021)年の国民体育大会の開催に向けて、本県の競技スポーツ水準の向上を図るため、将来有望なジュニア選手を「チームみえジュニア」として育成するとともに、全国トップレベルの高校部活動を強化指定し、高校生アスリートの育成を進めます。

## 取組方向

- 本県の選手が国内外の大会で活躍できるよう、選手や競技団体の強化活動を支援するとともに、高校部活動の強化指定などにより、県内のトップアスリートの強化に取り組みます。
- 平成 33(2021)年の国民体育大会の開催に向けて、中長期的な展望に立ち、将来有望なジュニア選手を「チームみえジュニア」として育成するとともに、指導者の養成等に取り組みます。
- 大規模大会の開催や、県民の皆さんがスポーツを楽しむための場を提供するため、県営スポーツ施設等を整備するとともに、積極的な情報提供等により、利用の促進を図ります。

## 平成27年度末での到達目標

県内のトップアスリートの強化、将来を担うジュニア競技者の育成や指導者の確保・養成に取り組むことにより、選手の育成・強化が進んでいます。



### 県民指標

#### 目標項目

国民体育大会の男女総合成績

#### 現状値

32位

#### 目標値

20位台

#### 目標項目の説明

国民体育大会における正式競技の参加得点(ブロック大会を含む)と冬季大会および本大会の競技得点の合計による都道府県ごとの男女総合順位

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 24201 競技力の向上

(主担当：地域連携部スポーツ推進局国体準備課)  
県内のトップアスリートの強化やジュニア競技者の育成、指導者の養成に取り組む、本県の競技スポーツ水準の向上を図ります。

#### 24202 スポーツ施設の充実

(主担当：地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課)  
県民の皆さんがスポーツを楽しむための場であるとともに、大規模大会の開催にふさわしい県営スポーツ施設となるよう整備を進めます。

### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
全国大会の入賞数	101件	121件	国民体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会において、ベスト8以上に入った団体・個人の数
県営スポーツ施設年間利用者数	815,103人 (22年度)	854,000人	スポーツ推進局が所管する県営スポーツ施設(県営鈴鹿スポーツガーデン、県営総合競技場、県営松阪野球場、県営ライフル射撃場)の年間利用者数の合計

# 南部地域の活性化



南部地域において、働く場の確保が図られ、定住が促進されているとともに、生まれ育った地域に住み続けたいというあらゆる世代の地域住民の思いがかなう地域社会が創られています。

## 現状と課題

- 南部地域では、県内の他地域と比較し、県民1人あたりの所得が低く、産業別の総生産額では、第一次産業の割合が高く、第二次産業の割合が低くなっています。地域にとって重要な産業である第一次産業が衰退し、大規模な工場誘致等の雇用の場の確保も難しいことから、若者の流出などによる生産年齢人口の減少が著しく、過疎化、高齢化が進んでいます。また、森林や耕作地等の維持管理、共同作業や自治会等の運営ができなくなるなど、集落機能の維持が困難になる集落が増えています。
- 平成25(2013)年には式年遷宮が行われ、平成26(2014)年には「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録10周年を迎えるとともに、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路等や第二伊勢道路などの南部地域における道路ネットワークが形成されます。これらのことを好機ととらえ、活性化に向けた取組を一段と進めることが求められています。
- 南部地域には財政基盤の弱い市町も多く、県と市町が連携して活性化に取り組む必要があり、地域の実情に応じた柔軟で、効率的・効果的な取組が求められています。



南部地域において、地域を支える世代の人口流出を防ぐため、県と関係市町が連携し、市町が連携した取組への支援や、県の取組を効率的・効果的に進めます。

## 取組方向

- 南部地域には産業を振興し、生活を維持する上で、さまざまな課題があり、課題解決にあたって連携すべきパートナーや採用すべき手法も多様です。市町が自ら選択した課題に、地域内外の市町とのフレキシブルで緩やかな連携により、主体的に取り組むことに対して、現場に出向き、取組ごとに包括的に支援していきます。併せて、市町や地域の実情、課題に応じて、各部局の提案により事業を構築するとともに、全県的な取組を南部地域で行う場合の支援等に取り組みます。
- 南部地域において、地域住民の皆さんの生活の場である集落に着目し、外部との交流を通じた集落機能を維持する等の課題に応じた取組を、市町や大学等と連携して進めます。また、地域資源を活用した取組を進めようとする企業等と連携して、働く場の創出を図ります。

### <対象地域の考え方>

県南部に位置し、地理的・経済的に条件が不利な地域、若者の流出などによる生産年齢人口の減少の著しい地域を中心に、一定のまとまりを持った以下の市町を対象とします。

### <対象市町(南部地域13市町)>

伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

## 平成27年度末での到達目標

南部地域の課題解決や活性化に向け、市町が連携した取組が進むとともに、県、市町、大学等の連携した中間支援機能が構築され、県の取組が市町や地域のニーズに応じて効率的・効果的に進められています。

### 県民指標

#### 目標項目

南部地域の市町における生産年齢人口の減少率

#### 現状値

15.6%  
(22年度)

#### 目標値

15.6%

#### 目標項目の説明

南部地域の市町における生産年齢人口(15歳から64歳)の平成17年から平成27年までの減少率

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 25101 市町のフレキシブルな連携

(主担当：地域連携部南部地域活性化局南部地域活性化推進課)

市町が対象地域内外の市町と連携し、働く場の確保や、空き家等の遊休資産を活用した定住を促進する主体的な取組を支援します。

また、市町や地域の実情、課題に応じた事業を進めるとともに、地域住民の皆さんの主体的な取組を支え、複数の市町が連携した取組をコーディネートするための仕組みづくりを大学等とともに進めます。

#### 25102 課題解決に向けた県の取組

(主担当：地域連携部南部地域活性化局南部地域活性化推進課)

地域住民の生活の場である集落を維持するため、市町、大学等と連携してモデル的に取り組むとともに、そのノウハウをもとに、市町が主体となって他地域へ波及できるように取り組みます。

また、地域資源を活用した取組を進めようとする企業等と連携し、雇用の場の創出が図られているなど、南部地域の課題解決に向けて、県が主体となって取り組みます。

### 県の活動指標

#### 目標項目

南部地域において市町の連携した取組数(累計)

集落を維持するモデル的な取組を行っている地域数(累計)

#### 現状値

—

—

#### 目標値

10取組

10地域

#### 目標項目の説明

市町が連携した取組に対して県が支援する取組数

県と市町が連携して集落を維持するためのモデル的な取組を行っている地域数

# 東紀州地域の活性化



東紀州地域は多様で豊かな自然や歴史風土の中で、豊かでゆとりある暮らしが実現できる地域です。地域の人びとだけでなく都市部の人びとにとっても魅力的な地域をめざし、地域のさまざまな主体が連携し、地域の自然や歴史とともに生きる暮らしを大切にしながら、地域経済が活性化され、地域社会が健全に維持されています。

## 現状と課題

- 東紀州地域は、地理的条件もあり地域経済が低迷しており、就労の場が少ないことから、若年層が流出し、過疎・高齢化が進行するなど地域の活力が低下しています。このままでは、県内他地域との経済的な格差がますます拡大するだけでなく、地域社会そのものが維持できなくなることも危惧される状況にあります。
- 平成5(1993)年度の東紀州地域活性化調査以降、東紀州体験フェスタ、熊野古道の世界遺産登録、集客交流施設である熊野古道センターや紀南中核的交流施設のオープン、高速道路網整備の進展など、これまでのさまざまな取組の成果が着実にあらわれ始めています。
- 平成23(2011)年9月の台風12号等により東紀州地域は甚大な被害を受け、観光面でも大きな影響が出ていることから、今後、この復活に向けた取組を推進していく必要があります。
- 平成25(2013)年度までの高速道路ネットワークの概成に向けた道路網の整備、平成26(2014)年の「紀伊山地の霊場と参詣道」世界遺産登録10周年は、今後の地域活性化と地域づくりにとって大きなチャンスであることから、引き続き、地域のさまざまな主体と連携して東紀州地域の振興を図っていく必要があります。

## 変革の視点

東紀州地域の経済が活性化し、地域の人びとが魅力ある地域としての誇りを持って生きがいのある生活がおくれるよう、これまで以上に、地域の人びとが熊野古道を核とする地域資源の持つ価値や魅力に気づき、守り、伝えていく取組を大切にしながら、さまざまな主体と一体となって、観光振興、産業振興、まちづくりを推進します。さらに、これまで取り組んできた地域の魅力づくりに加え、南部地域の活性化の視点からも、東紀州地域活性化の取組を進めます。

## 取組方向

- 東紀州観光まちづくり公社を最大限活用し、地域と一体となって、総合的に、観光振興、産業振興およびまちづくりを推進します。
- 集客交流拠点施設である熊野古道センターや紀南中核的交流施設を十分活用しながら、さまざまな情報発信や集客交流の取組を推進します。
- 台風12号等により被害を受けた東紀州地域の復興に向け観光キャンペーンや地域と一体となった交流イベントを行うとともに、世界遺産登録10周年や式年遷宮、高速道路の概成などを契機としたイベントや観光キャンペーン等を行います。また、奈良県や和歌山県と連携して広域観光を推進します。
- 東紀州地域は、世界遺産である熊野古道をはじめ、自然、歴史、文化など観光に生かせる優れた資源を有していることから、これらの地域の宝に気づき、守り生かしていく集客交流の取組を推進します。
- 高速道路ネットワークの形成を推進します。また、東紀州地域の基幹産業である第一次産業の活性化に向けて、農業基盤の整備等を推進するとともに、生産基盤強化のための研究開発を進めます。さらに、高速道路網整備の進展などにより、活性化するチャンスが生まれていることから、一次産品を生かした高付加価値化を進めるとともにその販売促進を図ります。

## 平成27年度末での到達目標

台風12号等の災害復興が進み、これまでの熊野古道を核とする地域の資源や魅力を生かした観光振興、産業振興、まちづくりの取組を一層進めることにより、個性豊かな地域づくりが行われ、地域の人びとが誇りを持った魅力的な地域となることで、集客交流人口が増加するとともに、地域産品の販路拡大や商品開発等の促進が図られています。



熊野古道伊勢路(馬越峠)



### 目標項目

東紀州地域に係る1人あたりの観光消費額

### 現状値

27,559円  
(22年度)

### 目標値

28,936円

### 目標項目の説明

東紀州地域において観光客が消費する1人あたりの平均利用額

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 25201

#### 地域の自立に向けた環境整備

(主担当：地域連携部南部地域活性化局東紀州振興課)  
地域の自立的な発展に向け、東紀州観光まちづくり公社を活用し、地域と一体となって、観光振興、産業振興、まちづくりを推進するとともに、高速道路ネットワークの概成などを図ります。

公社がまちづくり等に対し参画した件数(累計)

6件  
(22年度)

11件

東紀州観光まちづくり公社が、東紀州地域の一体的・広域的な地域活性化のための検討会などの取組に対し、参画した件数

#### 25202

#### 地域資源を生かした集客交流

(主担当：地域連携部南部地域活性化局東紀州振興課)  
熊野古道を核とする地域資源を生かした集客交流を進めるため、集客交流拠点施設を活用しながら、世界遺産登録10周年や式年遷宮などを契機とした観光キャンペーン等を行います。

熊野古道の来訪者数

285千人  
(22年)

390千人

1年間に熊野古道伊勢路を訪れた人数の推計値(延べ数)

#### 25203

#### 地域資源を生かした産業振興

(主担当：地域連携部南部地域活性化局東紀州振興課)  
基幹産業である第一次産業の活性化を図るため、農業基盤の整備等を推進するとともに、一次産品を生かした高付加価値化や販売促進に取り組めます。

地域内で開発された新商品数(累計)

44件  
(22年度)

59件

東紀州地域の事業者が開発した新商品の件数

# 「美し国おこし・三重」の



地域住民、企業、NPO等のさまざまな主体が、「アクティブ・シチズン」として自主的・主体的に地域づくり活動を行うことで、人と人、人と地域、人と自然の絆を深め、特色ある地域資源を生かした自立・持続可能で元気な地域づくりが進められています。

## 現状と課題

- 人口減少、少子高齢化の進展、人・地域・自然の絆の希薄化など、県民の皆さんが幸せに暮らしていく上で、地域には多くの課題が山積しています。これらの課題に対応していくためには、これまでの経済性や効率性という観点のみでなく、県民一人ひとりが地域づくりの担い手であることを認識し、特色ある地域資源を生かして自主的・主体的に地域をよりよくしていこうとする活動を活発にしていくとともに、企業や行政などのさまざまな主体と役割を分担し、力を合わせて新しい地域づくりを進めていく必要があります。
- これまでの「美し国おこし・三重」の取組においては、「コンセプトやめざす姿を伝えきれていない」、「県民の皆さんの参加・参画が少ない」、「情報発信力の不足」、「中間支援組織等との連携・協働の不足」などの課題が指摘されていることから、この取組をさらに深化・発展させていくことが重要です。

## 変革の視点

平成 26 (2014) 年に実施する県民力拡大プロジェクトの内容を明示することにより、「美し国おこし・三重」のめざす姿を県民の皆さんと共有し、取組の一体感を醸成していきます。また、イベント手法を活用するとともに、情報発信力を高めることにより、パートナーグループの皆さんの行う地域づくり活動への支援や、テーマプロジェクト等の取組を進めていきます。併せて、取組終了後を見据え、地域やテーマでつながる個人、グループ、企業・団体間のネットワーク化の支援を図ります。

## 取組方向

- 「美し国おこし・三重」の取組について、県民の皆さんの参加を待つこれまでの「待ちの姿勢」から「県民の皆さんの参加・参画を積極的に促進する姿勢」へと方針転換し、三重の豊かな自然・歴史・伝統文化など特色ある地域資源を生かした自立・持続可能で住む人も訪れる人も幸福を実感できる元気な地域づくりを進めます。
- 「地域での美し国おこし」をとおして、市町をはじめとするさまざまな主体との連携を図りながら、プロデューサーの助言や専門家派遣、財政的支援などにより、地域をよりよくしていこうとする住民の皆さんの地域づくり活動を支援します。
- イベント手法を活用するなど、「テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし」にさらに注力し、テーマを定めて、地域をよりよくしていこうとするさまざまな主体の地域づくり活動を全県的・広域的に連携させることで、より情報発信力のある取組として展開するとともに、県民の皆さんの地域づくり活動を加速させ、全県的な機運の醸成を図り、平成 26 (2014) 年の県民力拡大プロジェクトにつなげます。
- 平成 26 (2014) 年には、6 年間の活動成果を内外にアピールするとともに、地域をよりよくしていこうとする三重の県民力を新たな時代に向かって拡大する県民力拡大プロジェクトを実施します。
- 県内の市民活動支援センターやさまざまな分野で活躍する既存の中間支援組織との連携・協働、拡大座談会の開催などを通じ、ネットワーク化の支援を行います。

# 新たな推進

## 平成27年度末での到達目標

県内各地で、地域づくりの担い手育成が進み、自主的・主体的に地域をよりよくしていこうとする住民の皆さんによる、特色ある地域資源を生かして地域の魅力や価値を向上させる活動が展開されるとともに、地域内外や分野を問わず交流・連携の輪が広がっています。



テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし



目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
地域の活動などに参加している住民の割合	33.6%	40.0%	e-モニターを活用した調査で、地域の活動への参加状況について、「積極的に参加している」、「お付き合いで参加している」と答えた人の割合

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 25301

#### 「地域での美し国おこし」の推進

(主担当：地域連携部「美し国おこし・三重」推進プロジェクトチーム)

県や市町をはじめさまざまな主体で構成する実行委員会において、地域をよりよくしていこうとする住民の皆さんの活動が、平成26(2014)年の取組終了後も自立・持続していくように、プロデューサーの助言や専門家派遣、財政的支援、ネットワーク化の支援などを行います。

### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
パートナーグループ登録数(累計)	263グループ (22年度)	1,000グループ	地域をよりよくしていこうとするパートナーグループの登録数
パートナーグループネットワーク構築数(累計)	276 (22年度)	3,000	地域をよりよくしていこうとするパートナーグループのネットワーク構築数

#### 25302

#### イベント手法を活用した情報発信力のある取組の展開

(主担当：地域連携部「美し国おこし・三重」推進プロジェクトチーム)

「テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし」や、県民力拡大プロジェクトの取組により、県民の皆さんの地域づくり活動を加速させ、取組終了後の自立・持続可能で元気な地域づくりにつなげていきます。

# 農山漁村の振興



農山漁村地域に暮らす人びとや地域内外のさまざまな主体が参画する中で、農山漁村地域で新しい経済活動(「いなかビジネス<sup>注1)</sup>)が展開されることにより就業等の機会が創出されるとともに、地域の有する多面的機能<sup>注2)</sup>が次世代に引き継がれる体制が整い、農山漁村地域の持続性が高まっています。

## 現状と課題

- 過疎化や高齢化、農家と農家でない方々との混住化の進行、基幹産業である農林水産業の低迷を背景に、地域活力の低下や担い手の不足、就業機会の減少など農山漁村地域に関する多くの課題が存在しています。こうした中、農山漁村に関わるさまざまな主体の参画をとおして、地域活力の向上を図っていくことが求められていることから、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」を制定し、地域活力の向上に取り組んでいます。
- 農山漁村地域、とりわけ中山間地域では、過疎化や高齢化に伴い、耕作放棄地・荒廃林の増加、地域のコミュニティ機能や生活面の利便性の低下が顕在化しているほか、野生鳥獣による農林水産被害が拡大し、生産意欲の減退や生きがい喪失などの精神的被害を招いています。
- 社会の成熟化による県民の皆さん等の価値観やライフスタイルの変化、企業等による社会貢献活動を背景に、農山漁村地域に対する県民の皆さん等のさまざまな期待や関心に応えることが求められています。

## 変革の視点

これまでの農山漁村地域の生活環境等の整備や交流人口の拡大のための取組に加え、農林水産業をはじめとする豊かな地域資源を生かして、地域内で働き収入を得ることができる環境の整備を進めるとともに、農山漁村を次の世代に引き継げるようみんなで支える仕組みづくりに取り組めます。

## 取組方向

- 豊かな地域資源を活用し、地域自らの活動を育て、伸ばしていくなど創意工夫を重視した活性化が図られるよう、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく「地域活性化プラン<sup>注3)</sup>」による将来ビジョンの策定と実践活動を支援します。
- 重要な地域課題となっている鳥獣被害に対しては、地域が一体となった獣害につよい集落づくりを進めるとともに、地域の実情に即した捕獲や未利用資源活用の観点からの獣肉処理・利用体制の構築を進めます。
- 安心して暮らせる農山漁村地域が実現されるよう、ソフト面、ハード面の両面からの災害に強い地域づくり、さらには快適性や利便性を確保するための生活環境、生産性を向上するための生産基盤整備等に取り組めます。また、人や産業の活動が活発な農山漁村地域が実現されるよう、グリーン・ツーリズム<sup>注4)</sup>等の取組による都市等との人・もの・情報の交流の活発化、中山間地域などでの就業機会や収入の安定確保、高齢者や女性等の地域人材の知恵や能力を生かした新しい経済活動の創出等を進めます。
- 国土保全や水源かん養、自然環境の保全、景観の形成、文化の伝承などの多面的機能を維持増進させるための取組を、農山漁村に関わるさまざまな主体が参画する中で促進するとともに、地域資源を活用した新しい経済活動の創出につなげます。

## 平成27年度末での到達目標

これまでの農山漁村の地域づくりや都市農村交流の促進などの取組の発展をとおして、農林水産業をはじめ豊かな地域資源を生かした地域の産業が活性化され、地域を訪れる人びとが増加しています。また、農林水産業の鳥獣被害が軽減されるなど安全・安心な農山漁村づくりや資源保全活動が積極的に進められ、農山漁村地域の活力向上につながっています。



農業法人せいわの里まめや(多気町)



### 県民指標

#### 目標項目

農山漁村地域の交流人口

#### 現状値

5,086千人  
(22年度)

#### 目標値

5,370千人  
(26年度)

#### 目標項目の説明

農山漁村地域において、農山漁村の暮らしや食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる主要な施設の利用者数

### 主な取組内容 (基本事業)

25401

#### 安全・安心な農山漁村づくり

(主担当：農林水産部農業基盤整備課)

生活環境や生産基盤整備、防災対策を通じて、生産性の向上や安全・安心な農山漁村づくりを進めます。

生活環境を整備する農山漁村集落数(累計)

2集落

18集落

新たに農山漁村集落内の道路、排水路、防火水槽等の生活環境の整備を行った集落数

25402

#### 獣害につよい農山漁村づくり

(主担当：農林水産部獣害対策課)

被害対策と生息管理を組み合わせた総合的な対策を通じて、獣害につよい農山漁村づくりを進めます。

野生鳥獣による農林水産被害金額

751百万円  
(22年度)

600百万円以下  
(26年度)

サル、ニホンジカ、イノシシ、カモシカ、カワウ等による農林水産業の被害金額

25403

#### 人や産業が元気な農山漁村づくり

(主担当：地域連携部地域支援課)

都市や企業等との交流・連携の促進などを通じて、農山漁村をさまざまな主体が関わる中で支えていく仕組みや住民の生きがいに結び取り組むとともに、交流人口の拡大、就業機会の確保等を図り、人や産業が元気な農山漁村づくりにつなげます。

「いなかビジネス」の取組数

101件  
(22年度)

170件

中山間地域における、地域の農林水産物をはじめ自然、文化、人等の豊かな地域資源を生かした新たな経済活動創出の取組数

# 施策 254

## 主な取組内容 (基本事業)

### 25404

#### 農業の多面的機能の維持増進

(主担当：農林水産部農業基盤整備課)

さまざまな主体との連携による多面的機能の保全や中山間地域の農業生産の継続に向けた活動を通じて、農村を持続的に支える組織づくりを進めます。

### 25405

#### 水産業の多面的機能の維持増進

(主担当：農林水産部水産資源課)

さまざまな主体との連携による多面的機能の保全活動等を通じて、水産業や漁村地域のよさを県民の皆さんが享受できる環境整備を進めます。

## 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
農村の資源保全活動対象集落数	424 集落	500 集落	農業および農村の持つ多面的機能の重要性を理解し、さまざまな主体が参画する地域の農地・農業用施設の保全活動が展開される集落数
藻場・干潟等の保全活動対象面積	268ha	290ha	漁業者等さまざまな主体が実施する藻場・干潟等の保全活動の対象面積



農山漁村における体験メニュー

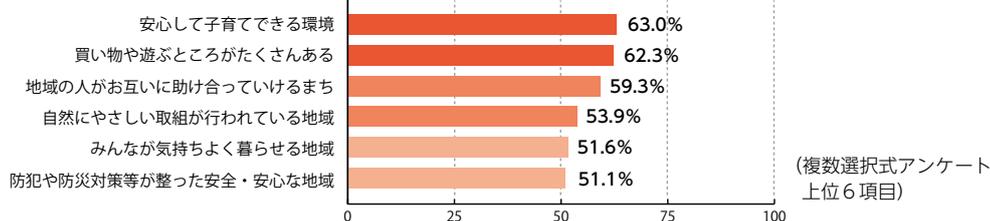
- 注)1 いながビジネス：中山間地域において、地域の農林水産物をはじめ自然、文化、人等の豊かな地域資源を生かして取り込まれる、地域の活性化はもとより就業機会の創出等にもつながる経済活動のこと。
- 注)2 多面的機能：農林水産業が営まれることによって発揮される国土の保全機能、水源かん養機能、自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能、文化の伝承機能等のこと。
- 注)3 地域活性化プラン：「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、地域や産地などを単位に策定される農業および農村の活性化のための活動プランのこと。
- 注)4 グリーン・ツーリズム：緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人びととの交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

## 未来を担う高校生に聞きました！

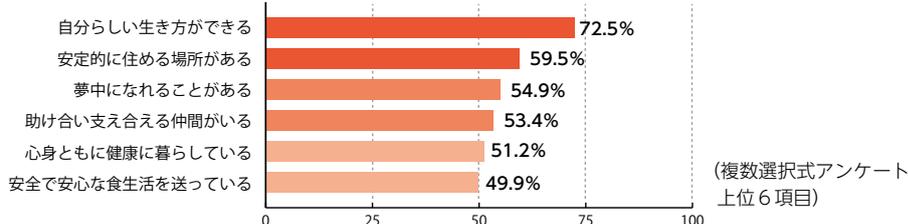
「みえ県民カビジョン」には、若い世代にも、これからの三重県づくりに関心を持ってもらえるよう、高校生の皆さんのニーズや意見も反映させています！

県内の県立高校、私立高校に在学する高校2年生(80校 2,419人)を対象にアンケートを実施しました。

### Q 将来、自分の住んでいる地域がどうなっていてほしいですか？



### Q あなたにとっての豊かな暮らしとは何ですか？



高校生アンケートでは、「『自分の夢』を実現するために何が一番必要か?」について、自由記述でお聞きしました。地域にかかわらず、「努力」、「勉強」、「やる気」、「あきらめない気持ち」など、自分の精神的な強さを求める回答が目立ちました。

### Q あなたの夢の実現には何が必要ですか？

※県内の県立学校、私立学校に在学する高校2年生(80校 2,419人)を対象にしたアンケート(2011年6月~7月実施)結果より



NEXT

次回コラムでは、県政における政策課題について意見交換を行う「三重県経営戦略会議」について、ご紹介します。

147ページへどうぞ

# 市町との連携による地域



県と市町が連携した魅力と活力ある地域づくりの推進に向けた取組により、さまざまな地域課題が解決されて、県内各地域での活性化が進んでいます。

## 現状と課題

- 社会の枠組みが変化し、地域の多様性や自主性が重要となる中、地域ではさまざまな課題に的確に対応することが求められており、県と市町が連携して地域課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。
- 過疎・離島・半島地域等においては、依然として人口流出や高齢化の進展、地域経済の停滞が深刻な状況にあり、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう地域づくりを進めていく必要があります。
- 木曾岬干拓地、大仏山地域、中勢北部サイエンスシティ等の特定地域については、関係機関との連携のもと、時代の変化への対応もふまえ、地域のニーズに合った振興や利活用を図っていく必要があります。
- 宮川流域においては、流域圏づくりとして宮川流域ルネッサンス事業に取り組んでおり、地域課題の解決に向け、引き続き広域的な観点から地域と協働した取組が必要です。



社会の転換期を迎える中、特色ある地域資源や人びとの知恵、能力などを活用して地域の魅力や価値を高めていくことが重要となっているため、住民に最も身近な自治体である市町と広域的な自治体である県が一層、連携することにより、活力に満ちた地域社会の形成に向け、地域の特性や実情に応じた地域づくりを推進していきます。

## 取組方向

- 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により、住民に最も身近な自治体である市町との連携を強化して、地域・市町の実情に応じた地域づくりの支援等に取り組めます。
- 過疎・離島地域等の自立促進に向けて地域の実情に応じた取組を進めるとともに、市町と連携して地域・集落の活性化に取り組めます。
- 木曾岬干拓地については、当面の利用に向けた整備を進めるとともに、将来の都市的土地利用方策の検討を進めます。
- 大仏山地域、中勢北部サイエンスシティ等の特定地域において、関係機関と連携し、当該地域の活性化に取り組めます。
- 宮川流域圏づくりについては、「宮川流域ルネッサンス協議会」に参画し、宮川流域の保全・再生に取り組むとともに、地域が主体的に取り組む地域の資源を生かした個性豊かで活力ある地域づくりを促進します。

## 平成27年度末での到達目標

県と市町の連携が一層強化されることにより、各地域の特性に応じた地域資源の活用や地域課題の解決が図られるなどの成果があらわれ始めています。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数(累計)	18 取組 (22年度)	90 取組	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において特定の地域課題を解決するために検討会議を設置して取り組んだ結果、成果があった取組数

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
<b>25501 市町との連携・協働による地域づくり</b> (主担当：地域連携部地域支援課) 魅力と活力ある地域づくりの推進に向け、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により地域課題の解決に取り組めます。	県と市町が連携して地域課題の解決に取り組んだ件数(累計)	9件	45件	市町が地域課題を解決するために、県の地域づくりの補助金を活用して事業を実施した件数
<b>25502 過疎・離島・半島地域の振興</b> (主担当：地域連携部南部地域活性化局南部地域活性化推進課) 過疎・離島・半島地域の自立を促進するため、「三重県過疎地域自立促進計画」等の着実な実現を図るとともに市町の自立に向けた取組を支援します。	三重県過疎地域自立促進計画の進捗率	19.8% (22年度)	84.0% (26年度)	三重県過疎地域自立促進計画(平成22年度～27年度)に掲載した事業の計画総額のうち、実施した事業の実績額の比率
<b>25503 特定地域の活性化</b> (主担当：地域連携部水資源・地域プロジェクト課) 木曾岬干拓地等の特定の地域が企業や住民の用に供され、当該地域が活性化されるよう、関係機関との連携により土地利用の検討や企業誘致の支援に取り組めます。	特定地域の利用率	31.5%	42.3%	中勢北部サイエンスシティ(オフィス・アルカディア)、鈴鹿山麓リサーチパーク、桑名ビジネスリサーチパークのうち分譲した面積および木曾岬干拓地のうち整備した面積の割合
<b>25504 宮川流域圏づくりの推進</b> (主担当：地域連携部地域支援課) 宮川流域の保全・再生や地域主体による地域づくりに取り組むため、住民・NPO・企業・行政が協働して宮川流域ルネッサンス事業の推進に取り組めます。	宮川流域ルネッサンス事業の取組に関わる団体数	61 団体	77 団体	「宮川プロジェクト活動集」に掲載する団体(NPO、企業、行政、団体等)および「宮川流域ルネッサンス協議会」の賛助団体の数

# 文化の振興



さまざまな主体がそれぞれの力を生かし、協力し合いながら三重の文化活動を支えており、県民の皆さんが多様な文化にふれ親しみ、文化活動への参加をととした幅広い交流が行われるとともに、歴史的・文化的資産等が地域の誇りとして、大切に守り伝えられ、活用されています。

## 現状と課題

- 県民一人ひとりが自ら文化芸術にふれ、学び、成果を高め合う機会や、お互いに交流し、活動の裾野を広げる機会を充実させる必要があります。
- 県民主体の文化活動を促進するとともに、文化情報の収集・保存と共有を進め、併せて効果的な情報発信を行う必要があります。
- 地域の中で発展してきた個性豊かな文化や守り伝えられてきた文化財が、地域に対する愛着や誇りを育み、地域の絆を強めるなど、人づくりや地域づくりに果たす役割が期待されています。



三重県文化会館大ホール



新県立博物館の開館に向け、総合文化センター周辺の各施設が、さまざまな主体と連携し、中核的な拠点(文化交流ゾーン<sup>※1</sup>)を形成することにより、県民の皆さんが、心の豊かさと安らぎを感じ、知的な刺激を受けるよう文化にふれる機会を多く提供します。

## 取組方向

- 文化の担い手としての県民の皆さんの創造的な活動を支援し、顕彰制度の運用や質の高い文化芸術の発表の場づくりなど、主体的な文化活動を促す環境づくりを進めます。
- 県民の皆さんが文化交流ゾーンの機能を認識し十分に活用できるよう、魅力的な情報発信および環境整備等に取り組みます。
- 県民の皆さんが地域の文化財の価値に気づき、大切に守り伝え、積極的に活用できる環境づくりを進めるとともに、歴史的・文化的資産等を生かした人づくりや地域づくりを促進します。

## 平成27年度末での到達目標

三重の文化や文化財が効果的に県内外へ情報発信されるとともに、それらを生かした取組が活発になり、県民の皆さんが、主体的に文化活動に参加・参画し、地域の魅力や価値を高めています。



史跡齋宮跡東部整備完成予定図



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
参加した文化活動に対する満足度	60.7% (22年度)	66.0%	三重県文化会館が実施した公演事業および歴史的・文化的資産を生かしたまちづくり事業などにおけるアンケート調査で、公演やイベントの内容について、「とても満足している」と回答した人の割合

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
<b>26101</b> <b>文化にふれ親しみ、創造する機会の充実</b> (主担当：環境生活部文化振興課) 県民一人ひとりが多様な文化にふれ親しみ、創造し、文化活動に参加することができるよう、文化活動への助成や顕彰制度の運用、文化芸術の発表の場づくりなど、多様な取組を進めます。	文化交流ゾーンを構成する施設の利用者数	1,173,221人 (22年度)	1,360,000人	文化交流ゾーンを構成する施設である県立の図書館、博物館、美術館および三重県総合文化センターの利用者数
	文化芸術情報アクセス件数	60,210 件/月 (22年度)	100,000 件/月	県が管理運営するインターネットのホームページ「三重の文化」への月平均アクセス数
<b>26102</b> <b>歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用</b> (主担当：教育委員会社会教育・文化財保護課) 県民の皆さんが歴史的資産等の魅力を知り、地域の誇りとして大切に守り伝えていくため、文化財等の適切な保存・継承を図るとともに、地域での活用を支援します。	文化財情報アクセス件数	14,208 件/月 (22年度)	17,000 件/月	県が管理運営するインターネットの文化財に関するホームページへの月平均アクセス数

注)1 文化交流ゾーン：新県立博物館の整備を契機として、新たに魅力あふれる「県民の学び・体験・交流の場」となるよう発展をめざす県立美術館を含めた県総合文化センター周辺地域のこと。

# 生涯学習の振興



県民の皆さんの多様な学習ニーズに応えることができる学びの場や機会が、さまざまな主体の力を合わせた活動により数多く生み出され、県民の皆さんが楽しく学びながら、自らの知識や経験を生かして積極的に活動しています。

## 現状と課題

- 県民の皆さんの学習ニーズは多様化・高度化しており、それぞれのライフステージにおける学習ニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた学習機会を提供することが求められています。
- 県民一人ひとりのライフスタイルに対応した学習環境の整備や、市町や地域の活動団体等との連携など、県内のどこでも学習できる場や仕組みづくりが必要です。
- 学んだ成果が個人にとどまることなく、人づくりや地域づくりにつながるよう、活動の場の提供や情報提供の充実など、成果を生かすことができる環境づくりが求められています。
- 生涯学習の推進に重要な役割を担う社会教育においては、多様化・高度化した学習ニーズへの適切な対応が求められているほか、社会教育活動の推進にあたり、さまざまな主体との連携を図る必要があります。

## 変革の視点

生涯学習センターをはじめとする生涯学習施設の機能充実や連携強化等のこれまでの取組に加え、県民の皆さんとの「協創」により魅力的な博物館づくりを進めるとともに、公民館や図書館等の「身近な拠点」や学校、地域との連携を強化することにより、県民の皆さんが県内のどこでも学習できる環境づくりを進めます。

## 取組方向

- 新県立博物館の整備により三重の自然と歴史・文化について、共に学び、考えることができる場づくりを進めます。
- 市町や学校等さまざまな主体との連携により、アウトリーチ<sup>※1</sup>や参加体験型学習など、さまざまな学習機会を提供します。
- 学んだ成果を地域で生かそうとする県民の皆さんに対し、学習交流の場や講師登録情報の提供を充実させるなど、新たな成果の活用場や機会を創出する取組を促進します。
- 社会教育関係者の交流の場を設け、情報共有や人材育成を図ることにより、地域における社会教育活動を促進します。

## 平成27年度末での到達目標

これまで自己の関心やライフスタイルにあった学習機会を得られなかった県民の皆さんが、容易に自己のニーズにあった学習情報を得ることができ、気軽に学びの場や機会を利用しています。

また、これまで学習活動を行ってきた県民の皆さんも、より高度な知識や技術を習得し、学んだ成果を生かす機会を得ています。



新県立博物館完成予定図



### 目標項目

参加した学習活動  
に対する満足度

### 現状値

72.0%  
(22年度)

### 目標値

77.0%

### 目標項目の説明

県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および生涯学習センターが実施した展覧会、講座・セミナーにおけるアンケート調査で、講座の内容等について、「満足している」と回答した人の割合

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 26201 学びあう場の充実

(主担当：環境生活部文化振興課)

だれでも、いつでも、どこでも、楽しく学び続けることができ、その成果を生かすことができるよう、魅力ある展覧会・講座等の開催や講師登録情報の提供など、学習環境の充実を図ります。

### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県立生涯学習施設の利用者数	627,350人 (22年度)	855,000人	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館、熊野少年自然の家、鈴鹿青少年センターおよび生涯学習センターの利用者数
「協創」による博物館づくりへの参画者数	231人 (22年度)	550人	新県立博物館の県民参加組織への登録者数
社会教育関係者ネットワーク会議への参加者数	—	210人	社会教育関係者(社会教育委員、関係団体、行政等)が幅広くつながる交流の場として開催するネットワーク会議への参加者数

#### 26202 地域と連携した社会教育の推進

(主担当：教育委員会社会教育・文化財保護課)

地域の中核となる社会教育関係者の人材育成を行うことにより、社会教育活動を促進します。また、社会教育施設において、自然体験活動などを実施することにより、健全な青少年の育成を進めます。

注)1 アウトリーチ:英語で「手を伸ばすこと」を意味し、生涯学習の観点では、学校や公民館、福祉施設等で出張講座や移動展示などを行うこと。



# III 「ひろ拓く」

〜強みを生かした経済の躍動を実感できるために〜

政策  
III-1

## 農林水産業

〜食や暮らしと地域経済を支える農林水産業〜

施  
策

- ..... 311 農林水産業のイノベーションの促進
- ..... 312 農業の振興
- ..... 313 林業の振興と森林づくり
- ..... 314 水産業の振興

政策  
III-2

## 強じんて多様な産業

〜地域に活力と雇用を生み出す産業構造への転換〜

施  
策

- ..... 321 三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進
- ..... 322 ものづくり三重の推進
- ..... 323 地域の価値と魅力を生かした産業の振興
- ..... 324 中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興
- ..... 325 新しいエネルギー社会の構築

政策  
III-3

## 雇用の確保

〜誰もが働ける社会〜

施  
策

- ..... 331 雇用への支援と職業能力開発
- ..... 332 働き続けることができる環境づくり

政策  
Ⅲ-4

## 世界に開かれた三重

～観光産業の振興と国際戦略の展開～

- ..... 施策 341 三重県営業本部の展開
- ..... 342 観光産業の振興
- ..... 343 国際戦略の推進

政策  
Ⅲ-5

## 安心と活力を生み出す基盤

～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～

- ..... 351 道路網・港湾整備の推進
- ..... 施策 352 公共交通網の整備
- ..... 353 快適な住まいまちづくり
- ..... 354 水資源の確保と土地の計画的な利用

# 農林水産業のイノベーション



豊かで健全な食生活への志向が広がる中で、多様化する期待に応える新たな価値が農林水産業や食品関連産業等に関わるさまざまな主体から積極的に提案され、地域資源の特徴を生かした競争力ある産品等が提供されることにより、県民の皆さんの豊かな暮らしや「もうかる農林水産業」につながっています。

## 現状と課題

- 経済のグローバル化や長期化するデフレ、国内市場規模の縮小など、農林水産業や食品関連、木材産業等を取り巻く厳しい経営環境に対応していくため、農林水産物をはじめとする地域資源の高付加価値化による商品開発や市場開拓等の取組が求められています。
- 食育や地産地消運動、三重ブランド等による地域資源の高付加価値化の支援や情報発信の強化等を通じて農林水産業者や食品産業事業者等による成功事例も生まれてきています。今後、「もうかる農林水産業」に向けさらなる取組拡大を図っていくためには、事業者連携の促進や成功ノウハウの共有、中小事業者が多く大ロット供給が難しい等本県の実情をふまえた情報発信力の強化が課題です。
- 魅力ある県産品等が数多く生まれるための風土づくりや、農林水産業の新しい価値創出とその「見える化」による県民の皆さんと農林水産業の支え合う関係づくりなど、「もうかる農林水産業」につなげる取組の強化も必要です。

## 変革の視点

国内外に誇れる県産品を積極的に売り込む営業活動の強化に対応して、新商品が活発に生まれる開発環境を整えるとともに、それを支える農林水産業のものづくり風土を形成し、農林水産業のイノベーションを促すことにより、「もうかる農林水産業」への発展をめざします。

## 取組方向

- 県産品が広く認知され、競争力を強化できるよう、食に関わる先端技術や新事業展開などの面でサポートできる産学官ネットワーク等による「みえフードイノベーション<sup>注1</sup>」を創出する中で、健康など多様なニーズに対応する商品の開発や三重ブランドをはじめとする県産品の認知度向上に取り組むなど、「もうかる農林水産業」に向けた展開を加速します。
- 農畜産業、林業、水産業に係る技術開発・移転を通じて、農林水産業者、食品産業や木材産業事業者等による県民の皆さんの多様化する期待に応える新たな商品やサービスの提供に向けた取組を支援するとともに、森林の効率的な育成と森林資源の利用拡大、海の再生力の活用等による海洋環境の再生などを促進します。
- 企業等との連携により、食育や環境貢献、障がい者雇用など新たな取組や価値の「見える化」を進めるなど、消費者と農林水産業との支え合う関係づくりに取り組みます。

# シヨンの促進

## 平成27年度末での到達目標

本県がこれまで取り組んできた食育や地産地消運動、三重ブランドをはじめとする取組の戦略的な発展と商品等の研究開発を強化する中で、地域の資源や特徴を生かして新たなビジネスに取り組む農林水産業者や事業者、地域が増加するとともに、新たな市場の開拓や環境など社会の成熟化に伴うさまざまな期待に対応した取組が増加しています。



「みえ地物一番」のキャンペーン



### 県民指標

#### 目標項目

県産品に対する消費者満足度

#### 現状値

25.2%

#### 目標値

40.0%

#### 目標項目の説明

県産の農林水産物等に対して、満足していると回答した県内消費者の割合

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 31101 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり

(主担当：農林水産部フードイノベーション課)  
「みえフードイノベーション」の形成等を通じて、農林水産資源の高付加価値化やブランド化に取り組む事業者の増加をめざします。

#### 31102 農畜産技術の研究開発と移転

(主担当：農林水産部農業戦略課)  
農畜産技術の研究開発と移転を通じて、農業者や食品産業事業者等による新たな商品やサービスの創出を促進します。

#### 31103 林業・森林づくりを支える技術の開発と移転

(主担当：農林水産部森林・林業経営課)  
林業・森林づくりを支える技術の開発と移転を通じて、森林の効率的育成や資源の利用拡大、新たな商品の創出、森林の持つ公益的機能の高度発揮等を促進します。

### 県の活動指標

#### 目標項目

#### 現状値

#### 目標値

#### 目標項目の説明

農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数(累計)

—

25件

企業等との連携により農林水産資源を高付加価値化するみえフードイノベーション・プロジェクト等の創出数

農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)

—

100件

農業研究所および畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数  
①開発技術  
②県が開発した特許・品種等

林業の研究成果が活用された商品および技術の数(累計)

—

20件

森林・林業に関する研究成果のうち、事業者等に活用された商品や技術の件数

# 施策 311

## 主な取組内容 (基本事業)

### 31104

#### 水産技術の研究開発と移転

(主担当：農林水産部水産資源課)

先進的な技術の研究開発や食品産業事業者等との連携、海の再生力の活用等を通じて、新たな商品開発、海洋環境の再生等を促進します。

### 31105

#### 県民の皆さんと農林水産業の支え合う関係づくり

(主担当：農林水産部フードイノベーション課)

新たな価値を伝える「見える化」の取組を進め、県民の皆さんの県産品に対する満足度の増加をめざします。

## 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
水産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	—	35件	水産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された漁業者等の商品やサービス等の件数 ①開発技術 ②県が開発した特許・品種等
企業との連携による食育等のPR回数	—	8回	企業との連携によるイベント等を通じて食育等のPRを行った回数

### “売れる”商品づくりのためのチェックリスト

#### ■ チェックリスト

“売れる”商品づくりに大切なこと		チェック項目
特徴を整理する	1	商品開発の目的と作り手の想いを明確にする 商品をつくるきっかけは何ですか 商品をつくる理由は何ですか 商品を通じて何を消費者に伝えたいですか
	2	自社の強みと商品の特徴を明確にする 他社では見えない自社の強みは何ですか 商品にどんなこだわりや特徴がありますか
	3	素材や加工品の味を認識する 産地の素材や類似商品と比較しましたか 原材料そのものの味や特徴を把握していますか
販路を想定する	4	ターゲットを明確にする 商品を誰に食べてほしいですか 商品をどのように食べてほしいですか 商品をどこで売りたいですか マーケットや売り場の調査はしていますか 売り方の工夫や食べ方の新しい提案はありますか
	5	商品の価格を確認する 価格にみあった価格設定をしていますか 販売先から自社商品の評価や要望の聞き取りはしていますか
	6	特徴を伝える ネーミングやパッケージに企業の特長や商品の強みがわかりやすく表現されていますか ありきたりの言葉や意味のないデザインになっていませんか 企業の特長や商品の強みを伝えるPRツールは整備されていますか

三重ブランドアカデミー「売れる商品づくりのヒント集！」から抜粋



注) 1 みえフードイノベーション：農林水産資源を活用し、生産者や食品産業事業者、ものづくり企業等の多様な業種や、大学、研究機関、市町、県などの産学官のさまざまな主体の知恵や技術を結集し融合することで、地域が抱える課題を解決し、新たな商品やサービスを革新的に生み出す仕組みのこと。

シリーズ・コラム **b**

## 大局から時代をみる「三重県経営戦略会議」

県では、県政における政策課題に関し、知事が専門的かつ総合的な知見を有する方と意見交換を行うため、「三重県経営戦略会議」を設置しています。「みえ県民力ビジョン」の策定にあたり、同会議の委員の皆さんからは、「今は、第三の分水嶺<sup>れい</sup>とも言うべき大きな変革期」（奥田委員）など、時代認識や今後の社会展望などに関する貴重なご意見をいただきました。

三重県経営戦略会議 委員（敬称略、所属・役職は平成23年度時点）

氏名（50音順）	所属・役職等
奥田 碩	トヨタ自動車株式会社 相談役
加藤 秀樹	構想日本 代表
小西 砂千夫	関西学院大学大学院 教授
白波瀬 佐和子	東京大学大学院 教授
田中 里沙	株式会社宣伝会議 取締役編集室長
津谷 典子	慶應義塾大学 教授
西村 訓弘	三重大学大学院 教授
速水 亨	速水林業 代表
増田 寛也	元岩手県知事 株式会社野村総合研究所顧問
宮崎 由至	株式会社宮崎本店 代表取締役社長



三重県経営戦略会議

NEXT

「みえ県民力ビジョン」の策定にあたっては、県議会と議論を重ねてきました。次回コラムでは、その様子をご紹介します。

155ページへ  
どうぞ

# 農業の振興



農業者をはじめ食に関わるさまざまな主体の自主的な活動が継続的に営まれる中で、消費者の多様化する期待に応えた安全で安心な農産物が生産され、県民の皆さんに安定的に供給されることにより、三重県の食料自給力が高まっています。

## 現状と課題

- 従事者の高齢化や担い手不足、グローバル化や農産物価格の低迷等による農業の活力低下が懸念される中、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、消費者等に支持される安全で価値の高い農産物を安定的に供給できる体制の整備が求められています。
- 農業者が十分な所得を確保していくためには、経営の高度化や多角化、農商工の連携、技術革新など「作る農業」から「売れる農業」への転換を進め、「もうかる農業」につなげていく必要があります。
- 耕地に占める水田の割合が高い本県では、国の食料政策に的確に対応しつつ、集落等を単位とした効率的な水田の利用体制を構築していくことが求められています。
- 「もうかる農業」をめざす上で、農地や農業用施設の整備が十分でない地域があること、整備済みの基幹水利施設<sup>注1</sup>等でも老朽化が進んでいることなどが懸念材料となっています。

## 変革の視点

需要に応じた作目・品種・栽培方式の選択、消費者ニーズに応えうる品質の確保や6次産業化<sup>注2</sup>による収益力向上のための取組等の定着を図ります。また、職業としての農業への関心の高まりなどに応じて、意欲と経営感覚にあふれた農業者の育成や新たな参入の促進、地域の創意工夫を重視した「地域活性化プラン<sup>注3</sup>」への支援などに取り組めます。

## 取組方向

- 食料自給力の強化に向け、国の食料政策等を効果的に活用して、需要に応じた米の生産や食品産業事業者等のニーズをふまえた麦、大豆、新規需要米等の生産拡大を進めます。
- 消費者の多様化するニーズに的確に対応していくため、特色ある品種や生産技術を生かして、野菜、果実、茶、花き花木等園芸作物の戦略的な産地育成等に取り組めます。
- 畜産経営の安定に向けて、品質向上や低コスト生産、耕畜連携による自給飼料生産、家畜伝染病に係る防疫衛生体制の強化等に取り組めます。また、産地力の強化に向けて肥育素牛の県内生産システムの構築、基幹食肉処理施設<sup>注4</sup>の機能充実と必要な施設整備の検討を進めます。
- 普及活動の展開や農業団体等との連携を図る中で、地域の創意工夫を重視した「地域活性化プラン」の策定・実践への支援、水田を中心とした土地利用調整ルールづくりや集落営農組織等の設立・法人化を促進します。また、個人や企業等の新たな参入拡大、農業者の経営発展、女性・高齢者等の活発な活動のための環境づくりや障がい者参画の促進等に取り組めます。
- 営農の高度化、効率化のための生産基盤整備や老朽化が進む農業用施設のライフサイクルコスト<sup>注5</sup>軽減、優良農地の確保に取り組むことにより、農業生産力の強化を図ります。

## 平成27年度末での到達目標

「作る農業」から「売れる農業」、さらには「もうかる農業」への発展をめざす取組を促進することとあわせて、安全で安心な農産物が安定的に供給される生産から流通に至る体制が構築されるとともに、意欲ある農業者が経営の発展に取り組める環境が整備されることなどにより、消費者の期待に的確に対応した県産農産物の供給や県農業を中心となって支える農業経営体が増加しています。



フードチェーンを意識して取り組まれる三重の麦づくり



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
食料自給率(カロリーベース)	42% (21年度)	46% (26年度)	県民の皆さんが食料として消費する農水産物のうち県内農水産物により供給が可能な割合

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 31201

#### 水田農業の推進

(主担当：農林水産部農畜産課)

需要に応じた米の生産と食品産業事業者等のニーズをふまえた麦・大豆等の生産拡大を進め、水田の有効活用を図ります。

### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
------	-----	-----	---------

水田利用率

93.4%

96.0%

水田面積における作付面積の割合

#### 31202

#### 園芸等産地形成の促進

(主担当：農林水産部農畜産課)

マーケットへの的確な対応や農産物直売所等多様な流通に対応できる戦略的な産地の育成、生鮮食料品の安定的・効率的な供給に向けた卸売市場運営を図ります。

新たな視点の産地展開に挑戦する園芸等産地増加数(累計)

—

20産地

契約栽培や消費地での直接販売、産地単位での6次産業化など、新たな視点を取り入れた産地展開に取り組む園芸等産地の数

#### 31203

#### 畜産業の健全な発展

(主担当：農林水産部農畜産課)

飼料自給率向上、畜産物の高付加価値化やブランド化、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討、防疫体制強化等を図ります。

近隣府県の畜産産出額に占める割合

13.7%  
(22年度)

14.1%  
(26年度)

近隣府県(岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府7県)の畜産物の産出額に占める本県の割合

主な取組内容  
(基本事業)

県の活動指標

31204

多様な農業経営体の確保・育成

(主担当：農林水産部担い手育成課)

普及活動の展開や農業団体等と連携する中で、農業経営の発展、新規就農希望者や農業参入企業等新たな経営体の育成・確保、「地域活性化プラン」の策定・実践への支援に取り組みます。

目標項目

現状値

目標値

目標項目の説明

農業経営体数(認定農業者<sup>注)6</sup>、集落営農組織等)

2,346  
経営体

2,610  
経営体

積極的に経営改善や規模拡大を図ろうとする農業経営体の数

31205

農業生産基盤の整備・保全

(主担当：農林水産部農業基盤整備課)

農業生産基盤の整備や農業用施設の機能維持を進めるとともに、優良な農地の維持・保全の取組を進め、農業生産力の強化を図ります。

基盤整備済み農地における担い手への集積率

33.4%

50.0%

パイプライン化など高度な基盤整備を実施した地域における認定農業者等への農地集積率

注)1 基幹水利施設：農業用ダム、頭首工、揚水機場、幹線水路等の基幹的な農業水利施設。

注)2 6次産業化：1次産業が、加工(2次産業)や流通販売(3次産業)などを自己の経営に取り入れたり産業間の連携を図ったりすることにより業務展開している経営形態をあらわす言葉。

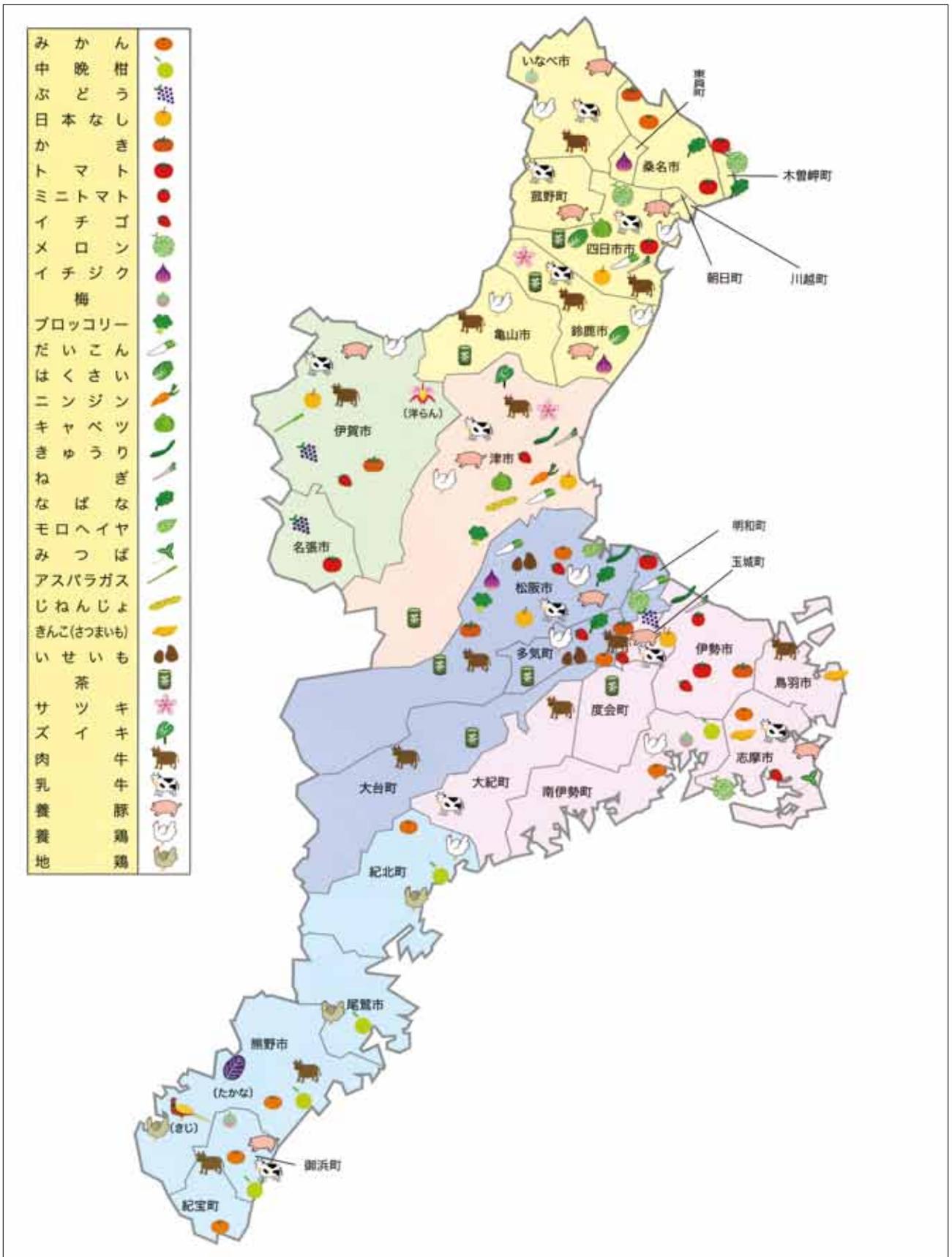
注)3 地域活性化プラン：134ページをご覧ください。

注)4 基幹食肉処理施設：県内の主要と畜場である四日市市食肉センターおよび松阪食肉公社食肉流通センターのこと。

注)5 ライフサイクルコスト：施設等を企画・設計・建築し、維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの施設等の全生涯に要する費用の総額。

注)6 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した経営をめざす農業経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた農業者。

# 三重の農産物産地マップ



県農林水産部作成

# 林業の振興と森林づくり



県産材の需要が拡大し、活発で持続的な林業が展開されるとともに、県民の皆さんによる、さまざまな形での森林づくりへの参画により、森林の再生が進んでいます。

## 現状と課題

- 県産材需要の大半を占める住宅の着工戸数が大幅に増加することが期待できない中で、再生可能エネルギー特別措置法の成立などにより、木質バイオマスのエネルギー利用に対する期待が高まっており、県産材の新たな用途の開拓が求められています。
- 手入れの不足した森林や、放置された里山や竹林においては、山崩れの防止や生物の多様性の保全など森林の持つ公益的機能が低下しているため、間伐等の手入れが必要となっています。
- 森林資源は利用の段階を迎えていますが、その多くが活用されていないため、間伐材を搬出し、利用することが求められています。
- 事業者の経営基盤が脆弱であり、機械化等が遅れているため、施業の集約化、路網の整備などを進める人材を育成することが求められています。
- 地球温暖化問題の進行や生物多様性への関心の高まり、豪雨災害の多発などにより、森林の持つ公益的機能への社会的要請が高まっており、森林を県民共有の財産として守るため、森林環境教育やさまざまな主体の森林づくりへの参画が求められています。

## 変革の視点

木質バイオマスのエネルギー利用など、新たな用途での需要開拓に取り組むとともに、これまで森林内に放置していた間伐材の利用を進めます。また、社会全体で森林を支えるため、森林づくりのための税の検討、環境林の整備手法の見直しなど、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画できる仕組みづくりを進めます。

## 取組方向

- 品質や性能の明確な製材品の生産拡大、大消費地等での販路開拓や公共建築物への利用促進等により、県産材の需要拡大を図るとともに、合板や、発電・熱利用への木質バイオマスの利用など新たな用途での需要拡大に取り組みます。
- 森林経営計画の推進や森林施業の集約化、路網等の基盤整備、流通の合理化、需要に応じた供給体制の構築等に取り組み、森林の整備と間伐材の利用を進めます。
- 低コスト作業システムを実践するための林業従事者を育成します。また、林業事業者(森林組合、素材生産業者等)の経営基盤の強化を図るとともに、建設業等異業種の林業への参入を促進します。
- 環境林の整備については、所有者の意向や現地の状況調査などにより整備手法の見直しを行うとともに、放置された里山や竹林の整備を進めます。
- 森林を支える仕組みの一つとして、森林づくりのための税の検討を進めるとともに、企業やボランティアなどのさまざまな主体が森林づくりに参画しやすい環境整備を進めます。
- 知識や技能を持った県民の皆さんの協力のもと、森林環境教育や森林文化に親しむ機会の提供を進めます。

## 平成27年度末での到達目標

建築用材だけでなく、エネルギー源など新たな用途での利用が進み、木材生産量が増加しています。また、森林環境教育や森林に親しむ機会の提供に加え、県民の皆さんや企業、ボランティア等が森林づくりに参画しやすい環境整備が進み、さまざまな主体による森林づくり活動が活発に行われるとともに、間伐等の森林整備が進み、森林の適正な管理が進んでいます。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量	239千m <sup>3</sup> (22年度)	402千m <sup>3</sup>	県内で生産されるスギ・ヒノキの供給量

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

	目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
<b>31301 県産材の利用の促進</b> (主担当：農林水産部森林・林業経営課) 「三重の木」認証材や「あかね材」認証材をはじめとする県産材の需要拡大を図るとともに、木質バイオマスのエネルギー利用や合板への利用などを進めます。	「三重の木」認証材等出荷量	24,629m <sup>3</sup> (22年度)	50,000m <sup>3</sup>	県産丸太を用いた「JAS 製材品」、「三重の木」認証材および「あかね材」認証材の出荷量
<b>31302 持続可能な林業生産活動の推進</b> (主担当：農林水産部森林・林業経営課) 森林経営計画等に基づき、持続可能な林業生産活動等を推進します。	施業集約化団地面積(累計)	5,192ha (22年度)	50,000ha	森林経営計画により施業の集約化を図るために団地化された森林面積
<b>31303 林業・木材産業の担い手の育成</b> (主担当：農林水産部森林・林業経営課) 林業就業者のキャリア形成への支援を行い、担い手を育成します。また、建設業等異業種の林業への参入を促進します。	新規林業就業者数	38人 (22年度)	40人	林業事業者(森林組合、素材生産業者等)への新規就業者数
<b>31304 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮</b> (主担当：農林水産部森林・林業経営課) 間伐等の森林整備を行うなど適正な森林管理を進めます。	間伐実施面積(累計)	—	36,000ha	県内の民有林で行われる計画期間中の間伐実施面積

# 施策 313

## 主な取組内容 (基本事業)

### 31305

#### 森林づくりへの県民参画の推進

(主担当：農林水産部みどり共生推進課)

県民の皆さんや企業、ボランティアなどの森林づくりへの参画を進めます。

### 31306

#### 森林文化および森林環境教育の振興

(主担当：農林水産部みどり共生推進課)

森林環境教育や森林文化に親しむ機会の提供を進めます。

## 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
森林づくり参加者数	24,241 人 (22 年度)	30,000 人	森林づくりに関する活動や催しへの、県民の皆さん、NPO、企業などさまざまな主体の年間参加者数
森林文化・森林環境教育の活動回数	1,489 回 (22 年度)	2,000 回	県のデータベースに登録された指導者の1年間の延べ活動回数

シリーズ・コラム⑦

## 県議会と議論を重ねて策定した「みえ県民カビジョン」

「みえ県民カビジョン」の策定にあたっては、県民の代表である県議会と議論を重ねてきました。特に中間案や最終案については、県議会から知事へ申入書をいただくなど、多くのご意見をいただきました。県では、県議会のご意見を真摯に受け止め、ビジョンに反映しました。



県議会議長から知事への申し入れ

NEXT

次回コラムでは、  
「市町との連携を大切に！」をご紹介します。

169ページへ  
どうぞ

# 水産業の振興



県内産の魚介類などを安定的に供給できる希望ある水産業・漁村が実現され、県民の皆さんは豊かな水産物等とおして水産県であることのすばらしさを実感しています。

## 現状と課題

- 水産資源・漁業生産の減少、漁業者の高齢化と急速な減少および水産物消費の低迷など、水産業・漁村を取り巻く状況が厳しさを増しています。
- 東日本大震災で被害を受けた県内の水産業を復興するとともに、近い将来に発生の可能性が指摘される大型地震による大規模災害への備えが重要となっています。
- 漁業協同組合(漁協)が水産業振興の中核的な役割を果たせるよう、引き続き県1漁協<sup>注1</sup>に向けて漁業協同組合連合会(漁連)等と連携して合併促進の取組を進める必要があります。
- 漁場の環境保全、資源管理および水産物の付加価値向上への取組等を進めるとともに、県民の皆さんが県内産の魚介類を購入しやすくなる地域内流通の仕組みの充実を図る必要があります。
- 東日本大震災をふまえた安全・安心な漁村づくりの必要性が高まっていることや、荒天時に係留・陸揚げができる岸壁が不足していることなどから、漁港の整備をさらに進める必要があります。

## 変革の視点

「三重県水産業・漁村振興指針」に基づき、水産業・漁村のめざす姿を県民の皆さんや関係団体等と共有するとともに、県民の皆さんが期待する水産物などを安定的に供給できる希望ある水産業・漁村が実現されるよう、資源管理の実施による収益性の向上や6次産業化<sup>注2</sup>等による付加価値向上などを図ります。

## 取組方向

- 東日本大震災などの教訓を生かし、災害に強く生産性の高い水産業を構築するため、漁業者自らが経営力を持ち、高い付加価値を生み出す産業をめざし、「地域水産業・漁村振興計画<sup>注3</sup>」の策定・実現を支援するとともに、水産業・漁村を総合的にコーディネートできる組織としての県1漁協の実現を促進します。
- 資源管理の徹底等により、持続的な生産が可能な水産業の確立を図るとともに、密漁者に対する監視・取締りの強化に努めます。また、消費者視点の水産物の提供や情報の発信、安全・安心への取組を進めるなど、県民の皆さんが期待する水産物を安定的に供給する体制づくりを進めます。
- 生産者・食品産業事業者・行政等が連携して「みえフードイノベーション<sup>注4</sup>」を創出する中で、地域特有の水産資源を活用し、消費者ニーズに対応する商品を開発・提供する取組を進めます。
- 消費者ニーズに対応した養殖技術の開発と普及に取り組み、地域特性に応じた養殖水産物の高品質化などを推進します。また、三重の真珠の復活をめざし、技術開発を進めるとともに、生産者が取り組む再生への取組を支援します。
- 持続的な生産を支える水産基盤の整備や津波への対応など住民が安心して快適に生活できる漁村の整備を進めます。また、環境にやさしい水産業への取組を進め、藻場・干潟の再生・保全など海の環境浄化機能を最大限発揮させることで、美しく豊かな海を維持し、魚介類の生育環境の改善を進めます。
- 内水面資源の維持・増大をめざし、アユ等の種苗放流や外来魚の駆除対策等を進めるとともに、魚道整備などの魚類等の生育に適した環境づくりを推進します。

## 平成27年度末での到達目標

県1漁協のもと、さまざまな主体の参加による豊かな海の回復、持続的な水産資源の利用と収益性向上などを図ることにより、県民の皆さんの多様化する期待に応える水産物の安定的な供給が進んでいます。



**目標項目**  
主要魚種生産額の  
全国シェア

**現状値**  
7.1%  
(21年)

**目標値**  
7.3%  
(26年)

**目標項目の説明**  
海面漁業における主要18種<sup>注5</sup>の  
生産額の全国シェア

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

#### 31401 水産業・漁村のマネジメント体制の確立

(主担当：農林水産部水産経営課)

地域における水産業のあり方や漁村の活性化等について、その方針を定める「地域水産業・漁村振興計画」の策定・実現を支援するとともに、県内水産業をリードできる組織としての県1漁協の実現を促進します。

**目標項目**  
県内の沿海地区漁協数

**現状値**  
21 漁協

**目標値**  
1 漁協

**目標項目の説明**  
沿海地区の漁協の数

#### 31402 高い付加価値を生み出す水産業の確立

(主担当：農林水産部水産資源課)

資源管理の徹底等により、持続的な生産体制の構築を進めるとともに、担い手の確保・育成、経営力がある経営体に取り組む6次産業化、安全・安心な養殖、各地域で県内産水産物を購入できる体制づくりなどを促進することで、高い付加価値を生み出す水産業を確立します。

**目標項目**  
資源管理に参加する漁業者数

**現状値**  
313人

**目標値**  
1,500人

**目標項目の説明**  
資源管理・漁業所得補償対策に係る資源管理計画に定められる取組を行う漁業者数

#### 31403 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築

(主担当：農林水産部水産基盤整備課)

持続的な生産を支える水産基盤の整備や水産生物の産卵・生育の場である藻場・干潟の再生・保全に取り組むなど、自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築を図ります。

**目標項目**  
沿岸の浅海域再生面積(累計)

**現状値**  
63ha

**目標値**  
74ha

**目標項目の説明**  
伊勢湾および熊野灘沿岸における藻場・干潟等の造成・再生面積および英虞湾における底質改善面積

注1 県1漁協：県内の全ての沿海漁業協同組合が合併して1つにまとまった漁協のこと。

注2 6次産業化：150ページをご覧ください。

注3 地域水産業・漁村振興計画：漁村地域を単位に水産業のあり方や漁村の活性化等についての方針を定めた計画。

注4 みえフードイノベーション：146ページをご覧ください。

注5 主要18種：県民の皆さんにも広く知られ、消費されているイセエビ、カツオ、アサリ、サザエ、フグ、サバ、イワシ、イカナゴ、アワビ、アナゴ、ブリ、マダイ、ヒラメ、クルマエビ、真珠、養殖マダイ、カキ、ノリの18主要魚種。

# 三重の強みを生かした事業環境の



国際競争力のある産業や成長性のある産業など多様な産業が活発に事業活動を行える環境づくりが進むとともに、企業や関係機関などのネットワークが広がっていく中で、国内外の企業から県内への投資が続く強じんでも多様な産業集積につながっています。

## 現状と課題

- 経済のグローバル化が一層進み、産業構造の転換が進む中、日本の産業は、中国など新興国の発展により、これまで得意としてきた先端工業分野における市場シェアも奪われつつあり、次の成長産業が見いだせていない状況にあります。
- 平成2(1990)年頃をピークに国内の企業立地件数が大幅に減少し、対日投資も低迷する中、歴史的な円高水準やデフレ基調が続き、大企業のみならず中小企業が海外からの誘致を受けるなど、国内産業の空洞化への大きな懸念要因も顕在化してきています。
- 新興国の投資コストは、人件費や土地購入費面において日本の10%に満たない水準にあり、県内への投資を呼び込む上での課題要因となっています。
- 急速な少子高齢化の進展や資源の枯渇、環境・エネルギー問題など、国内で生産を行う上での制約要因も大きな課題となっています。
- こうした課題が山積している中、企業が国内ひいては県内で事業活動を展開しようとするための環境を整備し、県内に投資を呼び込めるように早急な取組を進めなければなりません。

## 変革の視点

県内投資を呼び込む新たな仕組みづくり等を行い、ネットワークの豊富な機関との連携による企業誘致に取り組むとともに、海外の自治体等との連携等による外資系企業誘致に重点的に取り組みます。また、成長制約要因であった環境・エネルギーや少子高齢化といった社会課題を「課題解決型産業」の振興としてとらえ、多様な産業の成長をけん引する「クリーンエネルギー関連分野」の振興を重点的に進めます。

## 取組方向

- 県内に投資を呼び込むための特区制度の検討、奨励制度などの新たな仕組みづくりや市町と連携した環境づくりに取り組み、外資系企業を中心に、多様な産業の集積につながる企業誘致を進めます。
- ネットワーク力を持つ企業や関係機関等との連携による投資セミナーの開催などにより、情報発信を強化し、誘致活動につなげていきます。
- 「クリーンエネルギーバレー構想<sup>注1)</sup>」により、企業の既存技術を生かした環境・エネルギー分野への展開促進や、ネットワークを活用したプロジェクトの誘致を推進し、関連産業の集積と育成を図るとともに、多様な産業の成長につなげます。
- 量的・質的に拡大するニーズと潜在的市場の高い医療・健康・福祉関連などを「課題解決型産業」として、ライフイノベーション<sup>注2)</sup>の推進により、新たな産業の創出につなげていきます。
- 高度部材イノベーションセンター (AMIC)<sup>注3)</sup>を拠点として、新たな研究開発プロジェクトの創出やイノベーションの創出を加速させ、高度部材を基軸とした多様な産業の成長につなげていきます。

# 整備と企業誘致の推進

## 平成27年度末での到達目標

県内には高い技術を有する中小企業や国際競争力の高い大手企業の集積があり、この強みを生かした国内外とのネットワークが構築されるとともに、県内において、多様な産業の活発な事業活動が展開され、県内への企業立地等設備投資が活発に行われています。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
 <b>県内への設備投資額 (累計)</b>	—	1,320 億円	県と立地協定を締結した誘致企業に対するアンケート調査による県内への設備投資額の合計額

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標			目標項目の説明
	目標項目	現状値	目標値	
<b>32101 国内外の企業誘致の推進</b> (主担当：雇用経済部企業誘致推進課) 国内外の国際競争力のある企業の誘致を進めるとともに、県内投資を呼び込む仕組みづくりや環境づくりに取り組みます。	企業誘致件数(累計)	—	160 件	県と立地協定を締結した誘致企業件数と工場立地動向調査における立地件数の合計(重複を除く)
<b>32102 クリーンエネルギーバレー構想の推進</b> (主担当：雇用経済部エネルギー政策課) 企業の環境・エネルギー関連分野への展開を促進し、構想の核となるプロジェクトを進めます。	クリーンエネルギーバレー構想で取り組むプロジェクト数(累計)	—	18 件	クリーンエネルギーバレー構想の中で取り組むプロジェクトの数
<b>32103 ライフイノベーションの推進</b> (主担当：健康福祉部薬務感染症対策課) 医療・健康・福祉分野の産学官民連携の基盤を活用し、研究開発を進め、製品やサービスを生み出すことにより、ライフイノベーションを推進します。	医療・健康・福祉分野の製品開発取組数(累計)	—	40 件	県内事業者等が、医療・健康・福祉分野の製品やサービスの開発に取り組んだ数
<b>32104 国内外のネットワークづくり</b> (主担当：雇用経済部ものづくり推進課) 県内への企業立地等の投資や環境・エネルギー関連産業のプロジェクトの創出につながるなど、産業振興を進めるための国内外のネットワークをつくります。	新たに構築した産学官等のネットワーク数(累計)	—	12	県が産業振興を進める上で、新たに構築した産学官等のネットワークの数

- 注1 クリーンエネルギーバレー構想：環境・エネルギー関連分野の市場や技術の動向、地域のポテンシャルなどを的確に把握し、新事業展開の可能性などについて調査、検討を行った上で、将来にわたり大きな成長と雇用の創出が期待できる「クリーンエネルギー関連分野」の集積を図ることをめざし策定する構想。
- 注2 ライフイノベーション：医療・健康・福祉分野で、新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをい、革新的な医薬品、医療機器、医療・介護技術等の研究開発の促進や関連産業の活性化をめざすもの。
- 注3 高度部材イノベーションセンター（AMIC）：平成20(2008)年3月に開所した財団法人三重県産業支援センターが管理運営する施設。企業間の融合を図る結節点として、県や四日市市と連携し、研究開発の促進、中小企業の課題解決支援、ものづくりを担う人材の育成に取り組み、さらに平成22(2010)年3月の加工技術研究棟の整備により、中小企業の加工技術力の向上を図っている。

# ものづくり三重の推進



三重のものづくり産業が、強みを生かしてさらに国際競争力を高め、国内外から「メイド・イン・三重」として広く認知されることで、技術力向上、市場開拓、雇用創出の好循環につながり、日本経済の活性化を支えています。

## 現状と課題

- 国際的な市場がアジアを中心とした新興国に急激にシフトしていく中、日本のものづくり産業は、技術においても新興国の急激な追い上げを受け一方、中小企業の持つ高い独自技術が改めて見直されるなど、危機とチャンスを迎えています。
- 生産年齢人口の減少、環境・エネルギー問題や激化するコスト競争などの国内生産の制約要因に加え、国内市場規模の縮小等により、下請・系列関係といった従来型の長期安定的なビジネスモデルが大きな転換期を迎えています。
- こうした状況下において、三重のものづくり産業が、空洞化することなく、世界経済の変化(影響)に対応し、中国やA S E A N諸国<sup>注1</sup>の世界市場を取り込んでいくことが重要かつ大きな課題となっています。
- ものづくり中小企業においては、経営資源が限られているため、成長に必要な人材育成、研究開発、販路開拓などに十分に取組めないといった共通課題があるという認識のもと、国内外における激しい競争に勝ち残っていくための取組を進める必要があります。

## 変革の視点

海外での支援拠点機能づくりを進めるとともに、優れた技術等を持つ中小企業の連携を図っていくことで、中国やA S E A N諸国等世界市場への展開を促進していきます。三重発の優れた技術等を顕彰・「見える化」していくことで信頼性を高め、「ジャパンプランド」の創出に向けた取組を進めていきます。また、世界に通用する高い技術開発など中小企業に対する技術支援を総合的に進めるとともに、県内に立地している大手企業との連携により中小企業の販路開拓を進めます。

## 取組方向

- 中国やA S E A N諸国など世界市場獲得のチャンス拡大を図るため、中小企業が海外事業活動を展開するための業務支援や相談・情報提供支援などを行う海外拠点機能づくりを進めます。
- 産業の空洞化に陥らないよう、県内で操業を続けようとする企業を後押しする環境づくりや中小企業にとっても設備投資が行いやすい支援制度の構築などに取り組みます。
- 三重県ならではのオンリーワン型の技術等を有する中小企業を育成するため、世界に通用する高い基盤技術の開発を支援します。また、新たな市場開拓につながる改良開発型・試作品開発型等の技術開発支援や、県研究機関による緊急課題解決型の技術支援・共同研究、知的財産の戦略的な活用促進に取り組み、県内企業の技術力向上につなげます。
- 中小企業の優れた技術等を顕彰し、国内外への効果的な情報発信などにより、三重のものづくり産業の「見える化」を図ります。
- 複数の中小企業がそれぞれに得意とする技術やネットワークを持ち寄り、研究開発や新たな取引につなげるなど、中小企業間の連携した取組を促進します。また、市町の支援機関による取組との連携により、効果的な中小企業の支援を行っていきます。
- 県内中小企業による大手企業などへの「出前商談会」といった効果の高い取組を進めるとともに、ネットワーク力を持つ企業や関係機関との連携による新分野展開や販路開拓を進め、市場獲得のさらなるチャンスづくりに取り組みます。
- ものづくり中小企業の技術系人材の育成やものづくり技術の伝承を進めるとともに、雇用に結びつく人材育成や中小企業の成長に必要な人材の確保といった視点から、新たな仕組みづくりに取り組みます。

## 平成27年度末での到達目標

多くの県内ものづくり企業が、それぞれが持つ特徴や強みを生かして自らまたは連携して課題解決に取り組み、三重県ならではのオンリーワン型の企業<sup>注)2</sup>として、海外市場を取り込んで事業活動を展開しています。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
製造業に係る中小企業の付加価値額の伸び率	100 (22年)	112 (26年)	中小企業(製造業)の従業員1人あたり付加価値額(利益、減価償却費、人件費)の平成23年(平成22年実績数値)を100とした場合の伸び率

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

32201 海外事業展開の促進 (主担当：雇用経済部ものづくり推進課) 中小企業の海外事業展開を支援する海外拠点機能づくりを進めるとともに、海外市場開拓に必要な仕組みづくりや技術支援等に取り組みます。	目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
	海外事業展開に取り組む企業数(累計)	-	40社	海外での事業展開を行う県内のものづくり中小企業数(県が支援または関与した中小企業)
32202 中小企業の基盤技術の高度化 (主担当：雇用経済部ものづくり推進課) 中小企業の業態や段階に応じた技術力向上への総合的な支援や企業間連携の促進などに取り組むとともに、県内ものづくり中小企業が「メイド・イン・三重」として広く認知されるよう効果的な情報発信の仕組みづくりに取り組みます。	経営戦略に基づく事業化への取組企業数(累計)	-	100社	国、県が行う事業化への取組支援への申請数
32203 新分野展開・市場開拓への支援 (主担当：雇用経済部ものづくり推進課) 「出前商談会」のような効果の高いマッチング機会の創出により販路開拓のチャンスづくりに取り組むとともに、新分野・市場への展開を支援します。	販路開拓支援により新たな取引につながった数(累計)	-	200件	県等が行う販路開拓支援により新たに取引が開始された数
32204 産業技術人材の育成と確保 (主担当：雇用経済部ものづくり推進課) 研究開発技術者等の人材育成講座を開催するとともに、雇用に結びつく視点からの人材育成や中小企業の成長に必要な人材の確保を図り、ものづくり中小企業を支える人づくりを進めます。	企業の成長を支える産業技術人材の育成数(累計)	-	400人	県等が行う産業技術人材育成の教育プログラム等を受講し修了した数

注)1 A S E A N諸国：東南アジア諸国連合の略称。東南アジア 10カ国の経済・社会・安全保障・文化などでの地域協力機構であり、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアが加盟する。6億人の人口規模を持つA S E A Nは、目覚ましい経済成長を続けており、市場として大きな魅力を有する。

注)2 オンリーワン型の企業：「オンリーワン企業」とは、その企業でしか提供していない技術や商品、サービスを持っている企業のこと。

# 地域の価値と魅力を生かした



地域の中小企業者等が、経営環境の変化をふまえて自らの創意工夫や地域が持つ価値や魅力など地域資源の活用により、新たな事業活動を活発に行うことで地域の産業が活性化しています。

## 現状と課題

- 資源の枯渇や環境・エネルギー問題など社会環境の変化により、人びとのライフスタイルや地域の課題が多様化するなど、地域産業を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。
- 東日本大震災の影響や歴史的な円高水準、長期化しているデフレ等、中小企業者等を取り巻く経営環境は大変厳しい状況にあり、地域産業を支える県内中小企業が環境変化に柔軟に対応し、競争力を維持していくことが喫緊の課題となっています。
- 国内需要の縮小や事業所の減少が危惧される中、サービス産業は、国内では付加価値構成や就業者比率が高まっていますが、県内においては全国に比べて低い状況にあり、サービス産業の振興を強化する必要があります。
- こうした状況下において、地域産業の活性化を図っていくためには、伝統産業を生かしたものづくりのブランド化、地域資源の再発掘や付加価値の高い商品づくりとそれらを生かしたビジネスの創出などを加速していくとともに、商工団体による事業者のさまざまなチャレンジを後押しする取組も強化していく必要があります。
- 地域の価値や魅力をビジネスに結びつけていくためには、ノウハウを持った人材の発掘や育成も重要となっています。

## 変革の視点

地域の魅力の「棚卸と再発見」、「ローカル・トゥ・ローカル<sup>注1</sup>」の連携や「グローバル<sup>注2</sup>」の視点から、地域発の新しい産業を創造し、高付加価値な商品やサービスづくりなど、産業界等との連携による産業の創出、IT(情報通信技術)を活用した新しいビジネスの構築などにより地域産業の活性化に取り組みます。

## 取組方向

- 個々の需要に対応した高付加価値な商品づくりや新たなサービスが創出される環境づくりを進めるため、ITの活用や売れる仕組みの構築などの事業者の取組を促進するとともに、社会的問題の解決や他産業との融合などを図り、サービス・イノベーションを誘発し、新しいサービス産業の創出につなげます。
- 事業者や関係支援団体、市町との連携により、伝統産業・地場産業の棚卸と再発見の場づくり、新たな市場開拓や人材育成を支援します。
- 地域の事業者のネットワーク化と全国のキーパーソンとの連携の場づくりによる新商品開発やローカル・トゥ・ローカルの取組による販路開拓などを促進するとともに、クリエイター等を活用し、消費者への新しい価値の提供など、特性を生かしたグローバルビジネス(スモールビジネス<sup>注3</sup>等)の創出やブランド化を図っていきます。
- みえ地域コミュニティ応援ファンドやみえ農商工連携推進ファンドを活用して、新商品・サービスの開発や販路開拓を促進します。
- 県内中小企業を取り巻く状況に応じて融資制度の見直しを行うとともに、融資の現場における経営指導や経営革新の奨励など、中小企業の経営改善につながるように一層の支援をしていきます。
- 市町、商工団体、金融機関、大学や地域などによる取組と連携し、新しい価値を共に創るという視点から、地域の特性に応じた商店街等の活性化を支援します。
- 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の関係団体や金融機関、大学と連携し、創業、新事業展開などに取り組む中小企業の活動を促進するとともに、地域の強みを生かした新しい取組、時代のニーズに対応した新しい連携や新分野進出等の取組を支援します。

# 産業の振興

## 平成27年度末での到達目標

地域資源を活用した新たな産業創出に向けた取組が増えてきている中、さまざまな主体が活力を結集して地域づくりを進め、地域の中小企業者等が自らの経営革新、地域資源を活用した新商品の開発および販路開拓への積極的なチャレンジや、市町の取組と連携した商店街等の魅力向上により、地域産業の活性化が図られています。



県民指標

**目標項目**  
地域資源活用関連産業の製造品出荷額等の伸び率

**現状値**  
100  
(22年)

**目標値**  
112  
(26年)

**目標項目の説明**  
工業統計調査用産業分類における地域資源活用関連産業分野(食料品製造業、木材・木製品製造業、陶磁器・鋳物製造関連)の製造品出荷額等の平成23年(平成22年実績数値)を100とした場合の伸び率

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
<b>32301 地域資源を活用した産業の振興</b> (主担当：雇用経済部地域資源活用課) 地域資源や伝統工芸などの棚卸と再発見による価値や魅力づくりを進めるとともに、地域資源を活用した新商品開発や販路開拓に向けた活動支援や、農商工連携の推進に取り組めます。	地域資源を活用した新商品を開発し、売り上げにつながった企業数(累計)	—	40社	県制度を利用して県内の地域資源を活用した新商品開発等に取り組んだ企業等のうち売上(増)につながった企業数
<b>32302 新たなビジネスの創出等の促進</b> (主担当：雇用経済部サービス産業振興課) 高付加価値な商品づくりや新たなサービスの創出につながる仕組みづくりを進めるとともに、コミュニティビジネスの創出支援や中小企業の経営革新などを進め、サービス産業の振興に取り組めます。	新しい商品・サービス等の創出件数(累計)	—	40件	高付加価値な新しい商品開発や新たなサービスが生まれた件数
<b>32303 地域の特性に応じた商業の振興</b> (主担当：雇用経済部サービス産業振興課) 商店街等によるさまざまな主体と協力した地域の新たな価値創造などの視点から、市町の取組と連携して地域の特性に応じた商業の振興に取り組めます。	商業活性化の取組により集客増や収益向上に結びついた事業者等の数(累計)	—	12者	商業者団体等が活性化事業に取り組む、そのうち、集客増や収益向上に結びついた事業者等の数
<b>32304 経営基盤の強化</b> (主担当：雇用経済部金融経営課) 中小企業への資金供給の円滑化を図る金融支援に取り組むとともに、商工団体とタイアップして中小企業の事業活動支援など経営基盤強化につながる取組を進めます。	商工団体等の支援により新たな事業展開に至った件数(累計)	—	650件	商工団体等が支援を行った結果、新たな事業展開(経営革新、創業、地域資源活用、農商工連携、事業承継)に至った件数

注1 ローカル・トゥー・ローカル：地域間の多様な産業交流を通じて、各地域の産業振興を図っていくとする概念。  
 注2 グローバル；グローバルとローカルを掛け合わせた言葉。世界規模の視野で考え、地域の視点で(根づいて)活動する概念。  
 注3 スモールビジネス：小規模のメリットを生かしたビジネス。経営者のアイデア(豊かな創造力)を小資本で実現しようとする考えに立ったビジネスのこと。

# 中小企業の技術力向上支援と



県内中小企業が、技術の高度化を図り、高付加価値化や新分野への展開に結びついていることで、地域の産業の活性化が進み、県民の皆さんの豊かさにつながる科学技術の進展に寄与しています。

## 現状と課題

- アジアを中心とした新興国に国際市場が大きくシフトし、技術力においても新興国の急激な追い上げを受けています。また、グローバルなコスト競争が激化する中での技術革新が求められています。
- 環境・エネルギー問題などに対応する新たな科学技術の必要性や、子どもの理科離れに象徴される次代を担う人材不足への懸念など、将来にわたる大きな課題に直面しています。
- 県内には、自動車・電気機器・化学・食品関連を中心とした製造業の集積があり、高い加工技術等独自技術を持つ中小企業も集積しており、国際競争力の高いポテンシャルを有しています。
- こうした状況下において、世界経済の変化(影響)に対応し、<sup>ひら</sup>拓かれていく世界市場を見据え、県のものづくり産業を支える技術力の向上を図っていくことが求められています。
- そのため、県研究機関においては、次世代技術に関する先行的な研究開発や中小企業との共同研究開発、中小企業の成長に必要な技術課題への解決支援などの取組が求められています。

## 変革の視点

新興国が追いつけない高い技術力を県内ものづくり企業が持ち続けるため、県研究機関が産学官連携のハブ機能を担い、中小企業の課題解決支援や共同研究、販路開拓につながる支援、次世代技術の先行的開発に取り組みます。また、企業の技術者を受け入れて共同研究を行うなど、中小企業の技術力を支える人材の育成に取り組みます。

## 取組方向

- 地域資源の活用などによる新たな産業の創出と集積を図っていくため、県内外の高等教育・研究機関や企業等のさまざまな主体との連携による研究プロジェクトに取り組むとともに、中小企業の強みを生かした技術のさらなる高度化や新製品開発力の向上を支援します。
- 県研究機関が産学官連携のハブ機能を担い、高度部材イノベーションセンター(AMIC)<sup>注1</sup>等と連携し、企業訪問等を通じて中小企業が抱える課題解決への技術支援や新製品等の性能評価、販路開拓につながる支援などに取り組みます。
- 次世代の環境・エネルギーや自動車、医療・健康(医工連携)など成長分野において、中小企業と県研究機関などによる共同研究を進め、新たな技術開発等高付加価値商品の開発につなげていきます。
- 特に、環境・エネルギー分野においては、創エネ<sup>注2</sup>・蓄エネ<sup>注3</sup>・省エネ等にかかる新たな技術・製品開発に、次世代自動車分野においては、軽量化・省エネ化等に関する技術開発に取り組み、県内企業の有する技術・製品の新たな高付加価値化を進めます。
- 技術競争力を持続的に維持・発展させていくため、企業や大学等と連携して成長分野における先行的な技術開発を進めます。
- 将来にわたり中小企業を支えていく人材を育成するため、県研究機関において、企業の技術者を受け入れて共同研究を行うなど、次代を担う研究人材の育成や活発な共同研究を支援する研究環境づくりなどを推進するとともに、ものづくりや科学技術への興味や関心を高める取組を進めます。

# 科学技術の振興

## 平成27年度末での到達目標

県内の中小企業が、自らの技術課題解決や新たな分野展開に挑戦するための技術・開発力向上に向けて、県研究機関のハブ機能を生かして、共同研究などに積極的に取り組んでいます。



### 県民指標

#### 目標項目

中小企業等との共同研究件数(累計)

#### 現状値

—

#### 目標値

120件

#### 目標項目の説明

県研究機関と県内中小企業等が産学官(産官)で連携しながら、新製品や新技術等の開発に取り組んだ共同研究の件数

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 32401

#### 研究開発の推進

(主担当：雇用経済部ものづくり推進課)

企業、高等教育機関、公設試験研究機関などのさまざまな主体が連携しながら、地域産業の振興や県民の皆さんの安全・安心に貢献できる研究・技術開発を推進します。

### 県の活動指標

#### 目標項目

企業の課題解決数(累計)

#### 現状値

—

#### 目標値

80件

#### 目標項目の説明

県研究機関の支援や共同研究により県内中小企業が課題解決に取り組んだ研究開発プロジェクト数

#### 32402

#### 県研究機関による技術開発の推進

(主担当：雇用経済部ものづくり推進課)

県研究機関において、次世代分野(環境・エネルギー、医療・健康(医工連携)、次世代自動車等)の先行的な研究開発や中小企業の技術課題解決への支援などに取り組むとともに、高度部材イノベーションセンター(AMIC)等と連携しながら、県内企業の国内外への新たな事業展開に向けた技術支援に取り組めます。

県研究機関における新分野関連技術開発件数(累計)

—

40件

県研究機関が実施する新分野(環境・エネルギー、医療・健康、次世代自動車等)における先行的な技術開発件数

#### 32403

#### 科学技術の担い手づくり

(主担当：雇用経済部ものづくり推進課)

県民の皆さんが科学技術への関心を高める取組や研究者等のコーディネート・企画・立案能力の向上を図ることで、次世代の科学技術を支える人材の育成を進めます。

県民等の科学技術に対する理解度

67.3%

90.0%

県研究機関等が実施する一般公開講座、施設公開、学会等の参加者に対するアンケートにおいて、「科学技術に対する理解が深まった」と回答した者の割合

注1 高度部材イノベーションセンター(AMIC)：159ページをご覧ください。

注2 創エネ：創エネ(そうえね)とは、創エネルギーの略称。太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー(一度利用しても再生可能な自然由来のエネルギー)の活用や燃料電池などを利用して、エネルギーを創り出そうとする考え方のこと。

注3 蓄エネ：蓄エネ(ちくえね)とは、蓄エネルギーの略称。リチウム電池などの蓄電池などを利用してエネルギーを貯蓄し、必要なときに使えるようにしようという考え方のこと。

# 新しいエネルギー社会の構築



県内企業の技術と地域資源を生かして、環境・エネルギー分野の産業が戦略的に展開され、安全で安心な新エネルギーの導入が広がるとともに、ライフスタイルや生産プロセスなどあらゆるシーンで変革が進み、省エネルギーや多様なエネルギーの適切な組み合わせのもと、県民生活や産業活動の基盤となるエネルギーが安定的に供給されています。

## 現状と課題

- エネルギーの安定供給は県民生活や産業活動にとって重要であることから、県内の安定的なエネルギーを確保することが必要です。
- 東日本大震災をきっかけに電力需給が逼迫するなど、エネルギーをめぐる状況は一変し、自立分散型の電源確保が再認識され、特に地域における安全で安心な新エネルギーへの期待が高まっています。
- 新エネルギーは経済性や出力の不安定性等の課題がありますが、豊かな自然や産業・技術の集積など三重の強みを生かし、地域活性化、地球温暖化対策、産業振興と連動した導入促進を図ることが重要です。
- 新エネルギーの導入と省エネルギーを促進するためには、より一層の技術革新や製造コストの低減が必要であり、企業の既存技術を生かした環境・エネルギー関連分野は成長産業として期待されています。
- 生産プロセスでの改善取組や省エネに取り組む人材育成など、企業における省エネ活動を推進するとともに、こうした取組を、県民の皆さん自らが行う省エネ活動につなげていく視点が重要です。
- 水力発電事業は、エネルギーの安定供給を維持しつつ効率化によるコスト縮減に努める一方で民間譲渡に向けて取り組む必要があります。
- R D F 焼却・発電事業は、安全で安定した運転を行う必要があります。

## 変革の視点

地域での取組による安全で安心なエネルギーとして新エネルギーへの期待が高まっていることを受けて、これまでの普及啓発に加え、県民の皆さん、事業者、市町等との連携の強化を図ることで、さらなる新エネルギーの導入、省エネルギー促進および関連する産業の成長につなげます。

## 取組方向

- 県民生活や産業活動の基盤となる安定的なエネルギーを確保するため、「三重県エネルギー対策本部<sup>(注1)</sup>」を起点に、「三重県新エネルギービジョン」に基づき、新エネルギーの普及促進、省エネ活動、エネルギー関連産業の振興、エネルギー政策に関する国への提言などに部局横断的に取り組みます。また、電力・エネルギーの安定供給に対する理解を深めるため、発電施設等の周辺地域に支援を行います。
- 環境への負荷の少ない自立分散型の電源確保および産業振興のため、本県の地域資源を生かした太陽光発電、風力発電、木質バイオマス利用、小水力発電等について、事業者や関係者との企画・調整を図り、地域活性化、地球温暖化対策と連携した取組や普及啓発を進めます。
- 県内中小企業等の既存技術を生かした省エネ技術等の発掘を行い、新たな用途開発を支援するとともに、企業内での省エネを推進するための技術・知識の底上げ等に取り組みます。
- メタンハイドレートなど将来実用化が期待されている次世代のエネルギー資源等について、最新の調査研究や技術開発の動向を注視するとともに、本県の地域活性化につながる取組方を、市町や関係者と連携して検討していきます。
- 水力発電事業については、安定した電力供給に努めるとともに、「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書(平成 23(2011)年 8 月)」に沿って、計画的な民間譲渡に向けて取り組みます。
- R D F 焼却・発電事業については、引き続き R D F に対する安全対策に取り組み、安全で安定した運転を行います。

## 平成27年度末での到達目標

県民の皆さん、事業者、市町等と連携した取組により、地域資源を生かした新エネルギーの導入による「安全で安心なエネルギー」が確保されています。また、県民生活や産業活動等での省エネルギーが促進されエネルギーが効率的に利用されています。



メガソーラー



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
新エネルギーの導入量(世帯数換算)	204千世帯(22年度)	307千世帯(26年度)	県内に導入された新エネルギーによって家庭で消費されるエネルギーを賅ったと仮定した場合の世帯数

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 32501

#### エネルギー政策の総合的推進

(主担当：雇用経済部エネルギー政策課)

新エネルギーの普及促進、省エネ活動、エネルギー関連産業の振興、エネルギー政策に関する国への提言などに部局横断的に取り組みます。また、発電施設等の周辺地域に支援を行います。

### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
エネルギー政策を総合的に推進するための取組件数	4件	8件	県庁内各部局で構成する「三重県エネルギー対策本部」での県民の皆さんや事業者等への節電の呼びかけなど、部局横断的な取組の件数
大規模な新エネルギー施設数(累計)	4件	8件	県内に設置されたメガソーラーやウィンドファームの設置件数
企業の省エネ取組の件数(累計)	-	20件	県内企業の省エネルギーにつながる取組件数

#### 32502

#### 地域における新エネルギーの導入促進

(主担当：雇用経済部エネルギー政策課)

地域資源を生かした太陽光発電、風力発電、木質バイオマス利用等について、事業者や関係者等との企画・調整を図り、地域における新エネルギーの導入を促進します。

#### 32503

#### 省エネルギー技術等の導入促進

(主担当：雇用経済部エネルギー政策課)

中小企業等の既存技術を生かした省エネ技術等の発掘や、これらを活用した企業の省エネルギーにつながる取組を促進します。

# 施策 325

## 主な取組内容 (基本事業)

### 32504

#### 次世代エネルギー等の調査研究

(主担当：雇用経済部エネルギー政策課)

将来実用化が期待されているエネルギー資源等に関連する地域活性化策等の調査研究を行います。

### 32505

#### 公営電気事業における電力の供給

(主担当：企業庁電気事業課)

県自らが実施する水力発電、RDF焼却・発電による電力を安全で安定して供給するとともに、水力発電の民間譲渡に取り組みます。

## 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
次世代エネルギー等に関連する調査研究のテーマ数(累計)	—	3件	メタンハイドレートなど将来実用化が期待されているエネルギー資源等に関連する調査研究のテーマ数
水力発電の年間供給電力目標の達成率	98.5% (22年度)	100% (26年度)	企業庁が水力発電により1年間に供給する電力量として設定した、電力目標の達成率

注)1 三重県エネルギー対策本部：三重県におけるエネルギーの安定供給の確保、新エネルギーによる地域エネルギーの確保や省エネルギー対策を総合的に推進することを目的に、平成23(2011)年5月に設置した組織。

シリーズ・コラム 8

## 市町との連携を大切に！

知事と市町長が、地域の課題等について、連携・協働して共に取り組むための意見交換を行う「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(地域会議)トップ会議を、桑名、四日市、鈴鹿・亀山、津・伊賀、松阪、伊勢志摩、東紀州の7会場で開催し、「みえ県民力ビジョン」の策定についても市町長からご意見やご提案をいただきました。



トップ会議

里海の創生、南部地域の活性化などの地域特有の課題や若者の定住促進、防災対策、人づくり、県と市町の役割分担などの課題について、ご意見がありました。

NEXT

次回コラムでは、「若手職員ワーキンググループ」からの提案についてご紹介します。

173ページへ  
どうぞ

# 雇用への支援と職業能力開発



企業、NPO、行政等が連携して地域の実情に応じた雇用支援や職業能力開発が行われることにより、働く意欲のある人が、性別や年齢、障がいの有無等に関わりなく働いています。

## 現状と課題

- 平成 20(2008)年の金融危機や平成 23(2011)年の東日本大震災の発生により、県内の雇用経済情勢は依然として厳しい状況となっており、雇用支援を一層進めていく必要があります。
- 雇用の不安定化、低所得化が進む中で、若年者に対する雇用支援の必要性が高まっています。また、若年無業者の職業的自立が課題となっており、地域で包括的に支援する仕組みが求められています。
- 県内での民間企業における障がい者実雇用率は、法定雇用率を大きく下回っており、一層の雇用促進の取組が求められています。
- 生産年齢人口の減少により、高齢者が今まで培ってきた経験や能力を発揮できる多様な就労機会の提供が求められています。
- 雇用情勢は地域によって違いがあることから、地域の実情に応じた雇用支援策が求められています。
- 厳しい雇用情勢が続く中、雇用のセーフティネットとしての職業訓練等を一層充実させることが求められています。
- 国際的な価格・品質競争の激化や少子高齢化の進展など県内産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、個々の勤労者の技能向上と産業を担う人材の育成が求められています。

## 変革の視点

経済のグローバル化等により若者を中心とした雇用の不安定化が進む中、さまざまな主体と連携して地域の実情に応じた多様な雇用支援に取り組みます。また、県内での民間企業における障がい者実雇用率が法定雇用率を下回る中、就労機会の拡大をめざし、障がい者が自立し社会に参画できるよう企業と共に取り組みます。

## 取組方向

- 若年者の雇用対策では、国等関係機関と連携し、若年者の安定した就労に向けての支援を総合的に実施します。また、若年無業者に対しては、本人や家族が相談しやすい環境づくりを進め、支援機関と連携して職業的自立に向けた支援に取り組みます。
- 県と障がい者の就労を支援している関係機関の連携を強化するとともに、事業主への働きかけや障がい者の態様に応じた職業能力開発を充実させることにより障がい者雇用の促進に努めます。
- 就職面接会などを実施して高齢者の多様な就労を一層進めるなど、働く意欲のある人に対する就労機会の拡大に努めます。
- 経済団体、労働団体、NPO、国、市町等と連携することにより、地域の実情に応じた雇用支援に取り組み、就労機会の確保を図ります。
- 国等との連携のもと、成長が見込まれる分野や求人ニーズが高い分野への就労をめざした職業能力開発に取り組みます。
- 高等学校卒業生等への職業訓練により地域産業の担い手となる人材を育成するとともに、民間の職業能力開発校への支援や技能検定の実施等により、企業や勤労者が行う技能向上を支援します。

## 平成27年度末での到達目標

働く意欲はあるものの就労が困難な若年者、障がい者、高齢者などの就労や、若年無業者の職業的自立が進んでいます。

また、雇用のセーフティネットとしての職業訓練等が充実するとともに、技能向上に積極的に取り組む企業や勤労者が増加しています。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
雇用対策事業による就職者数	1,375人 (22年度)	1,520人	県が実施する(共催を含む)雇用対策事業により支援した人のうち支援終了後3か月以内に就職した人数

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

#### 33101 若年者の雇用支援

(主担当：雇用経済部雇用対策課)

若年者の安定した就労に向け、「おしごと広場みえ」を拠点に、キャリアカウンセリングやセミナー等の総合的な就職支援サービスを提供するとともに、若年無業者の職業的自立を進めるため、「地域若者サポートステーション」が相談、自立訓練、就労体験などを一体的に実施できるよう支援します。

県が就職に向けて支援した延べ若年者数

12,470人  
(22年度)

13,250人

「おしごと広場みえ」における職業紹介・職業相談やカウンセリング、就職支援セミナー等により支援した延べ若年者数

#### 33102 障がい者、高齢者等の雇用支援

(主担当：雇用経済部雇用対策課)

企業における障がい者雇用を促進するため、障がい者雇用アドバイザーによる企業への働きかけや職業訓練、職場実習の機会の提供などに取り組めます。また、高齢者に対し多様な就労機会を提供するため、適職診断の実施や就職面接会の開催などを行います。

民間企業における障がい者の実雇用率

1.51%

1.65%

常用労働者数56人以上の民間企業において常時雇用する労働者のうち、身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の割合

#### 33103 雇用施策の地域展開

(主担当：雇用経済部雇用対策課)

地域のさまざまな主体と連携・協働して、就職面接会や若年者を対象とした職業相談、求人・求職者情報のホームページでの提供など地域の実情に応じた雇用支援に取り組めます。

地域のさまざまな主体と連携して実施する就職面接会の参加企業数

702社  
(22年度)

780社

県が関係機関、各種団体等地域のさまざまな主体と連携して実施する就職面接会の参加企業数

# 施策 331

## 主な取組内容 (基本事業)

### 33104

#### 職業能力開発への支援

(主担当：雇用経済部雇用対策課)

離職者の就労を支援するため、県立津高等技術学校において職業訓練を行うとともに、専修学校等の民間教育訓練機関への委託による職業訓練に取り組みます。また、企業や勤労者が行う技能向上への取組を支援するため、民間の職業能力開発校への助成や技能検定を実施します。

## 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県が実施または支援する職業訓練への参加者数	2,941 人 (22 年度)	3,250 人	県が実施している職業訓練や、県が支援している民間の職業能力開発校における職業訓練への参加者数

シリーズ・コラム 9

## 若手職員が提案する「新しい豊かさ」とは？

「みえ県民カビジョン」を策定するにあたり、部局横断的な県政の課題に関して、自由闊達な議論を行うため、若手職員によるワーキング・グループを設置し、経済的な尺度や物質的な豊かさだけでなく、成熟した社会における新しい豊かさのモデルについて検討しました。

全10回にわたる議論を重ねた結果、新しい豊かさのモデルとは「一人ひとりが個性を発揮し、自分の人生と社会をデザインし、能動的な県民として活躍している社会」であると定義しました。そのうえで、「一人ひとりが、自由な選択のもとで個性や能力を発揮し、その成果に対し正当な評価や対価が得られること」、「社会全体でお互いを支えあっていくこと」が大事であると提案しました。

## 「新しい豊かさモデル」でこれからの社会を変える

「一人ひとりが個性を発揮し、自分の人生と社会をデザインし、能動的な県民として活躍している社会」が豊かな社会である



NEXT

次回コラムでは、もう1つの若手職員ワーキング・グループで検討した、「県南部地域の活性化策」について、ご紹介します。

189ページへ  
どうぞ

# 働き続けることができる



企業、経済団体、労働団体、行政等が、働き続けることができる環境づくりに向けて主体的に取り組むことにより、働いている人が、性別や年齢等に関わりなくいきいきと働くとともに、家庭生活や社会貢献活動、地域づくり活動なども充実し、仕事と生活を調和させています。

## 現状と課題

- 県民一人ひとりの自己実現のためには、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進が必要ですが、平成 20(2008)年の金融危機や平成 23(2011)年の東日本大震災の発生による厳しい雇用経済情勢の影響からその進展が停滞しており、今後、より一層の促進を図ることが求められています。
- 少子高齢社会の進展により、今後ますます生産年齢人口が減少することから、我が国の経済が活力を維持するためには、若者・女性・高齢者などの一層の就労が必要とされています。このため、特に女性が働き続けられる職場環境づくりの促進が求められています。
- 厳しい雇用経済情勢の影響は、賃金・労働条件を含めた勤労者の生活にも及んでいます。このため、勤労者福祉の充実、とりわけセーフティネット機能の充実が求められています。

## 変革の視点

これまでの労働条件の向上や勤労者福祉の充実を促進する取組に加え、ワーク・ライフ・バランスの推進など、地域社会の一員として積極的に社会へ参画できる基盤づくりを促進するとともに、若年層の早期離職の未然防止対策を進めます。

## 取組方向

- ワーク・ライフ・バランス推進のため、企業における取組の普及・啓発を図るとともに、勤労者の社会貢献活動や地域づくり活動への参加などを支援します。
- 男女が共にいきいきと働き続けることができるよう、企業等での職場環境の整備に向けた機運を醸成することに加え、働き方の改革に向けた企業の優れた取組の発掘とその普及・啓発等を行います。
- 働く上でのルールについての啓発や企業の現場を知る機会の提供等を行うなど、若年者の就職支援および早期離職の未然防止を図ります。
- 労働相談等に関する国との連携を強めるとともに、弁護士相談やメンタル・ヘルス・カウンセリングなど労働に関する各種相談への対応の充実等により、不安を抱えている勤労者等へのセーフティネットとしての支援を行います。

## 平成27年度末での到達目標

企業等で働き続けることができる環境の整備が進み、勤労者と経営者双方が協力し、ワーク・ライフ・バランス推進のための自主的な取組が増加しています。



### 県民指標

#### 目標項目

ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合

#### 現状値

27.1%

#### 目標値

37.0%

#### 目標項目の説明

調査対象事業所(従業者規模10人以上300人未満の県内事業所から抽出)のうち、「何らかの形でワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」と回答した事業所の割合

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

#### 33201

#### ワーク・ライフ・バランスの推進

(主担当：雇用経済部雇用対策課)

企業等における環境整備の促進や勤労者の地域・家庭等でのワーク・ライフ・バランス推進のため、優良取組事例の収集やセミナーの開催などを通じた普及・啓発等を行うとともに、勤労者の社会貢献活動等への主体的な参加・参画の支援などに取り組みます。

ワーク・ライフ・バランスのセミナー等が役立つと回答した参加者の割合

85.6%  
(22年度)

90.0%

ワーク・ライフ・バランスがテーマのセミナー等におけるアンケートで、取組を進めていく上で役立つと回答した参加者の割合

#### 33202

#### 男女が共に働きやすい職場づくり

(主担当：雇用経済部雇用対策課)

男女が共にいきいきと働き続けることができるよう、「男女がいきいきと働いている企業」表彰・認証制度の実施による企業等での職場環境整備に向けた機運醸成や、育児・介護休業取得者等への生活資金融資などに取り組みます。

「男女がいきいきと働いている企業」の認証件数(累計)

73件

200件

「男女がいきいきと働いている企業」認証制度において認証した企業等の数

#### 33203

#### 勤労者福祉の推進

(主担当：雇用経済部雇用対策課)

勤労者の福祉の充実やセーフティネット機能の向上を図るため、労使双方から寄せられるさまざまな相談に対して専任の相談員等による助言やカウンセリング等を行うとともに、高校生等を対象とする「働くルール」の啓発などに取り組みます。

「働くルール」出前講座が役立つと回答した受講者の割合

89.4%  
(22年度)

93.5%

「働くルール」に関して高校等で実施した出前講座で、講座内容が働く上で役立つと回答した受講者の割合

# 三重県営業本部の展開



三重の産業の持つ魅力や価値が、県が先頭に立った営業活動を通じて国内外から共感を呼び、産業の活発化や地域経済の活性化につながるとともに、県内への企業立地、製品・県産品等の売り上げ向上や観光旅行者の増加につながっています。

## 現状と課題

- 経済のグローバル化が一層進み、産業構造の転換が進む中、歴史的な円高水準やデフレ基調が続き、県内産業の空洞化への懸念要因が顕在化してきています。一方、農林水産業など一部ではグローバル化への対応が遅れており、早急な対応が必要です。
- 空洞化懸念の払拭のためには、県内への投資環境づくりに加え、三重のポテンシャルなどが効果的に伝わるよう、戦略的に情報発信と営業活動を進めていく必要があります。また、農林水産業については、グローバル化に対応して地域資源を活用した産品創出や営業力の強化などにより、販路の確保等を進めていく必要があります。
- 国内需要の縮小や消費活動の低迷等により、観光旅行者・需要の奪い合いなど国内競争が激しさを増しており、国内需要を取り込む視点からも、魅力づくりに加え、情報発信のあり方や情報発信先の明確化など、その戦略性とともに強力な営業活動が求められています。
- 首都圏等における三重の魅力の認知度はまだまだ低い状況にあります。認知度を高めていくために、効果の高い情報発信や、三重の産業の魅力や価値を見いだし(棚卸と再発見)、磨き上げる(ブランディング)一方で、「見える化」を図っていくことが必要です。

## 変革の視点

三重のポテンシャル(立地環境、ものづくりの技術力、観光資源、食材)などを、法人・関係団体・関係機関などに総合的にセールスしていく機能を首都圏等において強化します。

## 取組方向

- 「三重県営業本部<sup>注1)</sup>」のもと首都圏等における営業機能を強化し、首都圏等の事業者に対する県産品とそれを生み出す自然や歴史・文化等の魅力発信とあわせて、県内事業者とのマッチング機会等を確保し、県産品の販売拡大につなげていきます。
- 首都圏等の営業拠点や中小企業の業務支援等を行う海外拠点などにおいて、三重の魅力を集中的・総合的に情報発信していくとともに、県人会などのネットワークの活用や、首都圏等における投資セミナーやイベントなどのさまざまな機会を通じて、法人・関係機関・団体等に三重の魅力を効果的に情報発信し、セールス活動を展開します。
- 営業展開を効果的に進めていくため、ものづくり中小企業や三重の産業の魅力映像の活用、コアな三重県ファン<sup>注2)</sup>や三重の応援団の活用などを図り、企業誘致、ものづくり中小企業の人材確保や販路開拓、観光誘客などにつなげていきます。

## 平成27年度末での到達目標

首都圏等における営業(セールス)機能が強化され、三重が誇れるものづくり中小企業や観光商品・県産品等の魅力や価値が、トップセールスを中心とした強力な営業活動により広く情報発信されることで、国内外から共感を呼び、魅力ある地域として三重の認知度が高まっています。



三重県産品のPR



外資系企業セミナー



### 県民指標

#### 目標項目

三重が魅力ある地域であると感じる人<sup>注)3</sup>の割合

#### 現状値

40.0%

#### 目標値

60.0%

#### 目標項目の説明

首都圏等における県事業を通じて把握した、三重が魅力ある地域であると感じる人の割合

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 34101 営業機能の強化

(主担当：雇用経済部三重県営業本部担当課)

首都圏等における営業活動を行うための営業機能を強化するため、営業拠点の設置を進め、産業の活性化につなげます。

#### 34102 効果的な情報発信戦略の推進

(主担当：雇用経済部三重県営業本部担当課)

営業活動を効果的に行うため、発信先を明確にした情報発信に取り組むことにより、三重の認知度向上を図ります。

### 県の活動指標

#### 目標項目

#### 現状値

#### 目標値

#### 目標項目の説明

営業本部活動回数  
(累計)

—

400回

三重県営業本部として取り組んだ全ての活動回数

三重の応援団など  
三重県を応援する  
三重県ファン数  
(累計)

—

1,000人

営業本部の活動を通じて新たに応援団など三重県ファンになった(名簿登録に賛同を得た)人数

注1 三重県営業本部：県産品等の認知度向上と販売促進等に取り組むために設置した、知事を本部長とする組織。

注2 コアな三重県ファン：三重の持つさまざまな魅力や価値(県産品、観光地、ものづくりの技術など)を理解し、自ら利活用している人。また、魅力等を他の者に薦めたいと思っている人。

注3 三重が魅力ある地域であると感じる人：首都圏等における県のアンケート調査において、『「三重県産品の購入意欲」、『三重県への観光・訪問意欲』、『三重県での居留意欲』、『三重県への立地・操業意欲』がある』ほか、『三重県の『歴史』、『文化』や『まち並み・建造物』などに他都道府県とは違う『独自性』や『愛着』等を感じる』と回答した人のこと。

# 観光産業の振興



県民の皆さん、市町、観光事業者および観光関係団体等との連携により、観光振興の取組が進み、国内外からの誘客が促進されるとともに、県内地域において魅力ある観光地が形成され、観光産業が本県の経済をけん引する産業の一つとして確立され、持続的に発展しています。

## 現状と課題

- 観光産業を取り巻く環境は、人口減少社会の到来による国内観光市場の縮小、経済不況等による観光需要の減退、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に起因する外国人観光旅行者の減少、全国各地での観光地間競争の激化など、一段と厳しさを増しています。
- 観光産業の持続的な発展を図るため、式年遷宮<sup>注1</sup>を本県への誘客のチャンスととらえ、国内外に向けた本県のPRを一層強化するとともに、遷宮後も見据えた取組を進める必要があります。
- 本県の持つ優れた観光資源を最大限に生かすとともに、さまざまな主体と連携しながら資源の発掘および創出に努め、魅力ある観光地を形成していく必要があります。

## 変革の視点

地域の「おもてなし」の向上など、県民の皆さんの主体的な参画も得ながら、観光事業者および観光関係団体等と連携し、裾野の広い観光産業を地域に密着した産業として大きく育て、地域経済の発展に取り組みます。

## 取組方向

- 「みえの観光振興に関する条例」および「三重県観光振興基本計画」に基づき、国内外に対する観光宣伝活動の強化、魅力ある観光地の形成および人材の育成、観光旅行を促進するための環境の整備など、観光振興の取組を総合的かつ計画的に推進します。
- 県民の皆さんや市町等との連携によるキャンペーンの実施、地域企画型旅行商品の高付加価値化など誘客の仕掛けづくりとともに、地域との交流を進め、観光産業の活性化につなげていきます。
- 外国人観光旅行者の来訪を回復、増加させるため、他府県や広域での連携を図るほか、本県の特性を生かしたブランドイメージを活用した観光宣伝活動など、選択と集中によるターゲットを明確にした効果的な取組を積極的に展開します。
- 式年遷宮を控え、観光関係者だけではなく、地域全体で「おもてなし」する県民力の養成、拡大、発揮を支援し、国内外からの来訪者をあたたかく受け入れるとともに、地域と観光旅行者との交流により満足度の向上を図ります。
- 観光産業の裾野の広さを生かし、医療観光<sup>注2</sup>やグリーン・ツーリズム<sup>注3</sup>、エコツーリズム<sup>注4</sup>など、新たな分野との連携による観光を開拓していきます。

## 平成27年度末での到達目標

式年遷宮により全国から本県に注目が集まる絶好の機会を生かした国内外に対する観光宣伝活動の強化、県内での周遊性・滞在性の向上、観光人材の育成等、観光産業の基盤強化を進めるなどの取組が展開され、本県の認知度が高まり来訪者が増加し、観光産業の活性化が図られています。



おかげ横丁(伊勢市)



目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
観光消費額の伸び率	100	127	観光旅行者が県内において支出した観光消費額(交通費、宿泊費、土産品費、その他の費用)の平成23年を100とした場合の伸び率

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

#### 34201

#### 式年遷宮の好機を生かした国内誘客戦略

(主担当：雇用経済部観光・国際局観光誘客課)

式年遷宮の好機を生かし、本県のPRに取り組むほか、さまざまな誘客活動の展開により、国内からの来訪を拡大し、県内での周遊性・滞在性を高めます。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
観光レクリエーション入込客数	3,562万人 (22年)	4,000万人	1年間に観光レクリエーション等の目的で県内の観光地を訪れた人数について、全国観光統計基準に基づき集計した推計値

観光レクリエーション入込客数

3,562万人  
(22年)

4,000万人

1年間に観光レクリエーション等の目的で県内の観光地を訪れた人数について、全国観光統計基準に基づき集計した推計値

#### 34202

#### 三重県を訪れる海外誘客戦略

(主担当：雇用経済部観光・国際局国際戦略課)

本県の特性を生かしたブランドイメージの明確化と市場に応じた観光宣伝活動の強化により、海外からの来訪を拡大します。

県内の外国人延べ宿泊者数

106,000人  
(22年)

150,000人

県内の宿泊施設における延べ外国人宿泊者数

#### 34203

#### 来訪を促進する観光の基盤づくり

(主担当：雇用経済部観光・国際局観光政策課)

地域の「おもてなし」の向上、観光人材の育成、魅力ある観光地の形成など、観光の基盤づくりの取組を進めることにより、観光旅行者の満足度を高めます。

リピート意向率

75.7%  
(22年度)

100%

本県を再び訪れたいと回答した観光旅行者の割合(7段階評価の上位2段階)

注1 式年遷宮：遷宮とは、神社の正殿を造営・修理する際や、正殿を新たに建てた場合に、御神体を遷すこと。式年とは定められた年という意味で、伊勢神宮では20年に一度行われる。

注2 医療観光：居住国とは異なる国や地域を訪ねて医療サービス(診断や治療など)を受けること。

注3 グリーン・ツーリズム：134ページをご覧ください。

注4 エコツーリズム：93ページをご覧ください。

# 国際戦略の推進



姉妹・友好提携先に加えて、欧米やアジアなど、今後結びつきを強める必要のある地域を設定し、産業や観光、文化などのさまざまな分野で横断的に取り組むことにより、世界から優れた企業、人材の呼び込みや県内企業の海外展開が進み、地域に新たな活力と価値が創造されています。

## 現状と課題

- グローバル化による地域間競争が激化する中で、本県と今後連携を進めるべき地域について、これまで国際交流・貢献で蓄積した、人的資源、ネットワークを有効に活用していく必要があります。
- 日本の産業は、経済のグローバル化が一層進みつつ産業構造の転換が進んでいる中、歴史的な円高水準が続くなど、国内産業の空洞化への大きな懸念要因が顕在化しており、海外からの投資を呼び込む視点から、地域としても戦略の構築が求められています。
- 国際的な市場がアジアを中心とした新興国に急激にシフトしていく中で、技術においても新興国の急激な追い上げを受ける一方、日本の中小企業の持つ高い独自技術が改めて見直されるなど、県内中小企業にとっても海外展開のチャンスを迎えています。
- 県内中小企業等が海外展開を図っていくためには、チャレンジしやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- 観光においては、これまで主に現地の旅行会社やメディア等を対象に説明会や招聘等を行い誘客を図ってきました。三重県の魅力をさらに効果的にPRし、誘客につなげていくためには、さまざまな主体と連携・協力した取組が必要です。

## 変革の視点

これまでの国際交流で得た資源を経済交流に積極的に活用するとともに、新たな国際ネットワークづくりなどに取り組み、産業や観光、文化などのさまざまな分野での連携が相乗効果を生み出すよう横断的な取組を進めます。

## 取組方向

- 姉妹・友好提携先との交流について、経済分野も含めた新たな交流の展開を進めるとともに、在外県人会や国際交流団体、みえ国際協力大使等の人的資源やネットワークも加わって情報の受発信を行うなど、産業や観光、文化などの分野で横断的な取組を進めます。
- 海外からの県内投資につながるよう、国際的なネットワーク力を持つ企業や関係機関等との連携づくりに取り組みます。
- 県内中小企業の海外展開に挑戦しやすい環境づくりのため、三重県ゆかりの海外の現地展開済み企業等によるネットワークを構築するとともに、海外の自治体や研究機関等との連携づくりや連携強化に取り組みます。また、公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）と連携し、そのネットワークを活用した取組を図っていきます。
- 中国河南省をはじめとする今後誘客が期待できる市場に対し、現地の自治体等と連携し三重県の魅力をPRし、誘客を行います。

## 平成27年度末での到達目標

国際社会のグローバル化に対応するため、姉妹・友好提携先や各国の在日大使館等との連携を強化するとともに、新たな国際ネットワークを構築し、海外に向けて県の持つ高い技術や観光資源等の魅力を発信することにより、海外自治体等との連携が進み、文化、経済的交流が活性化しています。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
 <b>海外自治体等との連携により新たに創出された事業数(累計)</b>	—	20件	海外の自治体や在日大使館等との連携から、新たに生まれた、産業や観光、文化関連の事業数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標			
	目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
<b>34301 国際交流・貢献活動のネットワーク化の推進</b> (主担当：雇用経済部観光・国際局国際戦略課) 姉妹・友好提携先や在日大使館等とのネットワークを強化するとともに、みえ国際協力大使等の人的資源を活用した海外への情報発信を図ります。	みえ国際協力大使数(累計)	112人 (22年度)	200人	青年海外協力隊等に参加する三重県出身者を、みえ国際協力大使として委嘱した人数
<b>34302 企業活動を支える国際的なネットワークづくりの推進</b> (主担当：雇用経済部ものづくり推進課) ネットワーク力を持つ企業・機関・自治体等のグローバルなネットワークづくりを進め、企業誘致や中小企業の海外展開につなげます。	新たに連携構築を行った国際的なネットワークの数(累計)	—	6件	企業の海外展開や誘致につながる連携を新たに構築した国際的なネットワークの数
<b>34303 海外自治体等と連携した誘客戦略の展開</b> (主担当：雇用経済部観光・国際局国際戦略課) 海外の自治体等と連携し、三重県の知名度を向上させ、三重県への誘客につなげるため、現地で商談会や観光展を開催します。	観光における海外自治体等との連携事業数(累計)	—	10件	海外の自治体等と連携し、観光客誘致に取り組んだ事業数

# 道路網・港湾整備の推進



中部圏と近畿圏を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、県民の皆さんの生活や地域の経済活動を支える道路網や港湾の整備が進み、人と人、地域と地域が力強く結ばれ、県内外、海外との交流・連携を広げています。

## 現状と課題

- 三重県の道路整備は道半ばにあり、北・中部地域では東名阪自動車道などで交通渋滞が発生し、南部地域では集中豪雨等により交通が遮断するなど、県民生活に大きな支障を来しており、これらを解消するために、県内道路の早期の整備が求められています。
- 大規模地震や集中豪雨等による地域の孤立を防ぐとともに、東日本大震災を受け、ひとたび被害が発生した場合の救助・救援活動や生活の復興支援の基盤となる「命の道」として、緊急輸送道路(道路改築、橋梁耐震化)の整備等を迅速かつ重点的に進めることが求められています。
- 今後、施設の高齢化や整備に伴い増加する道路・港湾施設にかかる維持管理コストの増大が予想される中、利用者の安全性、利便性を確保するため、老朽化した施設の改良、更新や道路舗装等の計画的な維持管理、施設の耐震性の向上が求められています。
- 四日市港は、名古屋港と連携しながら背後圏産業を物流面から支え、コンテナのみならず、バルク貨物<sup>注1</sup>を含めた総合港湾としての役割を果たしていくことが求められています。

## 変革の視点

県管理道路の整備について、バイパスや二車線整備などの抜本的な改良だけでなく、地域の実情に即し、早期に事業効果の発現できる局部的な改良など、柔軟な対応を織り交ぜながら、地域との連携のもと効果的・効率的な整備を推進します。

## 取組方向

- 式年遷宮を契機とした県内外との交流連携を促進するとともに、防災・医療・産業・観光面等の広域的な交流や効率的な物流による県内外との連携を深めるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路等の高規格幹線道路、北勢バイパス、中勢バイパス等の直轄国道および県管理道路と一体となった道路ネットワークの形成を推進します。
- 大規模地震等において、地域の孤立を防ぎ、円滑な救助・救援および復興活動ができるよう緊急輸送道路ネットワークの形成を推進するとともに、国道1号伊勢大橋等の老朽橋架替や耐震補強対策を進めます。また、港湾の既存施設の耐震強化など防災機能の向上に向けた取組を推進します。
- 交通事故対策や交通弱者への対応など、利用者が安全・安心に利用できるよう施設機能の向上を図るとともに、維持管理計画に基づいた点検・調査により、予防保全的な道路・港湾施設の修繕、更新等を実施し、維持管理コストの縮減や平準化を図りながら施設を良好な状態に保ちます。また、地域住民の参画と協働による道路の清掃や除草等の維持管理の取組を推進します。
- 四日市港については、背後圏産業の国際競争力維持・強化を物流面から支えるため、港湾施設や臨港道路霞4号幹線の整備を促進します。

## 平成27年度末での到達目標

道半ばにある道路網・港湾の現状に対し、県内外との交流・連携に資する道路整備や、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の皆さんの多様なニーズに的確に対応する道路・港湾の整備が進み、道路・港湾が担うべき機能を強化・充実することにより、利用者の安全性と利便性が向上しています。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
 <b>県民指標</b> 県民生活の利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	—	94.9km	県内の高規格幹線道路や直轄国道、県管理道路の新規に供用した延長

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

	目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
<b>35101</b> <b>道路ネットワークの形成</b> (主担当：県土整備部道路企画課) 県民生活や地域の経済活動等を支え、防災機能を備えた安全な交通を確保するため、高規格幹線道路、直轄国道および県管理道路と一体となった道路網の整備、緊急輸送道路ネットワークの形成を推進します。	県内の幹線道路の新規供用延長	—	59.9km	県内の高規格幹線道路や直轄国道の新規に供用した延長
<b>35102</b> <b>適切な道路の維持管理</b> (主担当：県土整備部道路管理課) 道路が、快適・安全安心に利用できるよう、施設の機能を適切に維持管理し、路面の舗装等、予防保全的な修繕、更新等を進めます。	舗装の維持管理指数	5.2 (22年度)	5.0以上	主要県管理道路において、舗装面調査により得られた、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性から算出する管理指標の平均値(10点満点で評価され、5.0以上が、安全性・快適性が確保される望ましい値)
<b>35103</b> <b>四日市港の機能充実</b> (主担当：雇用経済部三重県営業本部担当課) 四日市港において、背後圏産業の国際競争力維持・強化を物流面から支えるための港湾施設や臨港道路の整備および住民の安全・安心に向けた取組を促進します。	四日市港における外貿コンテナ貨物の取扱量	17万TEU <small>注2</small>	26万TEU	四日市港において1年間(1月から12月)に取り扱った外貿コンテナ貨物の量
<b>35104</b> <b>県管理港湾の機能充実</b> (主担当：県土整備部港湾・海岸課) 県管理港湾が、効率的・安全に利用できるよう、施設の改良、予防保全的な港湾施設の修繕、更新等を進めます。	県管理港湾の入港船舶総トン数	1,503万トン (22年度)	1,503万トン (26年度)	県管理港湾に入港する船舶(5トン以上)の総トン数

注1 バルク貨物：穀物、鉱石、油類、木材などのように、梱包されていない貨物。撒積(ばらづみ)貨物ともいわれる。

注2 TEU(Twenty feet Equivalent Unit)：コンテナ船の積載能力を示す単位で、1TEUは20フィートコンテナ1個分を示す。

# 公共交通網の整備



バスや鉄道などの生活交通について、県民の皆さんと共に、路線の維持・確保に取り組み、利便性の向上等を図ることにより、県民の皆さんが円滑に移動できています。また、空路やリニア中央新幹線などによる広域的な高速交通網の整備が進んでいます。

## 現状と課題

- 地域の公共交通は通勤や通学、通院、買い物といった日常生活に不可欠なものであり、暮らしの基礎となっています。しかしながら、近年のモータリゼーションの進展等により利用者が大きく減少するなど、公共交通を取り巻く環境は厳しくなっており、自ら移動手段を持たない高齢者の方などの移動が制限されるなど、交通不便地が拡大しつつあります。
- 危機に瀕したバスや鉄道などの確保・維持・改善のため、国の動きにも的確に対応し、地域の公共交通を確保していく必要があります。
- 県内外と交流・連携し地域づくりや産業振興等を進めていくためには、県民の皆さんが広域的に移動できる基盤が重要です。このため、地域間を高速で結ぶ交通網を整備促進し、さらに充実させていく必要があります。



地域の公共交通とりわけバスについて、国、県、市町や事業者等だけではなく、県民の皆さんの参画のもと、それぞれの果たすべき役割を明確にし、維持・確保に取り組んでいきます。

## 取組方向

- 県内のバスや鉄道など地域における公共交通について、国の動向に的確に対応しながら、利便性や安全性の向上を図り、確保していきます。なお、バスについては、県民の皆さんをはじめ市町や事業者などが参画する協議会において支援を検討し、適切に役割分担を行い、取り組んでいきます。
- 関西本線や紀勢本線など広域的な鉄道路線の利便性の向上のため、関係府県や市町、地元団体等と連携し、鉄道事業者等に働きかけるとともに、利用促進を図っていきます。
- 県民の皆さんが高速で広域に移動できるよう、関係府県や市町、経済団体と連携し、中部国際空港および関西国際空港の利用促進や国際拠点空港としての機能充実、中部国際空港への海上アクセスの利用促進、リニア中央新幹線の早期全線整備や県内駅設置、鳥羽伊良湖航路の維持等に向けた取組を進めます。

## 平成27年度末での到達目標

県民の皆さんの円滑な移動のため、国や市町、事業者など関係機関との適切な役割分担のもと、県内のバスや鉄道などの地域における公共交通が確保されるとともに、中部国際空港および関西国際空港の機能充実やリニア中央新幹線の開通に向けた整備や取組が進んでいます。



超電導リニア

©Central Japan Railway Company, All Rights reserved



### 目標項目

県内の公共交通機関の利便性に関する満足度

### 現状値

40.0%

### 目標値

44.0%

### 目標項目の説明

e-モニターを活用した「公共交通等の利用について」の調査で、県内の公共交通機関の利便性について、「満足している」「やや満足している」と感じている県民の割合

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 35201 生活交通の確保

(主担当：地域連携部交通政策課)

安全で利便性の高い、バスや鉄道などの地域における公共交通を確保し、県民の皆さんが円滑に移動できるよう、交通事業者等への支援を行います。

### 県の活動指標

#### 目標項目

#### 現状値

#### 目標値

#### 目標項目の説明

地域間幹線系統<sup>注1</sup>数

37 系統

43 系統

国の「地域公共交通確保維持改善事業」の地域間幹線系統として認定され、国と協調して県の協議会が支援したバスの系統数

#### 35202 広域・高速交通ネットワークの形成

(主担当：地域連携部交通政策課)

空路などによる広域の高速交通網がさらに充実するよう関係機関に働きかけるとともに、利用者の増加に向け利用促進策に取り組みます。

中部国際空港および関西国際空港の就航便数

1,691 便

1,784 便

中部国際空港および関西国際空港の国内線および国際線の週あたりの就航(旅客)便数

注1 地域間幹線系統：国の「地域公共交通確保維持改善事業」に基づく都道府県の協議会で認定された複数市町村(平成13(2001)年3月31日当時の市町村)をまたぐ幹線バスの系統。

# 快適な住まいまちづくり



人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造(コンパクトなまちづくり)の構築が進むとともに、都市基盤の整備やゆとりある住まいづくりが行われるなど、県民の皆さんと共に、住まいやまちづくりのことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが自由に活動し、快適に暮らしています。

## 現状と課題

- 人口減少・超高齢社会の中、持続可能性の高い都市構造の実現が求められています。また、安全で快適な都市生活、災害に強い都市構造をめざし、引き続き街路事業等による都市基盤の整備が求められています。
- ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインに対する事業者・設計者等の理解、協力を得ながら商業施設や公共施設などを整備することが求められています。
- 安全安心で豊かな住生活を支える居住環境の構築やそれが享受できる環境の整備、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等への支援が求められています。
- 建築基準法や都市計画法に基づく許認可や違反对策の徹底により、快適な住環境、安全安心な建築物の確保を図ることが求められています。
- 個性豊かで魅力ある景観まちづくりを推進するため、地域住民と行政の協働による修景整備や、良好な景観の形成に向けて、市町の景観づくりへの積極的な取組、景観づくりの全体的な展開などが求められています。

## 変革の視点

これまで進めてきた快適なまちづくりに加えて、人口減少・超高齢社会に対応したコンパクトなまちづくりに向けた取組を進めます。また、東日本大震災による教訓をふまえ、地域の実情に即した災害に強い都市環境・まちづくりに向けた取組を支援します。

## 取組方向

- 集約型都市構造の形成に向け、市町や関係機関と十分調整を行いながら、都市計画区域の見直し等の取組を行います。また、都市交通の円滑化、都市防災、都市環境の保全等の機能を高めるため、鉄道と道路との立体交差化を行う事業に重点的に取り組むほか、街路の整備や電線類の地中化を進めます。
- 市町や関係機関等との連携・協力のもと、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を推進するなど、安全で自由に移動できる誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組みます。
- 高齢者への配慮や将来世代にわたって住み続けることができる良質な住宅・居住環境の構築を推進するとともに、適切な情報提供により住宅市場の環境整備に努めます。また、既存県営住宅の機能改善や長寿命化を図り適切な維持管理を行うとともに、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等への支援として、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう努めます。
- 新築建築物等の完了検査の徹底など建築基準法の遵守を促し、適法な建築物の確保に努めるとともに、特殊建築物の定期報告における適正な維持保全への指導・助言を行うことにより、既存建築物の安全性確保に努めます。
- 県民の皆さんの創意工夫やニーズを反映した協働による景観まちづくりの取組を進めます。また、良好な景観づくりを進めるため、三重県景観計画に基づき、建築物の規制誘導や地域が主体となる景観づくりに向けた支援などを行うとともに、屋外広告物の適正な設置を市町と連携して進めます。

## 平成27年度末での到達目標

これまで進めてきた安全・快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成やユニバーサルデザインに配慮した施設整備、安全安心で豊かな住環境の整備の取組に加え、都市計画区域の見直しなど集約型都市構造の形成につながる土地利用促進の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、快適な住まいまちづくりが進んでいます。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
コンパクトなまちづくりが進められている都市計画区域の数	—	9区域	集約型都市構造(コンパクトなまちづくり)の形成につながる土地利用を促進する取組(都市計画制度による土地利用の規制や誘導等)が行われている都市計画区域の数

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

#### 35301

#### 快適なまちづくりの推進

(主担当：県土整備部都市政策課)

安全で緑豊かな都市で、円滑に経済活動等を行い、安全・快適に暮らしていることをめざし、都市計画道路などの都市基盤の計画的な整備を図ります。

鉄道と道路との立体交差化を行う事業の進捗率

56.1%  
(22年度)

100%

鉄道と道路との立体交差化(高架化、アンダーパス)を行う事業の進捗率

#### 35302

#### ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

(主担当：健康福祉部健康福祉総務課)

誰もが安全・快適に利用できる商業施設や公共施設となるよう、駅舎のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を推進します。

商業施設等でバリアフリー化された施設数(累計)

2,002 施設  
(22年度)

2,845 施設

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく認定施設数および「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく適合証交付施設数

#### 35303

#### 快適な住まいづくりの推進

(主担当：県土整備部住宅課)

安全で安心して住み続けることができる住環境で、快適さを実感し暮らしていることをめざし、良質な住まいの確保や住宅市場の整備を進めます。

新築住宅における認定長期優良住宅の割合

24.9%  
(22年度)

28.0%

住宅着工統計における新築住宅着工件数に占める「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定件数の割合

# 施策 353

## 主な取組内容 (基本事業)

### 35304

#### 適法な建築物の確保

(主担当：県土整備部建築開発課)

建築物が、常に安全な状態になっていることをめざし、適法な建築物の確保に取り組みます。

### 35305

#### 参画と協働による景観まちづくりの推進

(主担当：県土整備部景観まちづくり課)

地域の個性を生かした景観まちづくりを進めるため、住民との協働による修景整備や景観に配慮した建築物への誘導、景観行政団体に向けた市町支援、県民への普及啓発、違反屋外広告物の是正に取り組みます。

## 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
特殊建築物等の維持保全適合率	52.3% (22年度)	59.5%	定期報告が必要な特殊建築物数に対する維持保全が適正に行われている建築物数の割合
市町、県が制定した景観に関する条例等の件数(累計)	29件 (22年度)	34件	景観まちづくりを実践していくための指針となる景観条例や景観計画等の件数

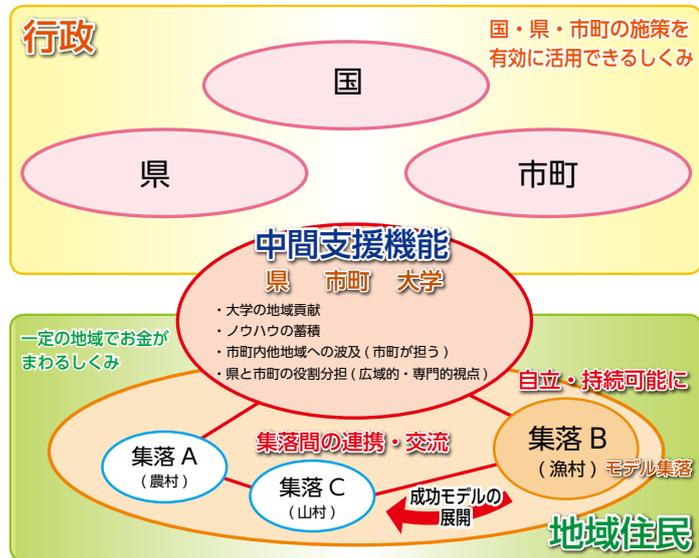
シリーズ・コラム 10 最終回

## 若手職員が提案する「県南部地域の活性化策」

人口減少、高齢化、過疎化が進む県南部地域について、地域の状況を把握し、活性化の方策等を検討するため、県と市町職員の合同ワーキング・グループを設置し、「県南部地域の活性化策」を検討しました。

先進的な取組を進める他県の調査や、県南部地域の活性化に取り組んでいる住民の皆さんとお話する機会を持ちながら議論を重ねた結果、南部地域の活性化には「集落維持に県と市町、大学などが協働して取り組むとともに、取組を支援する中間支援組織の構築が必要である」と提案しました。

## WGの提案 ～仕組みのめざす姿～



最後に

全10回にわたり、「みえ県民カビジョン」策定にあたって実施した様々な取組をご紹介させていただきました。皆さんと共に創りあげた「みえ県民カビジョン」を全力で推進してまいります。

# 水資源の確保と土地の



水や土地は、限られた貴重な資源であり、県民の皆さんの生活や経済活動にとって不可欠な基盤です。安全で安心な水資源がいつでも安定して使用できる基盤整備が進むとともに、市町、関係機関等と連携した供給体制が確保され、水が大切に使用される社会が構築されています。

また、計画的かつ適正な土地利用が図られ、自然環境と調和のとれた豊かな県土が次世代に引き継がれています。

## 現状と課題

- 近年の異常気象の頻発や降水量の減少などに伴い、水源の供給能力への影響が懸念されており、安定的な水資源を確保するとともに、広域的、多面的な視点での水の有効利用に取り組む必要があります。
- 東日本大震災や紀伊半島大水害を経て、ライフラインの確保はもとより、行政区域を越えた広域連携の重要性が明らかになったため、地震・風水害等に対する防災力の強化や被災地での応急給水など、広域的、専門的な観点から市町の取組への支援が求められています。
- 飲料水については、「安全・安心・安定」供給が求められており、水道未普及地区の解消や水道事業の経営安定化への取組が必要です。
- 県が供給する水道用水、工業用水の施設については、更新時期を迎えるなど事業の経営環境は厳しさを増す中、老朽劣化対策や耐震化に取り組み、安定供給に資する基盤の強化が必要です。
- これまでも市町等と連携し、地籍調査を推進してきたところですが、三重県は全国平均と比較し、進捗の大きな遅れが指摘されています。
- 大規模災害から迅速に復旧・復興を図るために、土地の境界が復元可能となる地籍の整備が重要な課題となっています。

## 変革の視点

県民の皆さんの生活と経済活動を守るため、災害に強い基盤の整備を図るとともに、近年、頻発傾向の渇水に対し、市町や関係機関と連携して総合的な調整を図ります。また、東日本大震災・紀伊半島大水害による被災地の迅速な復旧に地籍調査の重要性が再認識されたことから、事業を一層進めるため、県庁部局横断的な取組や、国や市町等との連携を進めます。

## 取組方向

- 川上ダムおよび木曾川水系連絡導水路については、関係機関と連携を図りながら早期完成に向けて国等へ働きかけます。
- 未利用水源については、有効利用に向け関係機関と連携して取り組んでいきます。また、工業用水については、産業政策と連携した施設整備に取り組みます。
- 災害発生時における近隣府縣市との応急給水などの応援体制の連携を進めるとともに、県内においては、広域的、専門的な観点から総合的な調整を図ることで市町の取組を支援します。
- 県民の皆さんが満足できる飲料水を安定的に供給するために、水道事業の広域化および簡易水道事業の統合を促進します。
- 県が供給する水道用水、工業用水の安定供給に向け、老朽劣化対策および耐震化を進めます。また、技術力向上に向けた人材育成に取り組み、安定供給のための基盤を確保します。
- 長期的展望に立った総合的かつ計画的な土地利用を図るため、「三重県国土利用計画(第四次)」等の土地利用関連諸施策が適正に進められるよう管理・運営、調整を行います。また、国土利用計画法に基づく土地取引の監視、届出・勧告制度などの適切な運用を図ります。
- 地籍調査の進捗率向上のため、県庁内関係部局で構成する「三重県地籍調査推進会議」による横断的な取組を進めます。また、実施市町等数の増加を図るとともに、地籍調査の先行調査となる都市部・山林部における国直轄調査の活用や、実施主体が地籍調査着手前に行う計画・調査業務に対し、支援を行います。

# 計画的な利用

## 平成27年度末での到達目標

近年の気候変動により安定的な水供給への影響が懸念されていることから、これまでの水の安定供給への取組に加え、地元自治体などと連携して必要な水資源開発を進める一方で、渇水や地震の非常時に影響を最小限に抑える基盤整備や、県・市町・県民の皆さんそれぞれが主体となった水資源の有効利用に向けた取組が進んでいます。

また、土地の基礎情報を把握する地籍調査を着実に進めることによって、個々の土地情報が整備され、県土全般の計画的な土地利用が進んでいます。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
地籍調査の実施面積(累計)	438km <sup>2</sup> (22年度)	534km <sup>2</sup>	国有林および公有水面を除いた県土を対象として、市町等が地籍調査した面積

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

#### 35401

#### 水資源の確保と有効利用

(主担当：地域連携部水資源・地域プロジェクト課)  
必要な水資源を確保するとともに、確保した水資源を有効に利用するため、関係機関と連携した取組を進めます。

飲料水の供給に対する満足度

86.2%

90.0%

e-モニターを活用した調査で、日常生活に欠かせない飲料水が安心して飲め、安定的に供給されていることに対して、「満足」「どちらかと言えば満足」と回答した県民の割合

#### 35402

#### 水の安全・安定供給

(主担当：企業庁水道事業課)

県が供給する水道用水、工業用水の施設について、老朽劣化対策や耐震化を進めることで、安全・安定供給を確保します。また、近隣府縣市および県内市町との災害発生時における応援体制の連携を進めます。

浄水場等における主要施設の耐震化率

90.2%  
(22年度)

97.9%

企業庁が管理する浄水場等のうち計画的に耐震化された主要施設の割合

#### 35403

#### 土地の基礎調査の推進

(主担当：地域連携部水資源・地域プロジェクト課)  
土地の基礎情報を把握する地籍調査を着実に進め、整備された土地情報をもとに、県土全般の計画的な利用の促進を図ります。

地籍調査の実施市町数

21市町  
(22年度)

29市町

土地の基礎情報である地籍調査の実施市町数





## 第2編

# 選択・集中 プログラム

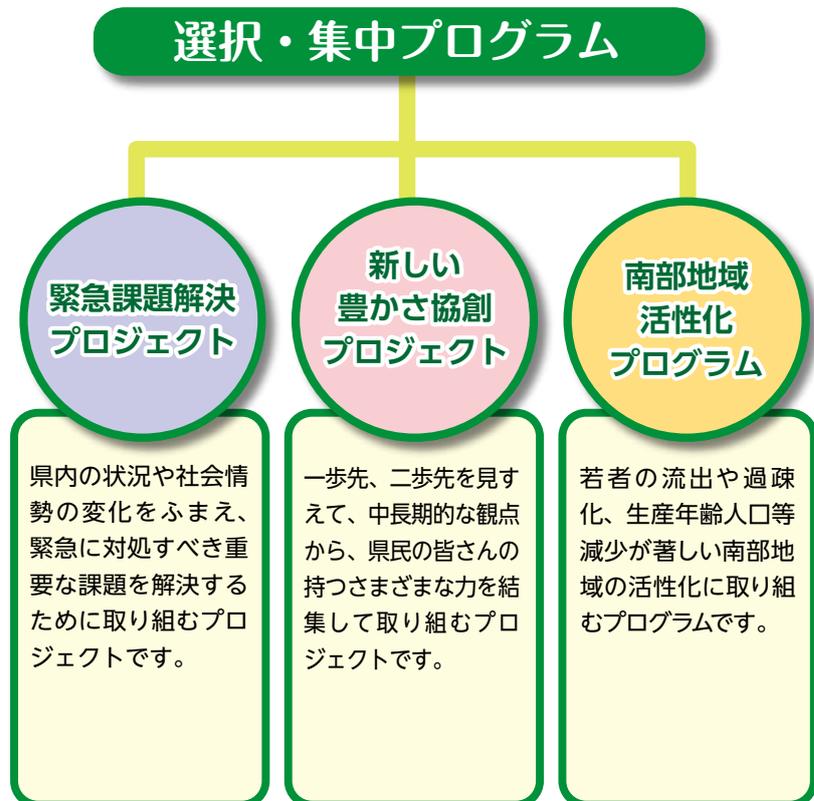
## 第2編

# 選択・集中プログラム

「**選択・集中プログラム**」は、厳しい財政状況のもとで、「みえ県民力ビジョン」を推進していくにあたり、特に注力すべき政策課題として取り上げ、「行動計画」の計画期間中(4年間)に行政経営資源を効率的かつ効果的に投入し、課題の解決や「協創」の取組を進めるものです。

「**選択・集中プログラム**」には、「**緊急課題解決プロジェクト**」と「**新しい豊かさ協創プロジェクト**」の2種類を設けるほか、「**南部地域活性化プログラム**」に取り組みます。

「**選択・集中プログラム**」には、各プロジェクト等に、その成果や取り組んだことの効果をあらわす指標を設け、実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標としています。また、進行管理を的確に行い、県民の皆さんに各プロジェクト等の進捗状況をお示しすることができるよう、実践取組ごとに年次目標を設定しています。



# 緊急課題解決プロジェクト

県政には継続して取り組むものも含め、県内の状況や社会情勢の変化をふまえ、緊急に対処すべき重要な課題があります。10本の「緊急課題解決プロジェクト」は、これらの課題を解決するため、この4年間に重点的に取り組むものです。

「緊急課題解決プロジェクト」は、主担当部局長が進行管理を行います。主担当部局長は、数値目標をはじめプロジェクトの目標の達成状況等をふまえ、毎年度取組の評価を行います。

評価結果については、知事と主担当部局長による協議の場において検証したうえで、毎年度「成果レポート」として取りまとめ、プロジェクトの成果と改善方向を公表します。

## 緊急課題解決プロジェクト一覧

- 1 命を守る緊急減災プロジェクト
- 2 命と地域を支える道づくりプロジェクト
- 3 命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト
- 4 働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト
- 5 家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト
- 6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト
- 7 三重の食を拓く「みえフードイノベーション」  
～もうかる農林水産業の展開プロジェクト
- 8 日本をリードする「メイド・イン・三重」  
～ものづくり推進プロジェクト
- 9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト
- 10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト





# 命を守る 緊急減災プロジェクト

## 解決すべき課題

- 甚大な被害をもたらした東日本大震災や紀伊半島大水害は、自然災害の厳しさや、生きるために備え、逃げることの重要性を改めて知らしめました。私たちは、これらの災害から得た貴重な教訓を今後の防災・減災対策に迅速かつ的確に生かしていく必要があります。
- 近い将来の発生が危惧されている東海・東南海・南海地震や近年多発している異常気象に伴う風水害などの大規模自然災害に備えるには、災害は必ず起こることを前提に、さまざまな主体が「自助」「共助」「公助」による減災に向けた取組を緊急に進めるとともに、関係機関による防災・減災体制の構築、早期に効果を発現できる基盤施設の整備などに取り組み、総合的な災害対応力を強化していく必要があります。



## 県民の皆さんに成果をお届けします (プロジェクトの目標)



- 県民の皆さんの命を守ることを最優先として緊急かつ集中的に取り組むべき対策を定めた「三重県緊急地震対策行動計画」や新たに策定する「三重県新地震対策行動計画(仮称)」、災害に強い地域づくりをめざす「三重風水害等対策アクションプログラム」等の計画に基づく取組を確実に進めていきます。また、市町をはじめとした関係機関との連携を充実させ、「備えるとともに、まず逃げる」ための対策や防災教育の推進、地域防災の核となる人材の育成、自然災害に備える基盤施設の整備等に重点的に取り組むなど、県全体の災害対応力を高めていきます。

## プロジェクトの数値目標



### [目標項目の説明]

・ 県関係部局が減災に向けて緊急に取り組む行動項目(アクション)の進捗率の平均値

実践  
取組

1

市町等の取組と連携し、災害から「逃げる」ための環境整備や避難体制の整備、円滑な避難を促進するための啓発活動を推進します。

「逃げる」ための課題

を解決するために

1 緊急避難体制の整備

- ① 市町等が地域の特性に応じて実施する減災に向けた環境整備に関する取組を、緊急かつ集中的に支援します。
- ② 避難体制の緊急整備を目的として、避難困難地域等における避難計画の策定や避難訓練の実施を促進するとともに、避難所運営マニュアル策定指針の改訂を行います。

2 地域防災力向上に向けた広報活動の展開

- ① 東日本大震災の教訓をふまえ、「備えるとともに、まず逃げる」ことの重要性の認識や家庭・地域における自主的な防災活動の活性化をめざした啓発活動を展開します。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
緊急に減災対策を実施する市町の数	29 市町	29 市町	29 市町	29 市町	29 市町
防災講演会、研修会等への参加促進	8,000 人	8,500 人	9,000 人	9,500 人	10,000 人

実践  
取組

2

木造住宅や公共施設等の耐震化をより一層推進し、地震による建物の被害の軽減を図ります。

「地震による建物被害軽減に向けた課題」

を解決するために

1 木造住宅耐震化の推進

- ① 住宅の耐震化率を向上させ、住民や住まい、さらには、まちの安全性の向上を図ります。

2 公共施設等の耐震化の推進

- ① 県立学校や私立学校、災害拠点病院等の医療施設、社会福祉施設の耐震化を進めます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
耐震基準を満たした住宅の割合	80.9% (22 年度)	84.5%	86.4%	88.2%	90.0%
県立学校の耐震化率	98.2%	99.0%	100%	100%	100%
私立学校の耐震化率	86.4% (22 年度)	88.4%	91.6%	92.4%	92.4%
災害拠点病院等の耐震化率	54.3% (22 年度)	71.4%	77.1%	80.0%	82.9%

県の災害対応力を強化するため、東日本大震災で明らかとなった課題や最新の知見等をふまえて、防災・減災に向けた取組の基本となる計画の策定や大規模災害に備えた体制の整備を行います。

### 1 新たな防災対策の計画的な推進

- ① 地震被害想定調査を実施し、この結果をもとに「三重県地域防災計画」を見直すとともに、「三重県新地震対策行動計画(仮称)」の策定を行います。

### 2 大規模災害に対応する広域的な支援・受援体制の整備

- ① 県内外の広域連携を促進し、効率的な応急・復旧対策活動の実施をめざすとともに、広域的な支援・受援を円滑に進めるための体制整備について検討を進めます。

### 3 災害対応力強化に向けた体制の整備

- ① 大規模地震発生時等の医療提供体制を確保するため、DMA T<sup>※1</sup>の育成支援、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院の取組支援や、災害医療を支える人材育成などの取組を進めます。
- ② 緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備等を推進するとともに、大規模地震・津波が発生した際に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において、道路啓開<sup>※2</sup>を迅速に展開できる態勢の整備を進めます。
- ③ 地域住民の安全・安心のよりどころとして重要な防災拠点として、交番・駐在所の機能強化を進めます。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
新たな防災対策の計画的な推進		策定・見直し		新たな取組の計画的な実施	



地域をあげての津波避難訓練



小学校での防災マップづくり

実践  
取組 4

## 「自らの命を自ら守るための課題」

を解決するために

災害時の適切な避難行動の実現や防災・減災に向けた活動の活性化を図るため、防災教育を推進するとともに、地域における取組の核となる人材を育成し、防災意識の高い地域づくりを支援します。

## 1 学校における防災教育・防災対策の推進

- ① 東日本大震災における学校の被災状況をふまえ、学校の防災教育・防災対策の根本的な見直しを行い、児童生徒の安全を確保し、被害を軽減するために必要な緊急対策を進めます。

## 2 地域防災力向上のための人材育成

- ① 災害に対する正しい知識と高い意識を持つ地域のリーダーの育成や、次代を担う防災人材の育成に取り組みます。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	—	50.0%	100%	100%	100%
防災に関連した人材の育成(累計)	0人	80人	160人	240人	320人

実践  
取組 5

## 「自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題」

を解決するために

激化する異常気象や迫りくる地震・津波に備え、特に緊急性が高く、早期に効果を発現できる施設の整備や住民の避難体制を確保するための情報提供の推進などに取り組みます。

## 1 基盤施設等の緊急整備

- ① 大規模地震・津波の発生に備え、河川施設や海岸保全施設などの機能を確保するための対策に緊急に取り組むとともに、防潮扉や水門などを安全かつ確実に閉鎖するために、動力化や遠隔操作化等を進めます。
- ② 激化する異常気象等に備え、治水上支障となっている区間の河川整備や堆積した土砂の撤去、災害時要援護者関連施設に対する砂防施設の整備などに取り組みます。また、災害時に現地情報を把握できる情報基盤を整備するとともに、住民避難に資する水防情報の提供を進めます。
- ③ 津波被害が想定される地域において緊急総点検の結果に基づく既設避難路の再整備、避難地・避難路を保全するための急傾斜・治山施設や農村地域における避難路として重要となる農道の整備を進めます。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
脆弱化した海岸堤防の補強対策箇所(累計)	—	40か所	80か所	140か所	200か所
農地・漁港海岸保全施設等の整備延長(累計)	1,680 m	2,243 m	2,964 m	3,784 m	4,134 m

注)1 DMAT(ディーマツ):災害急性期(おおむね発災後48時間以内)に活動できる機動性を持つ、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。

注)2 道路啓開:緊急車両等が通れるように、がれきなどを処理し、段差を修正するなど、救援ルートとして最優先で確保すること。

# 命と地域を支える 道づくりプロジェクト

## 解決すべき課題

- 広域に被害を及ぼす台風や集中豪雨、さらに東海・東南海・南海地震による津波被害など自然災害の脅威は、今後一層深刻化することが予想されており、これらの災害から地域の安全・安心を支える幹線道路等の整備、ミッシングリンク(高速道路が繋がっていない状態)の解消が求められています。
- 産業が集積する地域における幹線道路などで交通渋滞が頻発していることや、平成 25(2013)年には式年遷宮を迎えるなど今後さらに多くの来訪者が予想されることから、産業・観光など地域を支える幹線道路等の整備が求められています。



## 県民の皆さんに成果をお届けします (プロジェクトの目標)



- 社会基盤である幹線道路等の整備を進めることにより、大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対して地域の安全・安心を支えるとともに、北・中部地域の産業、南部地域の観光など地域の今ある力を生かした新しい三重づくりが進んでいます。

## プロジェクトの数値目標



### [目標項目の説明]

・ 県内の高規格幹線道路や主要な直轄国道、地域高規格道路、アクセス道路の供用延長

実践  
取組 **1**

「命を支える道づくりに向けた課題」

を解決するために

県民の皆さんの命と暮らしを守るため、緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う「新たな命の道」としての幹線道路およびこれらにアクセスする道路の整備を進めるとともに、ミッシングリンクとなっている未事業化区間の早期事業化に努めます。

**1 命を支える道づくりの推進**

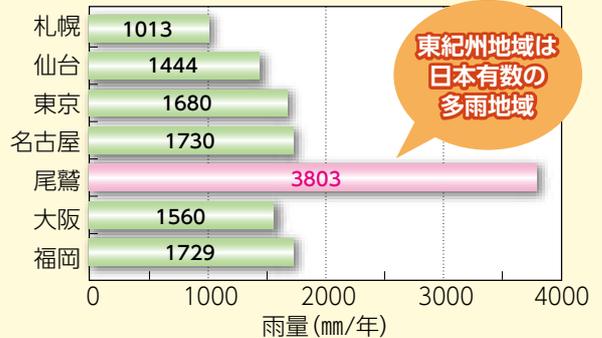
- ① 緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う「新たな命の道」として紀勢自動車道、熊野尾鷲道路や紀宝バイパスなどの幹線道路について、事業主体と連携・協力し整備を促進するとともに、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路にアクセスする県管理道路について、関係機関と連携し整備を推進します。
- ② ミッシングリンクとなっている南部地域の未事業化区間について、地域の理解・協力のもと、関係機関と連携・協力を図り早期事業化に向けた取組を進めます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
命を支える道の 供用延長	36.6km (22年度)	55.5km	86.8km	88.6km	88.6km

命を支える道イメージ



各地の年間降水量(平成22年)



[出典：道路整備方針(平成23年6月三重県)]

過去の津波高さ(尾鷲)

津波名	時期	津波高さ
宝永東海津波	1707年10月28日	8~10m
安政東海津波	1854年12月23日	6~8m
東南海津波	1944年12月7日	5~8m

[出典：「日本被害津波総覧」渡辺偉夫著 東京大学出版会、「津波調査報告書」(平成7年10月三重県)をもとに作成]



台風により路面陥没した国道42号

集積する産業や魅力ある観光など、地域の今ある力を生かした三重づくりを支える基盤として、産業・観光活動に伴い増加する交通需要に対応し、交通渋滞の解消に資する幹線道路およびこれらにアクセスする道路の整備を進めます。

「地域を支える道づくりに向けた課題」

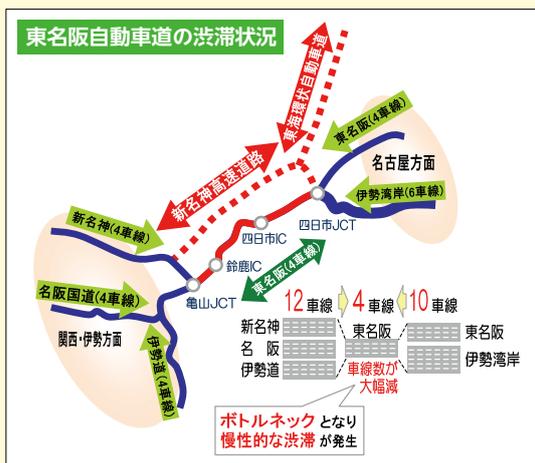
を解決するために

### 1 地域を支える道づくりの推進

- ① 交通需要の対応と交通渋滞の解消に向けて整備を進めている新名神高速道路、東海環状自動車道や北勢バイパス、中勢バイパスについて、事業主体と連携・協力し促進を図るとともに、これらと合わせ幹線道路網を形成する四日市湯の山道路、第二伊勢道路、磯部バイパスや東名阪自動車道へアクセスする県管理道路の整備を推進します。
- ② 新名神高速道路亀山西ジャンクションにおいて先送りとなっているフルジャンクション化(名古屋-伊勢方面を双方向に通行できる連絡道路を付加する計画)の実現や桑名東部拡幅(伊勢大橋)の工事着手、北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化、新たな道路網の構築に向けた取組について、地域の理解・協力のもと、関係機関と連携・協力を図り推進します。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
地域を支える道の供用延長	26.5km (22年度)	31.3km	42.9km	53.1km	59.2km

地域を支える道イメージ



渋滞量 (km・時間) (平成 23 年)

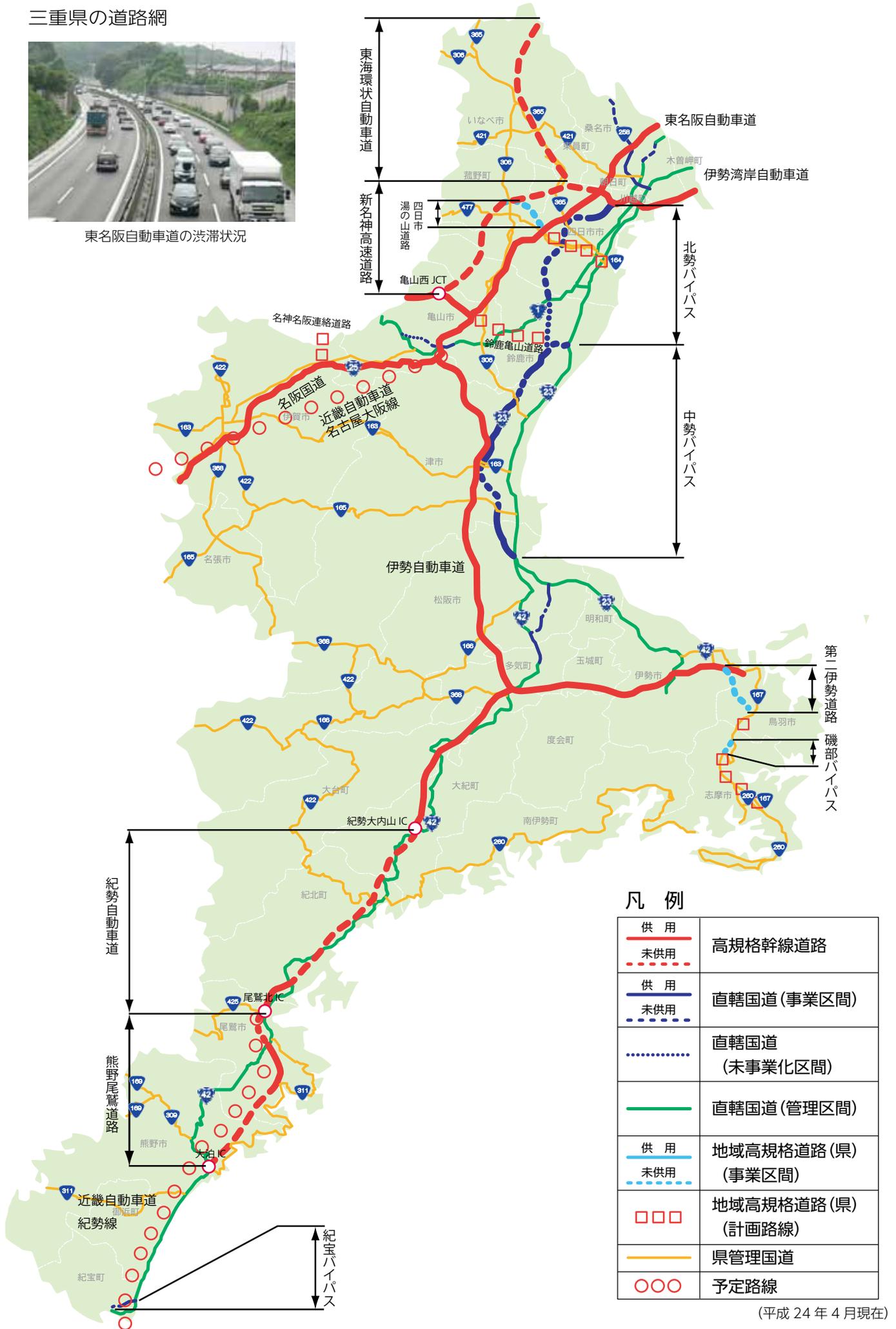


【東名】岡崎地区については、東名暫定3車線運用後はほとんど渋滞がない状況 (県土整備部調べ)

# 三重県の道路網



東名阪自動車道の渋滞状況



### 凡例

	供用	高規格幹線道路
	未供用	
	供用	直轄国道(事業区間)
	未供用	
		直轄国道 (未事業化区間)
		直轄国道(管理区間)
	供用	地域高規格道路(県) (事業区間)
	未供用	
		地域高規格道路(県) (計画路線)
		県管理国道
		予定路線

(平成 24 年 4 月現在)

# 命と健康を守る 医療体制の確保プロジェクト

## 解決すべき課題

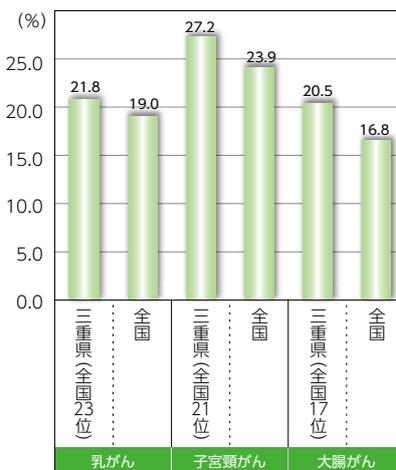
- 県内の医師数は、全国平均を大きく下回り、地域間、診療科目間および病院・診療所間の偏在が拡大しています。また、減少傾向にある若い世代の医師の確保・定着促進が急務となっています。
- 看護職員についても、依然として不足しており、確保・離職防止対策の充実のほか、高度化・多様化する医療現場に的確に対応できる看護職員の養成が重要な課題となっています。
- 地域によっては救急医療をはじめとする医療提供体制の維持が困難となる状況が生じており、医療資源を有効に活用するための対策が必要です。
- 県民の死亡原因の第1位はがんであることから、総合的ながん対策を進める中で、特に全国と比較して低位で推移しているがん検診の受診率の向上に向けた取組を強化するとともに、肝臓がん発症の主な原因であるウイルス性肝炎の早期治療を推進する必要があります。

三重県内の医師・看護職員数 (単位：人)

	医師数 (平成22年10月1日現在)		看護職員数 (平成22年12月31日現在)	
	病院勤務医師		看護師	助産師
全国	152.6		744.6	23.2
三重県	118.6 (全国45位)		701.8 (全国38位)	16 (全国47位)

【いずれも人口10万人あたりの人数(病院勤務医師数は、常勤換算後の人数)  
出典：医師数 厚生労働省「平成22年医療施設(動態)調査・病院報告」  
出典：看護職員数 厚生労働省「平成22年衛生行政報告例」】

三重県のがん検診受診率



【出典：厚生労働省「平成22年度地域保健・健康増進事業報告」】



## 県民の皆さんに成果をお届けします (プロジェクトの目標)



- 医師の県内医療機関への定着と医師・看護師等の不足・偏在の解消に向けた取組が進んでいます。
- 県民一人ひとりの受診行動の見直しや、医療機関の機能分担・機能連携が進むとともに、救急医療体制の整備が進んでいます。
- がん検診受診率が向上し、早期発見が進むとともに、新たにウイルス性肝炎の治療を受ける人が増加し、がんによる死亡率が減少しています。

## プロジェクトの数値目標

<b>目標項目</b> 二次救急病院における 勤務医師数	<b>H23 (現状)</b> 1,305 人 (22 年度)	<b>H24</b> 1,322 人 (23 年度)	<b>H27</b> 1,373 人 (26 年度)
<b>目標項目</b> がん検診受診率(乳がん、 子宮頸がん、大腸がん)	<b>H23 (現状)</b> 乳がん 14.0% 子宮頸がん 19.0% 大腸がん 18.2% (21 年度)	<b>H24</b> 乳がん 22.4% 子宮頸がん 25.4% 大腸がん 24.8% (23 年度)	<b>H27</b> 乳がん 35.0% 子宮頸がん 35.0% 大腸がん 35.0% (26 年度)

### 【目標項目の説明】

- ・県内の二次救急病院(33 病院)における勤務医師数
- ・乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率

## プロジェクトの構成

### 実践 取組

# 1

医師や看護師等の不足・偏在に対応するため、若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みの構築などの対策に取り組めます。

### 1 医療従事者の確保

- ① 県内の医師不足状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりとその運用等を行う「三重県地域医療支援センター(仮称)」の運営や、女性医師の子育て・復帰支援、指導医の確保・育成等、若手医師のキャリア形成と医師の不足・偏在解消の取組を進めます。
- ② 不足する看護師、助産師などの確保に向けて、看護学生の県内就業率の向上、新人看護職員の離職防止、潜在看護職員の復帰支援などに取り組むとともに、医療現場のニーズをふまえた資質の高い看護職員の養成を支援します。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	167 人	180 人	192 人	205 人	217 人
県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	637 人 (22 年度)	644 人	651 人	658 人	665 人

「医師や看護師等の不足・偏在」を解消するために

医療資源を有効に活用するため、医療に関する情報を提供し、県民の皆さんの理解と協力を得ながら、受診行動の見直しや、医療機関の機能分担・機能連携を進めるとともに、救急医療体制の充実を図ります。

「地域の救急医療体制の課題」

を解決するために

1 適切な受診行動等の普及啓発

- ① 県民の皆さんの適切な受診行動を促進し、医療機関の機能分担・機能連携を進めるため、医療に関する情報提供や適切な受診行動等について普及啓発を進めます。
- ② 救急医療情報システム等を活用して、初期救急医療機関に関する診療情報を提供します。

2 救急医療体制の充実

- ① 周産期医療体制および小児救急医療体制の整備を図るとともに、二次救急医療体制を確保するため、二次救急医療機関等の施設・設備の整備や病院群輪番制病院における救急医の確保に対して支援等を行います。
- ② ドクターヘリの運航や救命救急センターの運営支援など三次救急医療体制の充実を図ります。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	460 機関 (22年度)	510 機関	535 機関	560 機関	585 機関

がんに対する不安・悩みを解消するため、予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じた総合的ながん対策を推進します。

「がんに対する不安・悩み」

を解消するために

1 がん予防・早期発見の推進

- ① がんの予防・早期発見のため、県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等と連携し、検診による死亡減少効果が高い乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんについて、重点的に検診受診率の向上を図るとともに、がん検診の精度の向上をめざします。また、ウイルス性肝炎の早期治療を推進します。

2 がん治療・予後対策の推進

- ① がんの治療と予後に関して、がん治療に携わる医療機関の施設、設備、緩和ケア人材等の充実や切れ目のない医療連携体制の充実を図るとともに、相談体制・情報提供の充実を図ります。また、地域がん登録を実施して、県内のがんの罹患状況等を把握し、科学的な根拠に基づくがん対策を推進します。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数	436 人 (22年度)	690 人	810 人	930 人	1,050 人

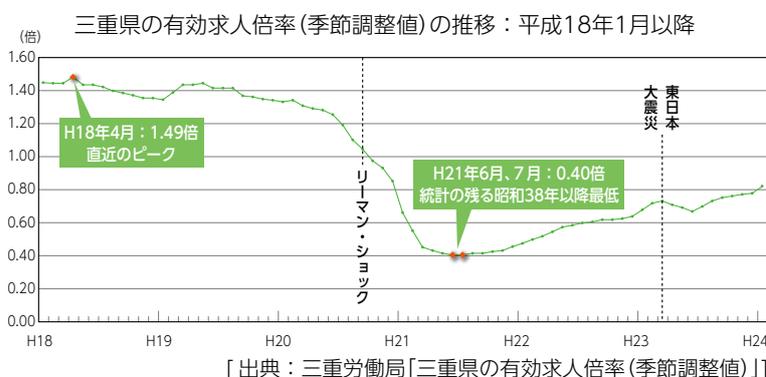


訪問診療

# 働く意欲が生かせる 雇用確保プロジェクト

## 解決すべき課題

- 東日本大震災等の影響により、依然として厳しい雇用情勢の中で、働きたい人に働く場が提供され、自らの力を最大限発揮できるよう、雇用確保の取組が求められています。
- 雇用の場の不足が続く厳しい状況を解決するためには、改めてその重要性が認識されている中小企業の成長や新たなビジネス創出、農林水産業の振興等を図っていくことにより、雇用の場を創出するとともに、中小企業や農林水産業への就労促進、新たなビジネスを担う人材育成などが必要となっています。
- 働く意欲はあるものの働く機会に恵まれない方に対し、求人ニーズをふまえた能力開発機会の提供や、求人数が求職者数を上回る福祉・介護職場への就労等を促進することにより、ミスマッチを解消し、厳しい雇用情勢を緩和させることが求められています。
- 新卒未就職者の増加など、厳しい状況にある若年者に対し、安定した就労に向けた支援が求められています。



県民の皆さんに成果をお届けします(プロジェクトの目標)



- 中小企業の成長支援や新事業の創出、農林水産業の振興等により、雇用の場を創出し、大学・大企業・中小企業・経済団体等との連携により、雇用に結びつく新たな仕組みが構築されています。
- 求職者に対して、求人ニーズをふまえた能力開発の機会を提供するとともに、求人側と求職側のミスマッチを解消することで、厳しい雇用情勢の緩和が進んでいます。
- 厳しい若年者の就職状況をふまえ、安定した就労に向けた重点的な支援を行うことにより、若者の不安定な就労状況の解消が進んでいます。

## プロジェクトの数値目標



## 【目標項目の説明】

- ・ 県内労働力人口に占める就業者の割合
- ・ 本プロジェクトの構成事業のうち、人材育成、就労支援等の事業により支援した人の数

## プロジェクトの構成

実践  
取組

## 1

中小企業の成長に必要な人材の確保や新事業の創出など、産業振興を図っていく中で、雇用の場を創出するとともに、雇用に結びつく視点から、大学、大企業、中小企業および経済団体と連携した新たな仕組みづくりや人材の育成に取り組めます。また、農業・水産業への就業・就労を促進していくため、市町や関係団体等と連携し、地域で支える新たな仕組みづくりに取り組めます。

## 1 中小企業の成長を支える人材等の確保・育成

- ① 中小企業の技術力・製品の品質向上や海外の市場開拓を担う人材の確保・育成を図ることで、中小企業の成長と雇用の場の創出につなげるため、大学、大企業、中小企業および経済団体と連携し、技術力と営業力を持った企業OBや大卒者、留学生等と中小企業とのマッチングの新たな仕組みづくりに取り組めます。

## 2 新たな産業創出等による雇用の場の創出

- ① 中小企業が自社の持つ既存の技術をベースに、自らの強みを生かしつつ時代のニーズを捉えた異分野への進出を促進するため、大学、金融機関等の関係機関と連携し、力強い企業家人材の育成等に取り組む、雇用の場の創出につなげます。

## 3 農業・水産業への就業・就労支援

- ① 若者などの農業・水産業への就業・就労を促進するため、求人や研修受入等に係る情報発信とあわせて、市町や関係団体等と連携し、人材育成や就業・就労支援を行う新たな仕組みづくりに取り組めます。

「雇用の場の不足」を産業振興の視点から

解決するために

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
事業参加者の県内中小企業への就労	—	30人	30人	30人	30人
新規就農希望者等への就業・就農支援	—	100人	100人	100人	100人
漁師育成機関の整備推進(累計)	—	2か所	2か所	3か所	3か所

働く意欲はあるものの働く機会に恵まれない方に対し、求人ニーズをふまえた職業能力開発の機会を提供するとともに、求人数が求職者数を上回る福祉・介護職場への就労等を促進することにより、ミスマッチの解消を図ります。

### 1 職業能力開発等の機会提供

- ① 離職者等を対象に、就職につながるよう多様な職業訓練を実施します。
- ② 女性一人ひとりが自らの意欲と能力に応じて就労することができるよう、相談および情報提供を行います。

### 2 福祉・介護職場への就労支援

- ① 福祉人材センターに福祉・介護職場に係る求人・求職情報を集約し、ニーズや適性に応じた求人・求職のマッチングを行うとともに、職場体験や職場説明会の実施などにより、福祉・介護職場での就労を希望する人への相談・支援を行います。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
福祉人材センターにおける相談・支援による就職者数	189人 (22年度)	210人	230人	250人	270人

未就職卒業者をはじめとする厳しい雇用環境に置かれた若年者を対象に、就職への意識付けにはじまる人材育成を含めた、途切れのない就労支援を行います。

### 1 高校生への支援

- ① 高校生が必要かつ適切な情報や知識を得て、幅広い職業選択を行い、地域産業の担い手として職業的・社会的自立を果たせるよう、関係機関と連携して就職対策に係る支援を行います。

### 2 若年求職者等への支援

- ① 若年者の安定した就労に向け、「おしごと広場みえ」を拠点に、キャリアアカウンセリングやセミナー等の総合的な就職支援サービスを提供します。
- ② 若年無業者の職業的自立に向け、「地域若者サポートステーション」が相談、自立訓練、就労体験などを一体的に実施できるよう支援します。

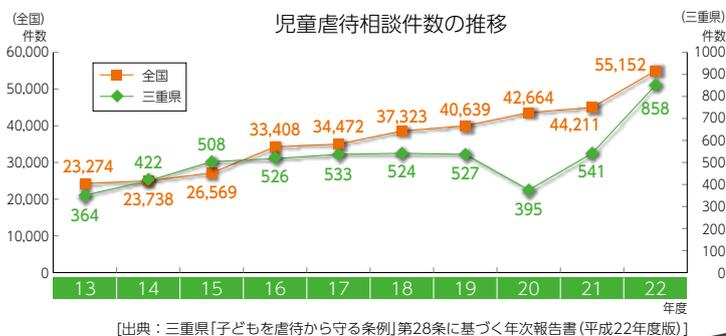
実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
県が就職に向けて支援した延べ若年者数	12,470人 (22年度)	12,500人	12,750人	13,000人	13,250人
県立高等学校卒業生徒の内定率	96.8% (22年度)	97.0%	98.0%	99.0%	100%



# 家族の絆再生と子育てのための 安心プロジェクト

## 解決すべき課題

- 東日本大震災を契機として、身近なところでの絆が再認識されている中、この機運が子どもを育む家族の絆の再認識と強化につなげられるよう集中した取組が求められています。
- 児童虐待の未然防止のためには発生リスクの軽減と回避が重要となることから、特に妊娠、出産、子育てについて身近に相談等が受けにくい若年層への集中的な取組が必要です。また、放課後児童対策について、さまざまな支援が求められています。
- 先行き不透明な社会情勢を背景にして将来に対する不安感や閉塞感が広がる中、安心して子どもを生き育てられるよう、家庭等への経済的支援等が必要となっています。



## 県民の皆さんに成果をお届けします (プロジェクトの目標)



- 子どもの育ちにおける家族の絆の大切さが認識され、社会全体で子育て家庭を応援する取組が進んでいます。
- 若年層に対する早期からの相談・支援体制の強化などにより、家族観の醸成や児童虐待未然防止の取組が進んでいます。また、放課後児童対策に対する支援が進んでいます。
- 子育てに関する経済的支援の実施など、安心して子どもを生き育てられる取組が進んでいます。

## プロジェクトの数値目標

### 目標項目

「みえの子育ちサポーター」  
認証者数 (累計)

H23 (現状)

593 人  
(22 年度)

H24

3,250 人

H27

10,000 人

### [目標項目の説明]

- ・「子どもの育ちを支える」ための基本的な考え方について研修を受け、地域で子どもを見守り、子どもの活動を支える「みえの子育ちサポーター」として県が認証した人の数

実践  
取組 **1**

子どもが豊かに育つためには、家族の関わりが大切であることから、家族の絆の再生と強化に取り組みます。

「希薄化している家族の絆の再生」

を図るために

**1** 家族の絆づくり

- ① 企業が行う従業員の家族の絆を深めるため「家庭の日」の取組を促進するなど、子どもが育つ場としての家庭の重要性を再認識する機運の醸成を図ります。
- ② 親子や家族がふれあい、絆を深める場として、企業、団体、大学などさまざまな主体と連携・協働して家族が一緒に参加できる機会を増やすなどの取組を進めます。
- ③ 子どもや子育て中の家族を地域社会全体で支えることができるよう、「みえ次世代育成応援ネットワーク」などの活動促進にむけた情報提供、交流機会の拡充等を行います。

**2** 家庭的養護体制の充実

- ① 三重県における子どもに対する社会的養護体制のあり方を検討し、要保護児童が家庭的な養育環境の中で、きめ細かなケアが受けられるよう、児童養護施設等における小規模グループケアの促進や里親・ファミリーホームへの委託等の環境整備を進めます。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
「家族の絆」一行詩コンクールへの参加作品数	6,967点	7,500点	8,000点	8,500点	9,000点

実践  
取組 **2**

子どもを安心して生み育てられるよう、若年層における虐待の予防と放課後児童対策を支援します。

「子どもの育ちに関する課題」

を解決するために

**1** 若年層における児童虐待の予防

- ① 医療、保健、教育等関係団体と連携し、若者に対して家族観の醸成を図るとともに、若者の抱える性の悩みや望まない妊娠等に対応するため、「妊娠SOSダイヤル(仮称)」の設置や思春期ピアサポーター<sup>※1</sup>の養成に取り組みます。
- ② 若年層の妊娠や出産、子育てに関する不安に対応するために、適切な情報提供とともに、医療、保健、教育等関係団体とのネットワークづくりなどに取り組みます。

**2** 放課後児童対策の支援

- ① 放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置および運営に対して支援します。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
思春期ピアサポーター養成者数	-	30人	60人	90人	120人

子どもを安心して生み育てられるよう、家庭等への経済的支援を行います。

### 1 子どもの医療費助成

- ① 子どもに必要な医療を安心して受けさせられるよう、子ども医療費助成制度について、補助対象を小学校6年生まで拡大します。

### 2 不妊治療への経済的支援および不妊専門相談の実施

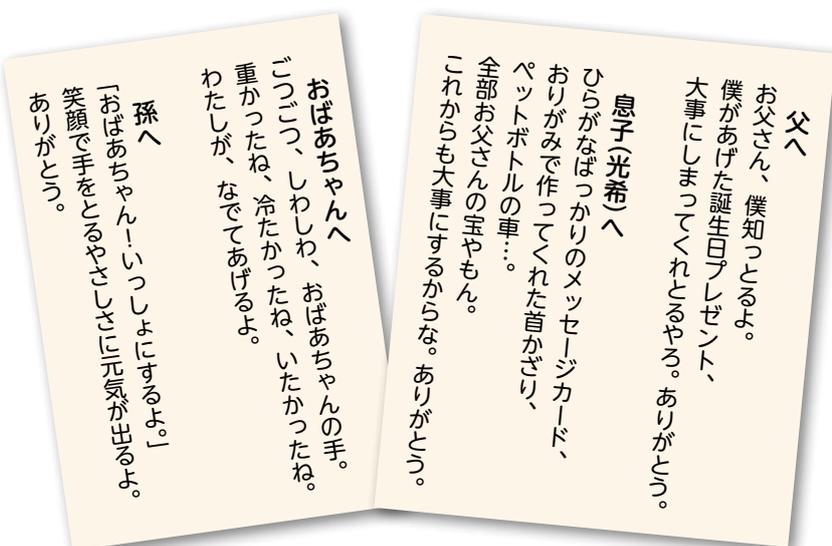
- ① 不妊に悩む夫婦が安心して治療に臨めるように、不妊治療に対する経済的支援を行うとともに、専門相談体制の充実に取り組みます。

「子育てに関する経済的な不安」  
を解消するために

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
子どもの医療費助成の実施	補助対象は就学前まで		→ 小学校6年生まで対象拡大 →		



子育て応援！わくわくフェスタ



一行詩コンクールペア部門作品



「みえ次世代育成応援ネットワーク」  
マスコットキャラクター  
みっぶる

注)1 思春期ピアサポーター：思春期特有の悩みや相談を共有し、互いに支え合える仲間。



# 「共に生きる」社会をつくる 障がい者自立支援プロジェクト

## 解決すべき課題

- 全ての人が障がいの有無に関わらず、地域社会の中で権利の主体として「共に生きる」社会の実現が求められています。
- 障がいのある人が地域社会で生活するためには、グループホームやケアホーム等の居住の場や日中活動の場の充実が必要であり、引き続き整備を続ける必要があります。
- 障がいのある人が精神的、経済的に自立していくためには、就労の場の確保と適切な支援が必要ですが、一般就労の場やそこでの支援は十分ではなく、多くの障がい者が在籍している福祉的就労における工賃も依然として低い現状にあります。
- 個々の利用者のニーズに対応したサービスの組み合わせや、地域で利用できるサービスの選択など、個人の課題にきめ細かく対応でき、ライフステージに応じた途切れのない相談体制の充実が必要です。



## 県民の皆さんに成果をお届けします (プロジェクトの目標)



- 障がいの種別や程度に関わらず、誰もが地域社会の中で暮らせる居住の場や日中活動の場の整備が進んでいます。
- 障がいのある人が地域社会の中で、働くことを通じて自己実現を図るとともに生活の糧を得ることができるよう、就労の場の確保や多様な働き方の展開が進んでいます。
- 障がいのある人が地域で自立して生活していくことができるよう、それぞれ個人の課題やライフステージに応じた途切れのない相談支援体制が整っています。

## プロジェクトの数値目標



### [目標項目の説明]

- ・ 県の就労支援事業(障がい者就労支援事業、農福連携・障がい者雇用推進事業、障がい者の「就労の場」開拓事業、特別支援学校就労推進事業等)によって就労した障がい者数

実践  
取組 1

障がいのある人が、地域で安心していきいきと暮らせるように暮らしの場や日中活動の場の整備を進めます。

「地域での生活基盤の不足」を解決するために

1 暮らし、日中活動の場の整備

- ① 誰もが地域で暮らすことができるようにグループホームやケアホームを整備するとともに、これまで難しいとされてきた重い障がいのある人たちのグループホーム等の利用を支援します。
- ② 急増する特別支援学校卒業予定者に対応し、日中活動ができるよう、場の整備を進めます。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
障がい者の日中活動を支援する事業 <sup>注1</sup> の利用者数	4,438人 (22年度)	4,838人	5,038人	5,238人	5,438人

実践  
取組 2

障がいのある人が、地域で働きながら暮らせるように、就労の場や多様な働き方の提供を進めるとともに、就労の継続に向けた支援を行います。

「働くことへの課題」を解決するために

1 特別支援学校における就労支援の充実

- ① 特別支援学校に職業に関するコース制を導入し、職場実習を中心に据えた教育課程の編成を図るとともに、企業等で人事、総務部門の経験を有する外部人材を配置し、職域開拓をさらに充実します。

2 福祉分野における就労支援の充実

- ① 就労の機会と安定した収入の確保に向けて、共同受注窓口<sup>注2</sup>の取組を実施します。
- ② 障がいのある人とない人が対等の立場で働く、一般就労や福祉的就労でない新しい働き方である社会的事業所<sup>注3</sup>の設置を支援します。

3 農福連携による就労支援の促進

- ① 福祉事業所の農業参入や農業経営体への障がい者の就労を促進するため、農業者への意識啓発や支援体制の整備などの取組を実施します。

4 企業における就労促進等

- ① 障がい者の働く場を広げるため企業への働きかけを行うとともに、地域の事業所等での職場実習により障がい者の就労を促進します。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
民間企業における障がい者の実雇用率	1.51%	1.54%	1.58%	1.62%	1.65%
福祉的就労に従事している障がい者の平均工賃月額	12,400円 (22年度)	13,000円	13,300円	13,600円	13,900円

障がいのある人が地域で自立して生活していくことができるよう、それぞれ個人の課題やライフステージに応じた途切れのない相談支援体制を整備します。

日常生活上の支障や不安

を解決するために

### 1 広域的・専門的な相談支援体制の整備

- ① 障がいのある人が個人のニーズや特性、ライフステージに応じた途切れのない相談支援が受けられるよう、広域的・専門的な相談支援体制の整備を行います。

### 2 早期からの一貫した教育支援体制の整備

- ① 発達障がいを含む全ての障がいのある幼児児童生徒の一貫した支援ツールとして、「パーソナルカルテ<sup>注4)</sup>」を作成し、情報を円滑に引継ぐことができる相談支援体制を整備します。

### 3 こどもの発達支援体制の強化

- ① 肢体不自由児および発達障がい児とその家族が適切な医療・福祉の支援が受けられるよう、地域支援機能を高めるとともに、県立草の実りハビリテーションセンターおよび県立小児心療センターあすなろ学園の一体的整備を進めます。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
総合相談支援センターへの登録者数	4,650人 (22年度)	5,090人	5,310人	5,530人	5,750人



特別支援学校での作業学習



公園清掃(施設外就労)の風景

注1 日中活動を支援する事業：日中活動系の障害福祉サービス(生活介護、就労移行支援、就労継続支援等)。

注2 共同受注窓口：82ページをご覧ください。

注3 社会的事業所：82ページをご覧ください。

注4 パーソナルカルテ：113ページをご覧ください。



# 三重の食を拓く 「みえフードイノベーション」 ～もうかる農林水産業の展開プロジェクト

## 解決すべき課題

- 本県の農林水産業は、従事者の高齢化や担い手不足の深刻化、グローバル化の進展、生産物価格の低迷など厳しい状況に置かれており、県民の皆さんに食や就業機会を提供している農林水産業の活力低下が懸念されています。
- 国民の価値観やライフスタイルの変化、急速な少子高齢化などを背景に、消費者や食品産業事業者等が求める県産品を流通・販売から消費までを考えて企画・生産する取組を、県内各地域で早急に定着させることが重要です。
- 「作る、獲る農林水産業」から「売れる農林水産業」への転換を進め、本県の強みである「食」の魅力等を生かした「もうかる農林水産業」の実現をめざすことが不可欠です。このため、農林水産業が、素材生産に加えて付加価値の創出に取り組んでいくための環境づくりを早急に進める必要があります。また、農林水産業と食品産業等企業、大学や研究機関、行政や関係団体等が連携する中で県産品の企画・開発力を強化していくとともに、本県の魅力や県産品等の価値の情報発信と戦略的な営業活動を連係させ、集中的・重点的に展開していくことが重要です。



## 県民の皆さんに成果をお届けします (プロジェクトの目標)



- 三重の食を拓く「みえフードイノベーション<sup>注1</sup>」の創出をとおして、本県の「食」の魅力等を生かした新商品が活発に生まれる環境整備や発信力強化、それを支える農・林・水のものづくり風土の醸成などに取り組むことによって、消費者が求める県産品が増加しています。

## プロジェクトの数値目標

目標項目	H23 (現状)	H24	H27
「みえフードイノベーション」から生まれる新商品等の数(累計)	—	50 件	200 件

### [目標項目の説明]

・「みえフードイノベーション」に係る活動等から創出される新たな商品等の数

実践  
取組

1

「発信力・営業力の強化に向けた課題」

を解決するために

「もうかる農林水産業」、さらには「もうかる三重」に向け、本県の強みである「食」の魅力等の情報発信の強化に取り組むとともに、国内外に誇れる県産品等を積極的に売り込むための環境整備等を進めることにより、本県のブランド力を向上させます。

1 県産品等の営業活動の積極的な展開

- ① 三重県営業本部<sup>注2</sup>のもと首都圏等における営業機能を強化し、本県のさまざまな魅力や価値が、三重県営業本部の活動を通じて国内外から共感を呼び、地域産業の活性化や三重の認知度向上につながるよう、効果的な情報発信に取り組めます。
- ② 三重ブランドをはじめとする県産品について、事業者等と連携する中で面的にとらえて情報発信していくとともに、県内の生産者や事業者等が国内外で販路拡大をめざす取組を支援します。
- ③ 見た目に劣るものの強度に問題なく、緑の循環<sup>注3</sup>に貢献するエコブランド「あかね材」の認知度向上を図るとともに、住宅関連企業をはじめとするさまざまな主体と連携し、「あかね材」の売れる仕組みづくりに取り組めます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
大都市圏等への販路拡大をめざす事業者の売上げ伸び率	100	101	105	108	110

実践  
取組

2

「商品開発力の強化に向けた課題」

を解決するために

「三重の食」の魅力等を最大限に生かした商品の開発やブラッシュアップを促進する環境整備等に取り組むことにより、三重の農・林・水のものづくりを支えます。

1 食の魅力を生かした新商品を生み出す仕組みづくり

- ① 消費者の多様なニーズに対応する新しい商品やサービスの開発を促進するため、食に関わる先端技術や新事業展開などの面でサポートできる産学官ネットワーク等による「みえフードイノベーション」を創設します。

2 強い魅力を持った農林水産資源の開発・普及

- ① 新しい商品やサービスの素材を安定的に確保・提供していくため、強い魅力を有する農林水産資源やその生産・利用技術等の開発、県内生産者への普及と必要な基盤整備等を進めます。

3 農林水産資源の高付加価値化に取り組む人材の育成

- ① 本県の農林水産資源の高付加価値化を促進するため、優れた県産品の創出に取り組む人材等の育成やもうかる商品づくりに向けた取組への支援を行います。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
「みえフードイノベーション」による連携プロジェクト創出数(累計)	-	10件	15件	20件	25件

地域の特性を生かした農林水産業の新たなビジネス展開に挑戦していく意欲の醸成や自主的・自発的な取組が生まれる環境づくりに取り組むことにより、「もうかる農林水産業」の実現に向けて県内各地域における創造力の獲得と発揮を支援します。

### 1 地域の自主的・自発的な実践活動の促進

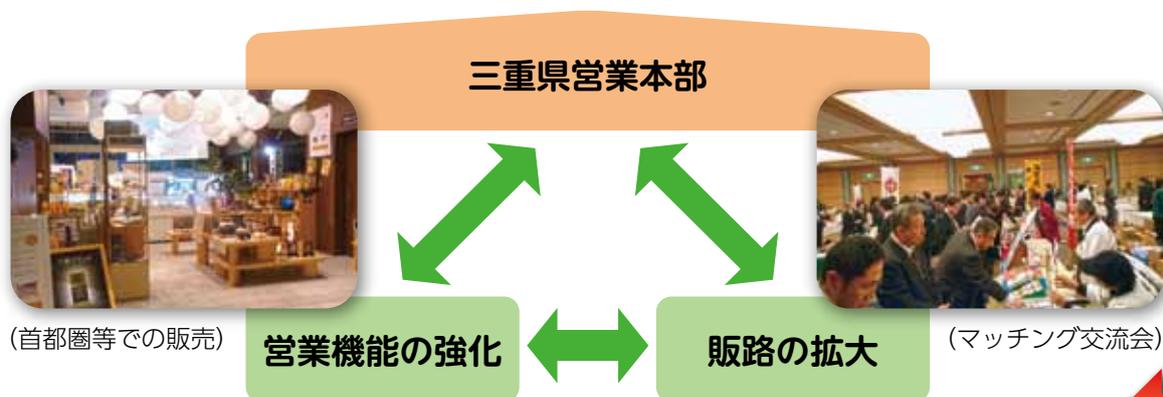
- ① 地域の特性を生かした農林水産業の新たなビジネス展開を促進するため、農業および農村の活性化のための活動プランである「地域活性化プラン<sup>注4)</sup>」や水産業のあり方や漁村の活性化等についての方針を定める「地域水産業・漁村振興計画」などの策定・実践活動を支援するとともに、豊かな地域資源を活用した製品の開発や地域内流通等の取組拡大を図ります。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
地域活性化プラン等の策定・実践への支援	50 プラン	110 プラン	170 プラン	230 プラン	290 プラン

# みえフードイノベーション・プロジェクトの展開

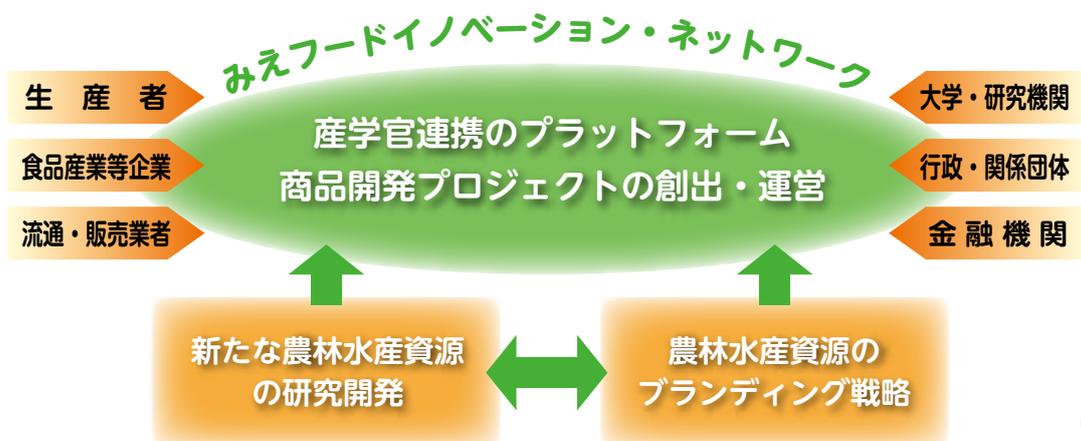
## 「発信力・営業力の強化に向けた課題」の解決

県の強みである「食」の魅力の発信力強化と戦略的な営業活動



## 「商品開発力の強化に向けた課題」の解決

「みえフードイノベーション・ネットワーク」を核にした“ものづくり”



## 「創造力の強化に向けた課題」の解決

農林水産業の産地や農山漁村集落における創造力の獲得・発揮

- 農業・農村の「地域活性化プラン」、水産の「地域水産業・漁村振興計画」などの策定・実践活動支援

注)1 みえフードイノベーション：146 ページをご覧ください。

注)2 三重県営業本部：177 ページをご覧ください。

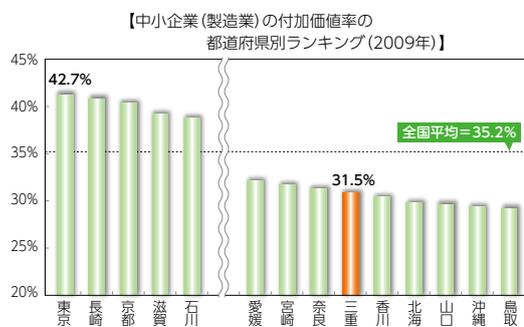
注)3 緑の循環：「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返すことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

注)4 地域活性化プラン：134 ページをご覧ください。

# 日本をリードする「メイド・イン・三重」 ～ものづくり推進プロジェクト

## 解決すべき課題

- 経済のグローバル化と産業構造の転換が進む中、日本の産業は、中国など新興国に市場シェアも奪われつつあります。  
また、歴史的な円高水準が続く中、中小企業が海外からの誘致を受けるなど、国内産業の空洞化への大きな懸念要因も顕在化してきています。こうしたことから、県内に投資を呼び込み、県内企業が操業を続けていける環境の整備が求められています。
- 国内市場規模が縮小し、雇用の場の不足につながっている現状があり、県内ものづくり産業は、海外の成長の機会を取り込むことで県内操業の維持・拡大を図るとともに、特に、中小企業においては、市場拡大を図るために必要な技術・販路開拓・営業力(ネットワークと情報の戦略的活用)等の経営資源の不足を解消し事業拡大に取り組めるよう、環境づくりを早急に進める必要があります。



[出典：経済産業省「工業統計調査」]



## 県民の皆さんに成果をお届けします (プロジェクトの目標)



- 県内産業の空洞化懸念を払拭し、三重のものづくり産業が、「メイド・イン・三重」として日本をリードし、世界に打っていくことで、産業が活発で県内外から投資が呼び込める環境が整備されています。
- 三重のものづくり産業の強じんな基盤づくりや国内外からの企業誘致を進め、働きがいあふれる雇用の場が増加しています。

## プロジェクトの数値目標



### [目標項目の説明]

- 三重県が国内で操業しやすい環境が整備されていると感じる企業の割合の平成 23 年度を 100 とした場合の伸び率

実践取組 1

「立地環境の魅力低下」

を解決するために

県内産業の空洞化懸念を払拭し、外資系企業をはじめとした国内外の企業の県内投資に対する魅力低下を解決するため、県内投資を呼び込む新たな仕組みづくりを進めるとともに、企業誘致や県内企業の持続的な操業を促進していきます。

1 県内投資を呼び込む仕組みづくりとネットワークを生かした企業誘致の推進

- ① 外資系企業をはじめとした、国際競争力や成長性のある産業の県内投資を呼び込むため、特区制度の検討や奨励制度などの新たな仕組みづくりに取り組みます。
- ② ネットワーク力を持つ企業・関係機関等との連携によるセミナーの開催や海外の自治体・大学との連携強化に取り組むとともに、海外ミッション団を派遣するなどの積極的な企業誘致を進めます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
外資系企業の誘致	1件	1件	1件	1件	1件

実践取組 2

「海外展開の障害となる課題」

を解決するために

県内中小企業が、高い経済成長を持続する中国やASEAN諸国<sup>注1</sup>等新興国の市場の経済活力を取り込むための海外展開を促進するため、現地における拠点機能づくりを進め、ビジネスチャンスの拡大につなげます。

1 海外展開を支援する拠点機能づくりとネットワークを生かした海外展開の促進

- ① 県内中小企業が海外事業活動を円滑に展開するための仕組みづくりとして、現地における業務支援や相談・情報提供等を行うための海外展開拠点機能づくりに取り組みます。
- ② 海外展開拠点機能を有効に生かせるよう、海外販路開拓に必要な性能評価等の技術支援やチャレンジ意欲を高める情報発信等に取り組みます。
- ③ 県内中小企業の海外展開を加速させるため、既に海外展開をしている三重県ゆかりの企業等によるネットワークを構築するとともに、海外の自治体等との連携づくりや連携強化に取り組みます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
海外展開による取引先の拡大	—	4年間で40社以上が取引を拡大 →			

県内ものづくり中小企業が、高い技術やノウハウを持ちながら経営資源の不足により、市場開拓に結びついていない現状から脱却するために、販路開拓や技術力向上等を支援し、世界に打っていける「メイド・イン・三重」を確立していきます。

### 1 販路開拓への支援

- ① 国内市場環境が変化していく中、従来の取引先以外の新たな市場開拓につながるよう、効果の高い出前商談会の開催や展示会の出展などによる販路開拓支援に取り組みます。

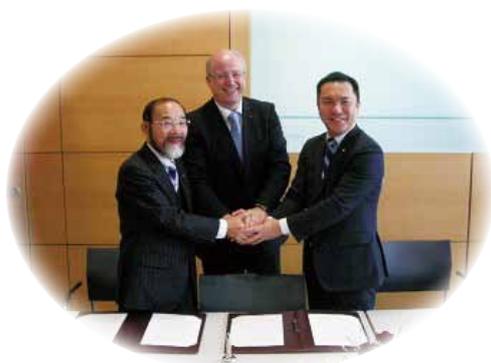
### 2 技術力向上への支援

- ① 新興国における技術や製品の品質向上に先行し、三重県ならではのオンリーワン型の技術等を有する中小企業を育成していくため、世界に通用する高い基盤技術の開発を支援します。
- ② 新たな市場開拓につながる改良開発型・試作品開発型等の技術開発支援に取り組みます。

### 3 地域の特性を生かしたものづくり産業の新たな展開への支援

- ① 伝統産業・地場産業や地域資源を活用した産業などが、地域の特性を生かしたグローバル<sup>注2</sup> ビジネス(スモールビジネス<sup>注3</sup> 等)を誘発していけるよう、地域資源等の棚卸と再発見による魅力づくりを進めます。
- ② ものづくり産業の新たな事業展開等につながるよう、全国のキーパーソンとの連携や県内地域のキーパーソンの育成、ローカル・トゥ・ローカル<sup>注4</sup> の取組などにより、新たなネットワークづくりを進めます。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
世界に誇れるものづくり 中小企業の創出	—	30社	30社	30社	30社



フラウンホーファー研究機構(ドイツ)との協力協定の締結



高度部材イノベーションセンター (AMIC)

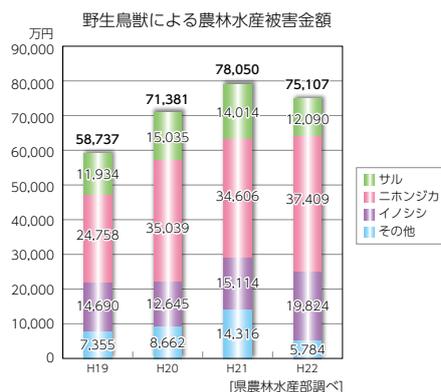
注1 ASEAN諸国：161ページをご覧ください。  
 注2 グローバル：163ページをご覧ください。  
 注3 スモールビジネス：163ページをご覧ください。  
 注4 ローカル・トゥ・ローカル：163ページをご覧ください。



# 暮らしと産業を守る 獣害対策プロジェクト

## 解決すべき課題

- サルやニホンジカ、イノシシなど野生鳥獣による農林水産被害は、農山漁村地域の過疎化、高齢化の進行等による耕作放棄地や放置林の増加、野生鳥獣の生息数の増加や生息域の拡大などにより、近年、急激に拡大しています。
- 本県の野生鳥獣による農業被害額は全国的にみても上位にあり、地域住民の営農意欲の減退や生きがい喪失などの精神的被害を招くとともに、自動車等との衝突事故や家屋への侵入など生活被害も生じていることから、早急に鳥獣被害防止対策を強化する必要があります。
- 有害駆除等により捕獲された野生鳥獣の肉は、貴重な地域資源となり得る可能性があります。大部分は有効に活用されていないのが実情であり、未利用資源活用の観点からも獣肉の利活用を図っていくことが求められています。



## 県民の皆さんに成果をお届けします (プロジェクトの目標)



- 集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや侵入防止柵の整備等を行う「被害対策」と、有害鳥獣等の適正な駆除や野生鳥獣が生息しやすい森林整備等を行う「生息管理」に取り組み、「獣害につよい三重」づくりが進んでいます。
- 「被害対策」と「生息管理」への的確な取組とあわせ、未利用資源活用の観点での「獣肉利用」を連係させて進めることにより、本県の野生鳥獣による農林水産被害が減少しています。

## プロジェクトの数値目標



### [目標項目の説明]

・サル、ニホンジカ、イノシシ、カモシカ、カワウ等による農林水産業の被害金額

実践  
取組

1

野生鳥獣による農林水産被害の減少を図るため、獣害につよい集落づくりを進めるとともに、被害地周辺での捕獲体制を整備する取組を支援します。

「野生鳥獣による農林水産被害」  
を解消するために

1 獣害につよい地域づくりの推進

- ① 市町が策定した被害防止計画の着実な実施に向け、侵入防止柵や緩衝帯の整備、鳥獣被害対策実施隊<sup>注1</sup>等の活動に対する支援を行うとともに、獣害対策の集落リーダーや獣害対策の幅広い知識を持った人材の育成を進めます。

2 地域における野生鳥獣捕獲力の強化

- ① 地域住民自らが、鳥獣被害対策実施隊等との連携のもと、わな等を用いて野生鳥獣の捕獲に取り組む体制づくりや捕獲技術の向上のための支援を行います。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
ニホンジカの捕獲頭数	15,393 頭	17,800 頭	17,800 頭	17,800 頭	17,800 頭

実践  
取組

2

消費者が獣肉を安心して食することができるよう、安全性や品質が確保された「みえのジビエ<sup>注2</sup> 食材」を提供できる環境づくりを進めるとともに、新たな高級食材として獣肉を販売できる取組を進めることにより、未利用資源となっている獣肉等の利活用を図ります。

「獣肉等の利活用に向けた課題」  
を解決するために

1 安全・安心な獣肉等流通の仕組みづくり

- ① 安全・安心で品質が確保された獣肉等を安定的に供給できるよう、有害鳥獣等の捕獲から獣肉の利用に至るマニュアル等の作成や、野生獣の有効活用に向けた商品開発等を促進します。
- ② 獣肉等の消費拡大に向け、県産獣肉を購入できる小売店やレストラン等に関する情報提供を行うとともに、レストラン等との連携による高級食材としての利用促進を図るなど、幅広い視点に立った販路拡大を進めます。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
有害捕獲野生獣のうち利活用された頭数	800 頭	1,000 頭	1,200 頭	1,400 頭	1,600 頭



水田に設置された野生獣侵入防止柵

かつて野生鳥獣の生息地となっていた森林を再生することにより、集落周辺への野生鳥獣の出現の減少を図ります。

「集落周辺への頻繁な出現」  
を解決するために

### 1 森林再生による野生鳥獣の生息環境の創出

- ① 集落周辺への野生鳥獣の出現の減少につながるよう、山崩れの防止や生物多様性の保全など森林の持つ公益的機能が適正に発揮され、下草等の植生が豊かで野生鳥獣の生息しやすい森林づくりを進めます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
野生鳥獣の生息しやすい森林づくりに取り組む地域数	—	4地域	4地域	4地域	4地域

ニホンジカによる樹木の皮はぎ被害



みかん園



スギ林



鹿肉・しし肉料理レシピ集

注1 鳥獣被害対策実施隊：有害鳥獣の捕獲や防護柵の設置など鳥獣被害防止のための活動の実践を目的として、鳥獣被害防止特別措置法に基づき市町村が設置する組織。

注2 ジビエ：狩猟によって捕獲し食用にする野生鳥獣の肉をさすフランス語。これを用いた料理はジビエ料理と呼ばれる。



# 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

## 解決すべき課題

- 過去の産業廃棄物の不適正処理事案のうち、原因者による措置命令の履行などがなされない事案が4つあります。  
この4事案(桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山)については、生活環境保全上の支障等(人の健康または生活環境に係る被害が生じている、またはそのおそれがある状態)の状況から行政代執行を実施せざるを得ない状況にあります。
- 一方で、このような不適正な処理事案を新たに発生させないように、不適正な処理行為者に対しての厳正な指導に加え、処理責任を有する排出事業者に適正な処理を徹底させる必要があります。

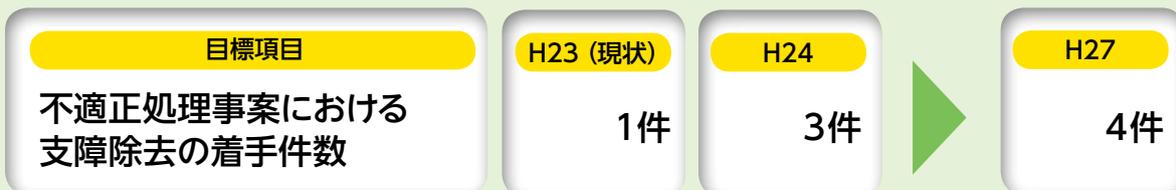


## 県民の皆さんに成果をお届けします (プロジェクトの目標)



- 恒久的な対策が必要な不適正処理事案について、生活環境保全上の支障除去等に早期着手するとともに、継続的なモニタリングが必要な事案については、引き続き安全性を確認し、県民の皆さんの暮らしの安全・安心が高まっています。
- また、こうした不適正処理事案の発生を未然に防止し、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、排出事業者に対し処理責任を果たす取組を進め、不法投棄を許さない社会づくりが進んでいます。

## プロジェクトの数値目標



### [目標項目の説明]

- 過去の不適正処理4事案(桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山)について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復に着手した件数

実践  
取組

1

地域の暮らしの安全・安心を取り戻すため、過去に不法投棄された産業廃棄物について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復を進めます。

「不適正処理事案」  
を早期に解決するために

1 行政代執行による事案の是正推進

- ① 措置命令が履行されない不適正処理事案のうち、四日市市大矢知・平津事案等の4事案について、行政代執行による環境修復事業に着手します。
- ② これらの事案やその他の主要な事案も含め、現場の周辺環境を継続的にモニタリングして住民の安全・安心を確保します。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
不適正処理事案における支障除去の着手件数	1件	3件	4件	4件	4件

実践  
取組

2

産業廃棄物の不適正な処理を未然防止するために、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の過程において、排出事業者がより確実に自らの処理責任を果たすための体制を確保します。

「新たな不適正処理事案の発生」  
を防止するために

1 排出事業者の処理責任の徹底

- ① 偽造・不正が行われにくく、廃棄物の処理過程が把握でき、かつ不適正処理があった場合にも責任追及ができる電子マニフェストの普及を促進します。
- ② 優良な処理業者の育成・活用により、不適切な処理を行う業者を排除し、産業廃棄物の適正処理を促進します。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合 <sup>注1</sup>	0% (22年度)	3% (23年度)	10% (24年度)	20% (25年度)	33% (26年度)

行政代執行による不適正処理事案の是正事例



不適正な処分が原因で、3度に亘って火災・悪臭が発生したため、原因者に対して措置命令(火災発生防止の散水や可燃物撤去等)を发出



原因者が措置を講じる見込みがなかったことから、行政代執行(覆土によって空気を遮断し燻焼状態を解消する措置)を実施

注) 1 処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合：多量排出事業者のうち、電子マニフェスト制度に加入し、かつ優良認定処理業者に処理委託した多量排出事業者の割合。



# 新しい豊かさ協創プロジェクト

「みえ県民力ビジョン」では「県民力による『協創』の三重づくり」に取り組むこととされています。5本の「新しい豊かさ協創プロジェクト」は、この新しい三重づくりを進めるために、一歩先、二歩先を見据えて、中長期的な観点から、県民の皆さんの持つさまざまな力を結集して取り組み、成果を得ようとするものです。

「新しい豊かさ協創プロジェクト」では、進行管理の一環として「新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議」を設け、県民の皆さんの参画のもと推進していきます。

進行管理は主担当部局長が行います。主担当部局長は、数値目標をはじめプロジェクトの目標の達成状況等をふまえ、毎年度取組の評価を行います。

評価結果については、知事と主担当部局長による協議の場において検証したうえで、毎年度「成果レポート」として取りまとめ、プロジェクトの成果と改善方向を公表します。

## 新しい豊かさ協創プロジェクト一覧

- 1 未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト
- 2 夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト
- 3 スマートライフ推進協創プロジェクト
- 4 世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト
- 5 県民力を高める絆づくり協創プロジェクト







新しい豊かさ協創1

主担当部局：教育委員会

# 未来を築く子どもの学力向上 協創プロジェクト



県民の皆さんとともに取り組みます (プロジェクトの目標)



## めざす姿と到達目標

子どもたちが、自らの夢の実現をめざし、主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って輝く未来を切り拓いていく力とともに、他者との関わりの中で、共に支え合い、新しい社会を創造していく力を身につけています。

この実現に向け、4年後には、学校・家庭・地域が一体となって、県民総参加で子どもたちの学力向上を支援する取組が進められるとともに、各学校では、教職員の授業力の向上などにより継続的な授業改善が行われ、子どもたちがわかる喜びや学ぶ意義を実感して学習できる環境づくりが進んでいます。



「自立し、行動する」  
視点

保護者や地域住民をはじめとする県民の皆さんが、コミュニティ・スクール等の仕組みを通じて学校運営に参画するとともに、ボランティアとして学習支援を行うなど、学校の教育活動を支えます。



「みんなで取り組む」  
視点

家庭や地域などさまざまな主体と連携しながら、県民総参加で子どもたちを育む運動を展開することで、子どもたちの学習習慣や生活習慣を確立し、主体的な学びの向上を図ります。

学校での教育活動の成果や課題を家庭や地域に積極的に公開、発信するとともに、保護者や地域住民が学校教育に参画する取組を推進します。

## プロジェクトの背景

- 子どもたちの学力低下が課題となっており、基礎学力の定着とともに、課題を解決する力、困難を乗り越える力、コミュニケーション力といった、変化の激しい時代を生き抜く力を育てていくことが求められています。
- 学力を育成するためには、教職員の授業力の向上を図るとともに、地域に開かれた学校づくりを進め、学校・家庭・地域が一体となって、県民総参加で教育に向き合うことが必要となっています。

## プロジェクトの数値目標



### 【目標項目の説明】

・ 県内の公立小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生で学校の授業内容が「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した子どもたちの割合

実践  
取組 **1**

「県民総参加による学力の向上」に挑戦します！

県民総参加で、子どもたちの学習習慣や生活習慣を確立する運動を展開するとともに、学校、家庭、地域などがそれぞれの役割を果たし、連携・協力して子どもたちの学力向上に向けた教育を推進します。

**1 県民運動の展開**

- ① 学校、家庭、地域などさまざまな主体が連携・協力し、学力向上に向けて県民運動を展開するなど、県民総参加で子どもたちの学習習慣や生活習慣の確立に取り組みます。

**2 授業改善と学習意欲の向上**

- ① 各市町教育委員会と連携して、全ての公立小中学校で全国学力・学習状況調査の実施・活用を促進し、授業改善を行うとともに、学校・家庭・地域が情報を共有し、子どもたちの学ぶ意欲を高める環境づくりを進めます。また、こうした取組を支援するため、教員の効果的な配置に取り組みます。

**3 少人数教育の推進**

- ① 各学校の課題や子どもたちの実態に応じたきめ細かで質の高い教育を実現するため、少人数教育を推進します。

**4 グローバル人材の育成**

- ① 県立高等学校において、科学的な思考・判断力を重視した理数教育や英語によるコミュニケーション力の向上などに取り組む、特色ある学校づくりを進め、各分野でリーダーとして国際的視野を持って活躍できる人材を育成します。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、教育指導の改善に生かしている公立小中学校の割合	—	70.0%	80.0%	90.0%	100%

コミュニティ・スクールなど、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みの導入による開かれた学校づくりを進めるとともに、地域が学校を支える取組を推進し、地域全体で子どもを守り育てる環境を創ります。

### 1 地域とともにある学校づくりの推進

- ① 各市町教育委員会と連携し、全ての公立小中学校にコミュニティ・スクールなど、開かれた学校運営の仕組みの導入を進め、地域とともによりよい学校づくりを進めます。
- ② 保護者や地域住民等による学校関係者評価を全ての県立学校に導入し、学校関係者の学校運営への参画を促すとともに、評価結果に基づく改善活動を支援します。

### 2 地域で支える教育活動の推進

- ① 地域の人材が、その知識・技能を活用して子どもたちの学習支援を行うなど、ボランティアとして学校の教育活動を支えます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
地域住民等による学校支援に取り組んでいる市町数	—	8市町	15市町	22市町	29市町

子どもたちの学びを支えるため、教職員が相互に学び合う授業研究の文化を学校に定着させ、「わかる授業」、「魅力ある授業」づくりを進め、教職員一人ひとりの授業力の向上を図ります。

### 1 教職員の授業力向上に向けた研修の実施

- ① 経験年数や校種の異なる教職員の相互研さんによる、授業研究を中心とした研修を実施するとともに、各学校が自らの力で校内研修を活性化できるよう、校内研修を企画・運営する人材を育成し、学校総がかりでの取組を進めます。
- ② 教職員の学級経営や学級づくりの力を向上させるため、各学校で、中核となって取組を進める人材を養成します。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合	85.0% (22年度)	91.0%	94.0%	97.0%	100%

全ての子どもたちが、学習意欲を持って安心して学べるよう、小中学校の一貫した相談体制等を構築するとともに、子どもが抱える課題を地域全体で解決するためのネットワークづくりを進めます。

### 1 学びを支える環境づくり

- ① 中学校区を単位として生徒指導上の課題に重点的に取り組む地域にスクールカウンセラーを配置し、小中学校間のスムーズな連携を進め、教育相談体制の充実・活性化を図り、安心して学べる環境づくりを進めます。
- ② いじめや不登校など、子どもたちを取り巻くさまざまな課題の解決や、その未然防止を図るため、学校と保護者、地域住民等が参画した「子ども支援ネットワーク」の構築を進めます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
1,000人あたりの不登校児童生徒数	11.8人 (22年度)	11.4人	11.2人	11.0人	10.8人



学校教育の現場

# 夢と感動のスポーツ推進 協創プロジェクト



県民の皆さんとともに取り組みます (プロジェクトの目標)



## めざす姿と到達目標

地域のスポーツ活動が活性化し、スポーツを通じて産業や観光の振興が図られるとともに、本県の選手がオリンピックやパラリンピックなどの国際大会や国民体育大会などで一層活躍し、県民の皆さんが、その姿に夢と感動、郷土の誇りを感じることで、地域の一体感が醸成され、活力に満ちた元気な三重となっています。

そのため、4年後には、スポーツを地域経済の発展等につなげる市町の取組が推進され、また、次代を担うジュニア競技者の育成や、障がい者スポーツの充実などによって、県民の皆さんのスポーツへの関心が高まっています。



「自立し、行動する」  
視点

県民の皆さんや市町、関係機関、企業、団体などが、スポーツを「する」「みる」「支える」といった多様な形で主体的に関わることによって、健康で生きがいのある生活を実現しようとする意識が高まるとともに、明るく豊かで活力に満ちた活動に参画しています。



「みんなで取り組む」  
視点

県民の皆さんや市町、関係機関、企業、団体などの主体と互いに連携しながら、スポーツをととした地域の活性化について検討を進めるとともに、スポーツに関わるボランティアの育成・活用などに取り組むことで、県民の皆さんが広くスポーツを応援する仕組みづくりを進めます。

## プロジェクトの背景

- 平成 30(2018)年の全国高等学校総合体育大会、平成 33(2021)年の国民体育大会ならびに全国障害者スポーツ大会等の大規模大会を開催しようとする中、これらに向けた取組を契機として、スポーツを通じた地域の活性化を図るとともに、みえのスポーツを支える人づくりを進める必要があります。

## プロジェクトの数値目標



### 【目標項目の説明】

・県、市町が主体となって実施するスポーツ大会・スポーツイベントの参加者数

実践  
取組

1

県、企業およびスポーツ関係者等からなる組織を設置し、スポーツをととした地域の活性化について検討を進めるとともに、県内外から誘客が期待できるスポーツイベント等を支援し、地域の活性化を図ります。

「スポーツによる地域の活性化」

に挑戦します！

1 スポーツによる地域の活性化

- ① 「みえのスポーツ・まちづくり会議(仮称)」を設置し、スポーツを通じて地域を活性化させるとともに、県民の皆さんがスポーツを支える仕組みとしてスポーツボランティアの育成・活用や財源等の確保に向けた取組を進めます。
- ② スポーツ大会やイベント等を地域経済の活性化や観光振興につなげる「スポーツコミッション」の推進に向けた市町の取組を支援します。  
また、スポーツ大会等におけるメディカルサポート(スポーツ医科学に基づくケガ防止等の支援)の活用や、県内トップチームの選手によるスポーツ教室の開催などスポーツ地域活動の促進に取り組みます。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
「スポーツボランティアバンク」登録人数	—	250人	400人	500人	600人
スポーツによる地域経済の活性化に取り組む市町数(累計)	—	2市町	4市町	6市町	8市町

実践  
取組

2

ジュニア競技者の育成を図るなど、未来のみえのスポーツを支える人づくりを進めるとともに、障がい者スポーツを推進し、県民の皆さんに夢と感動を与えます。

「みえのスポーツを支える人づくり」

に挑戦します！

1 みえのスポーツを支える人づくり

- ① 将来有望なジュニア選手を「チームみえジュニア」として育成するとともに、高校運動部活動を強化指定し、将来、国内外の大会で活躍できる選手の育成に取り組みます。

2 障がい者スポーツの推進

- ① 障がい者スポーツ団体を育成し、障がい者がスポーツに取り組む機会の充実と参加意欲の向上を図るとともに、パラリンピックなど国内外の大会で活躍する選手を育成できる環境づくりなどを進めます。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
強化指定する高校運動部活動数	—	6部	10部	15部	20部
県障がい者スポーツ大会参加者数	1,373人	1,450人	1,500人	1,550人	1,600人

# スマートライフ推進 協創プロジェクト



県民の皆さんとともに取り組みます (プロジェクトの目標)



## めざす姿と到達目標

二歩先を見据えて、環境・エネルギー関連分野の技術の活用やエネルギーの効率的な利用を図りながら、ライフスタイルや生産プロセスなどあらゆるシーンで変革を促す取組を進め、4年後には、環境負荷を減らしながら、県民の皆さんが豊かさを実感できる「スマートライフ<sup>注1)</sup>」への転換が進んでいます。



「自立し、行動する」  
視点

企業を主体としたネットワークの構築、さまざまな連携の場や仕組みづくりに取り組み、県内中小企業が自ら保有している既存技術を生かしたり、改良・開発することにより、環境・エネルギー関連分野での新たな事業展開を促進します。また、県民の皆さんや企業が、それぞれの立場でエネルギーの需要削減や新エネルギーの導入に取り組むとともに、エネルギーの供給者と利用者等が新たな連携を図りながら、エネルギーマネジメントシステムの構築や洋上風力などの導入に向けた調査研究に取り組みます。



「みんなで取り組む」  
視点

県民の皆さんや企業などさまざまな主体の連携・協力のもと、ライフスタイルの転換や省エネルギーにつながる取組を展開することで、新たな産業の創出や新たな社会システムの構築をめざします。

## プロジェクトの背景

- 資源の枯渇、地球温暖化、エネルギーの需要拡大など、世界規模での環境・エネルギー問題に直面しています。さらに、東日本大震災以降の状況変化をふまえて、エネルギーの作り方や使い方を根本的に変えていく必要があります。
- 地域資源を生かした安全で安心な新エネルギーの確保に向け、地域活性化、地球温暖化対策、産業振興と連動させながら、地域からの積極的な取組を進める必要があります。
- 省エネルギーの取組を進めるなど、豊かで快適な暮らしを実現するためのライフスタイルや価値観の転換をさらに進めていく必要があります。

## プロジェクトの数値目標



【目標項目の説明】

・「クリーンエネルギーバレー構想<sup>注2)</sup>」などの中で取り組むプロジェクト数

実践  
取組

1

「環境・エネルギー関連産業の集積と育成」

に挑戦します！

「クリーンエネルギーバレー構想」により、中小企業の既存技術を生かした環境・エネルギー分野への展開促進や、ネットワークを活用したプロジェクトの誘発を推進し、関連産業の集積と育成を図るとともに、多様な産業の育成につなげます。

1 研究開発と関連分野への事業展開の促進

- ① 「創エネ<sup>注3)</sup>」、「蓄エネ<sup>注4)</sup>」、「省エネ」の研究開発の促進や、それらを総合的に組み合わせたモデル的な取組支援などを行います。
- ② 研究開発の取組をさらに加速するため、県内企業等の技術課題の解決に向けた検討の場づくりや、企業を主体としたネットワークの構築等連携の仕組みづくりを支援し、県内企業による環境・エネルギー関連分野の新たな製品・サービスへの事業展開を促進します。

2 自動車の軽量化・省エネ化への技術開発支援

- ① 自動車の軽量化や省エネ化につながる基盤技術の高度化、基盤技術を活用した製品の開発をめざす研究会や技術交流会等を開催します。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
クリーンエネルギー関連に取り組む企業のネットワーク化	—	20社	20社	20社	20社
自動車の軽量化・省エネ化に取り組む企業の支援(累計)	13社	18社	23社	28社	33社

実践  
取組

2

「地域資源を生かした安全で安心な新エネルギーの導入」

に挑戦します！

三重県の地域資源を生かしつつ、さまざまな主体の参画によって太陽光発電、風力発電、木質バイオマスの利用、小水力発電等の導入を促進することで、地域における安全で安心なエネルギーの創出につなげます。

また、将来実用化が期待されている次世代のエネルギー資源に関連する地域活性化の取組方策を検討します。

1 新エネルギーの導入促進

- ① 地域エネルギー創出のため、発電事業者と地域が連携する取組を支援し、メガソーラー事業など大規模な新エネルギー施設の立地を促進します。
- ② 豊富な森林資源を生かし、木質バイオマスのエネルギー利用を促進するため、森林組合、木材関係事業者等の連携により、木質バイオマスの安定供給体制を構築します。
- ③ 将来実用化が期待されている洋上風力、メタンハイドレートなどのエネルギー資源に関連する地域活性化策等を調査研究します。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
大規模な新エネルギー施設の導入	—	1施設	1施設	1施設	1施設

県民の皆さんや企業などさまざまな主体による電気自動車(EV)等を活用した地域での取組や、企業における省エネ推進の取組を通じ、低炭素社会の具体的な姿を共有することで、新たな豊かさを実感できる社会づくりを行います。

「県民の皆さんや企業と取り組む省エネをはじめとした地域づくりの推進」  
に挑戦します！

## 1 地域で取り組む仕組みづくり

- ① 観光地において、さまざまな主体が、それぞれの役割を果たしながら、電気自動車(EV)等を活用した取組を進めることにより、化石燃料から脱却した新たなライフスタイルの創造を促進していきます。

## 2 企業での省エネルギーの取組促進

- ① 県内中小企業の既存技術を生かした省エネ技術等の発掘や、企業内での省エネを推進するための技術・知識の底上げ等に取り組めます。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
協議会 <sup>注)5</sup> での検討・取組数	—	5件	5件	5件	5件
企業の省エネルギーにつながる取組促進	—	5社	5社	5社	5社



注1 スマートライフ：新しい生活様式といった意味合いから、国においてもエネルギーに関連した取組で使用されるなど、さまざまな定義のもとに使用されている言葉。このプロジェクトにおいては、「環境・エネルギー関連分野の技術を活用して、ライフスタイルや生産プロセスなどあらゆるシーンで変革を促し、豊かさを協創していくこと」という意味で用いています。

注2 クリーンエネルギーバレー構想：159ページをご覧ください。

注3 創エネ：165ページをご覧ください。

注4 蓄エネ：165ページをご覧ください。

注5 協議会：電気自動車(EV)等を活用したまちづくりを検討する協議会。



# 世界の人びとを呼び込む 観光協創プロジェクト



県民の皆さんとともに取り組みます (プロジェクトの目標)



## めざす姿と到達目標

三重県観光の「予感」(三重へ行ってみたい)・「体感」(三重で旅行を満喫)・「実感」(三重は楽しかった、また行きたい)のサイクルが築かれ、観光産業が本県の経済をけん引する産業の一つとして確立されています。そのため、観光旅行者の多様なニーズに対応するさまざまな観光振興の取組を、県民の皆さん、市町、観光事業者、観光関係団体等と連携して進めます。4年後には、観光の基盤づくりが進み、観光旅行者の満足度が向上し、式年遷宮<sup>注1</sup>後も観光入込客数が持続的に確保されています。



観光振興の主役は民間であることから、行政は地域住民や観光事業者、観光関係団体などが独自で展開する観光振興の取組について支援したり、観光人材を育成することで、観光事業者等の自立と行動を促進します。



観光事業者、観光関係団体などのさまざまな主体と連携し、県民の皆さんの主体的な参画も得ながら、三重県観光のPRや地域の「おもてなし」の向上などに取り組む中で、それぞれが役割を担いながら一体となって観光振興に取り組んでいきます。

## プロジェクトの背景

- 観光産業は、地域経済・雇用の活性化を図る上で重要な役割を果たしていますが、長引く経済不況等による観光旅行者の減少、全国各地の観光地間競争の激化など、観光産業を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- 式年遷宮という絶好の機会を活用し、世界に三重県の観光の魅力をPRするとともに、「おもてなし」向上や観光人材の育成に取り組み、さまざまな主体と連携し、魅力ある観光地を形成していく必要があります。

## プロジェクトの数値目標



### [目標項目の説明]

・1年間に観光レクリエーション等の目的で県内の観光地を訪れた人数について、全国観光統計基準に基づき集計した推計値

実践  
取組 1

「さまざまな主体との連携による  
観光PR・誘客」に挑戦します！

式年遷宮の好機を生かし、さまざまな主体との連携による観光キャンペーンを実施するとともに、他県と連携した取組等により本県への誘客を図ります。また、観光事業者や県民の皆さんによる「おもてなし」向上の取組を進めます。

1 式年遷宮の好機を生かした国内誘客戦略の推進

- ① 県民の皆さんや県ゆかりの企業などさまざまな主体が幅広く参画する観光キャンペーンの実施や他県と連携した取組等により、本県への誘客を図るとともに、遷宮後の入込客数確保につなげます。
- ② 県民の皆さんや観光事業者などに「おもてなし」の大切さを再認識してもらい、地域全体でのレベルアップを図ることにより、観光旅行者の満足度を高め、リピーターの確保につなげます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
延べ宿泊者数	708万人 (22年)	720万人	760万人	800万人	800万人
リピート意向率	75.7% (22年度)	82.0%	88.0%	94.0%	100%

実践  
取組 2

「海外での認知度アップによる来訪者の増加」  
に挑戦します！

トップセールスや海外の旅行会社に対するモデルコースの提案、現地での観光展の開催などにより、海外における本県の認知度アップを図り外国人来訪者の増加につなげます。また、海外自治体等と連携した誘客に取り組みます。

1 観光PRの強化を通じた海外誘客戦略の推進

- ① トップセールスをはじめとする商談会等を開催し、本県の認知度アップを図ります。また、海外の旅行会社に対して本県を中心としたモデルコースを提案したり、現地での一般消費者を対象とした観光展を活用し誘客につなげます。
- ② 海外の自治体等との連携を図り、相互交流を推進することにより、双方の観光需要を創出します。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
県内の外国人延べ宿泊者数	106,000人 (22年)	100,000人	120,000人	135,000人	150,000人
海外の自治体等との連携事業数 (累計)	-	2	4	7	10

# 世界の人びとを呼び込む 観光協創プロジェクト

## 【実践取組 1】

### ◇国内誘客

「さまざまな主体との連携による  
観光PR・誘客」に挑戦します！



## 【実践取組 2】

### ◇海外誘客

「海外での認知度アップによる  
来訪者の増加」に挑戦します！



## 観光産業の確立

## 【実践取組 3】

### ◇観光の基盤づくり

「来訪を促進する観光の基盤づくり」  
に挑戦します！



県民の皆さんの主体的な参画も得ながら、  
地域を挙げて総力戦で取り組みます。

本県が世界に誇る観光資源を活用して、新しい三重県観光のモデルを構築するとともに、地域の観光振興の核となる観光キーパーソンの育成に取り組み、観光産業を本県の経済をけん引する産業の一つとして確立し、持続的な発展につなげます。

### 1 観光産業の基盤の強化

- ① 海女・忍者など、本県が世界に誇る観光資源を活用して、新しい三重県観光のモデルを構築します。
- ② 三重県観光の持続的な発展に必要な地域の核となる観光キーパーソンを育成し、ネットワークを構築することにより、県全体での観光基盤の強化を図ります。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
受講生 <sup>注2</sup> が取り組んだ地域活動数(累計)	—	10	20	30	40



上海での三重県観光説明会



熊野古道伊勢路(馬越峠)



四日市コンビナートの夜景

注) 1 式年遷宮：179 ページをご覧ください。

注) 2 受講生：地域の観光振興の核となる観光キーパーソンの育成を目的として開催する「三重 can-co-(観光)本気塾」を受講した方。

# 県民力を高める絆づくり 協創プロジェクト



県民の皆さんとともに取り組みます (プロジェクトの目標)



## めざす姿と到達目標

さまざまな分野において、多くの県民の皆さんが、アクティブ・シチズンとして自らの個性や能力を発揮しながら、地域の課題解決に主体的に取り組み、成果を上げるとともに、充実した生活を送っています。

このような社会をめざして、子どもや若者をはじめ、外国人住民や障がい者など、さまざまな主体の参画を促進するための支援や場づくり、連携の仕組みづくりに取り組むことにより、4年後には、より幅広い層の県民の皆さんが、自らの能力を発揮しながら積極的に社会に参画したり、地域づくりの担い手として、地域の課題解決に取り組んだりしています。



「自立し、行動する」  
視点

将来の地域を担う子どもや若者、地域の担い手として活動するために必要な支援やきっかけがないために地域の活動などに参画する機会が少なかった外国人住民や障がい者の方々が、意欲と能力に応じて積極的に地域社会に参画することを促進するための仕組みづくりに取り組みます。



「みんなで取り組む」  
視点

プロジェクトの成果を幅広く県民の皆さんと共有するため、成果発表・交流会を開催します。また、「新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議」を設置し、プロジェクトの進捗状況を確認するとともに、課題や成果について、県民の皆さんの意見をいただき、プロジェクトの推進に活用します。

## プロジェクトの背景

- これまで、さまざまな分野で個人や企業、地域の団体等との「協働」を進めてきましたが、行政が主導した活動の「場」と役割分担のもとに参画するにとどまっている場合も少なくありません。また、地域をよりよくしようという意欲の強い県民の皆さんやNPO等との協働が中心となってきました。
- 幅広い層の県民の皆さんに、主体的に「協創」の三重づくりに参画いただくとともに、活動の成果を多くの県民の皆さんに実感してもらえるような取組が必要です。

## プロジェクトの数値目標

目標項目	H23 (現状)	H24	H27
地域活動に参画している学生の割合	13.4%	15.0%	27.0%
目標項目	H23 (現状)	H24	H27
パートナーグループネットワーク構築数(累計)	276 (22年度)	2,100	3,000
目標項目	H23 (現状)	H24	H27
認定NPO法人数	1法人	5法人	30法人

### 【目標項目の説明】

- ・ 県内高等教育機関の学生のうち、地域活動へ参画している学生の割合
- ・ 地域をよりよくしていこうとするパートナーグループのネットワーク構築数
- ・ 県内の特定非営利活動法人のうち、その運営組織および事業活動が適正であり、公益の増進に資するものとして、認定を受けた特定非営利活動法人(認定NPO法人)の数

実践  
取組

1

県民力養成の視点から、次代を担う子ども・若者の能力発揮のための支援や参画を促進するための仕組みづくりに取り組みます。

「次代を担う子ども・若者の県民力を高める仕組みづくり」

に挑戦します！

1 高等教育機関と地域との連携の仕組みづくり

- ① 県内高等教育機関の教職員・学生の地域活動への参画を促進するため、学生等と地域のさまざまな主体が地域課題をテーマに議論を行い、地域づくりへの理解を深めるきっかけとする交流フォーラムを開催します。その上で、課題解決に向けた提案を学生から募集し、その実践活動を支援するとともに、活動の成果を県民の皆さんと共有するため、シンポジウムを開催します。

2 子どもたちと取り組む農村の地域資源保全活動

- ① 将来の地域の担い手となる子どもたちの農村における地域活動への参画を促進するため、農村地域の課題解決に取り組む集落が、地域の子どもたちと共に、豊かな自然や美しい景観など、地域資源の保全活動に取り組むことを支援します。

3 若者が参画する犯罪に強いまちづくり

- ① 地域における少年の非行防止活動の核となる人材を育成するとともに、さまざまな主体による少年の非行防止活動を拡大するため、大学生ボランティアによる非行少年の立ち直り支援活動等を推進します。
- ② 犯罪被害者等支援に対する若者の理解を深め、支援活動への参画を促進するため、中学生、高校生および大学生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を開催するほか、次代を担う若者、事業者等を対象とした幅広い広報啓発活動を推進します。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
学生と地域のさまざまな主体との交流フォーラムの開催回数	0回	5回	5回	5回	5回



地域の課題解決に向けた話し合い  
「美し国おこし・三重」の取組

県民力養成の視点から、外国人住民や障がい者など、必要なサポートがあればその能力を発揮し、地域社会で活躍できる県民の皆さんを支援します。

「さまざまな事情で支援が必要な県民の皆さんの能力発揮・参画の支援」  
に挑戦します！

### 1 外国人住民の地域社会への参画の促進

- ① 外国人住民が地域社会の一員として、さまざまな地域活動に取り組むことができるようにするため、さまざまな主体と連携して、日本語指導ボランティアの育成や多言語ホームページでの情報提供、地域と連携した防災研修、医療・防災ボランティアの育成、専門的な相談体制の整備、地域への意識啓発等の総合的な取組を進めます。
- ② 外国人児童生徒が、社会の一員として、自らの能力を発揮し、生活していけるよう、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム(JSLカリキュラム<sup>注1)</sup>)の実践研究(三重県モデルの確立)による学力・進路保障に取り組みます。

### 2 障がい者等の地域社会への参画の促進

- ① 障がい者の能力発揮と地域社会での活動を促進するため、県内で芸術文化活動に取り組む障がい者が作品等を発表できる機会を確保するとともに、身体障害者補助犬の使用による障がい者の社会参加を促進するための環境整備に向けた取組を進めます。
- ② 身体に障がいのある方や妊産婦の方などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、パーキングパーミット制度<sup>注2</sup>を導入します。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
県の取り組む多文化共生社会づくり事業に参画した主体数(累計)	20団体 (22年度)	28団体	32団体	36団体	40団体
パーキングパーミット制度における利用証の保有者数(累計)	-	8,500人	9,500人	10,500人	11,500人

実践  
取組 3

県民力拡大の視点から、これまでの「美し国おこし・三重」の取組をさらに深化させ、人と人、人と地域、人と自然の絆づくりを深めるとともに、特色ある地域資源を生かした自立・持続可能で元気な地域づくりを進めます。

「美し国おこし・三重」の新たな展開

に挑戦します！

## 1 パートナーグループの活動支援

- ① 市町をはじめとするさまざまな主体との連携を図りながら、プロデューサーの助言や専門家派遣、財政的支援、ネットワーク化支援などにより、地域をよりよくしようとする住民の皆さんの地域づくり活動を支援する「地域での美し国おこし」の取組を進めます。

## 2 イベント手法を活用した情報発信力のある取組の展開

- ① 県民の皆さんの地域づくり活動を加速させるため、「テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし」を、より情報発信力のある取組として全県的・広域的に展開します。また、県民力の結集を図るため、6年間の成果を集約・披露し、集客・交流の拡大を図る県民力拡大プロジェクトを、平成 26 (2014) 年に行います。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
パートナーグループ登録数	263 グループ (22 年度)	700 グループ	900 グループ	1,000 グループ	1,000 グループ

実践  
取組 4

県民力発揮の視点から、NPOの活動を支える仕組みを整備するとともに、NPOと他のさまざまな主体との連携を促進します。

「NPOの活動を支える仕組みづくり」

に挑戦します！

## 1 NPOの自立した活動を支える基盤づくり

- ① NPOの自立した活動を促進するため、県民の皆さんや企業等が、寄付やボランティアなどを通じてNPOに参画・支援する仕組みづくりなどに取り組みます。

## 2 NPOとさまざまな主体との「協創」の推進

- ① NPOとさまざまな主体との「協創」を促進するため、地域の課題解決に向けたNPOからの提案事業の実践等を支援します。また、災害時に備え、NPOが専門性を生かし、さまざまな主体と協働して支援活動を行えるよう、各分野でネットワークの構築を進めます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
NPOの提案から取り組んだ「協創」の実践活動数 (累計)	5 事業	10 事業	15 事業	20 事業	25 事業

注) 1 JSLカリキュラム：日常的な会話はある程度できるものの、学習活動への参加が難しい外国人児童生徒に対して、学習活動に日本語で参加する力を育成するため、日本語指導と教科指導とを統合的に行う指導方法。

注) 2 パーキングパーミット制度：86 ページをご覧ください。



県南部では、他の地域に比べて、若者の流出などによる生産年齢人口等の減少が著しく、過疎化、高齢化が進み、財政基盤の弱い市町も多いことから、市町と連携し「南部地域活性化プログラム」として、活性化に向けて取り組みます。

若者をはじめ、あらゆる世代の人びとが生まれ育った地域に住み続けたいという思いがかなうように、働く場の確保、定住につながる取組を進めるとともに、東紀州地域の継続的な観光振興の取組や計画的な基盤整備などの取組を行います。

### ＜対象地域の考え方＞

県南部に位置し、地理的・経済的に不利な条件にある地域、若者の流出などによる生産年齢人口等の減少が著しい地域を中心に、一定のまとまりを持った以下の市町を対象とします。

### ＜対象市町＞ 13市町

伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

「南部地域活性化プログラム」は、南部地域活性化局長が進行管理を行います。同局長は、関係市町と連携し、数値目標をはじめプログラムの達成状況等をふまえ、毎年度取組の評価を行います。

評価結果については、知事と同局長による協議の場において検証した上で、毎年度「成果レポート」として取りまとめ、プログラムの成果と改善方向を公表します。



# 南部地域活性化プログラム

## 現状と課題

南部地域では、第一次産業の衰退に加え、大規模な工場誘致による雇用の場の確保も難しいことなどから、若者世代の人口の流出と高齢化が進行しており、集落機能の維持が困難になる集落が増えています。財政基盤の弱い市町も多く、市町と連携した活性化の取組を進めることで県の役割を果たすことが求められています。

また、東紀州地域では、これまで取り組んできた、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を生かした集客・交流や、地域資源を生かした産業振興に加えて、紀伊半島大水害からの復旧、復興が求められています。



## めざす姿（プログラム目標）と取組の進め方



### めざす姿と到達目標

南部地域において、あらゆる世代の人びとが生まれ育った地域に住み続けたいという思いがかなうように、若者の働く場が確保され、安心して住み続けることのできる地域社会が形成されています。

めざす姿の実現に向けて、4年後には、市町と連携して若者の雇用の確保や、定住の促進などの取組を進めるための仕組みが構築されています。

### 取組の進め方



「自立し、行動する」  
視点

若者をはじめあらゆる世代の地域住民の皆さんが、生まれ育った地域に住み続けることができるように、地域の課題を把握した上で、地域資源を生かした取組を主体的に進めています。



「みんなで取り組む」  
視点

地域住民、市町、県、大学等のさまざまな主体が、連携して南部地域の有する特色ある地域資源を発掘し、磨き上げます。また、地域の魅力を県内外に発信することを通じて、活発な交流や企業の社会貢献活動が行われるなど、さまざまな主体が地域社会を支える仕組みを構築します。

## プログラムの数値目標



### 【目標項目の説明】

・南部地域の市町における 25 歳～ 34 歳人口を 20 年前の 5 歳～ 14 歳人口で除した値

南部地域において、若者が生まれ育った地域に住み続けることができるようにするためには、取り組むべきさまざまな課題があります。地域の実情に応じて、市町と連携した課題の解決や活性化に向けた取組を進めます。

実践  
取組

1

若者に焦点を当てながら、働く場の確保、定住の促進を進めるとともに、あらゆる世代がいきいきと住み続けることができるように戦略的な取組を進めます。

若者の働く場の確保、定住を進めます！

1 市町が連携した働く場の確保、定住の促進に向けた取組

南部地域の市町が連携して行う、あるいは、県内の他の地域の市町と連携して行う、地域資源を活用した産業、観光振興など、若者の働く場の確保に向けた雇用創出のための取組を進めます。

- ① 南部地域の市町が、南部地域内外の市町と連携して行う、若者の働く場を確保し、定住を促進するための取組を支援したり、地域や市町のニーズに応じた事業を実施するため、基金を創設します。
- ② 地域資源を活用した取組を進めようとする企業等と連携して雇用の創出を図ります。
- ③ 地域住民の皆さんの主体的な取組を支援し、複数市町が連携した取組をコーディネートするための仕組みづくりを、市町や大学等と連携して進めます。

また、地域外からの若者の定住に向けた情報発信事業など、南部地域全体での取組を進めます。

2 地域住民の生活の場である集落を支援する取組

地域住民の生活の場である集落に着目し、外部との交流や若者の定住により、集落機能の維持につながるモデル事業を実施するとともに、地域住民の主体的な取組を支えるためのノウハウの蓄積と活用方法の検討を市町や大学等と連携して進めます。

- ① 外部との交流を通じた集落機能を維持するための取組を進めるなど、市町と連携して集落支援モデルを構築します。また、モデル構築で得られたノウハウをもとに、市町が主体となって他地域へ波及できるよう取組を進めます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
集落を維持するモデル的な取組を行っている地域数 (累計)	—	3地域	6地域	8地域	10地域

東紀州地域において、紀伊半島大水害からの復興に向け、国や市町などの関係機関と連携し、集客交流や産業振興などの取組を総合的に進めます。

東紀州地域の紀伊半島大水害からの復興を進めます！

### 1 東紀州地域の観光や産業の振興による活性化

世界遺産熊野古道を核とした自然・歴史・文化などを生かした集客交流や地域資源を生かした産業振興の取組を、地域のコーディネーターである東紀州観光まちづくり公社や、集客交流拠点である熊野古道センターおよび紀南中核的交流施設を活用しながら進めます。

- ① 東紀州観光まちづくり公社を最大限活用し、観光商品づくりやエージェントセールス<sup>注1</sup>などによる集客交流、物産展のアテンド<sup>注2</sup>等を通じた販路開拓などの取組を進めるとともに、地域の人びとによる自主的な地域づくりを支援します。
- ② 地域と連携を図りながら企画展や交流イベント等を展開するなど、集客交流拠点である熊野古道センターや紀南中核的交流施設を十分活用し、さまざまな情報発信や集客交流の取組を推進します。
- ③ 台風12号等により被害を受けた東紀州地域の復興に向け、観光キャンペーンや「第22回世界少年野球大会三重・奈良・和歌山大会」などのイベントを行います。また、熊野古道世界遺産登録10周年や式年遷宮、高速道路の概成などを好機ととらえ誘客を図るとともに、東紀州地域の一次産品を使った加工品など地域特産品の販売促進に取り組みます。

### 2 新たな木質バイオマス供給拠点づくり

- ① 東紀州地域において、未利用間伐材等の木質バイオマスを安定的に供給できる体制づくりを進め、地域の主要な産業の一つである林業の振興を図ります。

実践取組の目標	H23(現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
東紀州地域に係る1人あたりの観光消費額	27,559円 (22年度)	27,834円	28,385円	28,661円	28,936円

南部地域の活性化に向けた課題は、防災対策、医療・保健・福祉サービスの充実、自然環境の保全などの「守る」、集落機能の維持、都市との交流や移住・定住の促進などの「創る」、企業誘致や地域資源を活用した産業振興、生活交通の確保、道路整備などの「拓く」といったように、政策体系の三つの柱に及ぶ幅広い分野に関わることから、南部地域活性化局が核となって、関係市町と連携しながら、総合的・横断的に取り組みます。

実践取組の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
南部地域活性化局による総合的・横断的な事業の推進	-	南部地域活性化局を設置			
関係部局間の事業調整、市町間連携の推進 →					



熊野古道祭



サンマの水揚げ

注) 1 エージェントセールス：旅行代理店への営業活動を行うこと。  
注) 2 アテンド：紹介や同行を行うこと。





## 第3編

# 計画の推進

## 第3編

# 計画の推進

### 第1章 行政運営の取組

政策体系に位置づけた<施策>を推進するために行う効果的な行政運営の取組内容（「第1節 施策の推進を支えるために」）と、行政委員会（教育委員会、公安委員会を除く）の取組（「第2節 民主的かつ公正中立な行政運営（行政委員会）」）を政策体系に準じて記載しています。

#### 第1節 施策の推進を支えるために

県の政策体系に位置づけて推進することとしている56の<施策>は、いずれも県民の皆さんを直接の対象としてサービスを提供するなどの取組です。ここでは、そうした<施策>の推進を支援する取組をまとめて掲載しています。

行政運営の取組は、<施策>に準じて、進行管理をします。行政運営の取組についても、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標（「県民指標」）と、県（行政）が取り組んだことの効果が見える指標（「県の活動指標」）を設定しています。毎年、目標値を設定して取組結果についての評価を行い、「成果レポート」として取りまとめ、改善方向とあわせて翌年度に公表します。

- 行政運営1 「みえ県民力ビジョン」の推進
- 行政運営2 行財政改革の推進による県行政の自立運営
- 行政運営3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営
- 行政運営4 適正な会計事務の確保
- 行政運営5 市町との連携の強化
- 行政運営6 広聴広報の充実
- 行政運営7 IT利活用の推進
- 行政運営8 公共事業推進の支援

# 「みえ県民カビジョン」



めざす姿

「みえ県民カビジョン」に基づく政策が進むとともに、県民の皆さんとの「協創」の取組が広がることで、成果が県民の皆さんに届き、幸福実感が高まっています。

## 現状と課題

- これまで、厳しい財政状況と職員定数削減の中で、行政経営資源を集中的に投入する取組を進めてきましたが、施策の数値目標の達成割合は5割前後にとどまっており、県政の取組の成果を確実に県民の皆さんに届けることが求められています。また、協働の取組を進めてきましたが、県民の皆さんの自主的な取組を持続・定着していくことなどの課題が残されています。
- 中部圏知事会や近畿ブロック知事会など、近隣府県と連携して共通する課題に取り組んできましたが、経済活動や生活圏の拡大、台風災害や巨大地震への備えといった観点から、県境を越えて取り組むことが効果的な課題への対応が一層求められています。また、分権型社会の実現に向けて、取組のさらなる進展が求められています。
- 県内には14の大学、短大および高等専門学校があり、2万人を超える教職員・学生の方がいます。「協創」の担い手として、これら県内の高等教育機関が一層力を発揮することとともに、県民の皆さんとの「協創」の取組を進めるため、県職員の政策企画力を高めることが求められています。

## 変革の視点

県民の皆さんに「行動計画」による取組の成果を届けるために、県民の皆さんにとっての成果をあらわす「県民指標」の達成度合いに加えて、「幸福実感指標」を新たに設定し、その推移を把握することで、「行動計画」の進行管理を行います。

## 取組方向

- 「行動計画」の目標達成へ向けて、「県民指標」や「幸福実感指標」などをもとに、計画の的確な進行管理と各部に対する支援を行います。また、年度ごとに政策課題を明らかにした「経営方針」を策定するとともに、「成果レポート」を公表し、計画の進捗状況を県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。
- 県民の皆さんに成果を届けるため、各部への支援の一環として、県境を越える広域的な課題の解決に向けて他府県等と連携するとともに、全国知事会や近隣府県と連携し、国に対して真の分権型社会の実現へ向けた積極的な提言等を行います。
- 県民力による「協創」の三重づくりを進めるために、県内高等教育機関を「みえ県民カビジョン」推進の戦略的パートナーと位置づけ、地域の課題解決に向けて、さまざまな主体との交流・連携を推進します。また、職員の政策形成能力の向上に向けて、政策研究の支援や調査、研究等を行います。

# の推進

施策の推進を支えるために

主担当部局：戦略企画部

## 平成27年度末での到達目標

「選択・集中プログラム」をはじめ、「行動計画」に基づく施策、事業に取り組むことにより、県の課題解決が進み、県民の皆さんが取組の成果を感じ始めています。



県民指標

目標項目

各施策の「県民指標」の達成割合

現状値

—

目標値

70.0%

目標項目の説明

「県民指標」の目標値を達成した施策が全施策に占める割合

主な取組内容  
(基本事業)

県の活動指標

目標項目

現状値

目標値

目標項目の説明

**40101**  
**「みえ県民力ビジョン」の進行管理**  
(主担当：戦略企画部企画課)

「行動計画」に基づき、県の施策、事業が的確に推進されるよう各部局を支援するとともに、県民の皆さんに進捗状況を伝えます。

各施策の「県の活動指標」の達成割合

—

80.0%

各施策の「県の活動指標」のうち、目標値を達成した項目が全体に占める割合

「選択・集中プログラム」の数値目標の達成割合

—

80.0%

「選択・集中プログラム」の数値目標のうち、目標値を達成した項目が全体に占める割合

**40102**  
**広域連携の推進**  
(主担当：戦略企画部政策提言・広域連携課)

全国知事会や近隣府県との連携等により、地方分権に向けた取組や広域的な課題解決を支援します。

新たに実施する広域連携事業の数(累計)

—

20件

他府県等と新たに連携して実施する事業の数

**40103**  
**高等教育機関との連携の推進**  
(主担当：戦略企画部企画課)

県内高等教育機関との交流・連携を進めるとともに、職員の政策形成能力の向上を図ります。

学生と地域のさまざまな主体との交流フォーラムの開催回数

—

20回

県が学生や企業・行政・教育・NPO関係者との交流促進のために開催するフォーラムの回数

# 行財政改革の推進による



めざす姿

地域が、自らの地域を自らの責任で創っていく自主・自立の地域経営が実現しています。また、現場を重視し、自ら課題を発見するとともに、自らの創意工夫により仕事のやり方を転換していく意欲の高い人材が育ち、自ら変革する組織風土が確立され、日本一、幸福が実感できる三重、働きやすい県庁となっています。

## 現状と課題

- 県政を取り巻く社会経済環境の変化や厳しい行財政状況に的確に対応するためには、これまでの取組に満足することなく、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。
- 社会情勢の変化や職員アンケートの結果等もふまえ、引き続き職員の意欲や能力の向上につなげる取組を進めるとともに、県民の皆さんとの信頼関係を高め、「協創」の取組を進めることができる、高い意欲と能力を持った人材を育成することが求められています。
- 職員の危機管理意識は高まってきているものの、実際の行動に結びついていない面もあることから、危機対応力を備えた人材育成をより一層進める必要があります。また、危機の未然防止の徹底を図る必要があります。
- 職員の健康度が徐々に低下してきているため、引き続き心と体の健康づくりの取組が必要です。

## 変革の視点

社会に起きている大きなパラダイム転換を十分に認識した上で、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進めることのできる「人づくりの改革」や、時代の変化に対応し県民の皆さんに成果を届けることのできる「仕組みの改革」など、行財政運営の改革に取り組みます。

## 取組方向

- 職員の意欲、責任感や専門性、管理職員のマネジメント能力の向上を図るとともに、時代の変化に的確に対応できる高度な専門性と現場を重視し、「協創」の取組を進めることができるスキルを身につけた人材の育成を進めます。
- 県の政策を推進するにあたり、評価の結果をふまえ、どのように変革・改善するのかを明確にするため、これまでのPDSサイクル(戦略策定・戦略展開・評価)をPDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に見直すなど、新たな仕組みを構築します。
- 県政を取り巻くさまざまなリスクに対応するため、未然防止策の実効性を高めるとともに、危機に的確に対応できる人材の育成に取り組みます。
- 職場の安全の確保と心と体の健康増進を図るため、職場での安全衛生管理やメンタルヘルス対策に取り組みます。

# 県行政の自立運営

施策の推進を支えるために

主担当部局：総務部

## 平成27年度末での到達目標

県政運営の仕組みについては、時代の変化にさらに対応し、県民の皆さんに成果をより届けることができるよう見直すことで、効果的・効率的な県政運営が行われています。また、人材育成については、「人づくりの改革」に取り組むことで、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持つとともに、危機の兆候を的確に察知し効果的な対応をとることができる職員が育っています。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
行財政改革取組の達成割合	—	100%	「三重県行財政改革取組」における全ての具体的取組のうち達成した取組の割合

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 40201 自立的な県行政の運営

(主担当：総務部行財政改革推進課)

効果的・効率的な県政運営をめざして、県の政策を推進するための新たな仕組みや組織体制・組織運営の構築、外郭団体等の見直しなど、行財政運営の改革に取り組めます。また、包括外部監査の結果についても今後の行政運営に反映していきます。

#### 40202 人材育成の推進

(主担当：総務部人事課)

環境の変化に的確に対応できる多様な人材の育成や、職員の心と体の健康保持・増進に努めます。

### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
事務改善取組の実践(「率先実行大賞」への応募)	41.4%	70.0%	「率先実行大賞」に応募した所属の割合
人材育成に関する達成度	78.1% (22年度)	80.0%	職員の人材育成と研修に関するアンケート結果を数値に換算したもの

# 行財政改革の推進による



めざす姿

将来世代に負担を先送りすることなく持続可能な財政運営が行われ、県の政策が効果的に展開されています。

## 現状と課題

- 雇用経済情勢の先行きの不透明さが増す中、東日本大震災の影響などにより県税収入に多くを期待することが困難な状況である一方、社会保障関係経費や公債費の増加などにより県の財政状況はますます厳しくなっています。今後は、これまでの取組に加え、新たな課題に対応するための財源確保も求められていることから、引き続き厳しい財政運営が見込まれます。
- 個人県民税は、国税からの税源移譲により税収額が増えるとともに、滞納額も増加し県税の収入未済額の約8割を占めるようになりました。個人県民税の収入確保は今後も大きな課題であることから、引き続き市町と連携して滞納整理を進めていくとともに、事業者に対して個人住民税の特別徴収を働きかけるなどの取組を実施していくことにより、収入未済対策を進める必要があります。
- 県庁舎の耐震化については、本館棟が平成23(2011)年度内に完了することから、次に附属棟の耐震補強を完了させる必要があります。また、財産の有効活用や未利用財産の売却を促進する必要があります。

## 変革の視点

県民の皆さんが成果を実感できる予算編成をめざして、県民の皆さんに直接サービスを提供する事業を構築する際には、事業の成果が県民の皆さんに届いているのかという視点を明確にするため、具体的でわかりやすい成果目標を設定し、その測定手法を検討します。

## 取組方向

- 財政運営にあたっては、事務事業の見直しや事業の「選択と集中」を一層推進し、県債発行の抑制に配慮した予算編成に努めるとともに、国の政策の動向等にも留意しつつ、財政の健全化を進め、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政構造の構築をめざします。また、財政状況や決算等の財政情報を県民の皆さんに提供します。
- 徹底した課税調査や的確な滞納整理等により、公平で適正な賦課徴収を図り、県民の皆さんが税の重要性を理解し、自主申告、自主納税される環境を整えます。また、市町等と連携し、収入未済額の大半を占める個人県民税の税収確保に努めます。
- 庁舎(本館棟・附属棟等)の耐震化工事を計画的に実施するとともに、「みえ県有財産利活用方針」に基づき、未利用資産の売却をはじめ、県有財産の計画的、効果的な利活用を進めます。

# 県財政の的確な運営

施策の推進を支えるために

主担当部局：総務部

## 平成 27 年度末での到達目標

平成 19 (2007) 年度以降増加が続いていた県債残高が減少に転じ、財政の健全化が進み、持続可能な財政構造が構築されるとともに、財政に関する県民の皆さんとの情報共有が進み、財政運営の透明性が高まっています。

県民の皆さんが、税の重要性を理解し、自主申告、自主納税が定着しています。

庁舎の耐震化が完了し、県民の皆さんが安全で安心して庁舎を利用することができます。



### 目標項目

県債残高

### 現状値

8,190 億円  
(23 年度末)

### 目標値

8,185 億円  
(26 年度末)

### 目標項目の説明

一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く。

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 40301

#### 持続可能な財政運営の推進

(主担当：総務部財政課)

一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を堅持し、過度に県債に依存することのない持続可能な財政運営をめざして、県債発行の抑制に配慮した予算編成に努めるなど財政運営の改革に取り組みます。

#### 40302

#### 公平・公正な税の執行と税収の確保

(主担当：総務部税務・債権管理課)

納税者および特別徴収義務者が、税に関する重要性の理解を深め、適正に自主申告、自主納税されるよう、公平で適正な賦課徴収を行うとともに、滞納額の縮減に取り組みます。

#### 40303

#### 最適な資産管理と職場環境づくり

(主担当：総務部管財課)

庁舎を利用する全ての人々が、安全・安心な環境で庁舎が利用できるよう、計画的に耐震化に取り組みます。

### 県の活動指標

#### 目標項目

#### 現状値

#### 目標値

#### 目標項目の説明

県債残高

8,190 億円  
(23 年度末)

8,185 億円  
(26 年度末)

一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く。

県税の徴収率

96.5%  
(22 年度)

96.9%  
(26 年度)

県税の収入額を調定税額で除した率

庁舎(本館棟・附属棟等)の耐震化率

88.9%

100%

本庁舎と地域総合庁舎の本館棟・附属棟等の建築物(非木造で延べ床面積 200 平方メートルを超えるもの)のうち、耐震基準に適合した建築物の割合

# 適正な会計事務の確保



めざす姿

会計事務の担当職員一人ひとりが法令や規則に基づいた適正な会計事務を行うとともに、県歳入金の収納方法が多様化し県民の皆さんの利便性が向上しています。また、財務会計制度を取り巻く動向を把握し的確に対応することにより、県の会計事務に対する県民の皆さんの信頼が高まっています。

## 現状と課題

- 県の会計事務が法令や規則に基づき適正に執行されることが求められており、不適切な会計事務処理を未然に防止するための会計事務担当職員等の人材育成が課題となっています。
- 地域の厳しい経済環境への対応や公正で透明な入札・契約制度の確立、地方自治法の改正検討に対応した財務会計制度の見直しなど、財務会計制度を取り巻く動向への的確な対応・取組が課題となっています。
- 厳しい財政状況が見込まれる中、公金の出納を円滑に行うため、より精度の高い収支計画に基づく適正な管理や有利な運用、収納方法の利便性向上が求められています。
- 会計事務担当職員が適正な会計事務を迅速に執行できるよう、会計事務処理の簡素化・効率化が求められています。また、財務会計システムの安全で効率的な運営が求められている中、セキュリティの向上や運営経費の削減に向けて検討を続けていく必要があります。

## 変革の視点

市町と連携し、災害時の業務継続や円滑な復旧対応も視野に、会計事務の標準化、市町の財務会計システムの共同アウトソーシングを促進します。

## 取組方向

- 本庁および地域駐在によるきめ細かな会計支援を行い、各所属の会計事務を身近なところで日常的にサポートします。また、会計事務に関する相談や検査、研修を通じて会計事務担当者等の能力向上に努めます。
- 物件関係の調達においては、公平性・透明性・競争性を高めるとともに地域事業者の育成を考慮したバランスのとれた入札・契約制度の見直しに取り組みます。また、国の財務会計制度や地方自治法改正等の動向を注視し、簡素で効率的な新しい財務会計制度を構築します。
- 公金の適正な管理を行うため、支払資金の安定的な確保と余剰資金の安全で有利な運用を行います。また、県歳入金の収納方法の多様化を図ることにより県民の皆さんの利便性向上に努めます。
- 財務会計システムの円滑な運用・管理を行うとともに、次期システムの更新においてはさらなるシステム運営経費の削減やセキュリティの確保に努めます。また、市町と連携し、会計事務の標準化や市町の財務会計システムの共同アウトソーシングを促進します。

## 平成27年度末での到達目標

適正かつ効率的な会計事務をめざした会計制度および公正で透明な入札・契約制度のもとで、会計事務担当職員が適正な会計事務を行うための会計支援が行われています。また、支払資金が安定的に確保された上で余剰資金が安全で有利に運用されるなど、県の公金が適正に管理されています。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数(実施1か所あたり)	3.2件 (22年度)	2.8件以下 (26年度)	監査委員が毎年度実施する定期監査結果の財務事務の執行に関し是正・改善を求める意見の総計(人件費に関する事務等への意見を除いた収入、支出誤り等に関する意見数)を監査実施箇所数で除した数値

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

#### 40401

#### 会計事務の支援

(主担当：出納局会計支援課)

各所属の会計事務を身近なところで日常的にサポートします。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
出納局が行う会計支援の満足度	3.02 (22年度)	3.60	出納局が行う相談や研修などの会計支援業務全般に対してどの程度満足したかを、アンケートにより各所属が4段階評価し、その評価を平均した数値
資金保全率	100% (22年度)	100%	ペイオフ対策により運用資金の保全が図られている割合

#### 40402

#### 公金の適正な管理

(主担当：出納局出納総務課)

県の公金を安全で的確に管理・運用します。

# 市町との連携の強化



めざす姿

県と市町の対等・協力の関係づくりや一層の連携強化により、市町では、地域や市町の抱える課題の解決に向けた取組や効率的・効果的な行財政運営が行われています。

## 現状と課題

- 県では、これまでも市町との対等・協力の関係づくりや一層の連携の強化、市町の自主性・自立性の向上を図るための取組を進めてきたところですが、引き続き、市町との連携を強化し、適正な役割分担のあり方などを協働で検討していくとともに、市町の主体的な住民自治の取組を促進する必要があります。
- 住民に最も身近な基礎自治体である市町は、法令による権限の移譲などにより、地域経営の総合的な主体として、地域課題に対応していくことが、より一層求められています。
- 合併市町に対しては、合併支援交付金制度等により支援を行ってきたところですが、引き続き、合併市町の状況や課題の把握に努め、県と市町で協議・検討を行いながら、国等と連携し、合併市町の円滑な行財政運営に向け、必要な助言・支援等を行っていく必要があります。
- 市町の厳しい行財政運営が続くことが予測される中、県は、財政基盤の脆弱な市町が基礎自治体として自主性、自立性を確保し、効率的かつ効果的な行財政運営が行えるよう支援する必要があります。
- 市町と県が真のパートナーシップを確立していくためには、市町固有の課題についてお互いの認識を共有し、各市町の実情を十分に把握した上で真摯な議論を重ねることが重要です。

## 変革の視点

市町が地域の実情に応じてよりよい行政サービスを提供できるよう、市町のニーズを的確に把握するとともに、地域や市町の抱える課題の解決に向けた取組が進むように、市町との連携を一層強化し、市町の実情に応じた支援を行います。

## 取組方向

- 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において、県と市町の連携・協働、適正な役割分担のあり方等について協議・検討を進め、県と市町の連携の強化を図ります。
- 県から市町への権限移譲については、市町とも十分な協議・検討を行うとともに、新たに見直した「三重県権限移譲推進方針」に基づき推進し、市町の自主性・自立性の向上を図ります。また、市町の主体的な住民自治の取組を促進します。
- 合併市町に対しては、交付金による財政支援を行うほか、新市町建設計画に記載された県事業の推進を図り、合併市町の新しいまちづくりを支援します。また、県内市町の自主的な合併の円滑化を支援します。
- 県は、広域自治体として、市町に対して、地方自治制度、地方公務員制度、地方財政制度等について、必要な助言や情報提供等による支援を行います。また、市町の財政健全化等の取組に対し、必要な支援を行って市町の行財政運営力の向上を図ります。
- 市町固有の具体的な課題について解決に導くための議論を行う「知事と市町長との1対1対談」を実施します。

## 平成27年度末での到達目標

分権型社会の実現に向けてこれまで積み重ねてきた取組に加え、市町との連携を強化し、市町の実情に応じた支援をより一層進めることで、市町では、従来にも増して、行政事務の的確な処理、安定的な財政運営が行われています。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
市町への権限移譲事務数(累計)	310 事務 (22年度)	485 事務	年度末までに権限移譲が確定した1市町あたりの平均権限移譲事務数

### 主な取組内容 (基本事業)

#### 40501

#### 地方分権の推進

(主担当：地域連携部市町行財政課)

市町が、県と対等・協力の関係のもと、自主性・自立性の高い地方自治体になるよう、県から市町に対する権限移譲を進めるとともに、政策課題の解決に向けた取組を行います。

#### 40502

#### 市町行財政運営の支援

(主担当：地域連携部市町行財政課)

市町が、行政事務を適正かつ的確に処理するとともに、安定的な財政運営を行うことができるよう、適切な助言や支援を行います。

### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県と市町による全県的な課題の解決に向けた取組数(累計)	2 取組	6 取組	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において全県的な政策課題の解決に向けた取組の数
財政健全化計画策定団体数	0 市町	0 市町	収支の赤字や公債費、あるいは債務等の将来の負担額が多い市町で、地方公共団体財政健全化法に基づく財政健全化計画を策定している市町の数

# 広聴広報の充実



めざす姿

県政に対する理解と関心が深まるとともに、より効果的な県政運営が実施できるよう、県政情報が適切に発信されています。

また、県政の質を高め、参画がより一層進むよう、県政に対する意見・提言等が適切に把握されています。

これらにより、県民等の個人情報が適正に管理されている中、県民の皆さん、企業、市町、県などの間で、必要な情報の共有が進んでいます。

## 現状と課題

- 県政の質を高めるとともに、県民の皆さんとの相互理解と信頼関係を深め、県政への参画を進めるためには、個人情報を適正に管理する中で、県民の皆さんとのコミュニケーションツールとしての広聴広報活動を効果的・効率的に展開していくことが必要です。
- 県広報紙「県政だよりみえ」をはじめ、「新聞(報道、広告)」「ラジオ・テレビ」「ホームページ」等の広報媒体を用いて、県の施策や事業等の県政情報を適時に、かつわかりやすく提供するとともに情報公開にも努めてきました。しかしながら、情報通信技術の進展等に伴い、情報入手手段が多様化してきており、より効果的な広報媒体の充実を図っていく必要があります。
- 県政に対する幅広い「県民の声」を集約して県政に反映させていくためには、県民の皆さんからの声に誠実に応え、改善を図るとともに、県から県民の皆さんに積極的に働きかけ、提言、意見などを求めていくことが必要です。

## 変革の視点

県民の皆さんの県政への参画を進めるとともに、県民の皆さんとの相互理解と信頼関係を深めながら、県政の質を高めていくため、県民の皆さんが必要とする県政情報を積極的に発信し、より多くの県民の皆さんに知っていただくとともに、地域の課題やニーズなど幅広く「県民の声」を受信できるようにしていきます。

## 取組方向

- 県政運営に係る情報や課題等をわかりやすく提供し、より効果的に事業を実施するため、「県政だよりみえ」「新聞」「ラジオ・テレビ」「インターネット」などさまざまな媒体の特性を生かしながら、適時・的確に、かつ興味・関心を持ってもらえるように発信していきます。
- 県政情報を迅速かつ幅広く周知していくため、ニュース性のあるタイムリーな情報提供に努めるなど、積極的にマスメディアを活用した、パブリシティ活動による情報発信を行っていきます。
- 県民の皆さんの意見や提案を県政運営に生かしていくため、「県民の声相談」「IT広聴事業(e-モニター)」や知事が現場に出向いて直接対話を行うなどさまざまな手法を活用した広聴活動を展開していきます。
- 県政の透明性を高め、公正で民主的な県政を推進するため、情報公開制度を的確に運用します。また、県民の皆さんが自らの暮らしに生かせるよう各種統計情報を積極的かつ正確に、わかりやすく提供していきます。

## 平成27年度末での到達目標

県民の皆さんへの一方的なお知らせにとどまらず、多様な媒体を活用した情報発信を行うなど、県民の皆さんが必要とする県政情報が容易に入手できるような広報活動を展開するとともに、県民の皆さんの声を幅広く受信する広聴機能がより一層充実しています。



### 県民指標

#### 目標項目

得たいと思う県政情報が得られている県民の割合

#### 現状値

54.2%

#### 目標値

60.0%

#### 目標項目の説明

e-モニターを活用した調査で、得たいと思う県政情報が「十分入手できている」「概ね入手できている」と感じている県民の割合

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

#### 目標項目

#### 現状値

#### 目標値

#### 目標項目の説明

40601

### 効果的な広聴広報機能の推進

(主担当：戦略企画部広聴広報課)

県広報紙やインターネットなど多様な広報媒体を通じて県民の皆さんが必要とする県政情報を適切かつ確実に伝えるとともに、県民の声相談やIT広聴事業(e-モニター)などの手法を活用して、広聴活動を展開します。

県のホームページ(トップページ)へのアクセス件数

168万件  
(22年度)

178万件

県のホームページ(トップページ)への年間アクセス件数(訪問者数)

40602

### 統計情報の効果的な発信と活用の促進

(主担当：戦略企画部統計課)

県民の皆さんや企業・団体等が、必要な統計情報を自由に入手、加工・分析して、社会状況の判断や行動・活動の基礎とするなど、さまざまな意思決定に利用できるよう、各種の統計情報を提供していきます。

統計情報利用件数(みえDataBoxアクセス件数)

471,312件  
(22年度)

720,000件

県の統計情報のインターネット上の総合窓口となっている「みえDataBox」への年間アクセス件数(訪問者数)

40603

### 行政情報の積極的な公開と個人情報の適正な保護

(主担当：戦略企画部情報公開課)

県民の皆さんが知りたい県政情報を提供するとともに、保有する個人情報を適正に管理します。

公文書や個人情報の開示決定等における開示・非開示判断の適正度

78.8%  
(22年度)

80.0%

公文書開示請求の開示決定等および個人情報の開示決定等に対する開示請求者等(県民等)からの不服申立てについて、三重県情報公開審査会、三重県個人情報保護審査会が行政機関の決定が適正(一部容認は含まない)であると判断した割合

# IT利活用の推進



めざす姿

県民一人ひとりが、いつでも、どこでも、安全で安心なIT<sup>注1</sup>を利活用して、さまざまな行政サービスを受けられるなど、県民生活の利便性が向上するとともに、自主的な情報発信・情報交流によって、人と人、人と地域の連携が強まり、各地域が活性化しています。

## 現状と課題

- ブロードバンドネットワークの進展とともに情報機器の高性能化、多機能情報端末や双方向デジタルテレビ等の新たな情報通信技術の普及などによって、ITの利活用環境が格段に高まりました。
- 県においては、情報ネットワークの安定運用をはじめ各種情報システムを開発・運用し、さまざまな行政サービスや行政情報の提供を行い、県民・行政相互の情報交流を進めています。
- 増加するサイバーテロや大規模自然災害等の発生に備え、県の情報システムにおけるセキュリティ対策や、被災時における情報システムの運用方法について検討が必要です。
- 効率的な行政運営による県民サービスの充実を図るため、全庁的な情報システムの適正化が求められています。

## 変革の視点

徹底したIT投資管理により、行政運営における庁内のIT利活用をより効率化するとともに、情報セキュリティを確保した情報システムの安定運用に取り組むことで、行政サービスのさらなる充実を図ります。

## 取組方向

- IT利活用の一層の効率化を図るため、情報システムの企画、構築から運用、評価に至るPDCAサイクル全体を見通した、全庁的なIT投資管理体制を確立するとともに、継続的に改善を進めます。
- 常に進化する情報通信技術を有効活用し、行政サービスや行政情報を提供するとともに、県民一人ひとりがITを自主的に利活用できる環境を整備することで、地域や人びとの交流・連携を促していきます。
- サイバーテロや大規模自然災害等の脅威から県の個人情報や情報システムを守るため、情報セキュリティ対策を推進し、情報ネットワークや行政情報システムの安定運用に取り組みます。また、災害等発生時に備えて業務継続計画を策定します。

## 平成27年度末での到達目標

時代に応じた情報通信環境が整備されるとともに、県政のさまざまな分野で情報システムが効率的・安定的に運用されることで、県行政運営の効率化が図られ、県民の皆さんへの行政サービスや行政情報の提供が効果的に進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
行政手続等のオンライン利用率	52.9% (22年度)	58.0%	国の定める「利用促進対象 21 手続」における、手続総件数に占めるオンライン利用率

主な取組内容  
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
<p><b>40701</b> IT を利活用した行政サービスの提供</p> <p>(主担当：地域連携部 IT 推進課)</p> <p>県民の皆さんが IT 利活用により必要な行政情報や行政サービスの提供を受けられるように、電子申請・届出システム等の安定運用、利用促進に取り組みます。</p>	電子申請・届出システム利活用件数	173,549 件 (22 年度)	184,000 件	IT を活用した行政サービスの代表的なシステムである電子申請・届出システムの申請数および様式ダウンロード件数
<p><b>40702</b> 情報ネットワークおよび行政情報システムの整備と適正な運用</p> <p>(主担当：地域連携部 IT 推進課)</p> <p>情報ネットワークおよび行政情報システムを安定運用することで、行政運営の効率化を図り、県民の皆さんに対して多様なサービスの提供や情報交流の活性化を促します。</p>	県情報ネットワーク停止時間	42 分 (22 年度)	24 分	県民の皆さんが県の情報システムを利活用するにあたり支障を及ぼす行政 WAN 等の基幹ネットワークの年間停止時間(メンテナンスを除く)
<p><b>40703</b> 地域情報化の推進</p> <p>(主担当：地域連携部 IT 推進課)</p> <p>県民の皆さんがいつでも、どこでも IT の利活用ができるよう情報通信環境の整備促進や、市町の情報化の支援に取り組みます。</p>	携帯電話不通話地域整備数(累計)	61 基 (22 年度)	71 基	条件不利地域における携帯電話基地局整備数
<p><b>40704</b> 最適な IT 利活用を実現するための仕組みの確立</p> <p>(主担当：地域連携部 IT 推進課)</p> <p>IT の利活用を推進するにあたって、組織全体として投資管理、情報セキュリティ対策、知識共有(人材育成)等の強化に向けた取組を行っています。</p>	新たな手法(システム評価 <sup>注)2</sup> 等)による支援を実施した大規模システム数(累計)	—	28 件	システムの統合化や効率化などによる全庁情報システムの最適化を図るために、再構築にあたってシステム評価等による支援を実施した大規模システム数

注) 1 IT：情報通信技術。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的にあらわす語。

注) 2 システム評価：システム開発や再構築時に想定した目的や創出される効果が、運用後に期待どおりに発揮されているかどうかを検証し、改善策に生かしていく取組で、IT 投資の P D C A サイクルにおける C (評価)、A (改善施策検討)のプロセスに相当する。

# 公共事業推進の支援



めざす姿

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施することにより、県民の皆さんの公共事業への信頼感が向上していることをめざします。

## 現状と課題

- 公共事業評価について、適正に運用を図ることにより、公共事業の実施プロセスの透明性を向上させてきました。今後も、公共事業を取り巻く環境等の変化に対応しながら、評価の内容を見直していくとともに、電子調達システムをはじめとするCALS/EC(公共事業の情報化)をさらに進めることにより、公共事業を適正に実施していくことが求められています。
- 入札契約制度については、公共工事の品質を確保し、意欲と技術力があり、地域・社会に貢献している優良な企業が受注できるようにするとともに、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素等を考慮する総合評価の客観性・公平性を確保しながら取り組む必要があります。また、公共工事が減少し地域の建設業の疲弊が進む中、工事の品質低下や災害時の緊急対応が課題となっています。

## 変革の視点

これまで、公共事業評価制度の適切な運用、入札契約制度の見直し、入札情報の電子提供など公共事業の実施プロセスの改善を進めてきたところですが、これらの取組に加えて、災害時の緊急対応、地域雇用を支える地域企業の育成を図る取組を進めます。

## 取組方向

- 公共事業評価については、費用対効果だけでなく地域の実情を加味するなど総合的に評価を実施し、適正に事業を実施していきます。CALS/ECについては、蓄積された事業情報の県民の皆さんへの提供や有効活用等に取り組むとともに、各種システムによる事業の効率化を進めます。
- 入札契約制度については、公共工事の公正性・透明性・競争性の確保に引き続き取り組むとともに、総合評価の客観性、公平性を確保し、地域・社会に貢献している優良な企業が受注できるように、制度の改善と適切な運用に取り組めます。また、災害時の緊急対応や地域雇用の確保等のため、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成に取り組めます。

## 平成27年度末での到達目標

これまで進めてきた公共事業の再評価、事後評価の適切な実施、事業情報の県民の皆さんへの提供と有効活用等を進める取組に加え、地域の建設業者の地域・社会貢献の取組などを評価し、優良な企業が受注できるような入札制度の運用等に取り組むことにより、公共事業が適正に運営されていることをめざします。



### 県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
公共事業への信頼度	92.8% (22年度)	96.3%	公共事業評価制度において、「三重県公共事業評価審査委員会」で審査を受け妥当とされた割合と総合評価方式の入札において、地域・社会貢献の取組実績がある企業が受注した件数の割合の平均値

### 主な取組内容 (基本事業)

### 県の活動指標

#### 40801

#### 公共事業の適正な執行・管理

(主担当：県土整備部公共事業運営課)

公共事業が、実施プロセスの公正性・透明性を向上させるよう執行されていることをめざし、社会情勢の変化に対応した地域の実情を加味した総合的な事業評価を行うとともに、蓄積された事業情報の県民の皆さんへの提供や有効活用を進め、事業の効率化を図ります。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
公共事業再評価・事後評価達成度	97.1% (22年度)	97.5%	公共事業評価制度において、外部委員で構成される「三重県公共事業評価審査委員会」で審査を受け妥当とされた割合

#### 40802

#### 公共事業を推進するための体制づくり

(主担当：県土整備部入札管理課)

総合評価方式における評価項目の見直しなど、入札制度の改善と適正な運用に取り組み、公共工事の品質を確保するとともに、技術力を持ち地域・社会に貢献できる建設業の育成に取り組めます。

受注者の地域・社会貢献度	88.4% (22年度)	95.0%	総合評価方式の入札において、地域・社会貢献の取組実績がある企業が受注した件数の割合
--------------	-----------------	-------	-------------------------------------------

## 第2節 民主的かつ公正中立な行政運営(行政委員会)

公正中立な行政運営や権利調整などの準司法的権限に関する行政委員会の取組を掲載しています。

- 基本事業1 適正な選挙の管理執行
- 基本事業2 勤務条件の確保と職員の採用
- 基本事業3 監査評価の充実
- 基本事業4 労働関係の調整
- 基本事業5 適正な公共事業用地の収用と私有財産との調整
- 基本事業6 海面の総合的利用
- 基本事業7 漁業権設定河川における水産動植物の増殖の推進

### 基本事業1

#### 50001 適正な選挙の管理執行

(主担当：選挙管理委員会事務局)

選挙の適正な管理執行や投票率向上のための啓発活動等に取り組みます。

#### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
全県を対象とした選挙の投票率	63.0%	63.0%	全県を対象とする選挙(衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、知事選挙、県議会議員一般選挙)の投票率の5か年平均値

## 基本事業2

### 50002 勤務条件の確保と職員の採用

(主担当：人事委員会事務局)

県職員が勤務条件に満足することをめざすとともに、有為な人材の確保に努めます。

#### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
勤務条件に関する職員の満足度	69.8% (22年度)	70.0%	「三重県職員満足度アンケート」のうち、「過度の精神的不安」、「正当な評価」、「仕事に見合った給与」、「昇任のしくみ」、「休暇」、「福利厚生事業」、「総労働時間」、「ハラスメントを許さない雰囲気」の勤務条件に関係する8項目の満足度を数値に換算したもの
新規採用職員に対する所属長等満足度	89.2% (22年度)	100%	新規採用職員が配属された所属長等を対象とした「所属長アンケート」における総合的な満足度が「期待以上」、「十分期待どおり」、「期待程度」であるものの割合

## 基本事業3

### 50003 監査評価の充実

(主担当：監査委員事務局)

県の行財政が適正に運営されるよう、監査・評価を充実します。

#### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
監査結果に対する改善率	87.9% (22年度)	90.0%	定期監査結果を受けて執行部局が講じた措置のうち、「概ね対応済み」または「改善に着手」と認められるものの割合
実地による予備監査実施率	71.9%	73.0%	定期監査の対象箇所に対し、事務局職員による監査を実地により実施した箇所の割合
実地による委員監査実施率	59.3%	63.0%	定期監査の対象箇所に対し、監査委員による監査を実地により実施した箇所の割合

## 基本事業4

### 50004 労働関係の調整

(主担当:労働委員会事務局)

労働組合や労働者と使用者の健全な労使関係の確立を図ります。

#### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
不当労働行為事件の 審査期間の目標達成率	80.8% (22年度)	100%	申立てから終結までの目標審査期間(1 年半=548日以内)に対して、当該年 度中に終結した事件の審査に要した平 均日数の割合
労働争議調整事件の 円満解決率	55.6% (22年度)	70.0%	当該年度中に終結したあっせん等の総件数 に対する円満解決した事件数の割合

## 基本事業5

### 50005 適正な公共事業用地の収用と私有財産との調整

(主担当:収用委員会)

公共事業に必要な土地等の収用または使用に関し、適正な補償を定めた裁決を迅速に行います。

#### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
6か月以内終結率	100% (22年度)	100%	裁決申請があり審理を開始した事件のう ち、審理を開始してから6か月以内に裁 決を行った事件の割合

## 基本事業6

### 50006 海面の総合的利用

(主担当：海区漁業調整委員会事務局)

漁業者を主体とした海の利用に関係する者が、漁場利用に係る紛争もなく、海面を総合的に利用できるように漁業調整を進めます。

#### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
操業協定の締結件数	1件 (22年度)	2件	漁場利用に係る紛争等を防止するため他県と締結した漁業操業協定の件数

## 基本事業7

### 50007 漁業権設定河川における水産動植物の増殖の推進

(主担当：内水面漁場管理委員会事務局)

内水面漁業協同組合による漁業権魚種の増殖の向上を図ります。

#### 県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
目標増殖量の達成率	89.3% (22年度)	100%	河川ごとに定めている目標増殖量を達成している比率

## 第2章 計画の進行管理

### 第1節 基本的な考え方

#### (1)「みえ県民力ビジョン」の進行管理

「みえ県民力ビジョン」の推進にあたっては、P D C A (計画・実行・評価・改善)のサイクルに基づき、常に県民の皆さんに成果が届いているかを意識しながら、「行動計画」の目標達成に向けた的確な進行管理に努めます。



#### ① 計画(P l a n)

長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」と中期の「行動計画」に基づく単年度の方針として「経営方針」を策定し、当該年度の政策課題や行動指針を明確にします。



#### ② 実行(D o)

部局長、副部長、課長等は、自身のマネジメント方針や所管する事業の目標等を定め、各所属組織において経営方針を具体的に展開します。



#### ③ 評価(C h e c k)

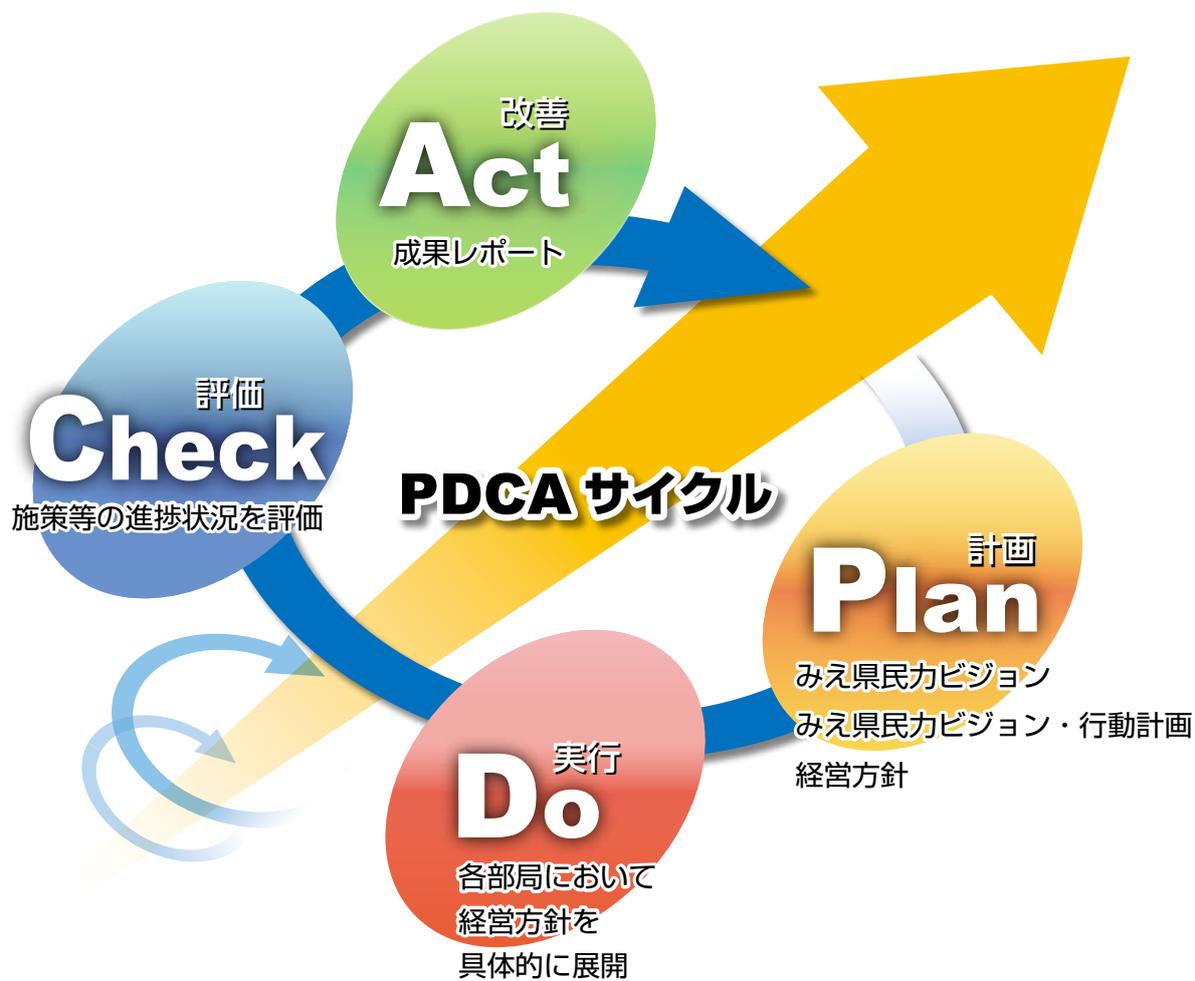
計画に基づき、取り組んだ施策等の進捗状況について評価を行います。



#### ④ 改善(A c t)

評価によって明らかになった施策等の成果や課題、翌年度への改善方向については、「成果レポート」として取りまとめ、県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。

## 「みえ県民カビジョン」 進行管理の仕組み



## 第2節 県民の幸福実感の把握

「みえ県民力ビジョン」では「幸福実感日本一」の三重をめざすことから、政策分野ごとの16の「幸福実感指標」を設定し、「県民指標」に加えて、「幸福実感指標」の推移を把握することで、行動計画全体としての進行管理に努めるとともに、「成果レポート」に記載して公表します。

なお、「幸福実感指標」は、県民の皆さんを対象に「みえ県民意識調査」を実施することで、毎年把握することとします。

施策ごとに設定する「県民指標」が、県をはじめとしたさまざまな主体の活動による県民の皆さんにとっての成果を、数値目標を設けて評価するための指標であるのに対して、「幸福実感指標」は、一人ひとりが生活している中で感じる政策分野ごとの実感の推移を調べ、全体としての幸福実感を把握するための指標であり、目標値は設定しません。

# 16の「幸福実感指標」

## 「守る」

政策分野

指標

### I - 1 危機管理

～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～

災害等の危機への備えが進んでいると感じる県民の割合

### I - 2 命を守る

～健康な暮らしと安心できる医療体制～

必要な医療サービスが利用できていると感じる県民の割合

### I - 3 暮らしを守る

～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～

犯罪や事故が少なく、安全に暮らせていると感じる県民の割合

### I - 4 共生の福祉社会

～地域の中で誰もが共に支え合う社会～

必要な福祉サービスが利用できていると感じる県民の割合

### I - 5 環境を守る持続可能な社会

～自然を大切にし、環境への負荷が少ない社会～

身近な自然や環境を守る取組が広がっていると感じる県民の割合

# II 「創る」

政策分野

指標

**II - 1 人権の尊重と多様性を認め合う社会** 一人ひとりが尊重され、誰もが社会に参画できていると感じる県民の割合  
～一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会～

**II - 2 教育の充実** 子どものためになる教育が行われていると感じる県民の割合  
～一人ひとりの個性と能力を育む教育～

**II - 3 子どもの育ちと子育て** 地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合  
～子どもが豊かに育つことができる社会～

**II - 4 スポーツの推進** スポーツを通じて夢や感動が育まれていると感じる県民の割合  
～夢と感動を育む社会～

**II - 5 地域との連携** 自分の住んでいる地域に愛着があり、今後も住み続けたいと感じる県民の割合  
～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～

**II - 6 文化と学び** 文化芸術や地域の歴史等について、学び親しむことができると感じる県民の割合  
～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～

# III 「拓く」

政策分野

指標

**III - 1 農林水産業** 三重県産の農林水産物を買いたいと感じる県民の割合  
～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～

**III - 2 強じんて多様な産業** 県内の産業活動が活発であると感じる県民の割合  
～地域に活力と雇用を生み出す産業構造への転換～

**III - 3 雇用の確保** 働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ていると感じる県民の割合  
～誰もが働ける社会～

**III - 4 世界に開かれた三重** 国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいると感じる県民の割合  
～観光産業の振興と国際戦略の展開～

**III - 5 安心と活力を生み出す基盤** 道路や公共交通機関等が整っていると感じる県民の割合  
～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～

## 第3節 行政経営資源の見直し

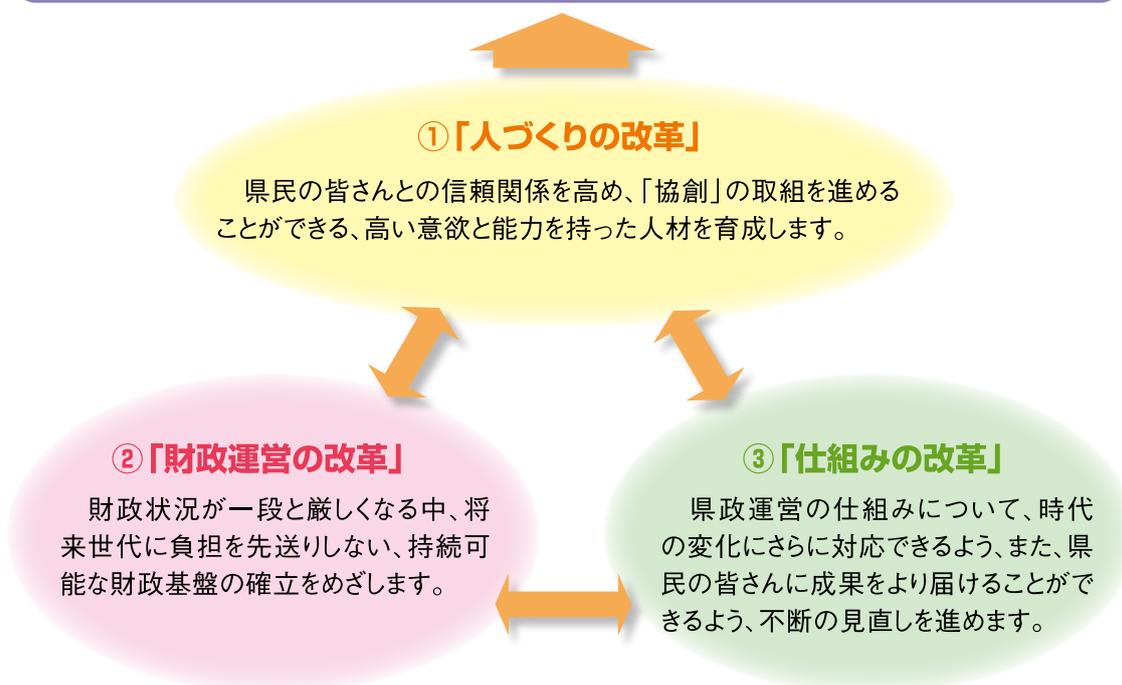
### (行財政改革取組)

県民の皆さんと「協創」の取組を進めるには、職員力の向上が必要です。一方、県の財政状況は、県債残高が年々増加する中、歳入面では、県税収入に多くを期待することが困難な状況にあり、歳出面では、公債費や社会保障関係経費の増加が見込まれるなど、さらに一段と厳しくなることが予想されます。県政運営を進める仕組みについても、時代の変化にさらに対応できるよう、また、県民の皆さんに成果をより届けることができるよう、不断の見直しを行っていくことが必要です。

こうしたことから、「先導・変革」、「自立・創造」、「簡素・効率」の3つをキーワードに、行財政運営の改革に取り組み、「自立した地域経営」を実現することにより、「行動計画」の着実な推進につなげます。

行財政改革の3つの柱として、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持った人材を育てる「人づくりの改革」、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立に向けた「財政運営の改革」、時代の変化に対応し、県民の皆さんに成果をより届けることができる「仕組みの改革」に取り組みます。

### 「自立した地域経営」の実現



### (計画期間中の財政見直し)

この行動計画期間中の県の財政規模について、一般会計の歳出額の合計は、2兆6,801億円程度と推計され、また、歳入額の合計は、2兆6,517億円程度と推計されます。これによる要調整額(財源不足額)は、284億円程度と見込まれます。

県の財政状況がこのような厳しい状況にあっても、計画を着実に実行していく必要があります。そのため、予算編成の中で「選択・集中プログラム」については、行政経営資源を効率的・効果的に投入する観点から、重点的な予算措置を行うなど、メリハリのある取組を行っていきます。

また、あらゆる財源確保に向けた取組を行うとともに、徹底した事務事業の見直しや総人件費の抑制など行財政改革取組に基づき、着実な財政運営を行っていきます。

なお、国の地方財政対策や景気の動向等により、財政見直しが変わる場合もあります。

表1 計画期間中の財政見通し（一般会計）

(単位：億円)

区 分		平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	備 考
歳 出	人件費	2,211	2,251	2,269	2,271	平成 25 年度は一部管理職の特例的な減額を反映
	退職手当	225	226	242	244	退職見込者数から推計
	社会保障関係経費	861	902	928	966	医療・介護等の増加要因を勘案して推計
	公債費	1,067	1,137	1,188	1,236	過去および将来の発行状況により推計
	税収関連交付金	617	628	643	654	県税の伸び率と連動させて推計
	一般行政経費	1,937	1,802	1,669	1,562	雇用・経済対策等の基金事業の終了を考慮の上、以下により推計 ・公共事業(公共、直轄、県単) →年3%削減として推計 ・施策別財源配分経費等 →年10%削減として推計
	歳 出 計 A	6,694	6,719	6,699	6,690	

(単位：億円)

区 分		平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	備 考
歳 入	県税	2,067	2,092	2,150	2,189	税制改正影響分を考慮の上、原則として名目経済成長率により推計
	地方消費税清算金	348	354	363	370	名目経済成長率により推計
	地方交付税 (臨時財政対策債、減収補てん債を含む)	2,015	2,032	2,013	2,007	県税や公債費、社会保障関係経費の伸び等を勘案して推計
	国庫支出金	695	682	658	650	歳出に連動させて推計
	県債	719	682	675	635	歳出に連動させて推計
	その他	850	817	738	713	地方譲与税 →原則として名目経済成長率により推計 分担金負担金 →歳出に連動させて推計 その他収入 →雇用・経済対策等の基金の残高を考慮の上、原則として平成 24 年度と同程度の水準として推計
	歳 入 計 B	6,694	6,660	6,598	6,564	

(単位：億円)

区 分	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)
要調整額 (A - B)	0	59	100	125

(単位：億円)

区 分	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	備 考
年度末地方債残高見込	12,968	13,350	13,682	13,941	
臨時財政対策債等	4,736	5,126	5,497	5,845	※国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地のないもの
建設地方債等	8,232	8,224	8,185	8,096	参考：平成 23 年度末現在高 8,190 億円 (最終補正後)
当初予算計上	691	671	663	624	
補正予算計上	26	26	26	26	
元金償還金	675	705	728	739	

\* この試算は、備考欄に示した考え方により試算しています。なお、名目経済成長率については、内閣府試算(平成 24 年 1 月 24 日「経済財政の中長期試算」)で用いられた率を使用しています。

\* 数値は、四捨五入によるため、各区分の合計と歳出計欄、歳入計欄の数値等が一致しない場合があります。





## 参考資料

- 1 県議会、市町、有識者、県民の  
皆さんからの意見反映
- 2 個別計画一覧
- 3 数値目標一覧

# 1 県議会、市町、有識者、県民の皆さんからの意見反映

「みえ県民カビジョン」の策定を進めるにあたっては、県議会から知事に申し入れをいただくとともに、知事と市町長との意見交換の機会などを通じて、市町からご意見やご提案をいただきました。また、有識者の方々からご意見やご提案をいただくとともに、県民の皆さんからは、パブリックコメントや、大学生と知事との意見交換の機会などを通じて、ご意見やご提案をいただきました。

## (1) 県議会からの申し入れ

時 期	内 容
平成 23(2011)年 11 月、 平成 24(2012)年 1 月	全員協議会や各行政部門別常任委員会において詳細な調査が行われ、11 月 4 日に『みえ県民カビジョン及び行動計画(仮称)(中間案)』並びに『三重県行財政改革取組(素案)』に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書により、また、1 月 26 日に『みえ県民カビジョン及び行動計画(仮称)(最終案)』並びに『三重県行財政改革取組(中間案)』に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書により、ご要望、ご意見をいただきました。

## (2) 市町からのご意見やご提案

### ◆トップ会議

時 期	内 容
平成 23(2011)年 8 月、 平成 24(2012)年 1 月	知事と市町長が、地域における課題について、包括的な意見交換を行う、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(地域会議)トップ会議において、ご意見等をいただきました。 * 48 件

### ◆市町へのご意見等の照会

時 期	内 容
平成 23(2011)年 9 月～ 12 月	県内の各市町に対して、中間案および最終案の説明会を実施するとともに、ご意見等をいただきました。 * 85 件

### (3) 有識者の方々からのご意見やご提案

#### ◆三重県経営戦略会議

時 期	内 容
平成 23(2011)年 7月、8月、10月	県政における政策課題に関し、専門的かつ総合的な知見を有する方々と意見交換を行うことを目的として設置した、三重県経営戦略会議の委員の皆さんからご意見等をいただきました。 * 90 件

#### ◆特定の政策課題や個別計画の検討などを行う会議等

時 期	内 容
平成 23(2011)年 9月～11月	各部局が所管する会議等から、ご意見等をいただきました。 * 5 件

#### ◆その他有識者からのご意見やご提案

時 期	内 容
平成 23(2011)年 7月～10月	三重県とゆかりのある有識者の方々からご意見等をいただきました。 * 58 件

### (4) 県民の皆さんからのご意見やご提案

#### ◆パブリックコメント

時 期	内 容
平成 23(2011)年 9月～12月	中間案、最終案に対してパブリックコメントを実施し、県民の皆さんからご意見等をいただきました。 * 28 件

#### ◆各種団体等へのご意見等の照会

時 期	内 容
平成 23(2011)年 9月～12月	県内の高等教育機関、NPO法人、各種団体などから、中間案、最終案に対してご意見等をいただきました。  * 73 件

#### ◆みえの現場・すこいやんかトーク

時 期	内 容
平成 23(2011)年 8月、10月、11月	知事が直接現場に出向き、地域で頑張っている県民の皆さんと対話する「みえの現場・すこいやんかトーク」の各会場において、ご意見等をいただきました。  * 17 件

#### ◆大学生との意見交換

時 期	内 容
平成 23(2011)年 8月～12月	若い世代の方々と知事が直接対話する「みえの現場・すこいやんかトーク大学編」において、学生の皆さんからご意見等をいただきました。  * 44 件(9校)

#### ◆高校生へのアンケート

時 期	内 容
平成 23(2011)年 6月～7月	次代を担う若い人たちのニーズを把握するため、県内の高校2年生を対象として、アンケート調査を実施しました。  *有効回答数：2,419人(80校)

※これまでにいただいたご意見等の反映状況については、県のホームページでも公表していますので、ご参照ください。

(<http://www.pref.mie.lg.jp/VISION/index.htm>)



## 2 個別計画一覧

「関連する個別計画」は、法定計画や条例に基づき議決を経て策定された計画、「みえ県民力ビジョン・行動計画」に記載されている計画等を施策ごとに記載しています。

施 策	関連する個別計画		
	計画の名称	計画期間	計画の担当部
111 防災・減災対策の推進	三重県地域防災計画	平成 23 年 7 月～	防災対策部
	三重県石油コンビナート等防災計画	平成 23 年 7 月～	防災対策部
	三重県緊急地震対策行動計画	平成 23 年 10 月～平成 25 年 3 月	防災対策部
	三重県新地震対策行動計画(仮称)	平成 24 年度策定予定	防災対策部
	三重風水害等対策アクションプログラム	平成 22 年 4 月～平成 27 年 3 月	防災対策部
	三重県消防広域化推進計画	平成 20 年 3 月～	防災対策部
	三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画	平成 24 年 2 月～	防災対策部
	三重県耐震改修促進計画	平成 19 年 3 月～平成 28 年 3 月	県土整備部
113 食の安全・安心の確保	三重県食の安全・安心確保基本方針	平成 15 年 1 月～	農林水産部
	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画	平成 24 年 4 月～平成 34 年 3 月	農林水産部
114 感染症の予防と体制の整備	三重県感染症予防計画	平成 11 年 4 月～	健康福祉部
	三重県新型インフルエンザ行動計画	平成 17 年 4 月～	健康福祉部
121 医師確保と医療体制の整備	三重県保健医療計画(第 4 次改訂)	平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月	健康福祉部医療対策局
	三重県地域医療再生計画(現行分)	平成 22 年 1 月～平成 26 年 3 月	健康福祉部医療対策局
	三重県地域医療再生計画(拡充分)	平成 23 年 9 月～平成 26 年 3 月	健康福祉部医療対策局
	三重県周産期医療体制整備計画	平成 23 年 4 月～平成 28 年 3 月	健康福祉部医療対策局
	三重県へき地保健医療計画	平成 23 年 8 月～平成 28 年 7 月	健康福祉部医療対策局
	三重県医療費適正化計画	平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月	健康福祉部
	三重県病院事業中期経営計画	平成 22 年 4 月～平成 25 年 3 月	病院事業庁
	県立病院改革に関する基本方針	平成 22 年 3 月～	健康福祉部医療対策局

施 策		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
122	がん対策の推進	三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」	平成13年4月～平成25年3月	健康福祉部医療対策局
		三重県がん対策戦略プラン	平成20年8月～平成25年3月	健康福祉部医療対策局
		三重県保健医療計画(第4次改訂)	平成20年4月～平成25年3月	健康福祉部医療対策局
123	こころと身体の健康対策の推進	三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」	平成13年4月～平成25年3月	健康福祉部医療対策局
		三重県自殺対策行動計画	平成21年4月～平成25年3月	健康福祉部医療対策局
		三重県保健医療計画(第4次改訂)	平成20年4月～平成25年3月	健康福祉部医療対策局
		三重県がん対策戦略プラン	平成20年8月～平成25年3月	健康福祉部医療対策局
		三重県医療費適正化計画	平成20年4月～平成25年3月	健康福祉部
132	交通安全のまちづくり	第9次三重県交通安全計画	平成23年4月～平成28年3月	環境生活部
133	消費生活の安全の確保	第二次三重県消費者施策基本指針	平成23年4月～平成27年3月	環境生活部
134	薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	三重県動物愛護管理推進計画	平成21年4月～平成25年3月	健康福祉部
141	介護基盤整備などの高齢者福祉の充実	みえ高齢者元気・かがやきプラン	平成24年4月～平成26年3月	健康福祉部
		三重県保健医療計画(第4次改訂)	平成20年4月～平成25年3月	健康福祉部医療対策局
		三重県健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」	平成13年4月～平成25年3月	健康福祉部医療対策局
142	障がい者の自立と共生	みえ障がい者共生社会づくりプラン	平成24年4月～平成26年3月	健康福祉部
		みえ高齢者元気・かがやきプラン	平成24年4月～平成26年3月	健康福祉部
		三重県教育ビジョン	平成23年4月～平成28年3月	教育委員会
		第9次三重県職業能力開発計画	平成23年10月～平成28年3月	雇用経済部
143	支え合いの福祉社会づくり	第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画	平成23年4月～平成27年3月	健康福祉部

施 策		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
151	地球温暖化対策の推進	三重県環境基本計画	平成 24 年 4 月～平成 34 年 3 月	環境生活部
		三重県地球温暖化対策実行計画	平成 24 年 4 月～平成 33 年 3 月	環境生活部
		三重県環境保全活動・環境教育基本方針	平成 17 年 6 月～	環境生活部
		三重県新エネルギービジョン	平成 24 年 4 月～平成 33 年 3 月	雇用経済部
152	廃棄物総合対策の推進	三重県環境基本計画	平成 24 年 4 月～平成 34 年 3 月	環境生活部
		三重県廃棄物処理計画	平成 23 年 4 月～平成 28 年 3 月	環境生活部廃棄物対策局
		ごみゼロ社会実現プラン	平成 17 年 4 月～平成 38 年 3 月	環境生活部廃棄物対策局
153	自然環境の保全と活用	三重県環境基本計画	平成 24 年 4 月～平成 34 年 3 月	環境生活部
		三重県自然環境保全基本方針	平成 16 年 3 月～	農林水産部
		みえ生物多様性推進プラン	平成 24 年 4 月～平成 28 年 3 月	農林水産部
		第 11 次鳥獣保護事業計画	平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月	農林水産部
154	大気・水環境の保全	三重県環境基本計画	平成 24 年 4 月～平成 34 年 3 月	環境生活部
		三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(NOx・PM 総量削減計画)	平成 24 年度策定予定	環境生活部
		化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量にかかる総量削減計画(第 7 次)	平成 24 年 2 月～平成 27 年 3 月	環境生活部
		三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)	平成 18 年 3 月～平成 28 年 3 月	環境生活部
		伊勢湾再生行動計画	平成 19 年 3 月～平成 30 年 3 月	環境生活部
		三重県海岸漂着物対策推進計画	平成 24 年 3 月～	環境生活部
211	人権が尊重される社会づくり	三重県人権施策基本方針(第一次改定)	平成 18 年 3 月～	環境生活部
		三重県人権教育基本方針	平成 21 年 2 月～	教育委員会
		第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン	平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月	環境生活部

施 策		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
212	男女共同参画の社会づくり	第2次三重県男女共同参画基本計画	平成23年4月～平成33年3月	環境生活部
		三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 改定版	平成23年4月～平成26年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
213	多文化共生社会づくり	三重県国際化推進指針(第一次改訂)	平成23年4月～平成27年3月	環境生活部
221	学力の向上	三重県教育ビジョン	平成23年4月～平成28年3月	教育委員会
222	地域に開かれた学校づくり	三重県教育ビジョン	平成23年4月～平成28年3月	教育委員会
223	特別支援教育の充実	三重県教育ビジョン	平成23年4月～平成28年3月	教育委員会
224	学校における防災教育・防災対策の推進	三重県教育ビジョン	平成23年4月～平成28年3月	教育委員会
		三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について<指針>	平成23年12月～	教育委員会
		三重県緊急地震対策行動計画	平成23年10月～平成25年3月	防災対策部
231	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	健やか親子いきいきプランみえ	平成23年4月～平成27年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
		第二期次世代育成支援行動計画	平成22年4月～平成27年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
232	子育て支援策の推進	健やか親子いきいきプランみえ	平成23年4月～平成27年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
		第二期次世代育成支援行動計画	平成22年4月～平成27年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
		第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画	平成22年4月～平成27年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
233	児童虐待の防止と社会的養護の推進	健やか親子いきいきプランみえ	平成23年4月～平成27年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
		第二期次世代育成支援行動計画	平成22年4月～平成27年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
241	学校スポーツと地域スポーツの推進	三重県教育ビジョン	平成23年4月～平成28年3月	教育委員会
		第7次三重県スポーツ振興計画	平成23年4月～平成27年3月	地域連携部 スポーツ推進局
242	競技スポーツの推進	三重県教育ビジョン	平成23年4月～平成28年3月	教育委員会
		第7次三重県スポーツ振興計画	平成23年4月～平成27年3月	地域連携部 スポーツ推進局

施 策		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
253	「美し国おこし・三重」の新たな推進	「美し国おこし・三重」三重県基本計画	平成21年1月～(おおむね6年間)	地域連携部
254	農山漁村の振興	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画	平成24年4月～平成34年3月	農林水産部
		三重県水産業・漁村振興指針	平成24年4月～平成34年3月	農林水産部
		三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)	平成18年3月～平成28年3月	環境生活部
255	市町との連携による地域活性化	三重県過疎地域自立促進計画	平成22年4月～平成28年3月	地域連携部 南部地域活性化局
		三重県離島振興計画	平成15年4月～平成25年3月	地域連携部 南部地域活性化局
		紀伊地域半島振興計画	平成17年12月～平成27年3月	地域連携部 南部地域活性化局
261	文化の振興	三重の文化振興方針	平成20年3月～	環境生活部
262	生涯学習の振興	第3次三重県生涯学習振興基本計画	平成23年3月～平成27年3月	環境生活部
		第二次三重県子ども読書活動推進計画	平成21年11月～(おおむね5年間)	教育委員会
311	農林水産業のイノベーションの促進	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画	平成24年4月～平成34年3月	農林水産部
		三重の森林づくり基本計画2012	平成24年4月～平成38年3月	農林水産部
		三重県水産業・漁村振興指針	平成24年4月～平成34年3月	農林水産部
		三重県食育推進計画	平成23年12月～平成28年3月	農林水産部
312	農業の振興	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画	平成24年4月～平成34年3月	農林水産部
		みえの安全・安心農業生産推進方針	平成21年3月～(おおむね5年間)	農林水産部
		三重県食の安全・安心確保基本方針	平成15年1月～	農林水産部
		三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針	平成23年11月～(おおむね5年間)	農林水産部

施 策		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
313	林業の振興と森林づくり	三重の森林づくり基本計画2012	平成24年4月～平成38年3月	農林水産部
		三重県環境基本計画	平成24年4月～平成34年3月	環境生活部
314	水産業の振興	三重県水産業・漁村振興指針	平成24年4月～平成34年3月	農林水産部
321	三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進	みえ産業振興戦略	平成24年度策定予定	雇用経済部
		みえメディカルバレー構想第3期実施計画	平成24年4月～平成28年3月	健康福祉部
322	ものづくり三重の推進	みえ産業振興戦略	平成24年度策定予定	雇用経済部
323	地域の価値と魅力を生かした産業の振興	みえ産業振興戦略	平成24年度策定予定	雇用経済部
324	中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興	みえ産業振興戦略	平成24年度策定予定	雇用経済部
325	新しいエネルギー社会の構築	みえ産業振興戦略	平成24年度策定予定	雇用経済部
		三重県新エネルギービジョン	平成24年4月～平成33年3月	雇用経済部
		三重県環境基本計画	平成24年4月～平成34年3月	環境生活部
		三重県地球温暖化対策実行計画	平成24年4月～平成33年3月	環境生活部
331	雇用への支援と職業能力開発	第9次三重県職業能力開発計画	平成23年10月～平成28年3月	雇用経済部
341	三重県営業本部の展開	みえ産業振興戦略	平成24年度策定予定	雇用経済部
342	観光産業の振興	三重県観光振興基本計画	平成24年4月～平成28年3月	雇用経済部 観光・国際局
343	国際戦略の推進	三重県国際化推進指針(第一次改訂)	平成23年4月～平成27年3月	環境生活部
		みえ産業振興戦略	平成24年度策定予定	雇用経済部
		三重県観光振興基本計画	平成24年4月～平成28年3月	雇用経済部 観光・国際局

施 策		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
353	快適な住まい まちづくり	都市計画区域マスタープラン	平成 23 年 4 月～ (おおむね 10 年間)	県土整備部
		三重県住生活基本計画	平成 24 年 3 月～平成 33 年 3 月	県土整備部
		三重県景観計画	平成 20 年 4 月～	県土整備部
		第 2 次三重県ユニバーサル デザインのまちづくり推進 計画	平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月	健康福祉部
354	水資源の確保と 土地の計画的な 利用	北部広域圏広域的水道整備 計画	平成 20 年 3 月～平成 31 年 3 月	環境生活部
		西部広域圏広域的水道整備 計画	平成 10 年 4 月～平成 31 年 3 月	環境生活部
		南部広域圏広域的水道整備 計画	平成 22 年 6 月～平成 33 年 3 月	環境生活部
		三重県国土利用計画(第四次)	平成 20 年 10 月～平成 29 年 12 月	地域連携部

行政運営の取組		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
行政 運営 2	行財政改革の推 進による県行政 の自立運営	三重県行財政改革取組	平成 24 年 4 月～平成 28 年 3 月	総務部
		三重県職員人づくり基本方針 (仮称)	平成 24 年度策定予定	総務部
行政 運営 3	行財政改革の推 進による県財政 の的確な運営	三重県行財政改革取組	平成 24 年 4 月～平成 28 年 3 月	総務部
		みえ県有財産利活用方針	平成 24 年 4 月～平成 28 年 3 月	総務部





# (1) 施策の数値目標

各施策に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「県民指標」と、県が取り組んだことの効果がわかる指標である「県の活動指標」の一覧です。

## I. 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
111	県民指標	率先して防災活動に参加する県民の割合	東日本大震災での経験から、「自分の命は自分で守る」ことの重要性が指摘されていることや、「自助」「共助」の取組の推進が地域の避難行動や災害対応力の向上につながることから選定しました。	防災活動に参加する県民の割合を、現状値から毎年度 3%程度向上させることを目標として設定しました。	38.1% (平成 22 年度)	50.0%
11101	活動指標	新地震対策行動計画(仮称)の進捗率	新地震対策行動計画(仮称)の進捗率を高めていくことが、新たな防災・減災対策の計画的な推進につながることから選定しました。	今後策定する新地震対策行動計画(仮称)の平成 27 年度末時点での到達目標を達成することを目標として設定しました。	—	100%
11102	活動指標	県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数	県、市町、防災関係機関等が互いに連携を図り、災害発生時に迅速・的確な対応を行うために有効な防災訓練に取り組み機会を増やしていくことが、災害対応力の充実・強化につながることから選定しました。	訓練の実施回数を、平成 23 年度の 5 回から、平成 27 年度には 8 回まで引き上げることを目標として設定しました。	5 回	8 回
11103	活動指標	自主防災組織の実践的な訓練実施率	訓練の実施率の上昇が、地域防災力の向上を図る上で重要と考えることから選定しました。	訓練実施に向けたノウハウを持たない自主防災組織に対しては、支援の時間が必要なことから、現状値から毎年平均で 7%程度向上させることを目標として設定しました。	23.1%	50.0%
11104	活動指標	県防災情報メール配信サービスの登録者数	詳細な地震、気象情報の提供を行う県防災情報メール配信サービスへの登録者数の増加が、災害時における県民の皆さんの迅速な対応に向けた防災情報の共有化につながることから選定しました。	災害時における迅速な防災情報の共有化を促進するため、東日本大震災発生直後の登録者数から倍増以上とすることを目標として設定しました。	24,000 人 (平成 22 年度)	50,000 人
11105	活動指標	災害拠点病院等の耐震化率	地域の医療救護の拠点となる災害拠点病院および二次救急医療機関が耐震化されており、大規模災害時に医療が継続できる状態にあることが重要であることから選定しました。	全ての建物の耐震性が確保されていない病院のうち、平成 27 年度末までに耐震改修や新築・建て替え等により耐震化できる病院数を見込んで目標値を設定しました。	54.3% (平成 22 年度)	82.9%
11106	活動指標	耐震基準を満たした住宅の割合	地震による被害の軽減(減災)に向けて、住宅の耐震化を促進することは、地震の揺れによる死者数や経済的被害額を減少させ、地域の防災力を高めることから選定しました。	国土交通省の指針(告示)等により、平成 27 年度 90%、平成 32 年度 95%が掲げられていることから、同数値を目標として設定しました。	80.9% (平成 22 年度)	90.0%

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 [平成 23]	目標値 [平成 27]
11107	活動指標	緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良率	大規模災害時における地域の孤立を防ぎ、円滑な救助・救援活動、緊急物資の輸送手段の確保、復興活動の基盤となる緊急輸送道路の整備が必要なることから選定しました。	第 1 次および第 2 次緊急輸送道路に指定されている県管理道路(91 路線)の改良率について、平成 27 年度末までに 94.5%に向上させることを目標値として設定しました。	91.2%	94.5%
11108	活動指標	消防設備等の充足率	人員数、消防設備および消防水利の整備状況が消防力をあらわす指標として重要であることから選定しました。	地域における消防力の向上を促進するため、総務省消防庁が消防力の整備指針として示す整備数に対する市町の整備割合の維持、向上をめざし、平成 27 年度末までに 84.0%まで引き上げることを目標として設定しました。	83.0% (平成 22 年度)	84.0%
11109	活動指標	高圧ガス等施設における事故発生防止率	高圧ガス等を取り扱う際の保安を確保するためには、事故の発生を防止することが重要であることから選定しました。	高圧ガス等を取り扱う施設の保安確保の目的である事故発生ゼロをめざし、事故防止率 100%を目標として設定しました。	99.6% (平成 22 年度)	100%
112	県民指標	自然災害への対策が講じられている人家数	県民の皆さんの生命と財産を守るために、河川、砂防、海岸保全、治山施設の整備に取り組んだ効果をあらわすことから目標項目として選定しました。	過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して、平成 27 年度末までに 4,900 戸増加することをめざして目標値を設定しました。	232,200 戸 (平成 22 年度)	237,100 戸
11201	活動指標	河川整備延長	県民の皆さんの生命と財産を守るために河川を整備した延長であり、県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。	過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して平成 27 年度末までに 1.9km 伸ばすことをめざして目標値を設定しました。	462.4km (平成 22 年度)	464.3km
11202	活動指標	土砂災害保全戸数	県民の皆さんの生命と財産を守るために砂防施設整備を行い保全した人家戸数であり、県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。	過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して、平成 27 年度末までに約 540 戸伸ばすことをめざして目標値を設定しました。	17,719 戸 (平成 22 年度)	18,260 戸
11203	活動指標	海岸整備延長	県民の皆さんの生命と財産を守るために海岸保全施設を整備した延長であり、県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。	過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して、平成 27 年度末までに 6.7km 伸ばすことをめざして目標値を設定しました。	281.7km (平成 22 年度)	288.4km
11204	活動指標	山地災害保全集落数	県民の皆さんの生命と財産を守るために施設整備を行い、山地災害から保全される集落数であり、県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。	過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して平成 27 年度末までに 84 集落伸ばすことをめざして目標値を設定しました。	1,487 集落 (平成 22 年度)	1,571 集落
113	県民指標	食品検査における適合率	食の安全・安心の確保のためには、県内に流通している食品が「食品衛生法」等の基準に適合していることが重要であることから、適合率を目標項目として選定しました。	食の安全・安心の確保のためには、確実に「食品衛生法」等の基準に適合していることが必要であり、毎年度 100%達成を維持することを目標値として設定しました。	100% (平成 22 年度)	100%

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
11301	活動指標	自主衛生管理（H A C C P 手法）導入取組施設数	H A C C P の考え方に基づいた自主衛生管理システムを導入することが、食品製造業者の食品衛生管理レベルの向上につながり、安全な食品を提供できることから目標項目を選定しました。	事業者が自主衛生管理システム（H A C C P 手法）を取り入れて製造・加工する施設を毎年度 5 施設ずつ増やすことをめざし、目標値を設定しました。	147 施設 (平成 22 年度)	172 施設
11302	活動指標	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率	防疫措置が的確に実施できているかどうかを測る指標として適当であると考えことから、目標項目を選定しました。	家畜伝染病についての防疫措置を的確に実施することをめざし、毎年度 100% 達成を維持することを目標値として設定しました。	100% (平成 22 年度)	100%
114	県民指標	感染症の集団発生事例数	感染症法に規定する一、二、三類の感染症の発生および拡大を防止することが県民の皆さんの健康を守り、安心につながると考えることから、目標項目を選定しました。	一、二、三類の感染症の集団発生は 1 件もないようにすべきであり、0 件を目標値として設定しました。	2 件 (平成 22 年度)	0 件
11401	活動指標	感染症情報システムを活用している施設の割合	感染症の集団発生を未然に防止するために、集団感染が起こりやすい保育所、幼稚園、小中学校、高等学校および各種専修学校を対象に、感染症情報システムを導入して、感染症の流行状況を早期に察知します。このシステムを活用し、感染の拡大を防止することが重要であることから、目標項目を選定しました。	感染症情報システムは保育所、幼稚園、小中学校、高等学校および各種専修学校を対象として、欠席者情報を把握し、感染予防に役立てるものであるため、全ての施設に参加いただく必要があることから、目標値を設定しました。	—	100%
11402	活動指標	感染症情報化コーディネーター数(累計)	より積極的な感染症予防対策や啓発が求められている現状をふまえ、感染症に精通した人材を養成することが重要であることから、目標項目として選定しました。	院内感染対策や地域における感染予防の推進を図るために、4 年間で県内の病院数にほぼ相当する 100 人の感染症情報化コーディネーターの養成をめざし、目標値として設定しました。	—	100 人
11403	活動指標	H I V 抗体検査件数	H I V は血液を介して感染しますが、自覚症状がないまま広くまん延することが危惧されており、感染を防止するには自身が感染しているかどうか認識することが重要であり、検診受診者の増加がまん延防止につながると考えることから、目標項目として選定しました。	これまでの実績をふまえて、保健所実施の H I V 抗体検査の年間実施件数を平成 23 年度見込 1,000 件から 4 年間で 10% 増やすことをめざし、目標値を設定しました。	993 件 (平成 22 年度)	1,100 件
121	県民指標	人口 10 万人あたりの病院勤務医師数	県内の救急医療をはじめとする地域医療体制の維持が厳しくなっている主要因が病院勤務医師の不足・偏在であることから、病院勤務医師の充足状況が地域医療体制の充実状況をより直接的に、また、地域住民の医療に関する安心感を間接的にあらわしていると考えことから、目標項目として選定しました。	平成 22 年度に国が行った必要医師数実態調査結果で報告された、県内病院における必要求人医師数 312 人を最終的な目標とし、この 4 年間で、100 人増やすことをめざします。これを全国比較や県内保健医療圏ごとの比較が可能となる 10 万人あたりの医師数に換算し、5.4 人増やすことを目標値として設定しました。	118.6 人 (平成 22 年度)	124.0 人 (平成 26 年度)

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
12101	活動指標	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	医師不足・偏在解消に向けて、県内の医師の確保・定着を図り、救急医療をはじめとする地域医療体制を整備していくためには、より多くの若手医師の確保が必要であり、後期研修を県内の病院で受けた医師がそのまま県内で定着するケースが多いことから、目標項目を選定しました。	本施策の県民指標として掲げる100人の医師数増加に向け、初期臨床研修医の定員に係るマッチング率の向上と研修後の県内定着化を図り、県内で後期研修医として勤務する医師を平成27年度に50人増やすことをめざし、目標値を設定しました。	167人	217人
	活動指標	県内看護師養成施設卒業生の県内就業者数	看護職員は医師とともに医療体制を支える重要な職種であり、県内で不足する看護職員を確保するためには、県内の看護師養成施設卒業生の県内医療機関等への就業を促進することが重要であることから、目標項目を選定しました。	第7次看護職員需給見通しにおける平成27年3月の新卒者による必要看護師数は665人であり、現状値637人との差である28人を計画期間内に解消することをめざし、目標値を設定しました。	637人 (平成22年度)	665人
12102	活動指標	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	救急医療体制の整備にあたって、病院や診療所が救急医療情報システムに参加し、時間外に診療を行う医療機関数を増やすことが重要であることから、目標項目を選定しました。	関係団体等と連携して、夜間や休日などの時間外に診療可能な医療機関を増加させていくため、毎年度25機関ずつ増やしていくことをめざし、目標値を設定しました。	460 機関 (平成22年度)	585 機関
12103	活動指標	医療相談件数	患者等からの医療に関する相談や苦情に適切に対応し、必要に応じ医療機関等に対しても助言等を行うことが医療の質を向上させることにつながることを考えることから目標項目を選定しました。	平成22年度までの過去5年間の平均相談件数698件および平均伸び率6.1%をもとに、平成27年度の相談件数を741件と見込み、目標値を設定しました。	689 件 (平成22年度)	741 件
12104	活動指標	県立病院患者満足度	県立病院を利用する県民の皆さんに必要とされる良質な医療サービスが継続的に提供されているかどうか判断する指標としてふさわしいと考えることから、目標項目として選定しました。	過去の実績等をふまえ、適正な目標値として80%がふさわしいと考えることから、目標値として設定しました。	78.0% (平成22年度)	80.0%
12105	活動指標	市町が運営する国民健康保険の財政健全化率	国民健康保険をはじめとした医療保険の運営には、赤字とならない健全かつ安定した保険財政の確保が重要であることから、目標項目を選定しました。	将来の県単位の広域化に向けた環境を整備するため、保険財政の健全化に向け、計画期間内に2/3以上の市町の赤字補てんが解消されることをめざし、目標値を設定しました。	27.6% (平成22年度)	69.0% (平成26年度)
122	県民指標	75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	県では、昭和57年以降、がんが死亡原因の第1位であり、今後も増加していくと予想されます。県民の皆さんの生命と健康をがんから守るためには、がんを早期に発見し、早期に適切な治療を行うことで、がんによる死亡者数を減少させる必要があることから、目標項目を選定しました。	三重県がん対策戦略プランにおいて、75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)は、国平均値よりも1割以上減少させることを目標としています。国のがん対策推進基本計画中間報告において、平成27年の死亡者数を73.9人以下としていることから、目標値をその1割以上低い66.0人として設定しました。	77.4 人 (平成22年)	66.0 人以下 (平成26年)

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
12201	活動指標	がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんは、がんの中でも高い検診効果が期待できると言われています。がん検診受診率の向上が県民の皆さんの生命と健康を守る上で有効であることから、目標項目として選定しました。	平成 27 年度の目標として、乳がん検診、子宮頸がん検診および大腸がん検診の受診率が、平成 21 年度調査における日本一の水準(乳がん 35.5%、子宮頸がん 34.3%、大腸がん 33.4%)に到達することをめざし、目標値を設定しました。	乳がん 14.0% 子宮頸がん 19.0% 大腸がん 18.2% (平成 21 年度)	乳がん 35.0% 子宮頸がん 35.0% 大腸がん 35.0% (平成 26 年度)
12202	活動指標	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数	三重県がん対策戦略プランの主目標である「全てのがん患者およびその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上」を達成する上で、緩和ケアに関する基礎的な知識を持つ医師の増加は重要であることから、目標項目を選定しました。	緩和ケア研修については、全国のがん診療に従事する医師の約 10 万人(全体医師数の約 3 割)を対象として実施されていることから、県内の医師総数の約 3 割にあたる 1,050 人を目標値として設定しました。	436 人 (平成 22 年度)	1,050 人
123	県民指標	健康寿命	県民一人ひとりが、適正な生活習慣を守り、生涯を通じて健康的な日常生活を送るためには、健康で自立して暮らすことができる期間(健康寿命)の延伸を図ることが重要であることから、目標項目を選定しました。	本県における健康寿命の過去 10 年間の推移をもとに、伸び率が最も高かった 5 年間(平成 17～21 年)の 1 年あたりの平均伸び率(男性 0.250 歳、女性 0.275 歳)を、計画期間内において実現することを目標値として設定しました。	男 77.1 歳 女 80.4 歳 (平成 22 年)	男 78.1 歳 女 81.5 歳 (平成 26 年)
12301	活動指標	8020 運動推進員数	歯科疾患が生活習慣病を引き起こす原因の一つとなることから、8020 運動を推進する人材を育成することにより、県民の皆さんの生活習慣病予防につなげることをめざし、目標項目を選定しました。	県地域歯科保健活動を支援する 8020 運動推進員を平成 23 年度の実績見込 220 人から 50% 増やすことをめざし、目標値を設定しました。	260 人 (平成 22 年度)	330 人
12302	活動指標	自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数	自殺対策は、自殺を考えている方の身近な人や関係機関が連携して、地域ぐるみで取り組むことが重要であることから、目標項目を選定しました。	県内全ての地域においてネットワーク組織が設置され、自殺対策が進められるよう保健所単位の 9 地域(県内全域)を目標値として設定しました。	2 地域 (平成 22 年度)	9 地域
12303	活動指標	特定健康診査受診率	県民一人ひとりの生活習慣の改善を推進するためには、特定健康診査の受診率を上げることが効果的であることから、目標項目として選定しました。	特定健康診査の受診率が、平成 20 年度調査における日本一の水準(52.9%)に到達することをめざし、目標値を設定しました。	40.2% (平成 21 年度)	55.0% (平成 26 年度)
131	県民指標	刑法犯認知件数	犯罪対策の成果を端的にあらわす客観的指標である刑法犯認知件数を県民指標として選定しました。	刑法犯認知件数が急増した平成 13 年より前の治安水準をめざすこととし、現状値も加味した上で、刑法犯認知件数を 21,000 件以下とすることを目標として設定しました。	22,215 件	21,000 件 以下
13101	活動指標	街頭犯罪等の認知件数	街頭犯罪等は、県民の皆さんの身近で発生し、安全・安心な生活に大きな影響を及ぼすため、これら犯罪を抑止する必要があることから、その認知件数を県の活動指標として選定しました。	街頭犯罪等の認知件数の現状に鑑み、認知件数を 3,200 件以下とすることを目標として設定しました。	3,641 件	3,200 件 以下

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
13102	活動指標	凶悪犯の検挙率	凶悪犯罪は、県民に強い不安を与える犯罪であり、徹底検挙を図る必要があることから、その検挙率を県の活動指標として選定しました。	凶悪犯の特性および検挙率の現状に鑑み、検挙率を 80%以上とすることを目標として設定しました。	71.6%	80.0%
	活動指標	主な侵入犯罪の検挙人員	主な侵入犯罪は、県民の皆さんの身近で発生し、日常生活を直接脅かす犯罪であり、徹底検挙を図る必要があることから、その検挙人員を県の活動指標として選定しました。	主な侵入犯罪の検挙人員の現状に鑑み、検挙人員を 210 人とすることを目標として設定しました。	194 人	210 人
13103	活動指標	暴力団検挙人員	暴力団は、県民の皆さんの生活に脅威を与える犯罪組織の中心的存在であり、構成員等を検挙し、社会から隔離する必要があることから、その検挙人員を県の活動指標として選定しました。	暴力団構成員等の勢力および検挙人員の現状を勘案した上で、より一層高い目標を掲げることとし、検挙人員を 280 人とすることを目標として設定しました。	250 人	280 人
13104	活動指標	犯罪被害者等支援の理解者数	「命の大切さを学ぶ教室」は、次代を担う若者を対象に犯罪被害者等支援に対する理解を深めるものであり、社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成するため、その理解者数を拡大していく必要があることから、犯罪被害者等に対する支援の重要性について理解を深めた若者の数を県の活動指標として選定しました。	「命の大切さを学ぶ教室」の開催回数の現状等を勘案した上で、年間 15 回(1 回の受講生平均約 300 人)開催し、受講生の約 75%が理解を深めることをめざし、年間の理解者数を 3,500 人とすることを目標として設定しました。	1,726 人 (平成 22 年度)	3,500 人
13105	活動指標	交番・駐在所施設の充実度	交番・駐在所は、警察活動の拠点であるとともに、県民の皆さんの身近な安全・安心の拠り所となる生活安全センターとしての機能が求められることから、県民の皆さんの利便性に配慮した相談室および来訪者用トイレが設置された施設の占める割合を県の活動指標として選定しました。	県民の皆さんの利便性の確保という観点から、より多くの交番・駐在所に相談室および来訪者用トイレを設置することが望ましいが、施設整備という目標項目の性格上、年間に 2 か所を設置することを目標として設定しました。	36.3% (平成 22 年度)	42.8%
132	県民指標	交通事故死者数	交通事故死者の抑止は、交通安全対策の最大の課題であり、国および県の交通安全計画の目標にもなっていることから選定しました。	平成 23 年度から 5 年間に取り組む交通安全対策に関する計画(第 9 次三重県交通安全計画)に基づき、平成 27 年の目標値を設定しました。	95 人	75 人以下
13201	活動指標	交通事故死傷者数	交通安全対策における最大の課題は交通事故死者数の減少ですが、負傷者数の減少にも一層積極的に取り組む必要があることから選定しました。	平成 23 年度から 5 年間に取り組む交通安全対策に関する計画(第 9 次三重県交通安全計画)に基づき、平成 27 年の目標値を設定しました。	13,908 人	11,800 人以下

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
13202	活動指標	信号機の整備箇所数(累計)	少子高齢社会が進展する中、子どもや高齢者等の歩行者が安全・安心に通行でき、かつ運転者が円滑に通行できる交通環境を実現するためには、信号機の整備が必要であることから選定しました。	道路整備計画の状況、交通事故発生状況等地域の交通環境の変化に的確に対応するため、緊急性、必要性の高い交差点等 120 か所について、計画的に整備を推進するため、平成 27 年度の目標値を設定しました。	3,091 か所 (平成 22 年度)	3,250 か所
13203	活動指標	シートベルトの着用率	シートベルトの着用は運転開始時に守らなければならない基本的なルールであり、シートベルトの着用率が交通ルールの遵守と交通マナー向上のバロメーターの一つであることから選定しました。	平成 23 年の調査における三重県のシートベルト着用率(95.9%)が全国平均(97.5%)と比較して低いことから、平成 27 年にこの全国平均を上回るべく、平成 27 年の目標値を設定しました。	95.9%	98.0%
133	県民指標	消費生活情報を県民が利用している件数	消費生活に関する講座等から得られる情報の利用は、消費者が自ら考え行動し、安全、安心な消費活動に取り組んでいる状況をあらわすと考えられることから選定しました。	地域リーダー養成や教材提供等の啓発活動を促進する取組により市町や団体等地域における啓発活動を充実し、年 500 件程度増加させていくことをめざし、平成 27 年度の目標値を 56,000 件と設定しました。	53,833 件 (平成 22 年度)	56,000 件
13301	活動指標	消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合	消費者にとって有益な消費生活講座を提供することは、消費者の自主的かつ合理的な消費活動につながることから選定しました。	消費生活講座が受講者にとってより理解しやすく、役立つ内容となるよう工夫することにより、100%とすることを目標として設定しました。	96.4% (平成 22 年度)	100%
13302	活動指標	消費生活相談の解決につながる助言を行った割合	消費者トラブルの解決方法の助言等を行うことは、自主的解決を支援し被害者の救済につながることから選定しました。	消費生活相談員の資質を向上し、より効果的な助言やあっせん等に努めることにより、100%とすることを目標として設定しました。	96.7% (平成 22 年度)	100%
134	県民指標	薬物乱用防止講習会の参加者数(累計)	薬物乱用防止講習会等の啓発事業により、薬物乱用防止に対する県民の皆さんの意識が向上することが重要であることから、目標項目を選定しました。	平成 20 年度以降実施してきた講習会の参加者に加え、今後、毎年度 5 万人ずつ参加者を確保し、平成 27 年度末で県内人口の 20%以上をカバーするよう目標値を設定しました。	145,197 人 (平成 22 年度)	395,200 人
13401	活動指標	薬物乱用防止事業の協力者数	薬物乱用防止活動において県民の皆さんに働きかけていただく方を増やすことが重要であることから、目標項目を選定しました。	薬物乱用の根絶には、さらに幅広い分野の方々と連携することが必要であることから、薬物乱用防止事業の協力者を平成 23 年度の実績見込 2,903 人から 10%増やすことをめざし、目標値を設定しました。	2,839 人 (平成 22 年度)	3,194 人
13402	活動指標	医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合	医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合は、県内に流通している医薬品等の安全性をあらわすと考えることから、目標項目として選定しました。	医薬品等による事故を防止するためには、不適合医薬品等があってはならないものであることから、0%の維持を目標値として設定しました。	0% (平成 22 年度)	0%

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
13403	活動指標	生活衛生営業施設における健康被害発生件数	生活衛生営業者が、利用者の健康被害を防止することが重要であることから、目標項目を選定しました。	生活衛生営業施設における感染症による健康被害は発生してはならないものであることから、0件の維持を目標値として設定しました。	0件 (平成 22年度)	0件
13404	活動指標	犬・猫の引取り数	犬・猫の引取り数の減少は、動物を家族の一員として終生適正に飼育する家庭が増えている状況をあらわすと考えることから、目標項目として選定しました。	三重県動物愛護管理推進計画(平成 20～24年)において、5年間で犬および飼い猫の引取り数を 25%、飼い主不明猫を 10%減らすことを目標としていることから、平成 27年度末までにそれぞれ 20%、8%減らすことを目標値として設定しました。	3,799 頭 (平成 22年度)	3,285 頭 以下
141	県民指標	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	介護度が重度で在宅生活をしている高齢者が必要とする介護施設を利用できる環境が求められていますが、特別養護老人ホームの入所待機者は依然として多数となっていることから、目標項目を選定しました。	県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者について、施設整備等により平成 26年度までに解消することをめざし、目標値を設定しました。	2,240 人 (平成 22年度)	0人
14101	活動指標	主任ケアマネジャー登録数	質の高い介護サービスを提供するためには、専門性の高い介護職員の育成が必要となることから、目標項目を選定しました。	地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所に設置が望ましいと考えられる主任ケアマネジャーの配置数を推計し、目標値を設定しました。	566 人	846 人
14102	活動指標	特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計)	介護度が重度で在宅生活をしている高齢者のうち、施設入所待機者が多数となっている中、介護サービス基盤の整備状況をあらわすのに適当であることから、目標項目を選定しました。	市町の施設サービス利用見込み者数に基づく特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設の整備計画数をもとに、目標値を設定しました。	12,985 床 (平成 22年度)	16,497 床
14103	活動指標	認知症サポーター数(累計)	認知症の人や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを増やしていくことは、認知症の人や家族が地域で安心して暮らせる環境づくりにつながると考えることから、目標項目として選定しました。	今後ますます増加すると予想される認知症の人や家族を地域で支えていくため、平成 22年度の現状値 49,385 人から、これまでの取組実績を勘案し、おおむね 3 万人増やすことをめざし、目標値を設定しました。	49,385 人 (平成 22年度)	80,000 人 (平成 26年度)
14104	活動指標	地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数	高齢者が意欲や能力に応じて地域貢献活動等をしている状況を示す項目として、地域貢献活動等に関する研修会の参加者数が適当であることから、目標項目を選定しました。	平成 23年度の実績見込 730 人をもとに、毎年度 50 人ずつ増やしていくことをめざし、目標値として設定しました。	724 人 (平成 22年度)	930 人
142	県民指標	グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数(累計)	障がい者が地域で自立した生活を送るためには、地域での基本的な生活基盤となる居住系サービスの充実が重要であることから、目標項目を選定しました。	平成 23年度の実績見込が 1,112 人であることから、平成 24年度以降は、毎年度入所施設から 30 人、障害児施設から 16 人、地域からの利用 45 人、計 91 人の地域移行をめざし、目標値を設定しました。	1,064 人 (平成 22年度)	1,476 人

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
14201	活動指標	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	障がい者が地域で自立した生活を送るためには、日中活動の場の充実が重要であることから、目標項目を選定しました。	特別支援学校の新たな卒業生に対応できるよう、平成 23 年度の実績見込 4,638 人から、毎年度 200 人ずつ増やすことをめざし、目標値を設定しました。	4,438 人 (平成 22 年度)	5,438 人
14202	活動指標	雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数	障がい者が地域で自立した生活を送るためには、雇用契約に基づく就労の実現を図ることが重要であることから、目標項目を選定しました。	雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数を、平成 23 年度の実績見込 55 人から毎年度 5 人ずつ増やすことをめざし、目標値を設定しました。	50 人 (平成 22 年度)	75 人
14203	活動指標	総合相談支援センターへの登録者数	制度がより多様になりサービス提供事業者も増えているため、個々の利用者のニーズにあったサービスを提供するにはライフステージに応じた、よりきめ細かい相談支援が必要とされることから、目標項目を選定しました。	個々の利用者のニーズにあったサービスを提供するため、平成 23 年度の実績見込 4,870 人に、これまでの取組実績を勘案し、毎年度 220 人ずつ増やすことをめざし、目標値を設定しました。	4,650 人 (平成 22 年度)	5,750 人
14204	活動指標	社会的入院から地域移行した精神障がい者数(累計)	精神科病院に入院している精神障がい者が、適切な医療等を受け地域で安心して生活できることが重要であることから、目標項目を選定しました。	平成 20 年度に実施した「精神科病院入院患者意向調査」の結果から「必要時の支援があれば地域移行が可能な方」として算出した人数等を勘案し、目標値を設定しました。	316 人 (平成 22 年度)	560 人
14205	活動指標	県障がい者スポーツ大会参加者数	障がい者スポーツは、障がい者にとって生きがいや楽しみを得ることができ、社会参加や自己実現につながるものであることから、目標項目を選定しました。	平成 33 年度に開催される予定の「全国障害者スポーツ大会」等に向け、多くの障がい者がスポーツに親しむことができるよう、平成 23 年度の実績見込 1,400 人から毎年度 50 人ずつ増加させることをめざし、目標値を設定しました。	1,373 人 (平成 22 年度)	1,600 人
143	県民指標	福祉サービス利用援助を活用する人数	福祉サービス利用援助事業の契約人数が増えることは、高齢者や障がい者の権利が守られ、適正な福祉サービスの利用につながると考えることから、目標項目として選定しました。	認知症高齢者等対象者の増加に伴い、毎年度おおむね 100 人ずつの利用者数の増加が見込まれることから、目標値を設定しました。	936 人 (平成 22 年度)	1,450 人
14301	活動指標	民生委員・児童委員活動件数	地域で相談支援活動を行う民生委員・児童委員の活動が活発になることが、地域福祉活動の推進につながると考えることから、目標項目を選定しました。	民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整えるとともに、現在の欠員を解消し充足させることなどにより、平成 22 年度の実績 552,213 件からおおむね 1 万件増やすことをめざし、目標値を設定しました。	552,213 件 (平成 22 年度)	562,000 件
14302	活動指標	介護関係職の求人充足率	介護関係職の求人に対してどれだけ充足されたかということが、福祉・介護人材の確保の状況とあわせて指標として適当であることから、目標項目として選定しました。	過去 3 年間の平均充足率は、25.4%と低調に推移していることから、一般事務職の求人充足率が 50%程度であることをふまえて、40%を目標値として設定しました。	27.4% (平成 22 年度)	40.0%

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
14303	活動指標	適正な運営を行っている社会福祉法人の割合	利用者に対し、よりよい福祉サービスを提供するため、適正な運営を行っている社会福祉法人が増えることが重要であることから、目標項目を選定しました。	適正な運営を行っている社会福祉法人が、過去5年間で2.5%増えたことをふまえ、毎年度0.5%ずつ増やすことをめざし、目標値として設定しました。	78.0% (平成 22 年度)	80.5%
14304	活動指標	さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数	ユニバーサルデザインの意識づくりを進めるためには、さまざまな主体をつなぐネットワークづくりを推進することが重要であることから、目標項目を選定しました。	平成 23 年度の実績見込 20 件に、UDアドバイザー、市町、社会福祉協議会等との連携による「車いす使用者用駐車区画マナーアップキャンペーン」の取組件数、UDのネットワークづくり事業による取組件数およびUDアドバイザー、市町、社会福祉協議会、学校等との連携によるUD学校出前授業数を合わせて毎年度 25 件ずつ増やすことをめざし、目標値として設定しました。	30 件 (平成 22 年度)	120 件
14305	活動指標	生活困窮者等の就労・増収達成率	生活保護受給者の経済的自立につながる、就労支援プログラムの活用による就労・増収達成率を用いることにより、自立に向けた取組状況が測定できることから、目標項目として選定しました。	過去の実績が 40%前後であることから、厳しい経済情勢もふまえ、50%をめざし、その水準を維持していくことを目標値として設定しました。	41.9% (平成 22 年度)	50.0% (平成 26 年度)
14306	活動指標	戦傷病者等の支援事業への参加者数	戦傷病者や戦没者遺族が各種支援事業へ参加していただくことが重要であると考えことから、目標項目を選定しました。	高齢化による戦傷病者等の減少をふまえ、平成 22 年度の水準 1,145 人を維持することを目標値として設定しました。	1,145 人 (平成 22 年度)	1,145 人
151	県民指標	温室効果ガス排出量の基準年度比(森林吸収量を含む)	国や他の自治体等が、温室効果ガス排出量の削減率を示す際に用いる一般的な指標であり、取組成果としてわかりやすいことから選定しました。	平成 32(2020)年度を目標年度とする「三重県地球温暖化対策実行計画」の目標を達成するため、毎年、均等に削減するという前提のもとに目標値を設定しました。	+ 9.7% (平成 20 年度)	+ 1.5% 以下 (平成 25 年度)
15101	活動指標	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	温室効果ガス排出量の約 6 割が産業部門から排出されており、その 8 割以上を大規模事業所が占めていることから選定しました。	大規模事業所について、県が提出を求めている地球温暖化対策計画書の取組をもとに目標値を設定しました。	0% (平成 22 年度)	+ 2.4% 以下 (平成 26 年度)
15102	活動指標	三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-E-M-S)認証事業所数(累計)	温室効果ガス削減には、環境経営の取組が重要であり、その普及状況を示す指標であることから選定しました。	最近 5 年間の認証実績から、年間 40 件の認証取得を前提として目標値を設定しました。	217 件 (平成 22 年度)	420 件
15103	活動指標	環境活動参加者数	県民の皆さんの自発的な温室効果ガスの削減取組を進めるには、意識面、行動面における啓発活動が重要であり、その浸透を示す指標として選定しました。	ライフスタイルの転換を促進するためには、具体的な取組やその効果を示すことが重要であり、「見える化」した講座を毎年 1 割ずつ増加させることを前提として目標値を設定しました。	4,010 人 (平成 22 年度)	6,000 人

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
15104	活動指標	環境教育参加者数	環境学習情報センターは、環境保全に係る講座やイベント等を実施している環境教育の拠点であり、その参加者数は、環境教育の状況を示す指標であることから選定しました。	平成 20 年度に指定管理者制度を導入し、新たなイベントの開催などにより、この 3 年間で約 1.4 倍と参加者数が大幅に伸びており、今後もこの状況を維持することを目標に設定しました。	28,557人 (平成 22 年度)	29,000 人
152	県民指標	廃棄物の最終処分量	廃棄物の発生抑制や再生利用等の取組を進めることによって、廃棄物の最終的な処理プロセスとなる埋立処分量の低減につながることから、その成果が反映される最終処分量を目標項目として選定しました。	一般廃棄物の最終処分量は過去の推移と今後の廃棄物処理施設の整備状況をふまえて将来推計し、目標値を設定しました。 一方、産業廃棄物の最終処分量は、平成 22 年度の現状値をもとに、廃棄物処理計画で設定した目標値の考え方をふまえ、目標値を設定しました。	367 千ト (平成 22 年度) 産業廃棄物 311 千ト 一般廃棄物 56 千ト	306 千ト 以下 (平成 26 年度) 産業廃棄物 251 千ト 一般廃棄物 55 千ト
15201	活動指標	1 人 1 日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	県民、NPO、事業者の皆さん、行政などのさまざまな主体による一般廃棄物の発生抑制に向けた努力の成果としてわかりやすく、かつ、従来から調査しているため数値の継続性があり、国の取組指標の一つでもあることから目標項目として選定しました。	過去の実績から将来予測を行い、かつ有料化等の施策効果を見込み、目標値を設定しました。	964g/人・日 (平成 22 年度)	913g/人・日 以下 (平成 26 年度)
15202	活動指標	産業廃棄物の再生利用率	産業廃棄物の再生利用の状況をあらわす指標として、再生利用量と比較し経済情勢の変化に伴う影響が少ない再生利用率を目標項目として選定しました。	平成 22 年度の現状値をもとに、廃棄物処理計画における目標値と整合するよう目標値を設定しました。	38.8% (平成 22 年度)	42.2% (平成 26 年度)
15203	活動指標	産業廃棄物の不法投棄総量	廃棄物の不法投棄は、早期発見し対応することにより、規模の拡大を防ぐことができることから、早期発見・早期是正の効果を図る目標項目として選定しました。	廃棄物処理計画における目標値と整合を取りつつ、平成 22 年度の現状値に対して、20%の削減をめざすこととして、目標値を設定しました。	462 ト (平成 22 年度)	370 ト以下
153	県民指標	生物多様性の保全活動実施箇所	県民の皆さんやNPO団体等による生物多様性保全活動など、さまざまな主体の自発的な自然を守る行動の状況を示すものであることから、目標項目として選定しました。	生物多様性に係る保護活動箇所数を年間 10 か所ずつ増やし、平成 27 年度には現状値の 2 倍以上とする目標数値を設定しました。	34 か所	74 か所
15301	活動指標	ニホンジカの推定生息頭数	農林産物被害の特に大きいニホンジカについて、推定生息数を目標項目として選定しました。	地域的に著しく増加しているニホンジカに対し、個体数または生息密度等の目標を設定し保護管理していく計画(特定鳥獣保護管理計画)の目標数値と整合するよう設定しました。	51,800 頭 (平成 22 年度)	10,000 頭
15302	活動指標	自然環境の新たな保全面積(累計)	自然環境を改変する行為が規制されている区域および保全活動が計画されている区域の新規指定面積の合計であり、面的に自然環境の保全の状況を示す指標であることから、目標項目として選定しました。	「みえ生物多様性推進プラン」の目標に合わせ、景観や生物多様性などで特に重要な地域を平成 27 年度までに新たに約 160ha 指定するとして数値目標を設定しました。	—	163ha

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
15303	活動指標	自然とのふれあいの場の満足度 ※ 1	自然とのふれあいを推進するためには、快適に自然とふれあえる場が確保されているかが重要なことから、自然公園内の施設等の利用者の満足度を数値目標として選定しました。	自然公園施設利用者の満足度は、これまでの5年間で5%向上し80%となっていることから、目標年度(平成 27 年度)までにさらに5%向上させ、満足度を85%にすることを目標として設定しました。	80.1 % (平成 22 年度)	85.0%
154	県民指標	大気環境および水環境に係る環境基準の達成率 ※ 2	環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であることから選定しました。	全地点および全水域で環境基準を達成することを前提とし、一部の環境基準の達成が著しく困難な水域については、水質改善を図ることとして目標値を設定しました。	93.9% (平成 22 年度)	97.0%
15401	活動指標	大気・水質の排出基準適合率	大気・水環境への負荷の削減の推進にあたっては、発生源である工場・事業場の排出基準が守られることが最も重要であることから選定しました。	排出基準は、全ての工場・事業場において守られるべきものであり、目標値を100%に設定しました。	98.3% (平成 22 年度)	100%
15402	活動指標	NOx・PM法対策地域内の大気環境基準達成率	NOx・PM法の対策地域内の二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準達成率は、自動車排出ガスの影響を、最もわかりやすく示す指標であることから選定しました。	NOx・PM法対策地域内において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準が地域内全ての大気環境測定地点において達成されることを目標値として設定しました。	93.3% (平成 22 年度)	100%
15403	活動指標	生活排水処理施設の整備率	陸域からの水質汚濁負荷に占める生活排水の割合が大きく、水質改善のためには生活排水処理施設の推進が極めて重要であることから選定しました。	生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)に基づく整備目標から、設定しました。	78.0% (平成 22 年度)	82.8% (平成 26 年度)
15404	活動指標	水環境の保全活動に参加した県民の数	伊勢湾の再生のためには、さまざまな主体による活動が重要であることから、県民の皆さんの伊勢湾に対する保全意識の高まりを示す指標として選定しました。	平成 20 年の取組開始以来、およそ8千人増加したことから、目標年度における参加者数の増加分も8千人と設定しました。	18,776 人 (平成 22 年度)	26,500 人
15405	活動指標	調査研究成果件数	大気・水環境の保全に関する調査研究を進めるにあたっては、その報告が活用されることが重要であり、成果でもあることから選定しました。	施策目標の達成のために必要と考えられる、調査研究テーマ数を設定しました。(社会情勢に応じて要求される研究(3テーマ)、行政分析等の改良・開発に関する研究(1テーマ))	3件	4件

※ 1 5段階で利用者の満足度合いをアンケートで調査するうち、最上位評価とする5「満足」および次の評価とする4「おおむね満足」の割合

※ 2 測定項目：大気環境測定地点(二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、有害大気汚染物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン))、河川水域(BOD)、海域水域(COD)

## Ⅱ. 「創る」

～人と地域の夢や希望を実感できるために～

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
211	県民指標	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	人権が尊重される社会の進展の度合いは、県民の皆さんの意識にあらわれるものと考えられることから選定しました。	県内における人権教育・啓発の推進や相談体制の充実等を図ることにより、人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合を、4年間で8.0%増加させることをめざして、平成27年度の目標値を33.0%と設定しました。	24.9%	33.0%
21101	活動指標	地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数	地域住民等の学習の機会が広がることにより、人権が尊重されるまちづくりが進展することから選定しました。	平成22年度実績値を基点として、50人程度参加規模を増加させていくことを目標として設定しました。	836人 (平成22年度)	1,040人
21102	活動指標	人権イベント・講座等の参加者数	県の開催する人権啓発イベント等への参加者数を増加させていくことが、人権尊重の理解や認識の普及につながると考えられることから選定しました。	平成22年度実績を基点として、毎年500人ずつ参加規模を増加させていくことを目標として設定しました。	38,931人 (平成22年度)	41,000人
21103	活動指標	人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合	人権教育は総合的な教育であり、解決すべき課題や指導のねらいを明確にした全体計画を立て、総合的・系統的に取り組む進めることが、全ての子どもの学力や社会に参画する力を保障することにつながると考えられることから選定しました。	各中学校区に1校ずつの割合で作成されている現状値をふまえ、10年後に全ての公立小中学校および県立学校で作成することをめざして、平成27年度の目標値を70.0%に設定しました。	39.0% (平成22年度)	70.0%
21104	活動指標	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者数	相談員の資質向上のための研修機会を提供することにより、市町や民間施設等の相談員の人材育成を行うことは、相談体制の充実につながることから選定しました。	民間相談機関等に積極的に参加を呼びかけることにより、毎年50人ずつ受講者を増加させていくことを目標として設定しました。	994人	1,200人
212	県民指標	社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合	男女共同参画社会の進展は、社会全体における男女の平等感にあらわれると考えられることから選定しました。	県内における男女共同参画意識の普及や女性の登用促進を図ることにより、男女が平等になっていると思う人の割合を10年後に10%増加させることをめざして、平成27年度の目標値を18.0%と設定しました。	13.9%	18.0%
21201	活動指標	県・市町の審議会等における女性委員の登用率	県および市町の審議会等において女性の登用が進むことは、政策・方針決定過程への男女共同参画が進展していると考えられることから選定しました。	「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう」との国の目標もふまえながら、県内における女性の登用促進を図ることにより、年1%程度増加させることを目標に28.7%と設定しました。	24.7%	28.7%

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
21202	活動指標	男女共同参画フォーラムの男性参加率	男女共同参画意識の普及を進める上で、特に男性に男女共同参画の意義が伝わるのが重要であり、また、男女共同参画フォーラムは三重県男女共同参画センターが開催する主要な事業であることから選定しました。	フォーラムの内容の工夫等により、年 5 % 程度増加させることを目標に 45.0% に設定しました。	23.5%	45.0%
21203	活動指標	女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合	企業等の男女共同参画の取組の促進が、特に働く場における男女共同参画につながると考えられることから選定しました。	過年度の実績をふまえ、企業等に働きかけることにより、年 1 % 強増加させることを目標に 27.0% と設定しました。	21.3% (平成 22 年度)	27.0%
21204	活動指標	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数	DV 被害者が相談機関に相談する割合は、約 7 % と低いため、被害が深刻化する前に対策を進める必要があり、特に、被害者に身近な地域において県、市町および関係機関が協働し、相談を促進するための効果的・継続的な啓発を実施する必要があることから選定しました。	被害者支援情報を広く発信するとともに、DV は許されることではないとの認識を広く普及するため、一斉の街頭啓発等をより多くの地域で実施する必要があることから、平成 27 年度までに現状の倍へ増やすことをめざし、目標値を設定しました。	12 か所	24 か所
213	県民指標	多文化共生に取り組む団体数	多文化共生には、さまざまな主体との連携が不可欠であり、県の取組により、国際交流活動が活発化し、多文化共生への理解を進めることによって、県および地域における多文化共生、国際化等に取り組む企業、ボランティア団体等の増加につなげていくという考えから選定しました。	国際化に取り組む団体が増加することにより、地域での自主的な活動が活性化することから、毎年 10 団体程度増加させることを目標に 200 団体と設定しました。	141 団体 (平成 22 年度)	200 団体
21301	活動指標	日本語指導ボランティア数	外国人住民が、生活基盤を確立するためには、コミュニケーションを円滑に行うことが必要であることから選定しました。	外国人住民が日本語を学習できる環境づくりのため、日本語教室で活動するボランティアを、毎年 10 名程度増加させることを目標に 700 人と設定しました。	641 人 (平成 22 年度)	700 人
21302	活動指標	セミナー、ボランティア研修等参加者数	県の開催する多文化共生に関するセミナーやボランティア研修への参加者を増やしていくことが、多文化共生の理解や認識の普及につながると考えられることから選定しました。	多文化共生社会づくりの担い手を育成するため、セミナー、ボランティア研修への参加者数を、毎年 50 人程度増加させることを目標に 500 人と設定しました。	256 人 (平成 22 年度)	500 人
214	県民指標	NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合	できるだけ多くの県民の皆さんが NPO 活動に参画し、NPO 活動の裾野を広くすることが必要であることから選定しました。	NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合を、4 年後に現状値の 2 倍以上にすることを目標と設定しました。	9.5%	20.0%
21401	活動指標	NPO 法人に対する寄付金総額	県民の皆さんが NPO に参画する手段として、NPO 法人に対する寄付が主要な手段であると考えられることから選定しました。	NPO 法人の寄付金を、10 年後に倍にすることを目標とした上で、4 年後の目標値を 200,000 千円と設定しました。	124,761 千円 (平成 21 年)	200,000 千円 (平成 26 年)

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
21402	活動指標	認定NPO法人数	組織基盤や活動内容が優れていることが必要である認定NPO法人が増加するには、NPO活動を支える環境が整備されていることが必要であることから選定しました。	国の試算では、現状のNPO法人の5%程度が、認定NPO法人の要件を満たしているとされています。そのため、県でも、4年間で県内のNPO法人(570法人)の5%程度が認定NPO法人となることを目標と設定しました。	1法人	30法人
21403	活動指標	NPOと県の連携・協働事業数	「協創」を推進させていくにあたり、県が率先してNPOとの連携・協働に取り組み、その範囲を拡大させていくことが必要であることから選定しました。	「協創」への理解や実践を支援する仕組みを広げていくことで、平成27年度の事業数を現状値のおおむね1.5倍にすることを目標と設定しました。	51事業 (平成22年度)	75事業
221	県民指標	学校に満足している子どもたちの割合	学力の向上を図るためには、子どもたちの学習環境について把握し、改善していくことが必要であると考えられることから、目標項目として選定しました。	学校に満足している子どもたちの割合については、平成23年度の現状値が78.7%であり、毎年1.5%ずつ上昇させることを目標として設定しました。	78.7%	85.0%
22101	活動指標	授業内容を理解している子どもたちの割合	家庭や地域と連携し、子どもたちの学力の定着と向上を図る取組を計画的・継続的に進めることにより、授業内容を理解している子どもたちの割合が高まることから選定しました。	平成23年度の現状値は81.2%であり、過去5年間で年平均約0.96%の増加がありました。今後、これまで以上に子どもたち一人ひとりの学習状況や学習環境に応じた計画的・継続的なきめ細かな指導や学校と家庭・地域が連携した取組が必要となります。これらの取組を着実に進めることにより、年間約1%ずつの増加をめざし、4年後の目標値を85%と設定しました。	81.2%	85.0%
22102	活動指標	新規高等学校卒業生が、就職した県内企業に、1年後定着している割合	生徒の社会に参画する力を育成することにより、児童生徒が勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度を身につけ、高卒就職者の早期離職率が下がると考えられることから、就職先に定着している率を目標項目として選定しました。	キャリア教育等の取組によって高卒就職者の早期離職率を低下させることにより、平成27年度までに、就職先に定着している率を92%まで増やしていくことを目標として設定しました。	84.4% (平成22年度)	92.0% (平成26年度)
22103	活動指標	研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合	教職員が研修講座を受講する中で、自らの実践への研修内容の活用を測定することは、研修効果を高めるとともに、資質向上につながることから選定しました。	平成22年度に実施した一部講座のアンケート結果が85%であったため、平成23年度の見込値を88%とし、今後、年3%ずつの増加をめざして取り組むこととして平成27年度の目標値を設定しました。	85.0% (平成22年度)	100%
22104	活動指標	1,000人あたりの暴力行為発生件数	県内の学校における暴力行為等の問題行動については、生徒間暴力、対教師暴力などで依然として深刻な事案が発生しており、憂慮すべき状況への対応が求められていることから、目標項目として選定しました。	これまで一番少なかった平成22年度の3.5件を基準とし、そこから5年後の平成27年度に3.0件以下に減少させることを目標と設定しました。	3.5件 (平成22年度)	3.0件以下

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
22105	活動指標	特色化教育実施事例数	私立学校が建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育に取り組んでいるかどうかの観点から選定しました。	平成 22 年度実績を基点として私立学校が提供する特色と魅力ある教育が、年 5 件程度増えていくことを目標として設定しました。	80 件 (平成 22 年度)	100 件
222	県民指標	学校関係者評価やコミュニティ・スクールなどに取り組んでいる学校の割合	地域に開かれた学校づくりを進めるためには、保護者や地域住民等が学校運営や教育活動へ参画する仕組みの導入が効果的であることから選定しました。	保護者や地域住民等の参画度合いを高めていくにあたり、平成 27 年度に全ての公立学校が地域に開かれた学校づくりの仕組みを取り入れていることを目標として設定しました。	78.1% (平成 22 年度)	100%
22201	活動指標	学校関係者評価により学校運営や教育活動への保護者や住民等の参画を進めている県立学校の割合	学校関係者評価の最終的な目的は、保護者や地域住民等との相互理解や協力関係を築き、学校運営や教育活動への参画につなげることであることから選定しました。	4 年間で全ての県立学校において、保護者や地域住民等の学校運営や教育活動への参画が進むことを目標として設定しました。	—	100%
22202	活動指標	教材「三重の文化」を活用した中学校の割合	「伝統や文化に関する教育の充実」は学習指導要領改定の重要な柱の一つで、全ての中学校で取組を進める必要があり、地域で支える教育活動の推進に効果的であることから選定しました。	4 年後に全ての公立中学校で活用されていることを目標として設定しました。	—	100%
223	県民指標	県立特別支援学校高等部卒業生の進学および就労率	障がいのある子どもたちの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導と支援の充実を図ることで、特別支援学校高等部卒業生の進学や就労の希望を実現する必要があることから選定しました。	平成 22 年度末の進学率は 3.2%、就労率は 22.2%となっています。一方、全国における県別の特別支援学校就労率(国・私立含む)において、本県は全国中位にあり、上位(3 分の 1 以内)に入るためには現状より 5 ポイント向上させた 27%の就労率が必要です。そこで進学者の割合を 3%、就労率を 27%と考え、特別支援学校における進学および就労率を 30%と設定しました。	25.4% (平成 22 年度)	30.0%
22301	活動指標	個別の教育支援計画を作成している県立高等学校の割合	支援を必要とする生徒の教育的ニーズに対応するため、個別の教育支援計画等中学校からの支援に関する情報を円滑に引継ぎ、相談支援体制の充実を図る必要があることから選定しました。	新学習指導要領により支援の必要な生徒には、個別の教育支援計画を作成することが求められていることから、平成 27 年度には全ての県立高等学校において作成されることを目標と設定しました。	39.7% (平成 22 年度)	100%
22302	活動指標	県立特別支援学校で職業に係るコース制を導入している学校数	特別支援学校の教育課程の改編を進め、職業に関するコース制を導入し、職場体験や職場実習を組織的・系統的に進めることは、就労率の向上に結びつくと考えられることから目標項目として選定しました。	就労希望者が多く在籍する知的障がい教育部門を設置している特別支援学校および盲学校、聾学校全 8 校において、平成 27 年度までに職業に係るコース制を導入することを目標として設定しました。	2 校	8 校

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
22303	活動指標	暫定校舎の教室数	暫定校舎の教室数は、学校の整備を進めることで減少させることにつながり、安全・安心な学習環境を整備できると考えられることから、目標項目として選定しました。	県立特別支援学校の施設・設備の整備を進め、平成 27 年度までに全ての暫定校舎の教室をなくすことを目標として設定しました。	18 教室	0 教室
224	県民指標	地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	災害発生時に、児童生徒の命を守るためには、地域で連携した取組が重要であることから選定しました。	平成 27 年度までに、全ての学校において、地域と連携した避難訓練等を実施していることを目標に設定しました。	—	100%
22401	活動指標	防災ノート等を活用した防災教育を実施している学校の割合	災害に備え、学校での学習や家庭での防災対策に、防災ノート等の学習教材を活用することにより、防災教育の推進に貢献できることから選定しました。	毎年度、全ての公立学校において、防災ノート等の学習教材を活用した防災教育を実施することを目標として設定しました。	—	100%
	活動指標	学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	災害に備え、児童生徒の命を守るために、学校の防災を推進するリーダーが必要であることから選定しました。	平成 27 年度までに、全ての公立学校において、防災リーダーが中核となり学校防災に取り組んでいることを目標として設定しました。	—	100%
22402	活動指標	県立学校の非構造部材の耐震対策実施率	子どもたちにとって安全で安心な学校施設とするためには、非構造部材の耐震対策を実施することが必要であることから選定しました。	平成 27 年度までに、全ての県立学校の非構造部材の耐震対策を実施することを目標に、順次対策を実施することとして設定しました。	—	100%
231	県民指標	「三重県子ども条例」の認知度	子どもの育ちや子育てを支える地域社会の実現をめざしていくためには、県民の皆さんに「三重県子ども条例」やその主旨を理解していただく必要があることから、目標項目を選定しました。	できる限り多くの県民の皆さんの理解を進める必要があることから、挑戦的な数値である 100% を目標値として設定しました。	35.0%	100%
23101	活動指標	キッズ・モニター活用事業数	「三重県子ども条例」では、県の施策の基本となる事項として、子どもが意見を表明する機会を設けることなどを規定していることから、目標項目を選定しました。	各部局において、子どもの意見を施策に取り入れるために、おおむね毎月キッズ・モニターを活用することをめざし、目標値として設定しました。	6 事業 (平成 22 年度)	10 事業
23102	活動指標	「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数(累計)	子どもの育ちや子育てを地域で支えるためには、企業や団体等で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員数を増やしていくことが重要であることから、目標項目を選定しました。	平成 23 年度末での会員数を 1,040 会員と見込んでおり、計画期間中、毎年度 115 会員程度の加入を図ることをめざし、目標値を設定しました。	776 会員 (平成 22 年度)	1,500 会員
23103	活動指標	子どもの利用の多い店舗のうち青少年健全育成協力店の割合	青少年の健全な育成のためには、関係業界の主体的な取組を促すことが重要であることから、目標項目を選定しました。	立入対象店舗数のうち、子どもの利用の多い店舗全てが、青少年健全育成協力店として登録することをめざし、目標値として設定しました。	90.0%	100%

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
232	県民指標	低年齢児(0～2歳)保育所利用児童数	保育所に対するニーズは0歳から2歳児までの低年齢児が増加しており、子育て環境の整備には低年齢児への対応が重要であることから、目標項目を選定しました。	近年のニーズの増加傾向から、毎年度 250 人程度の増加に対する環境整備が必要であると見込み、目標値を設定しました。	11,962 人	12,950 人
23201	活動指標	病児・病後児保育所の実施地域数(広域利用含む)	児童の急な発熱等への対応は、全ての地域でニーズが高いため、より多くの地域で適切に対応することが求められていることから、目標項目を選定しました。	平成 23 年度の実施地域を広域利用を含め、県内の 1/2 の地域(15 地域)をカバーしている見込みであり、人材確保や市町の検討状況等を勘案し、毎年度おおむね 1 地域ずつ増やし、計画期間中に 2/3(20 地域)をカバーすることを目標値として設定しました。	15 地域 (平成 22 年度)	20 地域
23202	活動指標	三重県不妊専門相談センターへの相談件数	不妊に悩む夫婦に対する専門相談が治療者等の精神的、身体的苦痛を軽減することとなります。この専門相談を広く普及啓発し相談件数を増やすことが、安心して妊娠出産できることへとつながると考えることから、目標項目を選定しました。	平成 23 年度は相談時間の延長により 180 件の見込みであり、計画期間中に、毎年度 10 件ずつ増やすことをめざし、目標値を設定しました。	158 件 (平成 22 年度)	220 件
23203	活動指標	ひとり親家庭情報交換会参加者数(累計)	母子家庭の母親は、地域において孤立しがちであり、悩みなどを抱えながらも相談する機会がないため、情報交換会等において相互に情報を交換することで、母子家庭の母親同士のつながりが強化され、自立のきっかけをつかむことが期待できることから、目標項目を選定しました。	情報交換会等の開催地域を増やすことで、平成 24 年度から毎年度 100 人ずつ増加させ、平成 27 年度までに母子世帯の母親の 10% の参加をめざし、目標値として設定しました。	36 人	1,000 人
233	県民指標	児童虐待通告に対する48時間以内の安全確認の実施率	児童相談所運営指針に基づき、児童の安全確認のためには、48 時間以内とする時間設定が望ましいとされていることから、目標項目を選定しました。	児童の命を守るためには、安全確認を確実に実施すべきものであることから、毎年度 100% 達成を維持することを目標値として設定しました。	100% (平成 22 年度)	100%
23301	活動指標	市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数	平成 23 年度に実施した市町支援のあり方検討結果に基づき、各市町における児童相談対応力の向上のためには、市町と共に取り組むことが必要であることから、目標項目を選定しました。	児童虐待の防止には、一義的に窓口となる市町の対応力向上が求められており、児童虐待の防止に向け、市町と共に取り組む、県域全体で対応力を向上させることが必要であることから、市町ごとに最低年 1 件の取組を行うことをめざし、目標値を設定しました。	-	29 件
23302	活動指標	思春期ピアサポーター養成者数(累計)	思春期特有の悩みや相談を共有し互いに支え合える仲間であるピアサポーターを養成することが、望まない妊娠を予防し、若年層の虐待防止につながると考えることから、目標項目を選定しました。	看護系大学および高校生をピアサポーターとして養成する人数を、毎年度 30 人ずつ増やすことをめざし、目標値を設定しました。	-	120 人

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
23303	活動指標	要保護児童に対する家庭的ケアの実施率	子どもの健やかな育ちのためには、家庭的ケアを実施している環境で養育することが重要であることから、目標項目を選定しました。	家庭的ケアの平成 23 年度の実施率を 34.0%と見込んでおり、計画期間のうち前半の 2 年間は、施設における小規模グループケア等の新設(1 か所、6 人)と里親委託(2 人)で合計 8 人(年 1.5%の割合)を増やし、後半の 2 年間はそれぞれ倍増させることをめざし、目標値を設定しました。	34.0% (平成 22 年度)	43.0%
241	県民指標	成人の週 1 回以上の運動・スポーツ実施率	県民のスポーツ実施率によって、スポーツの推進に係る県の取組の成果を評価できると考え、また、国や他県との比較もできることから目標項目として選定しました。	平成 27 年度には、県民の 6 割が週に 1 回以上、運動やスポーツに取り組むようになることをめざして目標値を設定しました。	53.7%	60.0%
24101	活動指標	新体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもの割合	三重県の児童生徒のうち、新体力テストの総合評価が「D」「E」の子どもたちが、体を動かす楽しさや喜びを味わうことで、体力が向上し、結果として「A」「B」「C」評価へ上昇を図りたいことから、目標項目として選定しました。	新体力テストの総合成績が「D」「E」と判定される子どもたちを減らし、「A」「B」「C」と判定される子どもたちを毎年 2%ずつ増やすことを見込んで、目標値を設定しました。	71.9%	80.0%
24102	活動指標	総合型地域スポーツクラブの会員数	総合型地域スポーツクラブは、生涯にわたってスポーツに親しみ楽しむことができる環境づくりにつながるものと考えられることから、目標項目として選定しました。	この数年間に創設された総合型地域スポーツクラブの、1 クラブあたりの平均会員数は約 250 人です。現在の会員数を確保することに加え、毎年新たに 1 クラブが創設されることを想定して、毎年 250 人ずつの会員数増を見込んで目標値を設定しました。	24,216 人 (平成 22 年度)	25,500 人
242	県民指標	国民体育大会の男女総合成績	本県スポーツの競技水準が高まることで、本県出身の選手が国内外の大会で活躍し、県民の皆さんのスポーツに対する関心・意欲が高まることから、国民体育大会の総合成績を目標項目として選定しました。	国民体育大会の過去 10 年間における本県の総合成績で、30 位台を確保できたのは数回にとどまっているため、まずは 30 位台を安定して確保し、その後、平成 27 年度からは 20 位台になることをめざして目標値を設定しました。	32 位	20 位台
24201	活動指標	全国大会の入賞数	ジュニアから幅広い年齢層における本県の競技力向上に取り組んだ成果があらわれる数値であると考えられることから、目標項目として選定しました。	選手強化、およびジュニア選手の育成等の効果を見込み、年間 5 件ずつ増加させ(国体 2、インターハイ 2、全中 1)、年間 120 件を超えることを目標に設定しました。	101 件	121 件

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
24202	活動指標	県営スポーツ施設年間利用者数	県民の皆さんが利用しやすい県営スポーツ施設の環境づくりに県が取り組んだことの効果を示すことができると考えられることから、目標項目として選定しました。	平成 22 年度の実績値は、「日本スポーツマスターズ 2010 三重大会」の開催による大幅な利用者増が含まれているため、平成 21 年度の実績値(758,434 人)を基準として、毎年 2% ずつの利用者増を見込んで目標値を設定しました。	815,103 人 (平成 22 年度)	854,000 人
251	県民指標	南部地域の市町における生産年齢人口の減少率	南部地域は、若者の人口流出をはじめとする生産年齢人口の減少が著しいことから、県と市町が連携して取り組むことにより、減少に歯止めをかけるため適切な指標であることから選定しました。	南部地域の市町における生産年齢人口(15 歳から 64 歳)の平成 12 年から平成 22 年までの減少率を現状値として、平成 17 年から平成 27 年までの減少率を同程度に維持することを目標に設定しました。	15.6% (平成 22 年度)	15.6%
25101	活動指標	南部地域において市町の連携した取組数(累計)	地域内外の市町が連携した主体的な取組に対して、県が支援している件数は、県の活動の成果をあらわすのに適当な指標であることから選定しました。	計画期間中に 10 取組を支援することを目標として設定しました。	—	10 取組
25102	活動指標	集落を維持するモデル的な取組を行っている地域数(累計)	課題解決に向けた県の取組のうち、市町と連携して取組を進める代表的な指標であることから選定しました。	計画期間中に県と市町が連携して 10 地域で取り組むことを目標として設定しました。	—	10 地域
252	県民指標	東紀州地域に係る1人あたりの観光消費額	地域特性を生かした集客交流の実績と地域経済への影響をあらわした指標であることから選定しました。	滞在型・体験型観光を進めることで宿泊日数の増加を図ることなどにより、平成 27 年度に現状値(平成 22 年度)の 5% 増をめざすこととして目標を設定しました。	27,559 円 (平成 22 年度)	28,936 円
25201	活動指標	公社がまちづくり等に対し参画した件数(累計)	東紀州観光まちづくり公社が、まちづくりなどの取組に積極的に参画し、推進していく取組数をあらわした指標であることから選定しました。	平成 27 年度に、現状値(平成 22 年度)の 5 件増をめざすこととして目標を設定しました。	6 件 (平成 22 年度)	11 件
25202	活動指標	熊野古道の来訪者数	集客交流の実績をあらわした指標であることから選定しました。	平成 27 年に、現状値(平成 22 年)の 105 千人増をめざすこととして目標を設定しました。	285 千人 (平成 22 年)	390 千人
25203	活動指標	地域内で開発された新商品数(累計)	東紀州地域の産業振興に係る事業者の成果をあらわした指標であることから選定しました。	平成 27 年度に、現状値(平成 22 年度)の 15 件増をめざすこととして目標を設定しました。	44 件 (平成 22 年度)	59 件
253	県民指標	地域の活動などに参加している住民の割合	地域の活動へ参加している住民の割合が増えていくことは、地域づくりへ関心を持ち、地域をよりよくしようと考えている人が増えていくことであり、「美し国おこし・三重」の取組が進んでいることの指標になるものと考えられることから、選定しました。	今後 3 年間(平成 26 年度まで)のパートナーグループ増加とともに、住民への活動の広がりを 3% 増と見込み、さらに「美し国おこし・三重」の取組は、取組の最終年に向けて、さらなる広がりが見込まれることから、より高い目標設定を行うこととし、平成 27 年度の目標値を 6.4% 増の 40.0% と設定しました。	33.6%	40.0%

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
25301	活動指標	パートナーグループ登録数(累計)	パートナーグループの活動がこの取組の基本であることから指標として選定しました。	6年間で取組の基本となる座談会を2,000回以上開催し、そのうちパートナーグループの登録につながる座談会を1,000回と想定し、1座談会で1パートナーグループの登録につながるものとして設定しました。	263グループ (平成22年度)	1,000グループ
25302	活動指標	パートナーグループネットワーク構築数(累計)	イベント手法を活用した、情報発信力のある取組を進めることで、地域内外や分野を問わずパートナーグループの交流・連携の輪が広がり、さまざまな主体間のネットワーク化が図られることから、指標として選定しました。	1パートナーグループにつき、3つのネットワークが構築されるとして設定しました。	276 (平成22年度)	3,000
254	県民指標	農山漁村地域の交流人口	農山漁村地域へ興味や目的を持ち訪れる利用者数を把握することで、本県の農山漁村地域の魅力を推し測ることが可能と考えられることから選定しました。	農山漁村を振興していくためには地域に関わる人を増やしていく必要があることから、農山漁村地域の交流人口を現状値を起点として過去4年間の実績(約1%/年の増)の5割増しになる毎年度1.5%ずつ伸ばしていくことをめざして設定しました。	5,086千人 (平成22年度)	5,370千人 (平成26年度)
25401	活動指標	生活環境を整備する農山漁村集落数(累計)	生活環境基盤整備が立ち遅れている農山漁村地域において、暮らしの安全・安心を確保するための集落内道路の整備や防火水槽の設置等の防災対策が重要と考えられることから選定しました。	集落道路、防火水槽等集落内の生活環境の整備を進めていく上で総合整備事業の活用が効果的であることから、今後の実施想定地区(集落)をふまえて設定しました。	2集落	18集落
25402	活動指標	野生鳥獣による農林水産被害金額	鳥獣被害防止対策の総合的な成果を測る指標として適当と考えられることから選定しました。	農林水産業者等が鳥獣被害の防止対策の効果を実感できるためには、県全体の被害金額を20%以上減らしていく必要があると考えられることから設定しました。	751百万円 (平成22年度)	600百万円以下 (平成26年度)
25403	活動指標	「いなかビジネス」の取組数	中山間地域の活性化のためには、就業機会や収入の安定確保、高齢者や女性等の地域人材の知恵や能力を生かした新しい経済活動の創出が重要と考えられることから選定しました。	中山間地域の人や産業等の活動を活発にしていくためには、中山間地域内856集落の20%以上で「いなかビジネス」の起業に取り組まれる必要があると考えられることから設定しました。	101件 (平成22年度)	170件
25404	活動指標	農村の資源保全活動対象集落数	多面的機能の保全や発揮に向けては、多面的機能を評価し、その保全や活動に参画する農業者や地域住民等の取組が活性化していくことが重要と考えられることから選定しました。	県民の皆さんが農業および農村の多面的機能を実感できるためには県内農地の一定割合で資源保全活動が実践される必要があることから、4年後の対象集落を県内農業集落の1/4に相当する500集落まで拡大していくことをめざして設定しました。	424集落	500集落

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
25405	活動指標	藻場・干潟等の保全活動対象面積	多面的機能の保全や発揮に向けては、多面的機能を評価し、その保全や活動に参画する漁業者や地域住民等の取組を拡大・深化させていくことが重要と考えられることから選定しました。	藻場・干潟等が持つ水産資源の保護・育成や水質浄化機能等の多面的機能を将来にわたって維持・回復していくためには、漁業者をはじめさまざまな主体が参画した保全活動組織による藻場・干潟等の保全活動対象面積を4年間で約10%増大させる必要があると考えられることから設定しました。	268ha	290ha
255	県民指標	県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数(累計)	県と市町が特定の地域づくりの課題解決に向けて取り組み、成果があった取組数を目標とすることで、当事業に取り組んだ効果をあらわすことができることから、目標として選定しました。	平成 23 年度からの5年間に、各県民センター(9か所)が検討会議において毎年2項目の成果を得ることを目標として設定しました。	18 取組 (平成 22 年度)	90 取組
25501	活動指標	県と市町が連携して地域課題の解決に取り組んだ件数(累計)	地域課題の解決に資する事業に対して、県が地域づくりの補助金で支援した件数を目標とすることで、連携して取り組んだ活動度合いをあらわすことができることから目標として選定しました。	平成 23 年度から5年間で地域づくりの補助金を毎年9件採択することを目標として設定しました。	9件	45 件
25502	活動指標	三重県過疎地域自立促進計画の進捗率	三重県過疎地域自立促進計画は、全部局横断的に過疎地域の自立のために一定期間取り組むための計画です。この計画がどの程度実行されているかをあらわすことで、県が当事業に取り組んだことの効果をあらわすことができると考えたことから選定しました。	平成 27 年度末で 100%達成することをめざし、毎年、16%ずつ事業の進捗を図ることを目標として設定しました。	19.8% (平成 22 年度)	84.0% (平成 26 年度)
25503	活動指標	特定地域の利用率	特定の地域の面積に対してその利活用される面積を割合であらわすことで県が当事業に取り組んだことの効果をあらわすことができると考えられることから、選定しました。	過去からの実績および今後の事業計画を勘案して目標を設定しました。	31.5%	42.3%
25504	活動指標	宮川流域ルネッサンス事業の取組に関わる団体の数	地域の資源を生かした主体的な取組の進捗状況を示す指標になると考えられることから、選定しました。	毎年、4団体ずつ取組に関わる団体を増やすことを目標として設定しました。	61 団体	77 団体
261	県民指標	参加した文化活動に対する満足度	県民の皆さんが主体的に文化活動に参加し幅広い交流を進めるためには、文化活動に参加した皆さんの満足度を高めることが必要であると考えられることから選定しました。	魅力ある文化にふれる機会を提供することなどにより、4年間で満足度を現状値から約5.0%増やすことを見込み、目標値として設定しました。	60.7% (平成 22 年度)	66.0%

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
26101	活動指標	文化交流ゾーンを構成する施設の利用者数	文化交流ゾーンの形成に向け、三重県総合文化センター周辺の各施設が取り組んだ成果を評価するため、各施設の充実度や文化にふれ親しむ県民の数を反映できると考えられることから選定しました。	平成 26 年に新県立博物館が開館した場合の利用者数の増加や文化交流ゾーンを構成する各施設が連携・協働し、多様で魅力ある文化にふれる機会を提供することにより、各施設の利用者数の合計を現状値から約 187,000 人増やすことを見込み、目標を設定しました。	1,173,221 人 (平成 22 年度)	1,360,000 人
	活動指標	文化芸術情報アクセス件数	県が提供する文化芸術情報に対するアクセス件数は、県民の皆さんが自発的に情報収集、活用を行っている状況をあらわすと考えられることから選定しました。	平成 26 年の新県立博物館の開館に向けた取組や式年遷宮に合わせた斎宮歴史博物館の広報活動、さらに統合型デジタルアーカイブの構築などにより、魅力的な情報発信を行うことで、アクセス数を現状値から約 40,000 件増やすことを見込み、目標を設定しました。	60,210 件 / 月 (平成 22 年度)	100,000 件 / 月
26102	活動指標	文化財情報アクセス件数	文化財情報へのアクセス件数は、県が発信している文化財についての情報を、県民の皆さんが入手し活用している状況をあらわすと考えられることから選定しました。	三重の文化財の魅力をわかりやすく、また活用しやすいかたちで情報発信し、アクセス数を現状値から約 3,000 件増やすことを見込み、目標として設定しました。	14,208 件 / 月 (平成 22 年度)	17,000 件 / 月
262	県民指標	参加した学習活動に対する満足度	県民の皆さんが楽しく学習活動に参加し、積極的に活動するためには、学習活動に参加した皆さんの満足度を高めることが必要であると考えられることから選定しました。	魅力ある学習機会を提供することなどにより、満足度を現状値から約 5.0% 増やすことを見込み、目標値として設定しました。	72.0% (平成 22 年度)	77.0%
26201	活動指標	県立生涯学習施設の利用者数	県立生涯学習施設の利用者数は、県民の皆さんが利用しやすい施設運営に県が取り組んだ効果を示すことができると考えられることから選定しました。	各館の新しい取組などにより、毎年 5,000 人ずつ増加すること、および平成 26 年に新県立博物館が開館した場合の利用者数やその影響などによる各施設の利用者数の増加を見込み、目標を設定しました。	627,350 人 (平成 22 年度)	855,000 人
	活動指標	「協創」による博物館づくりへの参画者数	「協創」による博物館づくりとは、新県立博物館のめざす県民・利用者の皆さんと「ともに考え、活動し、成長する博物館」づくりを進めることです。これにより、学びや調査研究など博物館活動の成果をより大きなものとして共有し、さらに広げることができると考えられることから選定しました。	開館準備期間には、あまり増加は見込めませんが、新県立博物館の開館 1 年後には、県民・利用者の皆さんの活動の場が広がり、活発に博物館活動などが展開されていると考えられることから、現状値の約 2 倍を目標値として設定しました。	231 人 (平成 22 年度)	550 人
26202	活動指標	社会教育関係者ネットワーク会議への参加者数	ネットワーク会議の参加者数の増加により、参加者間の連携が広がり、地域での社会教育が一層推進されることが考えられることから選定しました。	ネットワーク会議への参加を呼びかけ、今後 4 年間でその拡大を図ることにより、各市町から 210 人(各市町行政職員 2 人・その他の社会教育関係者 5 人)の参加を見込み、目標値として設定しました。	-	210 人

Ⅲ. 「<sup>ひら</sup>拓く」

～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
311	県民指標	県産品に対する消費者満足度	県産農林水産物等に対する消費者の満足度は、高付加価値化をめざす県内農林漁業者および事業者の取組に対する評価を測る指標として適当であることから選定しました。	「もうかる農林水産業」の実現に向けては、多くの消費者が県産農林水産物等に対して満足している状態となることが求められることから、10年後に6割程度の消費者満足度をめざす中で平成27年度に40%とすることとして設定しました。	25.2%	40.0%
31101	活動指標	農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数(累計)	県内農林水産資源を活用した新たな商品を革新的に生み出す仕組みづくりが重要であることから選定しました。	県内農林水産資源を活用した新たな商品等が継続的に生み出されていくためには、農商工や産学官の連携による開発プロジェクトが立ち上がっていくことが効果的であることから、初年度に10件、その後は5件/年の新プロジェクトの立ち上げをめざして設定しました。	-	25件
31102	活動指標	農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	農業研究所および畜産研究所において新しく開発した品種や技術等については、農業者が消費者に向けて提供する商品やサービスなどに活用されることで価値があることから選定しました。	農畜産業のイノベーションを促進していく上で研究開発の成果から多くの新商品等を創出する視点が求められることから、農業研究所および畜産研究所におけるこれまでの研究成果や現在の研究課題件数などをもとに、向こう4年間の普及・実用化を積極的に見通して設定しました。	-	100件
31103	活動指標	林業の研究成果が活用された商品および技術の数(累計)	林業研究所の森林・林業に関する研究成果については、事業者等に活用されることで価値があることから選定しました。	林業・木材産業のイノベーションを促進していく上で研究成果から技術の革新や新たな商品の開発などにつなげる視点が求められることから、林業研究所におけるこれまでの研究成果や現在の研究課題件数などをもとに、向こう4年間の普及・実用化を積極的に見通して設定しました。	-	20件
31104	活動指標	水産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	水産研究所において新しく開発した品種や技術等については、漁業者等が消費者に向けて提供する商品やサービスなどに活用されることで価値があることから選定しました。	水産産業のイノベーションを促進していく上で研究開発の成果から多くの新商品等を創出する視点が求められることから、水産研究所におけるこれまでの研究成果や現在の研究課題件数などをもとに、向こう4年間の普及・実用化を積極的に見通して設定しました。	-	35件

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
31105	活動指標	企業との連携による食育等のPR回数	県民生活に近い場面でPRを実施することが、県民の皆さんと農林水産業の支え合う関係づくりを進める上で重要であることから選定しました。	県民の皆さんと本県農林水産業との支え合う関係づくりを効果的に進める上で県内全域での取組が重要であることから、県内8圏域ごとに年間1回以上のPRを行うこととして設定しました。	—	8回
312	県民指標	食料自給率 (カロリーベース)	国が食料自給率の向上を目的として平成32年度に50%を達成することを目標に設定したことをふまえるとともに、県段階の食料自給率には地域の農産物等生産の状況が反映されることから選定しました。	本県の食料自給力の向上に向けて食料自給率51%(平成33年度)をめざしていることから、その達成に向けた農産物等の作付見通しに基づいて設定しました。	42% (平成21年度)	46% (平成26年度)
31201	活動指標	水田利用率	県民の皆さん、生産者の双方から見て、需要に応じた水田農業の推進状況を総合的に評価する上で適当な指標と考えられることから選定しました。	本県の食料自給力の向上のためには水田における生産力の向上が重要な地位を担うことから、4年後の水田面積の見通しと食料自給率目標46%に基づいて設定しました。	93.4%	96.0%
31202	活動指標	新たな視点の産地展開に挑戦する園芸等産地増加数(累計)	流通チャンネルが多様化する中、市場流通を基本とした生産、販売にとらわれない農業の展開(農工商連携や6次産業化)を図ることで、ブランド力の向上や産地の活性化等が期待できることから選定しました。	園芸等産地の活性化を図る上で県内産地の一定割合で積極的な挑戦が行われる必要があることから、産地改革計画等を策定している産地(野菜56、果樹18)の1/4程度で新たな視点の産地展開に取り組まれることをめざして設定しました。	—	20産地
31203	活動指標	近隣府県の畜産産出額に占める割合	三重県と地理的条件や農畜産物の流通区域が似通っている近接県域内の本県を含む9府県でのシェア(割合)向上は、消費者ニーズに応えた畜産物の生産・供給を評価する上で適当な指標と考えられることから選定しました。	本県畜産業の活性化を図る上でターゲットとする市場や戦略が似通っている近隣府県におけるシェア拡大への挑戦が有効と考えられることから、近隣府県における本県の割合を10年後に1%増加することをめざして、4年間分を設定しました。	13.7% (平成22年度)	14.1% (平成26年度)
31204	活動指標	農業経営体数(認定農業者、集落営農組織等)	認定農業者および集落営農組織等の数は、本県農業が持続的に発展していくための農業生産構造を測る指標として適当であることから選定しました。	本県農業の持続的な発展を図る上で担い手となる農業経営体が農地の相当部分を担う農業生産構造を実現することが必要であることから、農業経営基盤強化促進法に係る県基本方針の10年後(平成33年度)の農業経営体確保目標の3,000経営体に基づき、現状値との差の4年間分を設定しました。	2,346経営体	2,610経営体

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
31205	活動指標	基盤整備済み農地における担い手への集積率	良好な生産基盤の確保・整備状況と、基盤整備の事業効果を測る指標として適当であることから選定しました。	担い手となる農業経営体が農地の相当部分を担う農業生産構造を実現するためには良好な農業生産基盤を整備・保全することが必要であることから、高度な基盤整備を実施した面積の過半を認定農業者等が担っている姿を4年間で実現することをめざして設定しました。	33.4%	50.0%
313	県民指標	県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量	林産物の多くを占める県産材(スギ・ヒノキ)の生産量を、目標項目として選定しました。	「三重の森林づくり基本計画2012」における平成27年度の素材生産量を目標値として設定しました。	239千㎡ (平成22年度)	402千㎡
31301	活動指標	「三重の木」認証材等出荷量	消費者の信頼を高めて県産材の利用を進めるためには、品質や規格の明確な県産材の提供が必要なことから、目標項目として選定しました。	現状(平成22年度)の県産丸太を使用した認証材等の出荷量を平成27年度までに倍増することとし、目標値を設定しました。	24,629㎡ (平成22年度)	50,000㎡
31302	活動指標	施業集約化団地面積(累計)	県産材の低コスト安定供給体制の基礎となる施業集約化団地の面積を目標項目として選定しました。	施策目標である平成27年度の素材生産量402千㎡を計画的に生産するために必要となる森林経営計画面積を目標値として設定しました。	5,192ha (平成22年度)	50,000ha
31303	活動指標	新規林業就業者数	木材の生産や森林整備を実施するためには、必要な林業従事者を新たに確保する必要があることから、目標項目として選定しました。	施策目標の素材生産や間伐実施等を実現するための林業従事者を確保するにあたり必要な新規就業者数を目標値として設定しました。	38人 (平成22年度)	40人
31304	活動指標	間伐実施面積(累計)	森林の多面的機能を発揮させるためには、森林を適正に管理することが重要であることから、目標項目として選定しました。	「三重の森林づくり基本計画2012」の今後4年間の間伐目標面積36,000haにあわせ、目標値を設定しました。	-	36,000ha
31305	活動指標	森林づくり参加者数	県民の皆さんと「協創」した社会全体で支える森林づくりに向けて、身近な森林づくりへの参加を進めていくことが重要なことから、目標項目として選定しました。	「三重の森林づくり基本計画2012」における平成27年度の森林づくりへの参加者数を目標値として設定しました。	24,241人 (平成22年度)	30,000人
31306	活動指標	森林文化・森林環境教育の活動回数	森林文化および森林環境教育の振興には、学習機会を多くすることが重要なことから、指導者の活動回数を目標項目として選定しました。	「三重の森林づくり基本計画2012」における平成27年度の森林文化・森林環境教育の活動回数を目標値として設定しました。	1,489回 (平成22年度)	2,000回
314	県民指標	主要魚種生産額の全国シェア	高い付加価値を生み出す水産業の確立をめざしていることから選定しました。	本県水産業の活性化を図る上でシェア拡大への挑戦が有効と考えられることから、主要魚種生産額の全国シェアを現状より0.2%増加することをめざして設定しました。	7.1% (平成21年)	7.3% (平成26年)
31401	活動指標	県内の沿海地区漁協数	県内全ての沿海地区漁協の合併による県1漁協の実現を促進していくことから選定しました。	平成27年度に県内全ての沿海地区漁協が合併し、1漁協となることを目標として設定しました。	21漁協	1漁協

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
31402	活動指標	資源管理に参加する漁業者数	持続的な水産資源の活用を図っていくためには、漁業者が主体となって資源管理を進めていく必要があることから選定しました。	4 年後に沿岸漁業において 1,500 人の漁業者が資源管理に取り組んでいることをめざして設定しました。	313 人	1,500 人
31403	活動指標	沿岸の浅海域再生面積(累計)	海域においては、陸域からの流入負荷、海岸線の開発等により、海域環境が悪化し海域の持つ生産力ならびにその水質浄化機能が低下しており、また、藻場・干潟等が減少し、再生が必要であることから選定しました。	生物の生息環境と、藻場・干潟を再生する適地を考慮して、効率的に再生可能な地区を優先的に整備することとして設定しました。	63ha	74ha
321	県民指標	県内への設備投資額(累計)	県内への企業立地等設備投資が行われることにより、企業活動が活発になり、県民の皆さんの生活や地域の活力につながることを示す最もわかりやすい指標として選定しました。	過去 4 年間(平成 19～22 年度)の実績(年平均設備投資額約 300 億円)を毎年 1 割以上上回る投資額を目標値として設定しました。	—	1,320 億円
32101	活動指標	企業誘致件数(累計)	県内への企業立地等設備投資が行われることにより、企業活動が活発になり、県民の皆さんの生活や地域の活力につながることから、県の誘致活動の成果を示す指標として選定しました。	過去 4 年間(平成 19～22 年度)の実績(年平均 36 件)を 1 割以上上回る誘致件数を設定しました。	—	160 件
32102	活動指標	クリーンエネルギーバレー構想で取り組むプロジェクト数(累計)	世界規模の課題解決を図りつつ、今後最も成長が期待されるクリーンエネルギー(環境・エネルギー関連)分野において、プロジェクトを創出していくことが、県内企業の成長や国際競争力の強化につながることから、指標として選定しました。	成長産業である環境・エネルギー産業をけん引していくためには、毎年 5 プロジェクト程度の創出が目標の目安になると考え、初年度(平成 24 年度)の 3 件をはじめに 4 年後に 18 件の創出を目標値として設定しました。	—	18 件
32103	活動指標	医療・健康・福祉分野の製品開発取組数(累計)	県内事業者等が、医療・健康・福祉分野の新たな製品やサービスの開発に取り組むことが、本分野の産業の成長につながることから、目標項目として選定しました。	県内事業者等が医療・健康・福祉分野で活用される製品やサービスの開発に取り組む数を、平成 23 年度実績見込みをもとに、毎年度 8 件ずつ取り組むことをめざし、目標値として設定しました。	—	40 件
32104	活動指標	新たに構築した産学官等のネットワーク数(累計)	国内外のネットワークを構築することが、新たな事業連携や研究開発のみならず、企業誘致等にも大いにつながることから、指標として選定しました。	県内中心のネットワーク、全国的なネットワーク、海外ネットワークを毎年、新たに 1 ずつ構築していくことを目標に、4 年後に 12 のネットワーク構築を目標値として設定しました。	—	12
322	県民指標	製造業に係る中小企業の付加価値額の伸び率	県内中小製造業の付加価値額を伸ばすことが、ものづくり三重が実感(認知)されることにつながると考えられることから、指標として選定しました。	近年の経済情勢から減少傾向にある中(平成 18 年から 21 年の 4 年間で 22.5%減。毎年減少している。)、ものづくり三重を強力で進めていくことにより、年平均 3%の伸びを目標値として設定しました。	100 (平成 22 年)	112 (平成 26 年)

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
32201	活動指標	海外事業展開に取り組む企業数(累計)	県内企業が成長するアジア市場等を取り込むことで、企業の成長や国際競争力の強化につながることから、海外展開に挑戦する企業数を指標として選定しました。	A S E A N 6 と中国に進出している県内企業が約 80 社あることから、4 年間で 5 割増加することを目標に新たに 40 社が海外事業展開をすることを目標値として設定しました。	—	40 社
32202	活動指標	経営戦略に基づく事業化への取組企業数(累計)	中小企業自らの経営戦略の策定から販路開拓まで一連の取組を支援することで、ものづくり中小企業の業態や規模等にあった付加価値化を高めることにつながることから、指標として選定しました。	4 年間で「みえのものづくり百選」を創出することを目標に、毎年 25 社が国や県の制度を活用してチャレンジすることを目標値として設定しました。	—	100 社
32203	活動指標	販路開拓支援により新たな取引につながった数(累計)	経営資源が限られているものづくり中小企業の成長のためには、販路開拓・市場開拓を促すことが重要なことから、これを支援する制度の活用により商談に結びつく件数を指標として選定しました。	効果の高い商談の機会をつくっていくことをめざし、その中でより多くの取引開始に結びつけることを目標に、毎年 50 件という高い目標値を設定しました。	—	200 件
32204	活動指標	企業の成長を支える産業技術人材の育成数(累計)	ものづくり中小企業の成長のためには、付加価値の高い商品の実用化開発を担う技術者などの確保・育成が必要なことから、人材育成プログラムに多くの参加を得ることを目標とすることが適当であるとの考えから指標として選定しました。	効果の高い人材育成の機会をつくっていくことをめざし、その中でより多くの参加に結びつけることを目標に、毎年 100 人という高い目標値を設定しました。	—	400 人
323	県民指標	地域資源活用関連産業の製造品出荷額等の伸び率	地域の経済活力を高めていくためには、各地域の資源を活用した産業の活発化を図っていく必要があることから、その度合いを示す指標として、関連する産業分野の製造品出荷額等の伸び率を選定しました。	近年の経済情勢から減少傾向にある中(平成 18 年から 21 年の 4 年間で 9.5% 減。)、県内の事業者等が地域の資源など価値や魅力を活用して産業の活性化に取り組むことを推進していくことにより、年平均 3% の伸びを目標値として設定しました。	100 (平成 22 年)	112 (平成 26 年)
32301	活動指標	地域資源を活用した新商品を開発し、売り上げにつながった企業数(累計)	地域産業の活性化のためには、地域資源を活用した新商品開発を促進していくことが重要なことから、指標として選定しました。	事業者にとっての成果として、新商品を開発し売上増につながった事業者を毎年 10 社創出することを目標値に設定しました。	—	40 社
32302	活動指標	新しい商品・サービス等の創出件数(累計)	新商品開発や新サービスの創出が産業創出や雇用の場の創出につながることから、指標として選定しました。	事業者にとっての成果として、新たな商品やサービスの開発につながった件数を毎年 10 件創出することを目標に設定しました。	—	40 件
32303	活動指標	商業活性化の取組により集客増や収益向上に結びついた事業者等の数(累計)	集客増や収益向上に結びつくことで真に商業の活性化が図られることから、指標として選定しました。	事業者にとっての成果として、集客増や収益向上に結びついた事業者を毎年 3 事業者創出することを目標に設定しました。	—	12 者

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
32304	活動指標	商工団体等の支援により新たな事業展開に至った件数(累計)	地域の総合経済団体である商工会等は、地域の特性をふまえた新たな産業や雇用の創出を図っていく役割を担い、事業者への支援により新たな事業展開につなげていくことが重要なことから、指標として選定しました。	中小企業への支援を行い事業化に結びつけていくことを目標に、平成 22 年度実績数値(158 件)をもとに毎年 3%増加させることとして、4 年間で 650 件を設定しました。	—	650 件
324	県民指標	中小企業等との共同研究件数(累計)	中小企業の技術力向上のためには、県研究機関が役割を果たしながら産学官連携による研究開発を推し進めていくことが重要なことから、共同研究件数を指標として選定しました。	県研究機関を含む産学官(産官)による製品化に近い共同研究を進めていくことを目標に、平成 22 年度実績(28 件)をもとに、年間 30 件、4 年間で 120 件を設定しました。	—	120 件
32401	活動指標	企業の課題解決数(累計)	県研究機関が企業の課題解決を図る研究開発プロジェクトを進めることにより、企業の技術力向上につながることから、その成果を示す課題解決につながった件数を指標として選定しました。	県内中小企業が抱える技術課題の解決を県研究機関がより多く担うことを目標に、毎年 20 件を設定しました。	—	80 件
32402	活動指標	県研究機関における新分野関連技術開発件数(累計)	中小企業にとって研究投資が困難な新分野の先行的な研究開発を県研究機関主導で開発を進めることが、県内企業にとっての技術力向上支援につながることから、その研究開発件数を指標として選定しました。	中長期的に中小企業の技術力向上につながる県研究機関の先行的な新分野の研究開発をより多く実施することを目標に、4 年間で 40 件を設定しました。	—	40 件
32403	活動指標	県民等の科学技術に対する理解度	次代を担う研究人材の育成に資するためには、科学技術への理解を深める啓発的な取組が必要なことから、その機会を提供し理解を深めることを目標に、指標として選定しました。	科学技術に対する理解の深まりを高めるために効果の高い機会をつくっていくことで、4 年後には 9 割の方が理解が深まったと回答されることを目標値として設定しました。	67.3%	90.0%
325	県民指標	新エネルギーの導入量(世帯数換算)	新エネルギー(太陽光発電、風力発電など)の導入の進捗をあらわすため、導入量の成果であることから選定しました。	三重県新エネルギービジョンで掲げた平成 32 年度の目標値(461 千世帯)に向けて設定しました。	204 千世帯 (平成 22 年度)	307 千世帯 (平成 26 年度)
32501	活動指標	エネルギー政策を総合的に推進するための取組件数	エネルギー対策の推進については、部局横断的かつ総合的な取組が必要であるため、電力需給への対応、新エネルギービジョンの進行管理、エネルギー政策に係る国への提言などへの取組が重要であることから選定しました。	電力需給がひっ迫する夏季・冬季の対策以外にも取り組むこととし、毎年 1 件ずつ取組を増加させることを目標として設定しました。	4 件	8 件
32502	活動指標	大規模な新エネルギー施設数(累計)	地域における新エネルギーを確保するためには、確実に大型プロジェクトを年 1 件導入することが重要であることから選定しました。	メガソーラー等の大型プロジェクトを年 1 件達成させることから設定しました。	4 件	8 件

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
32503	活動指標	企業の省エネ取組の件数(累計)	企業における省エネルギー活動の推進を図ることが重要であることから選定しました。	企業の省エネ推進活動を拡大することが重要であり、年5件の取組を支援することから設定しました。	—	20 件
32504	活動指標	次世代エネルギー等に関連する調査研究のテーマ数(累計)	将来実用化が期待されているエネルギー資源等に関連する地域活性化策等の調査研究を行うことが重要であることから選定しました。	次世代エネルギーとして期待されるメタンハイドレート、洋上風力、スマートコミュニティの3つを調査研究のテーマとして想定し設定しました。	—	3 件
32505	活動指標	水力発電の年間供給電力目標の達成率	水力発電の電力を安定的に使用することができるためには、適正な維持管理を行い安定供給を行うことが重要であることから選定しました。	企業庁の水力発電による電力を安定的に供給するためには、1年間に供給する電力量の設定目標値に対して100%の達成率となることが望ましいことから設定しました。	98.5% (平成 22 年度)	100% (平成 26 年度)
331	県民指標	雇用対策事業による就職者数	地域の実情に応じた多様な雇用支援や職業能力開発の成果の一つとして、県が実施する雇用対策事業により就職した人数が増加することが見込まれることから選定しました。	県が実施する雇用対策事業により就職した人数を、1割増加させることを目標と設定しました。	1,375 人 (平成 22 年度)	1,520 人
33101	活動指標	県が就職に向けて支援した延べ若年者数	若年求職者のニーズに合った効果的な就職支援セミナー等を実施することで、若年者の参加等が増加することが就労支援につながることから選定しました。	支援対象となる若年者の総数は減少してきていますが、若年求職者のニーズに合った効果的な支援サービスを提供することで、参加者等が増加し、より多くの就労につながることを事業の目的です。このため、提供するサービスにより、毎年250人(2%程度)、参加者数を増加させることを目標と設定しました。	12,470 人 (平成 22 年度)	13,250 人
33102	活動指標	民間企業における障がい者の実雇用率	障がい者の雇用支援が充実すれば、その成果の一つとして民間企業における障がい者の実雇用率が改善されることから選定しました。	民間企業における障がい者実雇用率として国が掲げる目標(平成32年までに1.8%)を鑑み、本計画期間中に全国平均レベル1.65%(平成23年度現在)まで引き上げることを目標と設定しました。	1.51%	1.65%
33103	活動指標	地域のさまざまな主体と連携して実施する就職面接会の参加企業数	就職面接会の参加企業数の増加は、就労機会の確保のため関係機関や各種団体等と連携して取り組むきめ細やかな雇用支援の成果を図る一つの重要な指標であることから選定しました。	きめ細やかな雇用支援の結果、就労機会が確保されることをめざして、就職面接会の参加企業を1割増加させることを目標と設定しました。	702 社 (平成 22 年度)	780 社

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
33104	活動指標	県が実施または支援する職業訓練への参加者数	求職者や労働者のニーズに合致した職業訓練が多数実施されるとともに、技能尊重の機運が醸成されれば、職業訓練への参加者数が増加することから選定しました。	離職者関係の職業訓練については、高い定員充足率を維持させることで受講者数を維持する一方、在職者関係の訓練については、技能向上に取り組む機運の醸成により、平成 27 年度にはリーマンショック以前の受講者数にすることを目標とし、あわせて受講者数を約 300 人(約 10%)増加させることを目標と設定しました。	2,941 人 (平成 22 年度)	3,250 人
332	県民指標	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合	企業(事業所)において、ワーク・ライフ・バランスの取組が実際に行われていることが、ワーク・ライフ・バランス推進の重要な成果であることから選定しました。	国が策定したワーク・ライフ・バランス憲章で、企業でのワーク・ライフ・バランスの取組に関する数値を平成 32 年におおむね 2 倍とする目標を設定しており、そのこととの整合性を考慮して目標を設定しました。	27.1%	37.0%
33201	活動指標	ワーク・ライフ・バランスのセミナー等が役立つと回答した参加者の割合	ワーク・ライフ・バランス推進のためには、まず意識啓発を行い、労使が共に、ワーク・ライフ・バランスの意義を理解することが必要であることから選定しました。	セミナー等が役立つと回答している参加者は既に高い割合となっていますが、経済団体、労働団体、国等との連携でセミナー等の内容を充実することで、約 5 %アップさせることを目標に設定しました。	85.6% (平成 22 年度)	90.0%
33202	活動指標	「男女がいそいそ働いている企業」の認証件数(累計)	男女がいそいそ働いている企業が増えることは、職場における男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスの推進の寄与度を測る上で重要な指標であることから選定しました。	企業等への周知・啓発活動などを充実することにより、認証制度への申請を増加させるとともに、既登録企業等での継続した取組を促進させることで、認証登録企業を 2.5 倍超増加させることを目標として設定しました。	73 件	200 件
33203	活動指標	「働くルール」出前講座が役立つと回答した受講者の割合	早い段階で「働くルール」を理解した者が増えることは、若年層の早期離職防止や、離職を余儀なくされた場合のセーフティネット確保の寄与度を測る上で重要な指標であることから選定しました。	「働くルール」出前講座が役立つと回答している受講者は既に高い割合となっていますが、講座が受講者にとってより理解しやすく、役立つ内容となるよう工夫することで、さらに約 4 %アップさせることを目標に設定しました。	89.4% (平成 22 年度)	93.5%
341	県民指標	三重が魅力ある地域であると感じる人の割合	県内産業や地域経済の活性化を推進していくためには、三重が魅力ある地域として理解され、共感を呼ぶことが必要であり、三重県営業本部による活動の成果が三重の認知度や知名度の向上につながると考えられることから選定しました。	民間調査会社によるブランド力調査を参考に、4 年後に都道府県別ランキングトップ 10 入りをめざすためには、認知度の現状値を 20%以上高めることが必要なことから、営業本部による営業活動等により毎年 5 %ずつ拡大することを目標として設定しました。	40.0%	60.0%
34101	活動指標	営業本部活動回数(累計)	営業活動を活発に進めていくことが、三重のポテンシャルや魅力の情報発信力の強化・向上につながることから選定しました。	営業本部による活動回数を毎年新たに 100 回ずつ拡大していくことを目標に設定しました。	—	400 回

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
34102	活動指標	三重の応援団など三重県を応援する三重県ファン数(累計)	情報発信を効果的に進めていくためには三重県への思い等を持つ人の獲得やネットワークの構築が重要であることから選定しました。	三重県を愛し、応援してくれる新たな力を開拓し、営業展開を効果的に進めることができるよう、4年後に三重県ファンを1,000人獲得することをめざし、毎年新たに250人ずつ獲得していくことを目標に設定しました。	—	1,000人
342	県民指標	観光消費額の伸び率	観光消費額は、観光のもたらす経済的効果を把握する基本的な指標の一つであり、伸び率で示すことで、より県民の皆さんにわかりやすい指標になることから選定しました。	平成 22 年の観光消費額を基準に、各年の観光レクリエーション入込客数の伸び率に加え、観光旅行者1人あたりの観光消費額を5%増加させることを目標に、観光消費額を算出し、伸び率を設定しました。	100	127
34201	活動指標	観光レクリエーション入込客数	観光旅行者の集客・交流の量的な把握を行うための、基本となる観光統計指標であることから選定しました。	平成 23 年の推計値(33,000千人)に、遷宮効果や震災からの復興を見込んで、過去5年間の平均伸び率である2.6%を上回る年5.2%という挑戦的な数値を用いて、4年後には40,000千人の入込客数をめざし設定しました。	3,562万人 (平成 22 年)	4,000万人
34202	活動指標	県内の外国人延べ宿泊者数	本県に訪れた外国人観光旅行者数を把握するための基本的な指標であることから選定しました。	平成 23 年の推計値(80,000人)に、遷宮効果や震災からの回復を見込んで、過去3年間の平均伸び率2.0%を上回る年22.0%という挑戦的な数値を用いて、4年後には150,000人の宿泊者数をめざし設定しました。(国の目標は、年15%)	106,000人 (平成 22 年)	150,000人
34203	活動指標	リピート意向率	観光旅行者が必要と感じるサービスが継続的に提供され、満足度の向上につながっているかどうかを評価する指標として適当であることから選定しました。	平成 25 年の式年遷宮に向け、おもてなしの向上や観光人材の育成に取り組む結果、4年後には本県を訪れる全ての人が再び訪れたいと感じていただくことをめざし、挑戦的な数値を設定しました。	75.7% (平成 22 年度)	100%
343	県民指標	海外自治体等との連携により新たに創出された事業数(累計)	県が海外の自治体や在日大使館等との連携を強化することにより、経済、文化面での交流が促進されることから選定しました。	海外とのネットワークを強化するため、海外自治体等との連携事業を年間5件程度実施し、4年間で20件の連携事業を実施することを目標と設定しました。	—	20件
34301	活動指標	みえ国際協力大使数(累計)	みえ国際協力大使が途上国へ赴任し、現地で国際協力活動を行うとともに、活動の報告に加え、経済情勢や治安等の情報の収集や三重の情報発信を行ってもらうことから目標項目として選定しました。	みえ国際協力大使への委嘱が増えることにより、県民の皆さんへの意識啓発、海外との情報発信につながることから、年間20名程度の増とし、全体で200名とすることを目標と設定しました。	112人 (平成 22 年度)	200人

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
34302	活動指標	新たに連携構築を行った国際的なネットワークの数(累計)	企業誘致や県内中小企業の海外展開を促進する上で、海外の自治体や研究機関等との連携やネットワークの構築が大きな促進要因となることから、目標項目として選定しました。	年間最低 1 件は新たなネットワークを構築することを目標にし、4 年間でさらに 2 件の上積みを目標に設定しました。	—	6 件
34303	活動指標	観光における海外自治体等との連携事業数(累計)	海外の自治体をはじめさまざまな主体等と連携し実施した事業数は、観光における新たな展開をあらわす一つの指標になることから選定しました。	年間 2 件程度を連携して行うことにより、累計での目標値を設定しました。	—	10 件
351	県民指標	県民生活の利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	道半ばにある道路網の現状に対し、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の皆さんの多様なニーズにも的確に対応し、県民生活の利便性の向上や地域の経済活動を支援する道路整備を推進する必要があることから選定しました。	公表された高規格幹線道路および直轄国道の供用予定年度を含め、今後の事業の見通しを勘案し、平成 27 年度までに 94.9km を新規供用することを目標値として設定しました。	—	94.9km
35101	活動指標	県内の幹線道路の新規供用延長	三重県の道路整備状況は道半ばにあり、北・中部地域では東名阪自動車道などで交通渋滞が発生し、南部地域では大雨等により交通が遮断されるなど、県民生活に大きな影響を与えており、これらを解消するために、県内幹線道路の早期の整備が課題となっていることから選定しました。	公表された高規格幹線道路および直轄国道の供用予定年度から、平成 27 年度までに 59.9km を新規供用することを目標値として設定しました。	—	59.9km
35102	活動指標	舗装の維持管理指数	路面の維持管理指数を一定以上に保つことは道路の安全性・快適性確保のために欠かすことができないことから選定しました。	安全性・快適性が確保される望ましい管理指数が 5.0 以上であることから、目標値として設定しました。	5.2 (平成 22 年度)	5.0 以上
35103	活動指標	四日市港における外貿コンテナ貨物の取扱量	四日市港の背後圏に立地する荷主企業等が、四日市港を利用していることを明確に示す目標であることから選定しました。	四日市港における外貿コンテナ貨物の将来貨物推計値をもとに目標値を設定しました。	17 万 TEU	26 万 TEU
35104	活動指標	県管理港湾の入港船舶総トン数	港湾事業には、船舶による人流・物流機能を充実させるという目的があることから、港湾における船舶の利用状況を示す指標として選定しました。	過去 10 年間(平成 13 年～平成 22 年)の実績より、入港船舶総トン数が横ばいになると予測されることから、現状維持を目標値として設定しました。	1,503 万ト (平成 22 年度)	1,503 万ト (平成 26 年度)
352	県民指標	県内の公共交通機関の利便性に関する満足度	公共交通機関の第一次利用者である県民の皆さんから見て、その利便性(使い勝手等)に関する満足度が高いことが重要であるため、目標として選定しました。	現状値が 40.0% であることから、年 1 ポイントずつ増加させることを目標に、平成 27 年度値を 4 ポイント増の 44.0% と設定しました。	40.0%	44.0%
35201	活動指標	地域間幹線系統数	県の協議会が支援する地域間幹線を増加させることにより、地域間幹線の維持・確保につながるため、目標として選定しました。	現状では 37 系統補助していますが、国の新しい基準の中で、今後想定できる地域間幹線に認定可能な系統は 43 系統であることから、43 系統を目標値として設定しました。	37 系統	43 系統

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
35202	活動指標	中部国際空港および関西国際空港の就航便数	空路が代表的な広域の高速交通網であることから、中部国際空港および関西国際空港の就航(旅客)便数を目標として選定しました。	過去 3 年間の最多値が 1,784 便であることから、1,784 便(平成 23 年度現状値の 5.5%増)を目標値として設定しました。	1,691 便	1,784 便
353	県民指標	コンパクトなまちづくりが進められている都市計画区域の数	人口減少、超高齢社会の中、県民の皆さんが快適に生活するためには、集約型都市構造の構築をしていくことが基本になると考えられることから選定しました。	改定した三重県都市マスタープランの見直し方針や、都市計画基礎調査の結果により、土地利用を促進する取組が想定される 9 区域を目標値として設定しました。	-	9 区域
35301	活動指標	鉄道と道路との立体交差化を行う事業の進捗率	踏切渋滞・事故を解消し、周辺地域の交通円滑化や鉄道により分断された市街地の一体化を図るため都市基盤の整備として重点的に取り組む事業であることから選定しました。	対象とする松阪公園大口線と近鉄名古屋線川原町駅付近の立体交差化事業の事業計画において、それぞれ、平成 26 年度末、平成 27 年度末で完成する予定であるため、目標値を 100%と設定しました。	56.1% (平成 22 年度)	100%
35302	活動指標	商業施設等でバリアフリー化された施設数(累計)	法律や条例に基づき整備され、適合証を交付された公共的施設の数であり、だれもが暮らしやすいまちづくり(環境づくり)が展開されているかどうかを把握する上で、わかりやすい指標と考えることから選定しました。	条例に基づく事前協議において適合率の向上を図ることなどにより、平成 22 年度までの実績 2,002 件から、毎年度 170 件程度の適合件数を見込み、目標値を設定しました。	2,002 施設 (平成 22 年度)	2,845 施設
35303	活動指標	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	長年にわたり、良好な状態で使用できる措置が講じられた住宅の普及を促進することで、環境負荷の低減を図りつつ、良質な住宅ストックを将来世代に承継することができ、より豊かでやさしい暮らしへの転換が図られることから選定しました。	三重県住生活基本計画の目標値である平成 32 年度 31.0%について、過去の実績等から毎年 0.6%増加すると想定し設定していることから、目標値を 28.0%と設定しました。	24.9% (平成 22 年度)	28.0%
35304	活動指標	特殊建築物等の維持保全適合率	安全安心な建築物を確保するためには、不特定多数が利用する既存建築物への建築基準法の適合性を確保するとともに、維持保全も徹底する必要があることから選定しました。	平成 23 年 3 月に、県と特定行政庁により策定した三重県建築行政マネジメント計画において、毎年 1.5%の増加をめざして目標値を設定しているため、目標値を 59.5%と設定しました。	52.3% (平成 22 年度)	59.5%
35305	活動指標	市町、県が制定した景観に関する条例等の件数(累計)	景観条例や景観計画には、良好な景観の形成のために必要となる、具体的な地域の将来像や景観形成の手法などを定めており、景観まちづくりの指針となるものであることから、選定しました。	現状値に今後の見込みを加味して目標値を設定しました。	29 件 (平成 22 年度)	34 件
354	県民指標	地籍調査の実施面積(累計)	土地の基礎情報となる地籍調査が計画どおり円滑に行われていることが、土地の計画的な利用促進につながることから目標項目として選定しました。	各市町における過去の実績に、「国土調査第 6 次十箇年計画」で掲げる数値および大規模公共事業の用地測量成果面積を活用した上で、目標値を設定しました。	438km <sup>2</sup> (平成 22 年度)	534km <sup>2</sup>

施策番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
35401	活動指標	飲料水の供給に対する満足度	生活に欠くことができない飲料水が、安定的に確保され、安全に供給されている県民の皆さんの満足度を示すことから選定しました。	これまでの一万人アンケートで例年満足度 1 位と高い水準であるものの、さらなる満足度の向上をめざし、平成 23 年度に不満と回答された約 4 %の底上げを図るものとして設定しました。	86.2%	90.0%
35402	活動指標	浄水場等における主要施設の耐震化率	安全で安心な水を安定的に供給することが事業の目的であり、主要施設の耐震化状況は、安定供給の指標として適しているため選定しました。	計画的に耐震化を進めており、その計画を目標として設定しました。	90.2% (平成 22 年度)	97.9%
35403	活動指標	地籍調査の実施市町数	地籍調査実施の市町を増やすことが、事業の進捗率向上につながることから目標として選定しました。	全市町が、地籍調査に取り組んでいることを目標値として設定しました。	21 市町 (平成 22 年度)	29 市町

## (2) 選択・集中プログラムの数値目標

各プロジェクト等に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「プロジェクトの数値目標」の一覧です。

### I. 緊急課題解決プロジェクト

番号	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
緊急課題 解決1	緊急減災に向けた行動項目 (アクション) の進捗率	災害から県民の皆さんの命を守るため、減災に係る総合的な対策を緊急かつ的確に実施することを目標として選定しました。	期間内に対策を着実に実施していくため、目標として設定しました。	—	100%
緊急課題 解決2	命と地域を支える道の供用 延長	大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対して地域の安全・安心を支えるとともに、北・中部地域の産業、南部地域の観光など地域の今ある力を生かした新しい三重づくりを進めるため、命と地域を支える道の整備を推進する必要があることから選定しました。	公表された高規格幹線道路および直轄国道の供用予定年度を含め、今後の事業の見通しを勘案し、現状 63.1km の供用延長を平成 27 年度までに 84.7km 延伸することを目標値として設定しました。	63.1km (平成 22 年度)	147.8km
緊急課題 解決3	二次救急病院 における勤務 医師数	プロジェクトの目標である医師確保と救急医療体制の整備に取り組んだ結果を直接的にあらわすことができると考えることから、目標項目として選定しました。	平成 22 年度国の必要医師数実態調査において、県内の必要求人医師数 312 人のうち、二次救急病院の必要求人医師数が 213 人(全体の 68%) であることから、施策 121 の目標に掲げる病院勤務医師の増加数 100 人(10 万人あたり 5.4 人)のうち、その割合に応じた 68 人を現状値に加え、1,373 人を目標値として設定しました。	1,305 人 (平成 22 年度)	1,373 人 (平成 26 年度)
	がん検診受診 率(乳がん、子 宮頸がん、大 腸がん)	乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんは、がんの中でも高い検診効果が期待できると言われています。がん検診受診率の向上が県民の皆さんの生命、健康を守る上で有効であることから、目標項目として選定しました。	平成 27 年度の目標として、乳がん検診、子宮頸がん検診および大腸がん検診の受診率が平成 21 年度調査における日本一の水準(乳がん 35.5%、子宮頸がん 34.3%、大腸がん 33.4%) に到達することをめざし、目標値を設定しました。	乳がん 14.0% 子宮頸がん 19.0% 大腸がん 18.2% (平成 21 年度)	乳がん 35.0% 子宮頸がん 35.0% 大腸がん 35.0% (平成 26 年度)
緊急課題 解決4	県内労働力人 口に占める就 業者の割合	景気等の外部要因の影響を強く受ける懸念はありますが、県民の皆さんにとってわかりやすく、雇用支援の成果を直接的に示す指標として、本指標を選定しました。	金融危機前(平成 19 年度)の水準に回復させることを目標に目標値を設定しました。	96.0% (平成 22 年度)	97.5%

番号	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
緊急課題 解決4	本プロジェクトにより支援した人の数	より多くの求職者に対し、ニーズに沿った多様な就労支援を行うことが就労に効果的と考えられることから、選定しました。	新規事業を立ち上げ重点的な支援を開始する初年度を除き、毎年 700 人程度、支援する人を増やすことを目標に目標値を設定しました。	22,644 人 (平成 22 年度)	27,100 人
緊急課題 解決5	「みえの子育ちサポーター」認証者数(累計)	「子どもの育ちを支える」ことのできる環境づくりの最大の要素は、「子どもの育ち」を理解し、地域で子どもを見守り、子どもの活動を支える人材の拡大であることから、目標項目として選定しました。	多くのサポーターによって地域で子どもを見守り、子どもの活動を支えるため、計画期間内に 10,000 人の認証をめざし、目標値を設定しました。	593 人 (平成 22 年度)	10,000 人
緊急課題 解決6	県の就労支援事業により一般就労した障がい者数	障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労の実現を図ることが重要であることから目標項目として選定しました。	平成 23 年度の実績見込 252 人から、計画期間内に 10% 増やすことをめざし、目標値を設定しました。	242 人 (平成 22 年度)	278 人
緊急課題 解決7	「みえフードイノベーション」から生まれる新商品等の数(累計)	農林水産業が素材生産に加えて付加価値の創出にどの程度取り組んでいるのかを測る指標として適当と考えられることから選定しました。	もうかる農林水産業の実現に向けてはプロジェクトの取組成果から多くの新商品等を創出する視点が求められることから、各実践取組における成果見通しなどをもとに向こう 4 年間の新商品創出を積極的に設定しました。	—	200 件
緊急課題 解決8	操業しやすいと感じる企業の割合の伸び率	県内産業の空洞化懸念を払拭し、県内に投資を呼び込む環境づくりが大切であることから、企業の実感をアンケートにより把握する当目標項目を選定しました。	平成 23 年度のアンケート結果の数値を 100 として、4 年間でその割合を 5 割増加させることをめざし目標値として設定しました。	100	150
緊急課題 解決9	野生鳥獣による農林水産被害金額	鳥獣被害防止対策の総合的な成果を測る指標として適当と考えられることから選定しました。	農林水産業者等が鳥獣被害の防止対策の効果を実感できるためには、県全体の被害金額を 20% 以上減らしていく必要があると考えられることから設定しました。	751 百万円 (平成 22 年度)	600 百万円 以下 (平成 26 年度)
緊急課題 解決 10	不適正処理事案における支障除去の着手件数	生活環境保全上の支障等(人の健康または生活環境に係る被害が生じている、またはそのおそれがある状態)の状況から早期に支障除去に着手して安全・安心を確保する必要があることから、4 事案の取組状況が把握できるよう支障除去の着手件数を目標項目として選定しました。	事案ごとの現在の支障の状況や地元との協議・調整等、対策工法に係る技術検討専門委員会での検討状況をふまえ、4 事案全てについて、行政代執行による環境修復に着手することとし、目標値を設定しました。	1 件	4 件

## Ⅱ. 新しい豊かさ協創プロジェクト

番号	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
新しい 豊かさ 協創1	授業内容を理解している子どもたちの割合	家庭や地域と連携し、子どもたちの学力の定着と向上を図る取組を計画的・継続的に進めることにより、授業内容を理解している子どもたちの割合が高まることから選定しました。	平成 23 年度の現状値は 81.2% であり、過去 5 年間で年平均約 0.96% の増加がありました。今後、これまで以上に子どもたち一人ひとりの学習状況や学習環境に応じた計画的・継続的なきめ細かな指導や学校と家庭・地域が連携した取組が必要となります。これらの取組を着実に進めることにより、年間約 1% ずつの増加をめざし、4 年後の目標値を 85% と設定しました。	81.2%	85.0%
新しい 豊かさ 協創2	県内スポーツ大会・イベントの参加者数	地域のスポーツ活動が活性化し、県民の皆さんのスポーツへの関心が高まることによって、スポーツ大会やスポーツイベントへの参加者数が増加することが期待できることから、目標項目として選定しました。	既存のスポーツ大会・スポーツイベントへの参加者が、毎年 2% ずつ増加することに加え、新たなスポーツ大会・イベントが毎年一つ開催されるようになることをめざして目標値を設定しました。	161,914 人 (平成 22 年度)	184,000 人
新しい 豊かさ 協創3	県民の皆さんや企業をはじめとしたさまざまな主体が連携して取り組むプロジェクト数(累計)	県民の皆さんが豊かさを実感できるスマートライフへの転換を一層進めるためには、さまざまな主体が連携して取り組むプロジェクトを誘発することが重要であることから、目標項目として選定しました。	「クリーンエネルギーバレー構想」「新エネルギービジョン」の取組の方向性や内容をもとに、毎年 6 件程度の新たなプロジェクトを創出することをめざしていくという目標値を設定しました。	—	25 件
新しい 豊かさ 協創4	観光レクリエーション入込客数	観光旅行者の集客・交流の量的な把握を行うための、基本となる観光統計指標であることから選定しました。	平成 23 年の推計値(33,000 千人)に、遷宮効果や震災からの復興を見込んで、過去 5 年間の平均伸び率である 2.6% を上回る年 5.2% という挑戦的な数値を用いて、4 年後には 40,000 千人の入込客数をめざし設定しました。	3,562 万人 (平成 22 年)	4,000 万人
新しい 豊かさ 協創5	地域活動に参画している学生の割合	県民力養成の視点から、若者の県民力を高める取組の成果として、県内高等教育機関の学生の地域活動への参画率を選定しました。	地域活動に参画する学生の割合を 4 年間で倍増することをめざし目標値を設定しました。	13.4%	27.0%
	パートナーグループネットワーク構築数(累計)	県民力拡大の視点から、人と人との絆づくりに係る取組の成果として、パートナーグループのネットワーク構築数を選定しました。	平成 27 年度のパートナーグループの目標が 1,000 グループであることから、1 パートナーグループにつき、3 つのネットワークが構築されるとして設定しました。	276 (平成 22 年度)	3,000

番号	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
新しい 豊かさ 協創5	認定NPO法人 人数	県民力発揮の視点から、NPOの自立した活動を支える基盤づくりの成果として、認定NPO法人数を選定しました。	国の試算では、現状のNPO法人の5%程度が、認定NPO法人の要件を満たしているとされています。そのため、県でも、4年間で県内のNPO法人(570法人)の5%程度が認定NPO法人となることを目標と設定しました。	1法人	30法人

### Ⅲ. 南部地域活性化プログラム

番号	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
南部地域 活性化1	若者の定住率	南部地域においては、若者の人口流出が大きな課題であることから、若者の定住状況をあらわす指標として選定しました。	南部地域における若者の定住率を試算すると、年々減少している傾向にあることから、4年後に現状を維持することを目標値として設定しました。	62.4%	62.4%

### (3) 行政運営の取組の数値目標

各行政運営の取組に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「県民指標」と、県が取り組んだことの効果がわかる指標である「県の活動指標」の一覧です。

#### I. 行政運営 ～施策の推進を支えるために～

番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
行政運営 1	県民指標	各施策の「県民指標」の達成割合	施策は、「みえ県民力ビジョン」において県民の皆さんを直接の対象としてサービスを提供する政策体系の全てをカバーしており、「みえ県民力ビジョン」の推進の進行管理を行う上で適当であることから選定しました。	「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」の達成割合(53.3%)を参考にしつつ、県民の皆さんに成果を届けることを県政運営の基本姿勢に掲げていることから、70%が妥当であると考え設定しました。	—	70.0%
40101	活動指標	各施策の「県の活動指標」の達成割合	「みえ県民力ビジョン」の推進を図る上で、県行政の取組を着実に進め、成果を出していくことが必要であることから、県が取り組んだことの効果がわかる指標である「県の活動指標」の達成割合を選定しました。	「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」の達成割合(57.1%)を参考にしつつ、「県民指標」の達成割合に寄与することと、県が取り組んだことの効果をあらわす指標であることから、80%と設定しました。	—	80.0%
	活動指標	「選択・集中プログラム」の数値目標の達成割合	厳しい財政状況の中で、行政経営資源を効率的かつ効果的に投入する「選択・集中プログラム」は、計画期間中に特に注力して取り組む政策課題であることから選定しました。	「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」の達成割合(50.0%)を参考にしつつ、計画期間中に行政経営資源を優先的に投入して取り組むものであることから、80%と設定しました。	—	80.0%
40102	活動指標	新たに実施する広域連携事業の数(累計)	県境を越えて取り組むことが効果的な課題への対応を図る上で、新たな広域連携事業への取組が必要であることから、これらについての県の取組状況を的確にあらわす指標として選定しました。	新たな広域連携事業への取組が必要であることから、過去の実績(平成 19 年度から 22 年度までで 22 件)をふまえ、4 年間で 20 件の取組と設定しました。	—	20 件
40103	活動指標	学生と地域のさまざまな主体との交流フォーラムの開催回数	県内の高等教育機関と共に地域の課題解決に向けた取組を進める上で、高等教育機関の教員や学生が地域のさまざまな主体と交流し、相互の理解と連携を深めることが不可欠であることから、そのための基本的な県の取組の状況をあらわす指標を選定しました。	特定の地域に偏ることなく、できるだけ多くの地域の皆さんと高等教育機関が広く交流していただきたいと考えており、年間に 5 地域で交流フォーラムを開催することをめざしていることから、4 年後の目標値を 20 回と設定しました。	—	20 回
行政運営 2	県民指標	行財政改革取組の達成割合	「三重県行財政改革取組」では、具体的取組ごとに工程を設定しており、全ての具体的取組のうち達成した取組の割合を目標とすることが、全体としての進行管理を行う上で適当であると判断し、選定しました。	「三重県行財政改革取組」は平成 24 年度～ 27 年度を取組期間としており、この期間内に全ての具体的取組を達成すべきであると考え、設定しました。	—	100%

番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
40201	活動 指標	事務改善取組 の実践(「率先 実行大賞」へ の応募)	職員の自主的・創造的な改善・ 改革の取組等を讃える表彰制 度である「率先実行大賞」に応募 する所属の割合が高まることは、 より質の高い行政サービスの提 供事例が幅広く行われているこ とをあらわすことでもあること から選定しました。	現状での応募した所属の割合は、 全所属の約 41% ですが、平成 27 年度には 70% に高めること をめざし、設定しました。	41.4%	70.0%
40202	活動 指標	人材育成に関 する達成度	「協創」の取組を進めることがで きる、高い意欲と能力を持った 人材を育成することが求められ ていることから選定しました。	人材育成に関する職員の満足度 と研修の達成度の平均値を毎 年 0.4% 程度増やすこととして、 目標値を設定しました。	78.1% (平成 22 年度)	80.0%
行政 運営 3	県民 指標	県債残高	県債残高の増大は、将来の公債費 負担の増加を通じて財政の硬直 化を招き、持続可能な財政運営 を阻害することから、指標とし て選定しました。なお、国の地 方財政対策により決定される 臨時財政対策債や災害に対応す るための災害復旧事業債等は、 発行について県の裁量の余地が ないことから除くこととしまし た。	「中期財政見通し」をふまえ、平 成 26 年度末に県債残高が減少 に転じるよう目標値を設定しま した。	8,190 億円 (平成 23 年度末)	8,185 億円 (平成 26 年度末)
40301	活動 指標	県債残高(再掲)	同上	同上	同上	同上
40302	活動 指標	県税の徴収率	行政サービス提供のもととなる 県税収入の確保の度合いを示す 代表的な指標であることから選 定しました。	徴収率について、さらなる滞納 対策に取り組むなど、今後は毎 年 0.1 ポイント上昇させること をめざし、目標値を設定しまし た。	96.5% (平成 22 年度)	96.9% (平成 26 年度)
40303	活動 指標	庁舎(本館棟・ 附属棟等)の 耐震化率	庁舎(本館棟・附属棟等)の耐震 化を進めることは、庁舎を利用 する全ての人々が、安全・安心 な環境で庁舎が利用できること につながるから選定しました。	平成 23 年度末現在で、要耐震 改修建物(解体予定を含む)は、 5 棟あり、平成 27 年度末まで に全ての棟の耐震改修を完了さ せ、耐震化率 100% を達成す ることで、全ての庁舎での安全・ 安心な環境を提供するために設 定しました。	88.9%	100%
行政 運営 4	県民 指標	県の会計事務 に是正・改善 を求める監査 意見数(実施 1 か所あたり)	財務事務の執行に関しての是 正・改善を求める意見数が減少 することが、適正な会計事務の 確保につながると考えられるこ とから選定しました。	現状値(平成 22 年度)から毎年 0.1 件ずつ減少させることを目 標として設定しました。	3.2 件 (平成 22 年度)	2.8 件以下 (平成 26 年度)
40401	活動 指標	出納局が行う 会計支援の満 足度	出納局の会計支援に対する満足 度を見ることで、各所属の会計 事務遂行への寄与を測ることが できると考えられることから選 定しました。	4 段階評価の満点である 4 点か ら見て、その 9 割に到達するこ とを目標値として設定しました。	3.02 (平成 22 年度)	3.60

番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
40402	活動 指標	資金保全率	公金の運用については、元本の安全確保を最優先とし、歳計現金および基金等それぞれの元本の保全が必要であることから選定しました。	公金の管理運用においては常に資金全体の元本の保全の必要があることから、目標値を 100% と設定しました。	100% (平成 22 年度)	100%
行政 運営 5	県民 指標	市町への権限 移譲事務数 (累計)	県から市町への権限移譲を進めることは、市町の自主性・自立性を高めることにつながるから選定しました。	平成 23 年度の権限移譲事務数を 465 と見込み、平成 24 年度以降は、毎年度 5 ずつ移譲していくことを目標として設定しました。	310 事務 (平成 22 年度)	485 事務
40501	活動 指標	県と市町による全県的な課題の解決に向けた取組数 (累計)	全県的な課題の解決に取り組むことは、市町の効率的・効果的な行政運営に寄与できると考えられることから選定しました。	平成 24 年度以降は、毎年度一つずつ取り組むことを目標として設定しました。	2 取組	6 取組
40502	活動 指標	財政健全化計画策定団体数	県内全市町が健全で安定的な財政運営を行っており、財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定団体になっていないことを目標に選定しました。	県内市町が財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定団体にならないことを目標に、策定団体数を「0」として設定しました。	0 市町	0 市町
行政 運営 6	県民 指標	得たいと思う 県情報が得ら れている県民 の割合	県民の皆さんの求めている情報が届いているかを測るために適切な指標と考え、選定しました。	県民の皆さんが求める情報は多岐にわたる上、説明責任の観点から発信すべき情報もあることから、現状値を 1 割向上させることを目標に 60.0% に設定しました。	54.2%	60.0%
40601	活動 指標	県のホーム ページ(トップ ページ)への アクセス件 数	インターネットを活用した県からの情報提供について、皆さんがどれくらいの関心を示して閲覧をしているかをあらわす代表的な指標であると考え、選定しました。	総務省「平成 22 年通信利用動向調査」によると、過去 5 年間(平成 18～22 年)のインターネット人口普及率は、5.6% 増加しています。(年平均 1.12%) この増加率を 22 年度の実績に乗じた値を 5 年後の目標値として設定しました。	168 万件 (平成 22 年度)	178 万件
40602	活動 指標	統計情報利 用件数(みえ DataBox ア クセス件数)	統計情報の利用件数が的確に把握できる指標であると考え、選定しました。	平成 23 年度に見込まれるアクセス数 68 万件をベースとし、過去 5 年間(平成 18～22 年度)の増減平均が 1 万件増なので、各年度 1 万件増で設定しました。	471,312 件 (平成 22 年度)	720,000 件
40603	活動 指標	公文書や個人 情報の開示決 定等における 開示・非開示 判断の適正度	行政機関の開示・非開示等の判断が、情報公開条例および個人情報保護条例に基づき適正に運用されていることを検証する指標であると考え、選定しました。	平成 19 から 22 年度に出された答申のうち、行政機関の決定が適正であると判断した割合 76.3% と平成 22 年度と同割合 78.8% を上回る 80.0% を目標値として設定しました。	78.8% (平成 22 年度)	80.0%
行政 運営 7	県民 指標	行政手続等 のオンライン 利用率	IT を利活用した行政サービスの利用状況を見る際に使われる代表的な指標であることから選定しました。	対象手続が変わらない中で普及を図っていくことから、年 1 ポイントの利用増を目標として設定しました。	52.9% (平成 22 年度)	58.0%

番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
40701	活動指標	電子申請・届出システム利活用件数	ITを活用したサービスの代表的なシステムの利用状況であることから、指標として選定しました。	平成 23 年度の利活用件数は 180,000 件に達すると推計されますが、増加率は減少する傾向にあり、今後の利活用見込みを勘案した結果、年 1 千件ずつの増加を目標として設定しました。	173,549 件 (平成 22 年度)	184,000 件
40702	活動指標	県情報ネットワーク停止時間	行政サービスの向上等のためには各種情報システム基盤となる情報ネットワークの安定運用が不可欠であることから指標として選定しました。	年間稼働率 99.99% 以上となる年間 20 分以内の停止を継続して維持することを最終目標としているため、平成 27 年度の目標値については、その最終目標へ向け、直近 4 か年(平成 19 ~ 22 年度)の移動平均 42 分から毎年 1 割ずつ削減することとし、24 分に設定しました。	42 分 (平成 22 年度)	24 分
40703	活動指標	携帯電話不通話地域整備数(累計)	携帯電話の格差是正に取り組んだ成果をあらわすには、基地局の整備数がふさわしいと判断し、指標として選定しました。	過去の整備実績と今後の整備見込み等を勘案し、年 2 基の整備を目標として設定しました。	61 基 (平成 22 年度)	71 基
40704	活動指標	新たな手法(システム評価等)による支援を実施した大規模システム数(累計)	ITガバナンスの主目標である IT 調達の適正化に向けての取組の浸透度を測る最もわかりやすい指標であるため、選定しました。	平成 24 年度から平成 27 年度までに再構築を行う見込みである大規模システム数(28 システム)を対象として目標値を設定しました。	—	28 件
行政運営 8	県民指標	公共事業への信頼度	効率的・効果的に公共事業が実施されるとともに、企業の地域・社会貢献の取組が進むことにより、公共事業の適正な運営と円滑な推進が図られ、県民の皆さんの信頼感向上に資することから目標項目として選定しました。	これまでの実績と今後の審査・取組の見通しを勘案し、「県の活動指標」である「公共事業再評価・事後評価達成度」と「受注者の地域・社会貢献度」の平成 27 年度の平均値を 96.3% として目標に設定しました。	92.8% (平成 22 年度)	96.3%
40801	活動指標	公共事業再評価・事後評価達成度	再評価および事後評価において、効率的・効果的な公共事業の実施に取り組んだ状況が端的に評価できる指標として選定しました。	4 年間審査を受け、全て妥当とされることを目標として、これまでの実績件数をベースに 97.5% に設定しました。	97.1% (平成 22 年度)	97.5%
40802	活動指標	受注者の地域・社会貢献度	総合評価方式における入札(発注事務所管内の業者を対象とした発注)において、「公共施設美化活動実績」や「障がい者雇用実績」などを評価項目としており、地域・社会貢献の取組実績を端的に評価できる指標として選定しました。	近年の厳しい経営環境を勘案し、おおむね全ての受注者が地域・社会貢献の取組を行っている状況として、95% を目標値として設定しました。	88.4% (平成 22 年度)	95.0%

## Ⅱ. 行政委員会

～民主的かつ公正中立な行政運営～

番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
行政委員会 1	活動指標	全県を対象とした選挙の投票率	投票率は選挙の情勢などによって大きく変動し、投票率のみによって選挙の公明性や適正性を評価することは難しいですが、最も重要な指標の一つです。このため、全県を対象とする選挙（衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、知事選挙、県議会議員一般選挙）の投票率を目標項目と選定しました。	全県を対象とする選挙（衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、知事選挙、県議会議員一般選挙）の過去5年間の平均投票率を現状値とし、投票率の長期的な低落傾向の中で、現状値以上を維持することを目標と設定しました。	63.0%	63.0%
行政委員会 2	活動指標	勤務条件に関する職員の満足度	勤務条件に関する職員の満足度を意識した勤務条件の整備に関する取組が、適正な勤務条件の確保につながると考えたことから選定しました。	公務員制度改革など職員を取り巻く急速な情勢の変化が想定される中、現状の満足度の水準を計画期間中維持していくことをめざして目標値を設定しました。	69.8% (平成 22 年度)	70.0%
	活動指標	新規採用職員に対する所属長等満足度	新規採用職員に対する所属長等満足度を意識した職員採用の取組が、有為な人材確保につながると考えたことから選定しました。	新規採用職員全員が県にとって有為な人材であることをめざして、所属長等の満足度を 100% と設定しました。	89.2% (平成 22 年度)	100%
行政委員会 3	活動指標	監査結果に対する改善率	監査で指摘した意見について執行部局が講じた措置は、地方自治法の規定により監査委員に通知することとなっており、その内容を分析し改善状況を把握することが、県の行財政運営が適正になされているかの判断指標となることから選定しました。	監査で指摘した意見の中には、対応に時間を要するものも含まれることを考慮して設定しました。	87.9% (平成 22 年度)	90.0%
	活動指標	実地による予備監査実施率	適正な行財政運営の執行を確保するためには、実地での事務局による予備監査の量的水準を維持する必要があることから選定しました。	過去の実地による予備監査実施率と、量的水準を今後も維持していく観点から設定しました。	71.9%	73.0%
	活動指標	実地による委員監査実施率	適正な行財政運営の執行を確保するためには、実地での委員監査の量的水準を維持する必要があることから選定しました。	過去の実地による委員監査実施率と、量的水準を今後も維持していく観点から設定しました。	59.3%	63.0%
行政委員会 4	活動指標	不当労働行為事件の審査期間の目標達成率	労働組合法で、迅速な審査を行うため審査期間の目標を定め、その達成状況を公表するものとされていることから選定しました。	目標審査期間内に審査を終結させることを目標とし設定しました。	80.8% (平成 22 年度)	100%
	活動指標	労働争議調整事件の円満解決率	労使間の紛争は、労使双方の合意により円満に解決することが望まれることから選定しました。	近年の解決率の全国平均は6割前後であることから、それを上回るものとして設定しました。	55.6% (平成 22 年度)	70.0%
行政委員会 5	活動指標	6か月以内終結率	審理の促進を図り、裁決が遅延することのないよう努めることから選定しました。	全ての事件を6か月以内に終結させることをめざすこととして目標値を設定しました。	100% (平成 22 年度)	100%

番号	区分	目標項目	選定理由	平成 27 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 23】	目標値 【平成 27】
行政 委員会 6	活動 指標	操業協定の締 結件数	県内の漁業者が他県と隣接する 漁場を安全に利用できるように するため、操業協定の締結件数 を目標項目として選定しました。	操業協定の締結までに相当の期 間を要することが予想されま す、1 件の操業協定締結を目標 値として設定しました。	1 件 (平成 22 年度)	2 件
行政 委員会 7	活動 指標	目標増殖量の 達成率	内水面漁場における資源確保の ためには、漁業権魚種の目標増 殖量の遵守が不可欠であるこ とから目標増殖量の達成率を目標 項目として選定しました。	目標増殖量の完全実施を推進す るため 100% を目標値として設 定しました。	89.3% (平成 22 年度)	100%

## みえ県民力ビジョン

～県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重～

平成 24 (2012) 年 4 月  
三重県戦略企画部企画課

〒 514-8570 津市広明町 1 3 番地

T e l : 0 5 9 - 2 2 4 - 2 0 2 5

F a x : 0 5 9 - 2 2 4 - 2 0 6 9

E-mail : kikakuk@pref.mie.jp

<http://www.pref.mie.lg.jp/VISION/index.htm>

# みえ県民力 ビジョン

三重県

